

2019年度
全学自己点検・評価報告書

きゃっ か しょう こ
脚下照顧

駒澤大学

表紙「脚下照顧」（きゃっかしょうこ）の意味

この句はもともと禅の教えに基づく言葉である。

脚下とは<足もと>の意で、転じて<足もとの重大事>、自己の依って立つ根本を意味する。照顧とは<照らし、明らかにする>ことである。

したがって、「脚下照顧」とは、常に今ある自己を見つめ、在りようを検討し、もって前向きに進みゆくことに資する姿勢を示す言葉である。

序章	1
本章	
第1章 理念・目的	3
第2章 内部質保証	10
第3章 教育研究組織	23
第4章 教育課程・学習成果	29
第5章 学生の受け入れ	68
第6章 教員・教員組織	82
第7章 学生支援	94
第8章 教育研究等環境	108
第9章 社会連携・社会貢献	119
第10章 大学運営・財務	
第1節 大学運営	129
第2節 財務	141
終章	146

※本文中の根拠資料は、(根拠●-●)と表記している。

序 章

駒澤大学（以下「本学」という。）は、1592年に仏教研究と漢学振興のために創設された僧侶の教育機関「学林」を前身とした大学であり、「仏教」の教えと「禅」の精神を建学の理念として、これまで24万人以上の卒業生を送り出している。2019年5月1日現在、7学部17学科8研究科15専攻を設置し、15,000人以上の学生が学んでいる。

1. 前回の大学評価受審結果及び努力課題への対応

本学は、2013年度に公益財団法人大学基準協会（以下「貴協会」という。）による大学評価を受審し、「適合認定」を受けているが、その際、長所として特筆すべき事項2点及び努力課題8点の提言が付された。

努力課題については、指摘を受けた当該組織のみならず大学全体で課題の意義を共有し、全学的な改善を進める必要があることから、2014年度に策定した「学校法人駒澤大学施策体系（平成26年度～平成29年度）」の中に努力課題に付された提言を反映させ、全学的にその対応を進めた。また、同施策体系では、努力課題だけではなく大学評価時に指摘を受けた様々な問題点・意見も参考に、大学全体の底上げを目指した発展的な改善・向上を可能とする具体的な目標を設定した。その後、前述の施策体系に掲げた行動目標は、「中期事業計画書」及び各年度「事業・業務計画書」に反映し、より具体化することにより、各年度における達成目標を明確にし、計画の進捗を確認・評価しながら改善を進めた。

2014年度以降、施策体系に基づく改善計画を推進し、2017年度に「改善報告書」を提出している。2018年度に貴協会より受領した「改善報告書検討結果（駒澤大学）」では、本学が努力課題を真摯に受け止め、意欲的に改善に取り組んでいることが確認できたという評価を受け、再度報告を求められる事項はなかった。

努力課題8点の改善状況（概要）及び改善状況に対する貴協会からの意見は、以下のとおりである。

No.1 全研究科において、学位授与方針と教育課程の編成・実施方針を明確に定めていないので早急に策定し、公表することが望まれる。

2014年に全研究科において学位授与方針と教育課程の編成・実施方針を策定し、大学ホームページ等で公表しているが、一部研究科において、教育内容・方法などに関する基本的な考え方が示されていない、修得すべき学習成果が示されていないとの意見が付された。本件については、2019年度内に改善対応が図られた。

No.2 全学部の学位授与方針と教育課程の編成・実施方針が、社会一般に広く公表しているとは言えないので外部から閲覧しやすい媒体・形式で公表することが望まれる。

2014年より大学ホームページに公表している。大学ホームページのトップページに「3つのポリシー」のリンクを設けるなど、閲覧のしやすさにも配慮している。

No.3 1年間の履修単位数の上限について、一部の学部・学科において設定が高いため単位制度の趣旨に則って改善が望まれる。

年間履修制限単位数は、2017年度以降、順次、各学部・学科において49単位以内で設

定しているが、文学部（社会学科社会福祉学専攻除く。）では、1・2・3年次の年間履修制限単位数の上限が50単位以内となっているので改善が望まれるとの意見が付された。本件については、2018年度より49単位以内に改善対応が図られた。

No. 4 一部の学部・研究科において、シラバスの記載に精粗があることから改善が望まれる。

シラバスのチェック体制を強化し、全学統一の形式でシラバスを作成している。精粗が目立つと指摘を受けた授業スケジュールについても、原則回数形式で記載するように改善を図った。

No. 5 法曹養成研究科を除く各研究科において、学位論文審査基準が明文化されていないので、課程ごとに『大学院要覧』などに明記することが望まれる。

学位論文審査基準を明文化し、2014年度より大学ホームページや大学院要覧に掲載しているが、人文科学研究科仏教学専攻（修士課程・博士課程）の審査基準が明確ではないので改善が望まれるとの意見が付された。本件については、2019年度に改善対応が図られた。

No. 6 過去5年間の入学定員に対する入学者比率の平均が仏教学部仏教学科と文学部国文学科で高くなっていることから、改善が望まれる。

合格判定時の歩留まり状況を両学部・学科で検証がなされ、改善が図られている。

No. 7 編入学定員に対する編入学生数比率が一部の学部・学科において低いため、改善が望まれる。

編入学定員を見直し、2016年度より新たな編入学定員による入学試験を実施し、一部改善がみられたが、依然として比率が低い状態が続いていることから、今後さらなる改善が望まれるとの意見が付されている。編入学定員の充足に向け、指定校編入学の指定校数増加や2年次編入を新たに導入しているが、定員充足には至っていない。

No. 8 収容定員に対する在籍学生比率が、法学研究科（修士課程・博士課程）、法曹養成研究科において比率が低いため、改善が望まれる。

両研究科とも様々な改善計画を策定し改善に向けた努力を重ねているが、比率は依然として低いままである。また、他研究科についても2013年度大学評価受審時より比率が低くなっていることから改善が望まれるとの意見が付されている。大学院進学説明会での工夫、ネット広告や授業料減免制度を新たに導入しているが、定員充足には至っていない。

以上のとおり、一部の努力課題については、引き続き検討を重ね、より一層の改善に尽力することが望まれるとの意見が付された。

現在、本学では、「学校法人駒澤大学長期ビジョン『駒澤2030』」及び「学校法人駒澤大学施策体系（2018年度～2021年度）」に基づき、中期事業計画及び単年度事業計画等の詳細な計画のもと、自己点検・評価結果（Check）を踏まえながら、本学の教育の質保証・質向上に向けて、不断の改善・改革（Act/Action）に取り組んでいる所である。

本 章

第1章 理念・目的

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

1. 大学の理念・目的の適切な設定

本学は、1592年に仏教研究と漢学振興のために創設された僧侶の教育機関「学林」を前身とした大学であり、1925年に大学令（1919年施行）による大学としての認可を受け、「駒澤大学」と改称した。駒澤大学を設置する学校法人駒澤大学では、学校法人駒澤大学寄附行為第3条に「この法人は、教育基本法、学校教育法及び私立学校法に基づき学校を設置し、仏教の教義並びに曹洞宗立宗の精神に則り、学校教育を行うことを目的とする」と不変の目的を定めている（根拠1-1、基礎要件確認シート1）。つまり、本学は「仏教」の教えと「禅」の精神を建学の理念とし、教育・研究を行う大学である（根拠1-2【ウェブ】）。

建学の理念を踏まえ、大学・大学院の目的は学則第1条及び大学院学則第1条に次のとおり定めている（根拠1-3、根拠1-4）。

(駒澤大学)

駒澤大学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、仏教による人間教育を基礎として人格を陶冶することを目的とする。

(駒澤大学大学院)

駒澤大学大学院は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、学部における一般的並びに専門的教育の基礎の上に高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授、研究し、その深奥を究めて文化の進展と人類の福祉に寄与することを目的とする。

2. 大学の理念・目的を踏まえた学部学科・研究科専攻の目的の設定と連関

学部・学科における教育研究上の目的は、学則第1条第2項に、法曹養成研究科を除く研究科専攻の目的は、大学院学則第1条第2項に修士課程及び博士後期課程ごとに定めている（根拠1-3（P.27）、根拠1-4（P.19）、基礎要件確認シート2）。法曹養成研究科の目的については、大学院学則第4条の2に基づき定められた法曹養成研究科（法科大学院）学則第2条に「法曹実務における高度で、専門的かつ実践的な職業能力を有する人材の養成を目的とする」と定めており（根拠1-5（P.1）、基礎要件確認シート2）、本学が設置するすべての学部・学科・研究科専攻が大学の理念・目的を踏まえた適切な教育研究上の目

的をそれぞれ設定している。

本学が設置する学部の中で最も伝統のある仏教学部では、「仏教学部は、建学の理念である『仏教の教義並びに曹洞宗立宗の精神』に則って教育を行う中心的学部であり、それらを体系的に多角的視野から学び、仏教による人間教育を行う。それらをその後の多様な人生の中に自ら活かし、広く社会に発信することができる人材を養成することを目的とする」と目的を定めており、本学の理念・目的と極めて明瞭に関連し、具現化している代表的な学部といえる（根拠 1-3 (P. 27)）。

一方、本学唯一の理系学部である医療健康科学部においても、大学の理念・目的を踏まえ、「医療健康科学部は診療放射線技師を養成する学部である。仏教の教えと禅の精神に基づいた幅広い教養をもとに、医用放射線分野の基礎学力とその専門知識・技術、さらに、それを応用する力、主体的かつ協調的なコミュニケーション力、多様性を理解し他者と協働する力、情報分析力・問題解決力を身につける教育を行い、豊かな人間性をそなえて医療人としての強い責任感をもち医療技術の発展に寄与する人材の育成を行うこと」と目的を定め、診療放射線技師という医療人の資質・能力形成に建学の理念である「仏教」の教えと「禅」の精神を活かしていくという医療健康科学部独自の個性と特色を有している（根拠 1-3）。他の学部・研究科の目的についても、それぞれの個性と特色を有しながらも、大学の理念・目的を踏まえたものとなっており、適切に関連している。

なお、本学の教養教育科目及び教職課程科目の教育を担っている総合教育研究部（文化学部門、自然科学部門、日本文化部門、外国語第一部門、外国語第二部門、スポーツ・健康科学部門、教職課程部門）の教育研究上の目的についても、「総合教育研究部・学士課程教育の方針」において、「総合教育研究部は、自立した社会人として心身の健康維持ができ、社会の動きに対する正確な洞察力・判断力を醸成するための幅広い教養を身につけ、様々な問題に対して自分自身の考えを持ち、広い視野から公正かつ的確な分析と判断ができる人材の養成を目的とする」と定めている（根拠1-6）。

点検・評価項目②：大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表している。

評価の視点1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示 評価の視点2：教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表

1. 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的の適切な明示

大学・大学院の目的は、学則第1条及び大学院学則第1条に適切に明記し、それぞれ大学ホームページにおいて公表している（根拠 1-3、1-4）。また、学部・学科、研究科専攻の教育研究上の目的についても、学則第1条第2項、大学院学則第1条第2項及び法曹養成研究科（法科大学院）学則第2条に明記している（根拠 1-3、1-4、1-5、基礎要件確認シート 2）。

2. 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的等の教職員や学生への周知、社会への公表

大学の理念・目的は、大学ホームページにおいて公表し、学生・教職員に対しては、入学時及び新規採用に「学校法人駒澤大学『建学の理念』」のパンフレットを配付し、大学の理念・目的の理解・共有を図っている（根拠 1-2【ウェブ】、1-3、1-7）。

受験生をはじめとする社会に対しては、大学案内や学部・学科案内パンフレットなどの広報媒体紙等により広く公表している（根拠 1-8、1-9、1-10、1-11）。

学生が建学の理念の理解を深めるための取り組みとして、2014年度より「駒澤大学教学に関する施策体系」に基づき「仏教による人間教育」「建学理念教育」「自校教育」の推進や年間を通しての仏教行事の開催など、学生が建学の理念に触れ、理解を深める機会・環境を醸成している（根拠 1-12、1-13）。

一方、教職員は、建学の理念に基づく研修の機会として、曹洞宗が開催する「宗門関係学校教職員研修会」に参加している（根拠 1-14、1-15）。本研修会は、曹洞宗の大本山（永平寺、總持寺）において他の宗門学校関係者とともに研修や坐禅等の体験を通して曹洞宗の歴史や建学の理念について再考し、教育研究活動に活かしていくことを目的に実施され、教職員が「仏教」の教えと「禅」の精神を体現できる貴重な研修の場となっている。また、2016年度に文部科学省の「私立大学研究ブランディング事業（タイプB 世界展開型）」に、本学が申請した「『禅と心』研究の学際的国際的拠点づくりとブランド化事業」が採択されたことにより、学部横断的かつ教職協働による禅（ZEN）の研究活動が開始し、研究活動及び研究成果の発信を通して、建学の理念である「仏教」の教えと「禅」の精神の理解を深める活動となっている（根拠 1-16【ウェブ】、1-17【ウェブ】）。

各学部・研究科の目的は、学則・大学院学則をはじめ、大学院要覧及び法科大学院履修要項に明示し、大学ホームページにおいて公開している。（根拠 1-18【ウェブ】、1-19、1-20）。

点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点1：将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定

1. 将来を見据えた中・長期計画、その他諸施策の設定

本学の理念・目的の実現に向け、将来を見据えた中・長期的な方針として、2016年度に「学校法人駒澤大学長期ビジョン『駒澤2030』」及び「5つの改革大方針」を策定し、大学ホームページにおいて公表している（根拠 1-21【ウェブ】）。長期ビジョンでは、繋がりを大切にし、ともに社会変化を乗り越えるために、自己研鑽し続ける人材の育成を「自他協創」という一語で表している。「自他協創」は、建学の理念である「仏教」の教えと「禅」の精神に基づく「自利・利他」を一言にまとめた「自他」と、「人」と「人」とを繋げるネットワークを活用し革新的なアイデアを生み出す力を表現したビジネス用語である「協創」を繋げた造語として、本法人の学生・生徒の特性を表現している。そして、長期ビジョンの実現に向けた「5つの改革大方針」として、「人類・世界に貢献する精神を早期に涵養」、「生涯を通じた成長の基盤となる教育を体系化」、「禅を中心に据えた新しい知の枠組

みを研究し世界に発信」、「多様な関係者とともに社会課題解決に直接貢献」、「迅速な改革の実現に向けた経営基盤の強化」を明示している。

さらに、駒澤大学及び法人諸学校が長期ビジョンに示す方向性をより具体化させるため、「学校法人駒澤大学施策体系（2018年度～2021年度）」及び「学校法人駒澤大学中期事業計画（2018年度～2021年度）」を策定し、4年間の行動目標を定めている（根拠 1-13）。「学校法人駒澤大学施策体系（2018年度～2021年度）」は、「駒澤大学教学に関する施策体系」と「法人・駒澤大学組織運営に関する施策体系」の2つの体系で構成されている。「駒澤大学教学に関する施策体系」は、教学に関する7つの改革方針（「大学教育改革」「学生支援改革」「大学入試改革」「研究・大学院改革」「社会連携・貢献活動改革（教学）」「グローバル化推進改革」「教学組織・運営基盤改革」）を掲げ、「法人・駒澤大学組織運営に関する施策体系」では6つの改革方針（「社会連携・貢献活動改革（法人）」「人材・職場環境改革」「組織・運営基盤改革」「広報改革」「施設環境改革」「法人諸学校改革」）を掲げ、それぞれの改革に繋がる行動目標を定めている。

なお、これらの施策体系及び中期事業計画を策定する際は、2013年度に受審した第2期認証評価結果において付された努力課題及び様々な提言・意見を踏まえた行動目標・改善計画を盛り込み、改善に向けた取り組みを全学的に進めることを目的としている（根拠 1-12、1-13）。

事務部署においては中期事業計画と連動する形で単年度の「事業・業務計画書」を作成し、年度の間中点においてその進捗状況を確認しているが、学部等・研究科においては、中期事業計画等を踏まえた将来計画が策定されていないため、本学の内部質保証を推進する「駒澤大学教学運営会議」において策定に向けた検討が進められている（根拠 1-22、1-23）。

なお、「学校法人駒澤大学施策体系（2018年度～2021年度）」及び「学校法人駒澤大学中期事業計画（2018年度～2021年度）」は学内グループウェアで公開し、専任教職員はいつでも閲覧可能となっているが、大学ホームページには公表していないことから、今後は理事会の小委員会として設置されている「学校法人駒澤大学法人政策検討委員会」（委員長：理事長）において検討し、社会に対する公表に向けた準備を進める予定である。

また、今後の中・長期計画の発展的な取り組みとして、2018年度より長期ビジョンに基づく「駒澤大学ブランディング計画」を開始している（根拠 1-24）。本計画は、本学の「強み」や「特色」を活かし、将来に向けた本学のあるべき姿を構築することを目的とし、2019年度には「駒澤大学ブランディング計画」の基盤となる「駒澤大学ブランドコンセプト」を以下のとおり定義し、学内及び社会に対して公表している（根拠 1-25【ウェブ】、1-26）。

今後は、「駒澤大学ブランドコンセプト」を起点とし、教職員がその意義や内容を理解・共有し、共通認識を持ちながら事業計画及び取り組みを展開していくことになる。

駒澤大学ブランドコンセプト

（提供価値）

駒澤大学は、自分の道を見つけ出すための“よりどころ”としてこころ・まなび・つながりを提供します。

（ミッション）

駒澤大学は、ともによりよい明日を築くことを使命とします。

(パーソナリティ)

駒澤大学は、寛大で堂々としたしなやかで芯のある前向きでいきいきとしたブランドです。

(2) 長所・特色

本学は、137年におよぶ長い歴史と伝統を有する総合大学として、今日まで発展し続けてきた。長い歴史の中で、本学は時代の大きな変化や社会からの様々な要請をしっかりと受け止めつつ、建学の理念との調和を図りながら柔軟に対応し、どの時代においても、本学ならではの教育・研究活動を実践してきたことは特筆すべき事項として挙げられる。

【1】建学の理念に基づく教育活動

点検・評価項目②に既述したとおり、建学の理念に基づく学士課程教育（駒澤人教育）の一層の充実を図るため、「駒澤大学教学に関する施策体系（2014年度～2017年度）」及び「駒澤大学教学に関する施策体系（2018年度～2021年度）」を踏まえ、「仏教による人間教育」・「建学理念教育」・「自校教育」を3つの柱とした教育課程の見直しや仏教行事への参加促進に向けた具体的な検討・取り組みを進めている（根拠 1-13）。

特に、全学部の1年次必修科目となっている「仏教と人間」は、学生が建学の理念である「仏教」の教えと「禅」の精神についての理解を深め、宗教に対する正しい認識を身につけることを目的として、長年にわたり開講している科目である。全学部の学生が「授業概要」「到達目標」「参考書」「成績評価の方法」の4項目について共通した内容のシラバスのもとで授業が行われるよう、シラバスの共通化計画が進められた。

本計画により、必修科目「仏教と人間」は、年間の授業スケジュールは各教員の専門性を活かした内容で進められるものの、「授業概要」「到達目標」「参考書」「成績評価の方法」の4項目については全学部において共通化され、かつ授業内では駒沢キャンパス内にある坐禅堂を利用して必ず「坐禅」の実習を取り入れるなど、本学に入学したすべての学生が建学の理念を体得できるカリキュラムに改善が図られた（根拠 1-27、1-28）。

また、「自校教育」の強化に向けては、教養教育科目として新たに「駒澤大学の歴史」の開講や従前より学生の受講希望者の多かった宗教教育科目「坐禅」の授業数を2コマ増加するなど、学生に本学の理念・目的、歴史等を教授し、本学学生としてのアイデンティティを培うカリキュラム編成に努めている（根拠 1-29、1-30）。

さらに、授業以外においても、年間を通して全学的な仏教行事を開催し、建学の理念に触れる機会を多く提供している。本学の入学式・卒業式は、仏教儀礼で実施しており、近年の入学式は、お釈迦様が生誕したと言われる4月8日に挙行している。入学式当日は式典と併せて「花まつり」を開催し入学者や保護者等に甘茶を振舞うなどすることで、本学が仏教を起源とする大学であることを認識してもらう機会にもなっている。また、祝祷法要（毎月1日開催）、祝祷音楽法要と文化講演（毎月15日開催）等の各種法要を毎月（8月除く）営むとともに、「ふれあい七夕まつり」や「駒沢ふれあい広場夏祭り」を毎年開催し、仏教を由来とするお盆行事に親しむ機会を設けている。

なお、2019年3月の卒業生を対象とした「駒澤大学卒業時アンケート」では、「仏教の教えと禅の精神に触れることができた」という設問に対し、「とても実感している」「やや実感している」と51.6%の学生が回答しており、建学の理念がある程度浸透していると判

断できる（根拠 1-31）。

このように、本学の学生は、正課・正課外、所属する学部・学科にかかわらず、卒業までの4年間で建学の理念に触れられる機会が設けられており、建学の理念に基づく教育活動が実践されていると言えよう。

【2】建学の理念に基づく研究活動

点検・評価項目②に既述したとおり、2016年度文部科学省の「私立大学研究ブランディング事業 タイプB（世界展開型）」に、本学が申請した『『禅と心』研究の学際的国際的拠点づくりとブランド化事業』が採択された（1-16【ウェブ】）。

本事業は、現代社会が直面している「心の問題」について、禅（ZEN）の立場から新たな提言を行うため、禅（ZEN）研究を超領域的に行うことを通し、新たな視座を獲得すること、また研究により得られた成果を広く国内外に還元・発信していくことを目的としている（根拠 1-17【ウェブ】）。

研究活動は、本学が設置する8学部等1研究科が学部横断的連携による4つの研究チーム（「曹洞禅とその源流チーム」「禅の受容と展開研究チーム」「禅による人の体と心研究チーム」「禅と現代社会研究チーム」）を編成し、2016年度から2020年度までの5年計画で進められている。2018年度からは、禅文化歴史博物館内の事務部署に「禅ブランディング推進係」を設置することにより、教職協働体制による事業展開、連携体制及び情報発信を強化し、全学的体制による研究活動の推進を図っている（根拠 1-32（P. 15））。

本事業により得られた研究成果は、「禅ブランディング発信事業チーム」が大学ホームページ内にある禅ブランディング専用WEBサイトやインスタグラム、各研究チーム主催又は合同の講演会・イベントを開催し、積極的かつ定期的な情報発信に努めている（根拠 1-33【ウェブ】）。特に、禅ブランディング専用ウェブサイトは、禅（ZEN）研究の学際的国際的拠点づくりという目的に鑑み、日本語版と英語版の両サイトを設置し、世界的な広がり呈している禅（ZEN）に関する情報や研究成果を国内外に発信する情報発信拠点としての役割も果たしている（根拠 1-34【ウェブ】）。

このように、本事業は、建学の理念である「仏教」の教えと「禅」の精神に基づき、本学が長年にわたり蓄積してきた研究成果を十分に活かしながら、本学に所属する教員の多様な専門領域と禅（ZEN）を融合した研究により、本学の特色と独自性がより明確化され、より一層の発展を可能とする研究活動と言えよう。

（3）問題点

点検・評価項目③に既述したとおり、本学では、長期ビジョン『駒澤 2030』に基づき、「学校法人駒澤大学施策体系（2018年度～2021年度）」及び「学校法人駒澤大学中期事業計画（2018年度～2021年度）」を策定し、中長期的な将来計画に基づき事業を展開している。

しかしながら、学部・研究科においては、「学校法人駒澤大学長期ビジョン『駒澤 2030』」、「学校法人駒澤大学施策体系（2018年度～2021年度）」及び「学校法人駒澤大学中期事業計画（2018年度～2021年度）」などと連動した将来計画を策定しているとは必ずしも言えず、また学部・研究科における将来計画策定に際し、大学全体として明確な全学的な方針

の明示もされていなかった。今後は、中期事業計画等を踏まえた学部・研究科の将来計画の策定に向けた検討が行われるよう整備していく必要があり、今後の重点課題として位置付けている。

本課題の改善に向けては、2019年5月より本学の内部質保証を推進する組織である「駒澤大学教学運営会議」において検討が進められ、全学的な教学運営上の単年度・中長期事業計画策定における基盤となる「教学運営基本指針」を2019年9月に策定した。この指針に基づき、2020年度に中期・単年度計画を策定し、2021年度から中期計画を順次進める予定で検討している。

中期事業計画と連動した学部・研究科及び事務組織における単年度計画の策定・実行により、教職員が将来計画や課題・問題点を共有しながら、より組織的な教学運営体制を構築できるよう体制を整備していく予定である。

(4) 全体のまとめ

本学は、建学の理念を踏まえ大学・大学院の目的を適切に設定し、学部・学科、研究科専攻の教育研究上の目的も学則に明示している。

また、これら理念・目的は、大学ホームページや大学案内、学部・学科案内、履修要項などの様々な刊行物通して、公表・周知も十分に行われている。

さらに、建学の理念に基づく「長期ビジョン」並びに「5つの改革大方針」を策定することにより、本法人及び本学が2030年までに目指すべき姿・取り組みを明確に示すとともに、ビジョンの実現に向けた具体的な行動目標・行動計画である「学校法人駒澤大学施策体系（2018年度～2021年度）」及び「学校法人駒澤大学中期事業計画（2018年度～2021年度）」を策定し、その具体化に向けて取り組んでいるところである。

今後は、2020年度が中期事業計画の折り返し地点となることから、中期事業計画全体の進捗状況の確認を行い、また学部・研究科も含めた次期中期事業計画の検討を進めることにより、長期ビジョンの着実な具体化を図っていく。

以上のことから、「第1章 理念・目的」については、大学基準を満たしているといえる。

第2章 内部質保証

(1) 現状説明

点検・評価項目①：内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点1：下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

- ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方
- ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担
- ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCA サイクルの運用プロセスなど）

本学では、内部質保証における基本的な考え方を示す方針として「駒澤大学内部質保証の方針」を制定している（根拠 2-1【ウェブ】）。本方針は、大学の理念・目的に基づき、本学の教学諸活動の質的充実と向上及び社会貢献を持続的に推進することを目的とし、学長を中心とした教学運営上の恒常的検証・改善サイクルを構築することを明示している。

内部質保証システムの在り方については、「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者の受け入れ方針」の3つの方針について定めた「駒澤大学学士課程教育の方針」（以下「3つの方針」という。）の見直しとともに、教育研究の基本方針に関する事項を審議する全学教授会において2016年10月より検討が行われた（根拠 2-2、2-3）。全学教授会では、新たに設置される内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の権限及び責任と既存の教学関連組織との役割分担を中心に検討が行われた。とりわけ、本学では、教育研究に関する基本的な事項については、各学部等教授会や学部長等の会、全学教授会による意見聴取・審議等の手続を経て意思決定が行われてきたことから、内部質保証システムの基本的な考え方や体制のあり方を構築するまでには長期間の審議を要することとなった。

2017年3月には「駒澤大学教学に関する施策体系（2018年度～2021年度）」における行動目標として「内部質保証システム構築（PDCA サイクルが回る体制構築）」が掲げられ、全学教授会から各教育研究組織への意見聴取を踏まえ、学長による内部質保証システム再提案の手続がなされた（根拠 1-13、2-4）。

その後、2018年4月開催の全学教授会において、第3期認証評価基準による大学評価受審に向けた体制整備として、学長より内部質保証サイクルの構築の手順が示された（根拠 2-5）。大学・大学院の各学則に内部質保証推進に関する条文追加の改正を始めとして、「駒澤大学内部質保証の方針」、「駒澤大学教学運営会議規程」、「駒澤大学学長補佐に関する規程」などの制定が提案され、2018年12月開催の全学教授会において内部質保証システムの構築が承認された（根拠 1-3（P.2）、1-4（P.2）、1-5（P.2）、2-1【ウェブ】、2-6、2-7、2-8）。

本学の内部質保証の方針は、「全体方針」及び「実施体制」により構成されている。

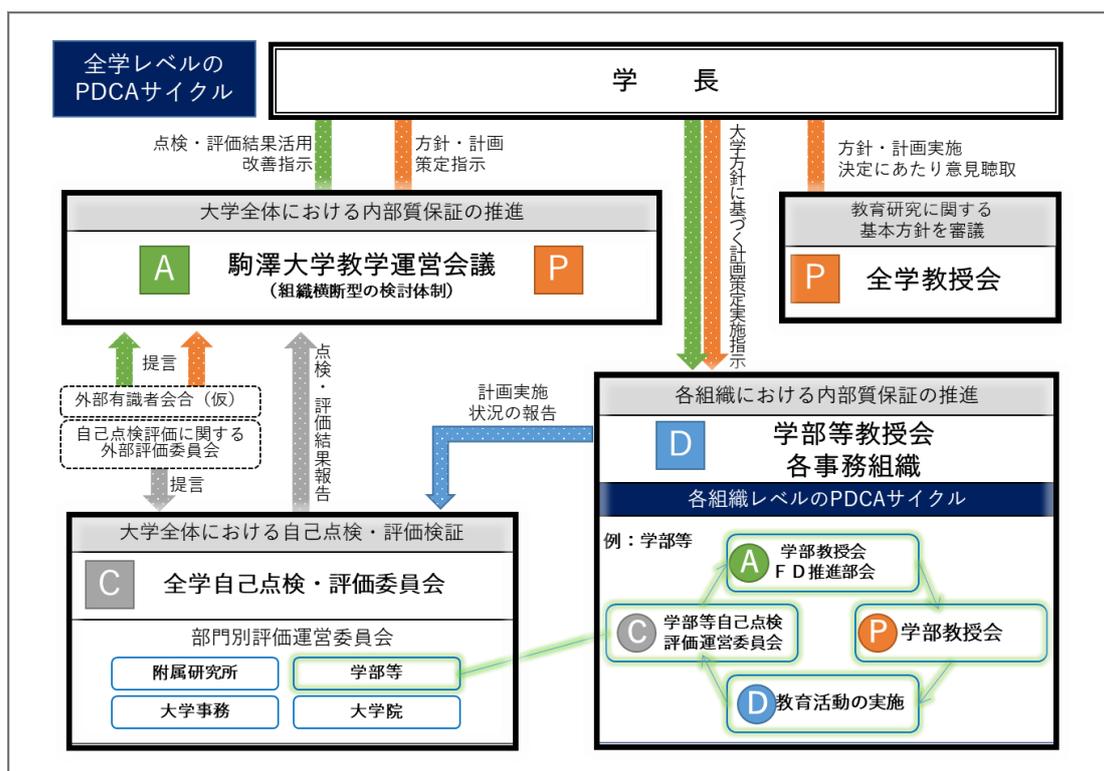
全体方針においては、（1）内部質保証推進体制、（2）内部質保証を推進強化するための仕組み、（3）内部質保証推進状況の情報公開についてそれぞれ定めている。

(1) 内部質保証推進体制では、①教学運営上の重点方針、これに基づく各種方針並びに各取組計画等の策定、②重点方針等に基づく内部質保証の推進、③自己点検・評価による内部質保証の検証、④内部質保証の検証結果を踏まえた改善取り組み計画等の策定及び実施について示し、全学的なPDCAサイクルの仕組みを明示している。(2) 内部質保証を推進強化するための仕組みとしては、IRに基づく分析結果の活用及び外部有識者による専門的知見の活用を整備することを示し、(3) 内部質保証推進状況の情報公開として、内部質保証によって創出された教学諸活動等の成果等を社会に対し積極的に公開し、社会への説明責任を果たすことを明示している。

次に、本学における内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織は、「駒澤大学教学運営会議」(以下「教学運営会議」という。)と定めている。教学運営会議は、大学全体の教育の企画・設計にあたる教学運営上の重点方針等や各種取組方針・計画等を策定する。実施決定にあたっては、教育研究の基本方針に関する事項等を審議する全学教授会に学長が意見を聴く手続きを経て、各組織に対し実施の指示がなされる。各組織においては、大学全体の重点方針等や3つの方針等に則った教学諸活動に関する事業計画を策定・実行し、各組織が内部質保証を推進し責任を負うことを定めている。さらに、各組織は自らの事業計画等が着実に実施しているか毎年度実施する自己点検・評価活動を通して検証を行い、各組織の検証結果を全学自己点検・評価委員会が全学的観点から検証・評価し、学長に報告する(根拠 2-9、2-10)。教学運営会議の議長である学長は、上述の報告結果に基づき、大学全体の教学運営の観点から改めて検証・評価を行ったうえで改善取組計画等を策定し、各組織の教学諸活動における改善を促すこととしている。

また、「駒澤大学内部質保証の方針」は、大学ホームページ及び学内グループウェアへの公表により全教職員に共有している(根拠 2-1【ウェブ】)。教学運営会議の会議資料及び議事録についても、学内グループウェアに公表し、審議過程の透明性を高め、学内教職員が状況を把握できるよう整備している。

なお、各組織の役割分担及び実施体制に係る体制図を、以下のとおり明確にしている。



駒澤大学内部質保証の体制図

点検・評価項目②：内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点1：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の整備

評価の視点2：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織のメンバー構成

前述のとおり、本学における内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織として 2019年1月に教学運営会議を設置し、教学運営会議と各組織の密な連携のもと「駒澤大学内部質保証の方針」に基づく大学全体の教学運営を推進するため、「駒澤大学教学運営会議規程」を定めている（根拠 2-6）。

「駒澤大学教学運営会議規程」第2条では、教学運営会議設置の目的について、「本学における教育・研究の質的充実と向上及び社会貢献を持続的に推進するため、教学運営上の重点方針等、これに基づく各種方針、予算計画を含む中期及び単年度の各取組計画等、並びにこれらの実施状況の評価・検証を踏まえた改善取組計画等を策定し、本学の内部質保証の推進に責任を負うこと」と定め、同会議の目的と責任について明確に示している。

教学運営会議の構成員は、「駒澤大学教学運営会議規程」第5条のとおり、学長、副学長、局長をはじめ、学部長等及び審議事項に関連する主たる事務部署の部長等で構成され、教職協働の会議体として内部質保証推進に責任を負う適切な運営体制を整えている。

教学運営会議の審議事項としては、教学運営上の重点方針等（長期ビジョン、施策体系等）に関する事、教学運営に係る各種方針・取組計画に関する事を検討すると定め、各種方針・取組計画の策定に際しては、「駒澤大学教学運営会議規程」第4条に、学長が各組織横断型の検討体制の編成が指示できると定めている。組織横断型の検討体制の構築に

際しては、学長より任命された教職員が大学運営方針を具体化する施策等に関しての企画立案に参画している。

また、教学の内部質保証などの大学基準に関連する全学的な重要事項並びに学長の大学運営方針を具体化する施策等に関して、企画・立案に参画し、学長を補佐することを目的に、「駒澤大学学長補佐に関する規程」を定めている（根拠 2-7）。学長より任命された学長補佐（本学教職員）は、「駒澤大学学長補佐に関する規程」に基づき、学長より指示を受けた職務を担当するとともに、オブザーバーとして教学運営会議に参加している。さらに、学長の指示のもと教学運営会議の審議事項に係るワーキング・グループ等を設置・検討を行い、検討結果を教学運営会議に適宜報告することを定めている。

例えば、2019 年度に教学運営会議の審議事項として策定が進められた「駒澤大学学生支援に関する基本方針」や「駒澤大学社会連携・社会貢献に関する基本方針」等の各種方針の検討においては、検討に係るワーキング・グループが設置され、学長補佐 2 名がワーキング・グループの長となり方針の策定が進められた（根拠 2-11）。現在は、「駒澤大学学生支援に関する基本方針」及び「駒澤大学社会連携・社会貢献に関する基本方針」が策定されたことに伴い、「学修・学生支援センター（仮称）設置準備ワーキンググループ」及び「社会連携センター（仮称）設置準備ワーキンググループ」を設置し、学長補佐をメンバーに含め、各センターの設置準備に向けた検討が行われている（根拠 2-12）。

さらに、2016 年 4 月に設置した事務組織の「大学改革推進室」を、2019 年 4 月より「学長室」に組織改編した。学長室は、「学長企画課」の下に「内部質保証推進係」と「大学 IR 係」の 2 係が設けられ、事務職員を 1 人増員して 7 人体制とし、室長を教育・研究担当の副学長が兼務することで、内部質保証システムの運営体制強化を図っている（根拠 1-32 (P. 8)）。

教学運営会議は、2019 年 3 月に初めて開催されて以降、月に 1 回定期的に開催し、2020 年 3 月までに合計 13 回開催されている。2019 年度における重点的な審議事項としては、内部質保証の基盤構築を目的とする教学運営上の重点方針の一つである「教学運営基本指針」や各種方針・規程等の策定が行われた。また、各組織の PDCA サイクルの推進を機能させる取り組みとして、教学諸活動の事業計画等や 3 つの方針の見直しについて審議を進めている（根拠 2-13）。

しかしながら、教学運営会議は 2018 年度に設置されたこともあり、実働期間が短く、現状では内部質保証の推進に係る実績がまだ少ない。また、「2018 年度全学自己点検・評価結果報告書」の優先検討課題に挙げられているように、各組織に対して教学運営会議による適切な運営・支援が十分に行われているとは言えないため、今後は大学全体の教学諸活動の取組状況を把握し、その結果を踏まえて改善取組計画等の策定・実施を推進していく役割が求められる（根拠 2-14）。

点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点1：学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学として基本的な考え方の設定
評価の視点2：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み
評価の視点3：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施
評価の視点4：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施
評価の視点5：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応
評価の視点6：点検・評価における客観性、妥当性の確保

【1】学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定

本学における全学的な3つの方針は、2016年3月31日に中央教育審議会大学分科会大学教育部会より、「3つの方針の策定及び運用に関するガイドライン」が示されたことを受け、学長の諮問機関である駒澤大学教育改革検討委員会及び全学教授会において既存の3つの方針を見直す審議を経て、2017年1月に策定された（根拠 2-15、2-16、2-17、2-18【ウェブ】）。

全学的な3つの方針の基本的な考え方を本学では「教育の理念」として掲げ、次のとおり定めている（根拠 2-19）。

駒澤大学学士課程教育の方針（3つのポリシー）

（教育の理念）

駒澤大学は、仏教の教義並びに曹洞宗立宗の精神に則り、学校教育を行うことを目的として設置された大学である。この教育とは、時代に流されることなく、その動きを正確に洞察し、自分の進むべき道を自分の力で適切に判断できる素養と、将来その道を歩むのに不可欠な知識・技能・資格を身につけることである。こうした建学の理念を実現するため、幅広い教養と専門分野の体系的な知識、それらを応用する技能、主体的かつ協調的なコミュニケーション能力、多様性を理解し他者と協働する力、情報分析力と問題解決力を身につける「丁寧な教育」、「厚みのある教育」を行う。それにより、十分な基礎力・実践力を身につけ、多様な経験を踏まえ主体的に行動できる力を備え、しなやかで折れない心を持ち、持続可能な社会の発展に寄与する人材の育成を行うことを本学の教育の理念とする。

※2020年3月現在の内容。

「教育の理念」において掲げる各能力は、3つの方針それぞれに関連付けられ、一貫性が確保されている。

大学全体の「教育の理念」及び3つの方針は、すべての学部学科等の教員及び教学関連部署の職員が参画のうえ、後に策定される学部・学科等における3つの方針との整合に配

慮した審議を経て策定された。また、3つの方針の見直しにおける要点等を共有するため、教職員を対象としたSD研修会を2016年6月に開催した（根拠2-20）。

また、学部学科等の3つの方針は、「学部・学科の3つのポリシー策定チェックリスト」による確認の下で策定された。同チェックリストは、「大学の教育理念と整合性が取れていますか。」「大学全体（および学部）のDPと整合性が取れていますか。」等、29項目が列記されており、教育理念や全学的な3つの方針との整合性が図られているか確認を行っている（根拠2-21）。

【2】内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み

「駒澤大学内部質保証の方針」では、教学運営会議は全学自己点検・評価委員会による全学的観点からの点検・評価結果をもとに、改善取組計画等を策定し、学長より各組織に改善を指示することが示されている。

全学自己点検・評価委員会は、2017年度自己点検・評価結果等の内容を踏まえ、2018年10月に「2020年度大学評価受審に向けた検討課題への対応について（依頼）」を取りまとめ、学長に提出した（根拠2-22）。当依頼では「優先的に対応すべき課題」として、「1. 内部質保証体制の整備」、「2. 方針の明確化」並びに「3. 学修成果の測定とその結果に基づく教育の改善・向上」の3点が挙げられ、学長は、「1. 内部質保証体制の整備」については全学教授会による審議を進め、2019年1月に教学運営会議の設置を実現した。その他の課題についても、内部質保証システム構築後に、教学運営会議において検討を指示し、取り組みを進めている。

特に、教育活動のPDCAサイクルの推進にあたる「3. 学修成果の測定とその結果に基づく教育の改善・向上」の課題に対して、教学運営会議では「駒澤大学内部質保証の方針」に基づき、2019年9月に大学全体の重点方針である「教学運営基本指針」を策定し、2020年度より同課題に対応した各教育研究組織の計画策定を進める方向性が確認されている（根拠2-23、2-24）。

（教学運営基本指針）

教学運営基本指針1

テーマ：こころの育成

基本指針 主文：しなやかな、折れない心を育成する。

基本指針 副文：駒澤大学は、変化が激しく先が見通せない時代の只中でも、しなやかに生き抜く力を育むことができる場所です。様々な価値観に触れ合うことのできる、多様性あふれる場の創出を通して、しなやかな、折れない心を育てます。

教学運営基本指針2

テーマ：まなびの強化

基本指針 主文：主体性を身に付ける教育に注力する。

基本指針 副文：駒澤大学は、一人ひとりの何かをしようとする思い＝意思を尊重し、自分の道を見つけ出すための、よりどころとなる場所です。情報化・デジタル化が急速に進む世の中で、流されず、惑わされずに自分の道を進んでいくために、

全学のあらゆるカリキュラムを通して、基礎的な知識や技能だけでなく、自ら考え模索することができる学びを提供し、自主的に行動できる力を育て、主体性を養う教育を実現します。

教学運営基本指針 3

テーマ：つながりの提供

基本指針 主文：可能性を広げるつながりを提供する。

基本指針 副文：駒澤大学は、多彩な人々とつながることのできる場所です。学部を超えたつながりに留まらず、国内外の学生や、社会で活躍する OBOG との交流、地域社会とのつながりなど、異なる環境における豊かな経験機会の提供を通して、学生の可能性を広げます。

「教学運営基本指針」の策定に際しては、2018 年度より実施する学長のリーダーシップ体制の確立を中期事業計画の行動目標とした事業である「駒澤大学ブランディング計画(以下「ブランディング計画」という。)」に関連して検討された(根拠 1-24、1-25、1-26)。ブランディング計画は、本学の強み・特色を明確化した人材育成像の構築を目的とした取り組みであり、ブランディング計画において策定されたブランドコンセプトを実体化するため、教学運営会議委員が中心となり教学諸活動における課題や解決策等のアイデア抽出及び集約に取り組み、その検討結果を基に学長が「教学運営基本指針(案)」を取りまとめ、2019 年 9 月の教学運営会議において承認された。並行して、2019 年 6 月以降の教学運営会議では、「学部等の PDCA サイクルの実質化(計画策定)について」が学長より報告され、「教学運営基本指針」に則った学修成果を重視した学部等の計画策定の在り方について検討が進められている(根拠 2-25)。

また、「駒澤大学内部質保証の方針」においては、「IR に基づく分析結果の活用」を掲げているが、本学の 3 つのポリシー「教育課程編成・実施の方針」の「3. 評価」には、学修成果の評価・測定にかかわる指標として、機関レベル(大学全体)、教育課程レベル(学部・学科)、科目レベル(個々の科目)の 3 段階により示されている。各指標の学部学科別の集計データを大学ホームページの教職員専用ページ「データカタログ」内に集約・掲載し、全学的に情報共有できる環境を構築している(根拠 2-26)。データカタログとは、学長の全学的な IR の推進により学内外から収集したデータを総覧化し、専任教職員へ共有することを目的としたデータベースである。「学習成果の可視化と教育の充実」のための検証プロセスとして、学部・学科等や学内委員会等における活用を進めている。このほか、2019 年 11 月の教学運営会議において、アセスメントテストを入学時から卒業まで 4 年間実施して学生の各種能力伸長を測定するとともに、学修成果の可視化として全学的に活用することを決定し、各教育研究組織における PDCA サイクルの実質化に向けた検討を進めている(根拠 2-27、2-28)。

[3] 学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

「全学自己点検・評価に関する規程施行細則」第 4 条において、全学自己点検・評価委員会の下に、部門別自己点検・評価運営委員会(学部等自己点検・評価運営委員会、大学

院自己点検・評価運営委員会、附属研究所自己点検・評価運営委員会、大学事務自己点検・評価運営委員会)を置き、同規程施行細則第9条において、部門別運営委員会に個別機関自己点検・評価作業部会を設けることを規定している(根拠2-10)。

また、「全学自己点検・評価に関する規程」第5条第2号において、「教育・研究活動及び管理運営等、本学の諸活動の改善・改革に資する恒常的な自己点検・評価」を行うこと、同規程第6条において、「自己点検・評価を原則として毎年度実施する」ことが規定されており、この規定に従い、2013年度より毎年度自己点検・評価を実施している(根拠2-9)。

なお、2018年度より第3期認証評価が開始されたことに伴い、2013年度より開始した恒常的な自己点検・評価体制について、第3期認証評価に対応した体制・実施方法等に見直しを図り、より実効性・有効性の高い点検・評価に向けた改善を行うため、「全学自己点検・評価に関する規程」及び「全学自己点検・評価に関する規程施行細則」を改正し、2019年4月より施行している。規程の見直しにより、自己点検・評価に係る委員会構成や実施方法を大幅に見直し、「自己点検・評価チェックシート」や「ピアレビュー」といった新たな試みを取り入れられ、2018年度の自己点検・評価より導入している(根拠2-29)。

【4】学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

「全学自己点検・評価に関する規程施行細則」第5条及び第10条に基づき、個別機関自己点検・評価作業部会が作成する「自己点検・評価チェックシート」は、部門別自己点検・評価運営委員会により「ピアレビュー」が実施され、「自己点検・評価ピアレビュー実施報告書」を作成している。同報告書が個別機関自己点検・評価作業部会に返却され、他組織による客観的視点を取り入れることで、自己点検・評価活動の実質化に繋がっている(根拠2-30)。

全学自己点検・評価委員会は、部門別自己点検・評価運営委員会のピアレビューを経た各組織の自己点検・評価結果を全学的な観点から検証し、総合的かつ体系的な点検・評価を加えた「全学自己点検・評価結果報告書」を作成している(根拠2-31)。

以上のように、本学における自己点検・評価活動は、各個別機関自己点検・評価作業部会によるチェックシートの作成、他組織によるピアレビューの実施、全学的な観点による検証を経て行われているが、自己点検・評価結果で明らかとなった詳細な課題・問題点については、各組織の主体的な自己改善に向けた活用に期待されるに留まっている現状にある。

2019年度に策定された「駒澤大学内部質保証の方針」では、自己点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施に向けて、全学自己点検・評価委員会より課題として提示された事項について、学長が教学運営会議へ報告を行い、大学全体の教学運営上の重点方針等に関する改善取組計画等を新たに策定し、そして、各組織は、個別の改善取組計画等を策定し、教学諸活動の事業計画等に反映させ、計画的に実施することにより、内部質保証を推進することを定めている。この方針に則り、今後は学部・研究科等の事業計画の策定に向けて、教学運営会議における検討が進められることにより、点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施が行われるよう準備が進められている。

【5】 行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応

文部科学省からの設置計画履行状況等調査への対応は、2014年度に文学部歴史学科考古学専攻の入学定員超過について改善意見を受け、「改善意見等に対する改善状況等報告書」を文部科学省へ提出し、適切に対応を行った。この結果、2015年度の設置計画履行状況等調査では指摘はなく、改善が図られた（根拠 2-32 (P. 26)、根拠 2-33)。

第2期認証評価結果においては、必要となる改善計画や改善状況を全学自己点検・評価委員会で毎年度確認のうえ、2017年度に「改善報告書」を大学基準協会に提出した（根拠 2-34）。「改善報告書」は、学内グループウェア上に公開し、専任教職員がいつでも確認できるようにしている。

【6】 点検・評価における客観性、妥当性の確保

2018年度に教学運営会議を設置したことに伴い、全学自己点検・評価委員会の委員長を学長から教育・研究担当の副学長に変更し、全学的な観点で点検・評価を実施する全学自己点検・評価委員会と、点検評価・結果を改善に反映し、改善に向けた取組計画を策定する教学運営会議の役割を明確化した（根拠 2-10）。これにより、「駒澤大学内部質保証の方針」に定める各組織の連携体制が構築され、自己点検・評価の客観性・妥当性が向上した。

また、2016年度からは外部有識者による「駒澤大学自己点検・評価に関する外部評価委員会」を毎年開催し、前年度の「全学自己点検・評価結果報告書」の内容に基づく検証・評価を受け、今後の大学全体における諸活動並びに自己点検・評価活動等の改善に向けた様々な提言を受けている（根拠 2-35）。外部評価委員は、他大学関係者（教学）1人、（事務職員）1人、高等学校関係者1人、経済・産業界関係者1人、本学の所在する地方自治体関係者1人の計5人で構成され、検証・評価における客観性・妥当性の確保に努めている（根拠 2-36）。外部評価では、外部評価委員と学部等長によるヒアリング（意見交換）を実施することにより、外部評価の有効性を高めている。2017年度全学自己点検・評価報告書に係る外部評価報告書は、2019年7月の教学運営会議において学長より報告され、各提言を内部質保証推進に活用することを確認している（根拠 2-37、2-38）。

このほか、前述のとおり「駒澤大学内部質保証の方針」において、「IRに基づく分析結果の活用」を明示し、教学諸活動の計画的な実施、評価・検証及び改善を円滑に推進するため、内外の各種情報やデータを把握し、分析結果を活用することを定めている。また、「教育課程編成・実施の方針」において、学修成果の評価・測定にかかる全学的な指標を定めており、関連する指標の学部・学科別集計値を掲載した「データカタログ」を大学ホームページ教職員専用ページ内に開設し、全学的に情報共有できるように環境を構築することで、点検・評価における客観性、妥当性を確保している。

点検・評価項目④：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点1：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表

評価の視点2：公表する情報の正確性、信頼性

評価の視点3：公表する情報の適切な更新

大学全体の教育研究活動に関しては、大学ホームページ「情報公開」において、教職員数、学生数、卒業者数・入学者数、3つの方針等、「学校教育法施行規則」第172条の2に示された「教育研究活動等の状況についての情報」を公表している。(根拠 2-39【ウェブ】)。

また、全専任教員の研究テーマ、専門分野、学歴、著書、論文、所属学会等の教育・研究業績は、「駒澤大学研究者情報データベース」を大学ホームページに公開し、各教員が随時更新する体制を整えている(根拠 2-40【ウェブ】)。

自己点検・評価結果については、2006年度及び2013年度の認証評価結果及び点検・評価報告書を大学ホームページに公表している。(根拠 2-41【ウェブ】)。2013年度から毎年度全学自己点検・評価委員会において「全学自己点検・評価結果報告書」を作成し、学内グループウェアに公表することにより専任教職員間で共有できるようにしている。このほか、外部評価委員会における検証・評価結果をとりまとめた「外部評価報告書」も学内グループウェアに公表している。

財務情報は、予算書、決算書、財産目録、監査報告書、事業計画書及び事業報告書を過去6年間にわたり学校法人駒澤大学ホームページに公表している(根拠 2-42【ウェブ】)。

その他諸活動の状況として、生涯学習や地域・社会連携に関する情報を、大学ホームページに公開している(根拠 2-43【ウェブ】、2-44【ウェブ】)。日本私立学校振興・共済事業団が運営する「大学ポートレート(私学版)」については、情報の公開にあたり大学ポートレートプロジェクトチームを設置し、情報の公開内容等について検討のうえ2014年度より公開し、定期的な情報の更新が行われている。(根拠 2-45【ウェブ】)。また、2017年8月より、情報公開の一環として、本学に関する様々な指標の経年推移や割合を動的なグラフで可視化した「ファクトブック」を大学ホームページ内に開設した(根拠 2-46【ウェブ】)。

以上のとおり、「駒澤大学内部質保証の方針」に定める教学諸活動等については、積極的な公表を行い、社会への説明責任及び透明性の確保に努めている。

点検・評価項目⑤：内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：全学的なPDCAサイクルの適切性、有効性

評価の視点2：適切な根拠(資料、情報)に基づく内部質保証システムの点検・評価

評価の視点3：点検・評価結果に基づく改善・向上

2013年度より大学基準に沿った自己点検・評価を毎年度実施し、全学自己点検・評価結果報告書を作成している。内部質保証については、第2期認証評価及び第3期認証評価に

において示された大学基準及び点検・評価項目に準拠した点検・評価を実施し、各組織からの点検・評価結果に基づき、全学自己点検・評価委員会においてその適切性・有効性について確認している。

既述のとおり（点検・評価項目③の【2】）、全学自己点検・評価委員会では、2018年10月に「2020年度大学評価受審に向けた検討課題への対応について（依頼）」を学長に提出し、優先課題の一つとして、「1. 内部質保証体制の整備」を挙げている。学長は課題への対応として、全学教授会における審議を経て、内部質保証の方針及び駒澤大学教学運営会議の設置、関連諸規程を制定し、本学における内部質保証推進の基盤構築がなされた。これにより、従前は自己点検・評価結果を各組織が改善活用するのみに留まっていたが、教学運営会議を中心とする恒常的検証・改善サイクルの仕組みが構築されたことにより、点検・評価結果に基づく改善・向上を図るプロセスが明確となった。

「駒澤大学内部質保証の方針」に示している内部質保証プロセスの適切性・有効性の検証は、2018年度自己点検・評価より検証を行っているが、2018年度は内部質保証の基盤となる教学運営会議が設置されたばかりであることから、「駒澤大学内部質保証の方針」のもと、大学全体の重点方針に則った各教育研究組織・事務組織の事業計画策定及び実施を通して、恒常的な検証・改善サイクルの構築に向けた体制整備を進めている段階にある。

また、既述のとおり（点検・評価項目③の【6】）、2016年度より外部評価委員会を毎年度開催し、前年度の全学自己点検・評価結果報告書に基づく、検証・評価が行われている。2018年度に実施した外部評価では、教育課程・学習成果、学生の受け入れ、学生支援等の取り組みを中心に評価が行われ、改善・向上に向けた提言が付された外部評価報告書が学長に提出されている。外部評価報告書においては、教育活動に関する提言のみならず、本学の自己点検・評価の実施体制や実施方法の改善に向けた提言も付されたことから、第3期認証評価への対応とともに、自己点検・評価に関する規程の改正を行い、実施方法の見直しを図った（根拠 2-9、2-10）。

2019年度に実施した外部評価では、2018年度の教学運営会議の設置に伴い、内部質保証システムの構築体制及び運営状況について重点的に確認が行われ、教学運営会議の今後のあり方に対する提言が付されている（根拠 2-47）。例えば、教学運営会議が各学部長等や事務組織の部長による教職協働で構成されている同会議の性質を活かし、各組織を横断する横串のような役割を果たすべきであること、また、教学運営会議を運営するにあたり必要となる事務局あるいは職員の人数や専門性について十分な配慮が必要なことなどが提言として付されている。

（2）長所・特色

点検・評価項目①及び②に既述したとおり、2018年度に本学の内部質保証に関する基本的な考え方を「駒澤大学内部質保証の方針」として明示し、その推進に責任を負う組織として「駒澤大学教学運営会議」を設置した（根拠 2-1【ウェブ】、2-6）。同会議の設置に向けては、2016年より検討が進められてきたが、「駒澤大学教学に関する施策体系（2018年度から2021年度）」の具体的な行動目標として「内部質保証システム構築（PDCAサイクルが回る体制構築）」が掲げられ、内部質保証システムの構築とその推進組織の設置に向けた検討を喫急に進められた（根拠 1-13）。

内部質保証の方針の明示及び教学運営会議の設置により、同会議と各組織の役割分担及び責任が明確化し、本学における内部質保証推進のプロセスが整備されるとともに、全学的な教学マネジメントについて審議・決定し、恒常的・継続的に教育の質保証及び向上に繋げる教職協働による教学運営体制が整備された。

また、教学運営会議の審議事項には、教育・研究に関する事項のみならず、広報活動や社会連携・貢献（産官学連携含む）に関する事項も含まれるなど、審議事項に掲げる取組計画や改善計画の策定に向けては同会議が主導し、スピード感を持った意思決定が行える環境となった。例えば、2019年度に制定した「駒澤大学学生支援に関する基本方針」や「駒澤大学社会連携・社会貢献に関する基本方針」等は、同会議がワーキング・グループを設置し、教職協働という会議の性質を活かしながら検討を進めるなど、機動的に対応を行った（根拠 2-48）。

（3）問題点

点検・評価項目②に既述したとおり、教学運営会議は2019年3月に初めて同会議が開催されたが、その運営プロセスはまだ手探り状態である。また、同会議が設置されて間もないことから実働期間が短く、各学部等・研究科の自己点検・評価結果を踏まえた改善支援に関する実績に乏しいことが、今後の課題として挙げられる。

また、「駒澤大学内部質保証の方針」に定める重点方針等や3つのポリシーに基づく各教育研究組織による事業計画策定プロセスはまだ確立できていないことから、大学全体及び各組織に対する教育のPDCAサイクルの推進に向けた支援が十分に機能していない現状もある。

こうした課題は、2018年10月に全学自己点検・評価委員会が学長に提出した「2020年度大学評価受審に向けた検討課題への対応について（依頼）」において、「3.学修成果の測定とその結果に基づく教育の改善・向上」として優先課題に挙げられており、2019年9月に策定した「教学運営基本指針」を踏まえ、同課題に対応した各学部等・研究科における計画策定を2020年度内に策定できるよう準備が進められている（根拠 2-25）。

（4）全体のまとめ

本学では、2018年度に「駒澤大学内部質保証の方針」を制定し、内部質保証の推進に責任を負う組織として「駒澤大学教学運営会議」を設置した。教学運営会議の実質的な運営初年度にあたる2019年度を内部質保証の基盤構築の年と位置付け、全学自己点検・評価委員会が自己点検・評価結果を踏まえ整理した様々な検討課題に関連した審議・報告が行われた。

特に、教学運営会議の検討のもと、学長が掲げる各種方針について、学長補佐を中心とした組織横断型ワーキング・グループによって具体化を進めるプロセスが確立しつつある。既述のとおり、教学運営会議において、「基準7 学生支援」、「基準8 教育研究等環境」、「基準9 社会連携・社会貢献」、「基準10 大学運営・財務」に関する基本方針を策定した。中でも、「駒澤大学学生支援に関する基本方針」及び「駒澤大学社会連携・社会貢献に関する基本方針」に関しては、方針策定の検討段階において、学生支援及び社会連携・社会貢献に係る新組織の必要性が議論されたことから、「学修・学生支援センター（仮称）設置準備

ワーキング・グループ」と「社会連携センター（仮称）設置準備ワーキング・グループ」を新たに設置し、各方針の具体化に向けた検討が進められている。

「教学運営基本指針」は、本学の各種方針の見直し及び事業計画等策定の基盤となる指針と位置付けており、内部質保証推進への活用が同会議において確認されている。

一方で、各教育研究組織による3つの方針に基づく教育活動及び検証改善のプロセスについては、教学運営会議による適切な運営・支援の在り方を検討している段階であり、教学運営会議による各学部等・研究科への支援体制についてはまだ十分に機能している状態にあるとはいえ課題であると考えられる。しかし、大学全体の教学運営に関する改善プロセスとしては、教学運営会議と全学自己点検・評価委員会の連携により優先検討課題の取り組みなど一定の成果が実績として表れている点は評価に値するといえよう。

以上のことから、「基準2 内部質保証」については、今後さらなる努力が必要であるものの、概ね大学基準を満たしているといえる。

第3章 教育研究組織

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：大学の理念・目的と学部（学科または課程）構成及び研究科（研究科または専攻）構成との適合性

評価の視点2：大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性

評価の視点3：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

1 大学の理念・目的と学部（学科または課程）構成及び研究科（研究科または専攻）構成との適合性

【1】学部及び研究科の構成

本学は、2019年5月1日現在、7学部17学科及び8研究科を設置しており、東京都世田谷区に所在する「駒沢キャンパス」を中心に、同区内の「深沢キャンパス」、「玉川キャンパス」の3キャンパスにおいて、教育研究活動を展開している。

1949年の学制改革により新制大学に移行し、仏教学部、文学部、商経学部（現：経済学部）の3学部を設置した。その後、時代の変化や社会の要請に応える形で学部を新設している。現在、仏教学部（1949年開設、禅学科・仏教学科）、文学部（1949年開設、国文学科・英米文学科・地理学科・歴史学科・社会学科・心理学科）、経済学部（1949年開設、経済学科・商学科・現代応用経済学科）、法学部（1964年開設、法律学科・政治学科）、経営学部（1969年開設、経営学科・市場戦略学科）、医療健康科学部（2003年開設、診療放射線技術科学科）、グローバル・メディア・スタディーズ学部（2006年開設、グローバル・メディア学科）の7学部17学科を設置し、文学部では、学科の専門性を高めるため、地理学科に地域文化研究専攻及び地域環境研究専攻、歴史学科に日本史学専攻、外国史学専攻、考古学専攻、社会学科に社会学専攻及び社会福祉学専攻とそれぞれ専攻を設置し、きめ細かな専門教育に対応している（根拠3-1【ウェブ】、3-2【ウェブ】、大学基礎データ表1）。

大学院は、人文科学研究科（1952年開設、仏教学専攻・国文学専攻・英米文学専攻・地理学専攻・歴史学専攻・社会学専攻・心理学専攻）、経済学研究科（1967年開設、経済学専攻）、商学研究科（1966年開設、商学専攻）、法学研究科（1968年開設、公法学専攻・私法学専攻）、経営学研究科（1973年開設、経営学専攻）、医療健康科学研究科（2007年開設、診療放射線学専攻）、グローバル・メディア研究科（2013年開設、グローバル・メディア専攻）に法曹養成研究科（2004年開設、法曹養成専攻）を加えた8研究科を設置している（根拠3-1【ウェブ】、3-2【ウェブ】、大学基礎データ表1）。

また、本学の教養教育科目及び教職課程科目を担当する教員により組織された総合教育研究部を2006年4月に設置し、幅広い教育に対応する構成となっている（根拠3-3【ウェブ】）。

【2】建学の理念との適合性

第1章において既述のとおり、本学の建学の理念は、「「仏教」の教えと「禅」の精神に基づき教育・研究を行うこと」と定めている（根拠 1-2【ウェブ】）。設置している各学部等、各研究科及び各研究所（ラボラトリ含む）の目的にも、それぞれ建学の理念・精神、または仏教の教えや禅の精神に基づいて教育・研究することが掲げられており、建学の理念と適合しているといえる（根拠 1-3、1-4、3-4～3-14）。また、建学の理念に基づいて2008年に制定された「学校法人駒澤大学憲章」及び「学校法人駒澤大学行動規範」を基盤として教育・研究の諸活動が行われている（根拠 3-15【ウェブ】、3-16【ウェブ】）。

【3】教育研究組織の改組状況

従来、仏教学部を基盤とする人文科学研究科仏教学専攻は、文学部を基盤とした人文科学研究科の一専攻として設置されており、仏教学専攻は人文科学第一研究科、仏教学専攻以外の専攻は人文科学第二研究科として運営が行われてきた。

しかし、このような2つの研究科として組織運営されている実態は、学則上の組織と齟齬があると2013年に受審した大学評価結果において指摘を受けて以降、この問題の改善に向けて、大学院改革委員会等で検討を積み重ねてきた（根拠 3-17（P.2））。

大学院改革委員会等の審議を経て、2018年6月開催の人文科学第一研究科委員会において仏教学研究科新設の提案がなされ、7月開催の人文科学第二研究科委員会においても仏教学研究科の新設が承認された（根拠 3-18、3-19）。さらに、同年7月開催の理事会において、人文科学研究科改組準備委員会の設置が認められ、改組準備委員会において仏教学研究科の新設に向けて準備が進められてきた（根拠 3-20、3-21）。

その結果、2019年4月に文部科学省へ仏教学研究科の設置届出書を提出し、2020年度に仏教学研究科を開設することが決定した。今回の改組により、これまで以上に大学と大学院における仏教教育の一貫性を高めることが可能となった（根拠 3-22（P.9）、3-23【ウェブ】）。

2 大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性

本学に設置される研究所は、禅研究所（1968年開設）、仏教経済研究所（1966年開設）、仏教文学研究所（1996年開設）、応用地理研究所（1973年開設）、経理研究所（1989年開設）、ジャーナリズム・政策研究所（1975年開設）、法学研究所（1972年開設）、司法研究所（2008年開設）、医療健康科学研究所（2017年開設）の9組織である（根拠 3-24【ウェブ】）。

このうち、仏教系3研究所（禅研究所、仏教経済研究所、仏教文学研究所）は、建学の理念に基づいて、仏教を学際的に研究するために設置されている。その他の研究所についても、前述の「学校法人駒澤大学憲章」及び「学校法人駒澤大学行動規範」に則りつつ、公認会計士及び税理士受験への対応、マスメディアへの情報発信、法律相談など、それぞれの研究分野の社会的展開を意図した活動を行っている。

2017年4月に設置された医療健康科学研究所は、2016年度で終了した文部科学省がプロフェッショナル養成基盤推進プラン『都市型がん医療連携を担う人材の実践的教育プログラム』の活動を継続する基盤として、診療放射線技術及び医療健康、プライマリケア、社会福祉、臨床心理、医療安全支援、医療経済に関連する研究を地域・産学等と連携して

行い、医療分野における駒澤大学ブランドの向上を図ることを目的として活動している(根拠 3-12、3-25【ウェブ】)。関連して、2016年11月に、株式会社バリアンメディカルシステムズとの産学連携事業として「放射線治療人材教育センター」を設立した。これは、癌治療の3つの柱の一つである放射線治療の専門技術者の人材育成のため、共同で人材教育センターを設立し、癌治療のための高度な放射線治療の実施を支援する医療従事者と学生のための教育コースを提供することを目的としている(根拠 3-26)。

また、2017年4月には、メディア状況の変化に対応し、併せて研究所の活動実態と今後の新しい展開を図ることを目指し、「駒澤大学マス・コミュニケーション研究所」を「駒澤大学ジャーナリズム・政策研究所」に名称変更した(根拠 3-10、3-27【ウェブ】)。

各研究所の所属委員の構成は、本学の専任教員が中心となっているが、外部所員及び研究員の制度を設け、積極的に学生や学外の人材との連携を図っている。その制度は研究所の活動内容によって、個々に設定されているが、学部・学科及び大学院研究科の枠組みを越えた活動が意識されていることは同様である。

また、研究のみならず、人材育成にも力を注ぐ研究所が多い。禅研究所、法学研究所、司法研究所、経理研究所及びジャーナリズム・政策研究所等は、研修員あるいは研修生の制度を持ち、本学所属学生のみならず広く人材を募集している。経理研究所やジャーナリズム・政策研究所は育成プログラムも実施している(根拠 3-24【ウェブ】)。

このほか、研究所以外にも、産学官の連携等による学外研究の協力・推進のため、グローバル・メディア・スタディーズ・ラボラトリ及び経済学部現代応用経済学科ラボラトリも設置されている。これらの組織も、本学の専任教員が中心となり、建学の理念に則り、学外組織と連携して活動を行っている(根拠 3-28【ウェブ】、3-29【ウェブ】)。

3 教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

各学部等、各研究科及び各研究所(ラボラトリ含む)は、それぞれ学問の動向や社会的要請、または大学を取り巻く国際的環境等の変化を踏まえ、教育研究組織のあり方を検証し、対応している。

例えば、仏教学部は2014年度入学試験より学部単位で学生募集を行っており、2年次までは禅学科と仏教学科の区別はないことから、仏教の歴史・思想・文化に関する教養や、文献読解に必要となる語学など、仏教を研究する上で必要となる基礎を学び、3年次より本人の学問的関心や興味に応じて学科選択を行えるように配慮している(根拠 1-9(P.16.17))。

経済学部、法学部政治学科、経営学部においては、広範で多様な科目の中から、学生がより明確に自身の目的を捉えて効果的に科目履修を行うことができるよう、コース制を設けている。例えば、経済学部経済学科では、経済学の主要な分野別に5つのコース(経済学、金融・財政、産業情報、国際経済、生活・環境)を設けており、各分野の体系的な学修に必要な科目が配置されている(根拠 1-9(P.45))。

法学部法律学科では、フレックス制(昼夜開講制)を導入しており、昼間主コースのフレックスAと夜間主コースのフレックスBに分かれている。いずれも入学対象となる学生を限定しているわけではないものの、フレックスBについては、社会人等のリカレント教育の要望に応える教育研究組織となっている(根拠 3-30【ウェブ】)。

総合教育研究部においては、各学部等の学生に対し、一部の分野においてコース制（教養特別履修）を設けており、その科目区分において一定の学修成果を満たしたことを「コース修了証」の発行により証明している。こうした取り組みにより、教養教育科目の履修に対する学生の学習意欲の向上に繋げている（根拠 3-31）。

社会的要請や国際環境等への対応としての全学的な社会活動については、その詳細は第9章に委ねるが、各学部等、各研究科、各研究所、各ラボラトリによるシンポジウム・講演会・セミナーが開催されている。（根拠 3-32【ウェブ】）。

点検・評価項目②：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

全学自己点検・評価委員会において、2013年度より毎年度点検・評価が行われており、大学基準に則り、各組織において教育研究組織の適切性についての点検・評価が行われている。教育研究組織の適切性については、専任教員の採用・昇任、非常勤講師の委嘱、カリキュラムの定期的な見直し等とともに各学部等教授会、学科委員会及び大学院研究科委員会において、定期的に検討が行われている。

また、毎年度の自己点検・評価活動に加え、大学院では、2014年に学長の諮問機関として「駒澤大学大学院改革委員会」を設置し、大学院の教育・研究の発展のために必要な事項について、調査・検討及び調整等を行い、学長に対し答申を行っている（根拠 3-33）。同委員会に対しては学長より、「駒澤大学教学に関する施策体系（2014年度～2017年度）」に基づく「大学院改革計画の策定」及び「大学評価指摘事項への対応実施」について諮問がなされ、2016年に「大学院改革プラン（案）」を策定し、学長に報告が行われた（根拠 1-12、3-34、3-35）。大学院改革プランでは、人文科学研究科の実質的な運営体制の整備と仏教学研究科の設置に関する改善計画が盛り込まれ、これにより改組に向けた手続きが進められた。

各研究所等については、それぞれの活動内容について、各研究所の運営委員会において審議決定している。ただし、研究所によっては委員会の開催頻度が十分ではない組織も見られることから、改善が必要である（根拠 3-36～3-46）。

このように、各教育研究組織において点検・評価は行われているものの、各教育研究組織において出された課題・問題点について、全学的に共有し検討する体制が十分に機能しているとはいえない。このため、2019年に設置された教学運営会議では、各教育研究組織の点検・評価結果に基づく改善・向上の実質化に向けた検討を行い、改善取組計画を策定する役割を担っていることから、同会議の実質的な機能化が求められる（根拠 2-1【ウェブ】、2-6）。

（2）長所・特色

点検・評価項目①に既述したとおり、本学の教育組織の特長としては、学部と大学院との組織的連携が強固であることが挙げられる。それは、教員個人の負担が大きくなるとい

う一面も有するが、建学の理念の下に、一貫した教育研究を供与しえているものといえる。2020年度の仏教学研究科開設も、その強化の一環といえる。

また、各学部等、研究科、研究所及びラボラトリが、それぞれの特長を活かしつつ、個性的な活動を維持展開する基盤が構築されており、公開講演会等の場によって研究成果が社会に積極的に公開されていることも長所といえる。2019年度は、経済学部創設70周年、経営学部創設50周年にちなんだ行事や講演会も数多く実施されたが、それらは、卒業生も含めた伝統の再確認と、学外有識者との交流によってさらなる展開が意識されていた（根拠 3-47【ウェブ】、3-48【ウェブ】）。かかる伝統の保持と、そこからの積極的展開は、まさに本学の建学の理念の具体的実践といえることができる。

産学官連携の実施については、主要な一例として2018年に提携された医療健康科学部と株式会社バリアンメディカルシステムズとの産学連携事業が挙げられる。2019年度以降も継続して共同研究は続けられており、今後の放射線医療における発展への寄与が期待できる。その他、地方自治体との事業協力等が積極的に行われている。

（3）問題点

点検・評価項目①に既述したとおり、教育研究組織の問題点としては、教育研究組織のあり方について、全学的視野に立って継続的に点検し、検証する体制が十分に機能していないことが挙げられる。学部学科及び研究科においては、教育研究組織の検証について、定期的開催される教授会及び研究科委員会において審議することは可能である。それは専門教育の立場からは最も適切な方法であるものの、全学的視野に立った議論が必要不可欠であるとは論を俟たない。

さらに、研究所においては、かかる問題を議する各研究所の運営委員会の開催が年に数回のみである場合が少なくない。このような状況では、個別の検証も困難である。

2019年1月に内部質保証を推進する組織として設置された駒澤大学教学運営会議と全学自己点検・評価委員会とが連携し、全学的な立場からこうした問題の改善を図ってゆくことが期待されている。

しかし、教学運営会議は2019年度より実質的な運営が開始されたことから、2019年度に実施した自己点検・評価の結果においては、同会議による改善に向けた支援に期待するという評価結果が示されている（根拠 2-31（P.109））。この問題点の改善に向けて、早急に教学運営会議の組織的位置づけを明確化しながら、各学部・学科等との連携を強化し、実質的かつ継続的な検証体制の構築が必要となっている。

（4）全体のまとめ

本学では、2019年5月1日現在、7学部17学科8研究科を設置し、建学の理念に基づく教育研究活動を実践している。また、教養教育科目及び教職課程科目を担当する教員により組織された総合教育研究部を設置し、幅広い教養教育に対応している。さらに、教員及び学生の専門的かつ高度な研究に対応するため、9つの研究所と2つのラボラトリも設置し、各組織において積極的な活動が行われている。なお、各組織においては、建学の理念や各組織の目的を踏まえ、「学校法人駒澤大学憲章」及び「学校法人駒澤大学行動規範」を遵守し活動が行われている。

各教育研究組織では、専門教育及び研究の連続性が維持され、かつ、時代の変化や社会の要請等への対応に向け、各学部等の教授会及び大学院研究科委員会において定期的な検討が行われている。その成果の一例としては、人文科学研究科の改組による仏教学研究科設置が挙げられ、各組織における PDCA サイクルが徐々に構築されつつあることが窺える。

その一方で、各組織活動を統括し、全学的視野で検証するシステムについては、教学運営会議が整備されたものの、現時点ではいまだ実質的な支援が十分ではないという問題点について指摘しなければならない。さらに、各研究所においては、研究所の検証母体となるそれぞれの運営委員会の開催頻度が不足している組織も少なからず存在していた。

今後、本学の組織的充実及びその継続的検証を実質化するには、教学運営会議と各学部学科、研究科及び研究所等とが密接に連携するシステムの構築をさらに強化していくことが不可欠である。むろんそれには、まず、各組織内における検証の活性化が行われなければならない。その上に立って、個々の組織の独自の活動を阻害することなく、全学的な方向性を明確化することが、最も強固な組織の構築へと繋がると思われる。

以上のことから、「第3章 教育研究組織」については、大学基準を満たしているといえる。

第4章 教育課程・学習成果

(1) 現状説明

点検・評価項目①：授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定及び公表

1 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）の見直しの経緯

本学では従来、各学部・学科、各研究科等において学問内容の専門性を尊重した独自の学位授与方針が定められてきたが、2015年に文部科学省が発表した「高大接続改革実行プラン」、2016年に中央教育審議会より示された『卒業認定・学位授与の方針』（ディプロマ・ポリシー）、『教育課程編成・実施の方針』（カリキュラム・ポリシー）及び『入学者受入れの方針』（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン』及び2017年4月より学校教育法施行規則の改正が行われること等を受けて、2016年にディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシー（以下「3つの方針」という。）の一体的な見直しと策定に向けた検討が行われた。学長より、駒澤大学教育改革検討委員会に対して大学の3つの方針の見直し等について諮問され、その答申内容に基づき全学教授会において審議が行われ、前述のガイドラインを踏まえた3つの方針に改訂され、大学ホームページにおいて公表が行われた（根拠 4-1、4-2、4-3、2-18【ウェブ】）。

大学院については、2016年度の大学院改革委員会において「大学院改革プラン」が提示された（3-35）。大学院全体で養成する人材像としては、各研究科・専攻の分野・特色に応じた人材育成方針に基づき、学士課程段階とは一線を画す、高度な研究能力・知識を身につけ、大学院生自身の価値、及び本大学院の社会的な評価を高められるような人材を養成することが確認された。特に博士後期課程、修士課程ともに、ビジョンを示す学位の実質化に基づき、特定の専門分野に特化した「問題探求型人材」から、さらに汎用性も有する「問題解決型人材」の輩出を目指すこととした。なお、ここでいう研究能力とは、成果としての「学位論文」の内容に留まらず、修得した知識に裏打ちされ、論文作成プロセスを通じて身につけられる方法論・思考、すなわち調査能力、分析能力、執筆能力、コンプライアンス意識なども含む。

2 学士課程のディプロマ・ポリシーの構成について

学士課程のディプロマ・ポリシーは、学士課程全体の方針、学部別の方針、学科・専攻別の方針の3階層で構成されており、それぞれが連関するようにディプロマ・ポリシーを策定している。学士課程全体の方針に基づき学部別の方針が策定され、学部別の方針に基づき学科・専攻別の方針が策定されている。また、3つの方針の策定に伴い、「教育の理念」も見直され、以下のように定めている（根拠 2-19）。

駒澤大学は、仏教の教義並びに曹洞宗立宗の精神に則り、学校教育を行うことを目的として設置されている大学である。この教育とは、時代に流されることなく、その動きを正

確に洞察し、自分の進むべき道を自分の力で適切に判断できる素養と、将来その道を歩むのに不可欠な知識・技能・資格を身につけることである。こうした建学の理念を実現するため、幅広い教養と専門分野の体系的な知識、それらを応用する技能、主体的かつ協調的なコミュニケーション能力、多様性を理解し他者と協働する力、情報分析力と問題解決力を身につける「丁寧な教育」「厚みのある教育」を行う。それにより、十分な基礎力・実践力を身につけ、多様な経験を踏まえ主体的に行動できる力を備え、しなやかで折れない心を持ち、持続可能な社会の発展に寄与する人材の育成を行うことを本学の教育の理念とする。

※2020年3月現在の内容。

この「教育の理念」を踏まえ、学士課程全体のディプロマ・ポリシーは、以下のように定めている（根拠 4-3）。

駒澤大学は、教育の理念に基づいて定められた下記の 5 つの能力を身につけ、所定の期間在学し、各学部学科が定める所定の単位を修めた学生に対して卒業を認定し、学位を授与する。

(DP1) 建学の理念を実践する力〔理解、関心、意欲、態度、主体性〕

仏教の教えと禅の精神に基づき、自分をより高める自己形成と学問研究を密接に関連して行うことができる駒澤大学の学生としてのアイデンティティを備えている。

(DP2) 幅広い教養、多様性の理解と尊重〔知識、理解、関心、意欲、態度、主体性、多様性、協働性〕

人文、社会、自然、ライフデザイン、様々な異言語・異文化に関する多角的な知識と深い教養と専門分野の知識を体系的に身につけ、国内外の多様な文化・価値観の違いを理解し、他者を尊重することができる。

(DP3) 情報分析力と問題解決力〔技能、思考力、判断力、表現力〕

多様な情報を収集・分析して適正に判断・思考する力を身につけ、状況に応じて ICT（情報通信技術）をモラルに則り効果的に活用し、問題発見や問題解決に繋がるアイデアを出すことができる。

(DP4) コミュニケーション能力〔技能、思考力、表現力、主体性、多様性、協働性〕

レポートや論文等の文章読解・作成能力およびプレゼンテーション技術を身につけ、自らの考えを論理的かつ明確に伝えて、他者と主体的に協働することができる。また、英語を中心とした外国語の 4 技能（聞くこと、話すこと、読むこと、書くこと）について社会人に求められる十分なレベルを修得している。

(DP5) 専門分野の知識・技能の活用力〔知識、技能、思考力、判断力、表現力、主体性、多様性、協働性〕

体系的に修得した専門分野の知識・技能・技術を、実際に直面する状況・課題に対して

臨機応変に活用し、新たな価値を創造するとともに、地域社会、国際社会、産業界の発展へ主体的に貢献することができる。

※2019年5月1日現在の内容。

3 大学院のディプロマ・ポリシーについて

修士課程においては、「広い視野に立って精深な学識を授け、専門分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うものとする」、博士後期課程においては、「専門分野について、研究者として自立して活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする」と駒澤大学大学院学則において定めている（根拠 1-4 (P.2)）。

また、専門職学位課程においては、「高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的として、特定の分野について理論的教育と実務的教育の有機的連携を図る教育を行うものとする」と駒澤大学大学院学則において定めている（根拠 1-4 (P.2)）。

これらの学士課程、修士課程、博士後期課程、専門職学位課程単位のディプロマ・ポリシーに則し、2017年度には、各学部・学科、各研究科等におけるディプロマ・ポリシーの改訂を進めた。これにより、従来は学位授与にふさわしい学修成果が不明瞭となっていたものを明確化することができた（根拠 2-18【ウェブ】）。

4 ディプロマ・ポリシーと学修成果の対応関係について

学士課程全体のディプロマ・ポリシーの特長としては、5つのディプロマ・ポリシーと学力の三要素及び学習指導要領に基づく12の学習評価の観点について、マトリクス表を用いて表すことにより、それぞれがどのような対応関係にあるのかをわかりやすく示している（図 4-1 参照）。

卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）と学習評価の観点のマトリクス表

◎：特に重点を置いている ○：重点を置いている			学習評価の観点												
			知識	理解	技能	思考力	判断力	表現力	関心	意欲	態度	主体性	多様性	協働性	
卒業認定・学位授与の方針	DP1	建学の理念を实践する力		○						◎	◎	◎	○		
	DP2	多様性理解と尊重	○	◎					○	○	○	○	◎	○	
	DP3	情報分析力と問題解決力			○	◎	◎	○					○		
	DP4	コミュニケーション能力			○	○		◎					○	○	◎
	DP5	専門分野の知識・技能の活用力	◎		◎	○	○	○					◎	○	○

※学習評価の観点は「学力の三要素」と「学習指導要領」に基づく。

図 4-1：卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）と学習評価の観点のマトリクス表

関連して、2018年度より、シラバス作成依頼時に教員に配付している「シラバス作成ガイドブック」において、本学のディプロマ・ポリシー等との関連性を踏まえて担当科目の「到達目標（ねらい）」の記述をしてもらうよう指示し、受講生にどのような学修成果が身につくのかわかりやすいよう明示した（根拠 4-4 (P.7)）。

5 学士課程におけるディプロマ・ポリシーの事例

各学部・学科・専攻におけるディプロマ・ポリシーは、学士課程全体のディプロマ・ポリシーを踏まえて、学部全体のディプロマ・ポリシーを策定しており、さらに学部全体のディプロマ・ポリシーを踏まえて各学科・専攻のディプロマ・ポリシーをそれぞれ策定している。

例えば、文学部では、学部全体のディプロマ・ポリシーを以下のように定めている（根拠 4-5）。

文学部は、教育の理念に基づいて定められた下記の5つの力を身につけ、所定の期間在学し、各学科が定める所定の単位を修めた学生に対して卒業を認定し、学位を授与する。

(DP1) 建学の理念を実践する力〔理解、関心、意欲、態度、主体性〕

建学の理念を踏まえ、広範で多様な人文学領域の基礎的知識を積極的に修得し、問題の発見と問題解決の能力を有している。

(DP2) 幅広い教養、多様性の理解と尊重〔知識、理解、関心、意欲、態度、主体性、多様性、協働性〕

各学科が求める専門的知識と幅広い教養を身につけ、現代社会が抱える諸問題に多角的な観点からの確に対応できる。その際、国内外の多様な文化・価値観の違いを理解しようと試み、他者を尊重することができる。

(DP3) 情報分析力と問題解決力〔技能、思考力、判断力、表現力〕

多様な情報を収集・分析して適正に判断・思考する力を身につけるとともに、問題の発見や問題の解決の前提となる効果的な表現力・発信力を身につけている。また、国内外の多様な資料やデータを解析し、解釈や評価を下す能力がある。

(DP4) コミュニケーション能力〔技能、思考力、表現力、主体性、多様性、協働性〕

レポートや論文等の作成能力およびプレゼンテーション技術を身につけ、自らの考えを論理的かつ明確に伝えて、他者と主体的に協働することができる。

(DP5) 専門分野の知識・技能の活用力〔知識、技能、思考力、判断力、表現力、主体性、多様性、協働性〕

体系的に修得した各専門分野の知識・技能を活用し、豊かな創造力と表現力を持って社会の発展に貢献することができる。また、国際的視野に立って、直面する現実社会の中で、知識・技能を活かすことができる。

※2019年5月1日現在の内容。

この文学部全体のディプロマ・ポリシーを踏まえ、歴史学科では以下のようにディプロマ・ポリシーを定めている（根拠 4-6）。

文学部歴史学科では、教育の理念にもとづいて定められた下記の5つの能力を身につけ、4年間で在学し、必要な科目を124単位以上修得した学生に対して、卒業を認定し、学士（歴史学）の学位を授与する。

（DP1）建学の理念を実践する力〔理解、関心・意欲、態度、主体性〕

駒澤大学の建学の理念に基づき、自己形成と学問研究を密接に関連して行う態度や能力を修得していること。また、宗教に対する理解と寛容な態度を修得していること。

（DP2）幅広い教養、多様性の理解と尊重〔知識、理解、関心、意欲、態度、主体性、多様性、協働性〕

人文、社会、自然に対する豊かな教養を修得し、外国語の確かな運用能力と異文化を理解する力を身につけていること。歴史についての幅広い知識や理解力を修得し、様々な現象に対する歴史的洞察力を修得していること。異文化として歴史を理解し、現代社会を客観的に理解する能力を身につけていること。

（DP3）情報分析力と問題解決力〔技能、思考力、判断力、表現力〕

研究の素材となる史資料の所在を調査し、それらを収集する能力を備えていること。史資料の性格を的確に理解して正確に読み解く能力を修得していること。既存の研究の弱点や問題点を発見する批判能力を修得していること。幅広い教養や歴史の理解を通じて問題発見能力を修得していること。

（DP4）コミュニケーション能力〔技能、思考力、表現力、主体性、多様性、協働性〕

討論を通じて、他者を理解し、自己の研究を客観化する能力を身につけていること。みずからの調査・研究の結果から自分なりの仮説を構築し、その内容を論理的かつ明確に表現する能力を身につけ、卒業論文として公開すること。

（DP5）専門分野の知識・技能の活用力〔知識、技能、思考力、判断力、表現力、主体性、多様性、協働性〕

自ら設定した問題意識に従って史資料との対峙・対話を行い、そこに内在する問題を掘り起こし、批判的な検討と客観的な分析を通じて、歴史を論理的かつ体系的に理解する能力を身につけていること。

※2019年5月1日現在の内容。

6 修士課程におけるディプロマ・ポリシーの事例

人文科学研究科歴史学専攻の修士課程におけるディプロマ・ポリシーは、2020年3月現在、以下のように定めている（根拠 4-7）。

【修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）】

歴史学専攻修士課程は、教育の理念に基づいて定められた下記3つの能力を身につけ、

所定の期間在学し、「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」に沿った開講科目を 30 単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文を提出してその審査および最終試験に合格した院生に対して修了を認定し、修士（歴史学）の学位を授与する。

(DP1) 専門分野の知識や技能の活用力

日本史学・東洋史学・西洋史学・考古学の各専門分野に関する高度専門的な学識と、幅広い知見を身につけている。また、本専攻の伝統である史資料に依拠した実証的な研究能力を修得することによって、専門分野における先導者として、教育界や博物館・文書館等で歴史学の成果を社会に還元していくことができる。

(DP2) 情報分析、課題設定および問題解決能力

基礎的な知識や先行研究を踏まえ、自ら主体的に課題を設定する力と、研究の素材となる史資料の所在を調査し、それら史資料を収集・解読・分析して適正に判断・思考しながら、問題解決までの道筋を論理的に展開できる実行力や新たな知見を見出す能力を兼ね備えている。

(DP3) コミュニケーション能力

史資料の調査やフィールドワーク、学会運営、学会発表、論文作成等を通じて、自らの考えを論理的かつ明確に伝えると同時に、他者の考えと価値観を尊重しつつ、専門的な知見から論理的に意見を述べるなど、主体的に協働することができる。また、研究倫理を踏まえ、適切な方法やツールを用いて研究活動を進め、世界に向けて自らの考えを発信することができる。

7 博士後期課程におけるディプロマ・ポリシーの事例

人文科学研究科歴史学専攻の博士後期課程におけるディプロマ・ポリシーは、2020年3月現在、以下のように定めている（根拠4-8）。

【修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）】

歴史学専攻博士後期課程は、教育の理念に基づいて定められた下記の3つの能力を身につけ、所定の期間在学し、「教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」に沿った開講科目を12単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、完成度が高く独創的で、学界の水準に達した博士論文を提出して、その審査および最終試験に合格した院生に対して修了を認定し、博士（歴史学）の学位を授与する。

(DP1) 高度な専門分野の知識や技能の活用力

歴史学分野に関する高度な学識と、幅広い知見を身につけている。また、それらを総合的に活用する汎用性を発揮し、専門分野における先導者として、歴史学の学問領域を中心に、広く社会に向けて新たな知見や価値を創造・提案し、還元していくことができる。

(DP2) 情報分析、課題設定および問題解決能力

自立した研究者として、独創的な観点から課題を設定し、専門的な学識や技能を用いながら継続的な研究遂行と研究結果の蓄積・収れんを行うことができる。また、最先端のツ

ールや手法を駆使し、専門情報を収集するだけでなく、それらの分析によって、今までにない知見を導き出すことのできる高度な判断力を有する。

(DP3) コミュニケーション能力

学術論文執筆や学会発表などを通じて、自らの独創的な研究結果や新たな知見を国内外の学界に発信すると同時に、他者の考えと価値観を尊重しつつ、専門的な知見から論理的に意見を述べるなど、主体的に協働することができる。また、研究倫理を踏まえ、適切な方法やツールを用いて自らの研究業績を発信し、自ら導き出した新知見の社会的な活用や定着を模索することができる。

8 専門職大学院のディプロマ・ポリシーの事例

法科大学院（法曹養成研究科）のディプロマ・ポリシーは、2019年5月1日現在、以下のとおり定めている（根拠 4-9【ウェブ】）。

本研究科は、所定の年限を在籍し所定のカリキュラムに沿った教育を受けて、必要修得単位を含む所定の単位を修得し、駒澤法曹の資質として必要な駒澤大学の建学の理念及び本研究科の教育の理念を体現し、次に掲げる知識・能力を備えた者に、法務博士（専門職）の学位を授与する。

1. 基本的な法分野に加え、法律実務の基礎的知識、基礎法学や法律に隣接する分野、及び展開・先端的な法分野に関して必要かつ十分な知識を有するとともに、社会に生起する様々な事象に対して問題を発見し、法的知識を活用して解決する能力、及び法律実務において必要とされる分析力、表現力、コミュニケーション力を身につけている。
2. 仏教の高い倫理観に基づき「人に寄り添い、社会と繋がる法曹＝駒澤法曹」として、多様な分野において社会に貢献する活動を通じて、不断の自己研鑽に努め、人や社会に対する共感能力、洞察能力を高めることができる。

9 ディプロマ・ポリシーの公表について

ディプロマ・ポリシーを含む3つの方針は、大学ホームページにおいて公表している（根拠 2-18【ウェブ】）。このほか、学部は『履修要項』、大学院は『大学院要覧』、法科大学院は『法科大学院履修要項』に記載し、学生に周知している（根拠 4-10～4-16、1-19、1-20）。受験生に対しては、大学案内『KOMANABI2020』に3つの方針を掲載すると共に、詳細情報が掲載されている大学ホームページのアドレスのQRコードを付し、スマートフォン等からアクセスしやすいよう配慮している（根拠 1-9）。新入生に対しては、入学後に各学部において個別の学部・学科オリエンテーションを実施し、カリキュラムや履修方法等について適切に指導している（根拠 4-17）。

点検・評価項目②：授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：下記の内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定及び公表

- ・教育課程の体系、教育内容
- ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等

1 学士課程のカリキュラム・ポリシーの構成について

学士課程のカリキュラム・ポリシーは、「教育内容」、「教育方法」、「評価」の3項目から構成されており、また、ディプロマ・ポリシーと同様に、学士課程全体、学部別、学科・専攻別の3階層から成り立ち、それぞれが関連するようにカリキュラム・ポリシーを策定している。学士課程全体のカリキュラム・ポリシーには、全学共通科目と専門教育科目等の全ての教育課程を踏まえた教育内容・教育方法について記述しているが、学部別、学科・専攻別のカリキュラム・ポリシーには、それぞれの学部・学科の特色に応じて、特に専門教育科目の内容に焦点を当てた教育内容・教育方法の記述が行われている。

また、各科目群で身につく能力とディプロマ・ポリシーとの対応関係をわかりやすく示すため、「卒業認定・学位授与方針と教育課程編成・実施のマトリクス表」(図4-2参照)を作成し、学修計画が立てやすくなるように配慮している。例えば、全学共通科目「仏教と人間」については、ディプロマ・ポリシーのDP1(建学の理念を实践する力)に特に重点を置く科目であること、「新入生セミナー」はDP4(コミュニケーション能力)を特に重視しつつ、DP1(建学の理念を实践する力)、DP2(多様性の理解と尊重)についても身につけられる科目であることが示されている。専門教育科目の演習科目については、DP3(情報分析力と問題解決)、DP4(コミュニケーション能力)、DP5(専門分野の知識・技能の活用力)が身につく科目であることが示されている。

以上を踏まえ、学士課程全体のカリキュラム・ポリシーは、以下のとおり定めている(根拠4-3)。

駒澤大学は、「卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)」に掲げた5つの能力を身につけるために、全ての学士課程の基盤となる教育の質向上を目指す「駒澤人育成基礎プログラム」を構築し、各学部・学科の専門教育科目とシームレスに接続させ、有機的に結びつけた4年間の教育課程を編成する。教育課程の体系性をわかりやすく明示するために、科目間の関連性や学修順序を示すナンバリングや履修系統図(カリキュラム・マップ)を作成する。また、アセスメント・ポリシー(評価の方針)を策定し、これに基づき学生の学修成果の可視化を行い、そこで得られた評価結果を検証し、全学的に教育課程や教育方法の改善を図る。

教育内容、教育方法、評価については下記に定める内容に従う。

1. 教育内容

- 1) 仏教の教えと禅の精神について理解を深め、宗教に対する正しい認識を身につけることを目的とした「仏教と人間」を必修科目として開講する。
- 2) 高校までの学びから大学の学びへの転換を図り、自立的で自主的な学習態度を身につけることを目的とした科目「新入生セミナー」を初年次に開講する。
- 3) 実用スキル教育として「キャリア教育」と「実用英語教育」に関する科目を開講する。「キャリア教育」では、社会的・職業的自立、社会・職業への円滑な移行に必要な力を身につけるための教育を行う。「実用英語教育」では、課題がある「話すこと」「書くこと」

に重点を置いた英語教育を行う。このほか、日本語の「読むこと」「書くこと」について社会人としての基礎的レベルを身につける「日本語リテラシー教育」、ICT スキルおよび ICT リテラシーを身につける「ICT 教育」に関する科目を開講する。

- 4) 人文、社会、自然、ライフデザイン、外国語、健康・スポーツの分野において、多角的な知識と深い教養を体系的に身につけられるように科目を配置する。
- 5) 専門教育科目では、各学部・学科（専攻）で学ぶ上での基礎・基本となる導入教育科目を初年次に配置し、そこから専門分野の知識を体系的に理解する講義科目、自らの知的好奇心を追求し、これまでに修得した知識を実践する演習科目、修得した知識を实践する実験・実習科目を配置し、卒業年次に学びの集大成として卒業論文（ゼミ論）、卒業研究の作成または資格試験の受験を行う。

2. 教育方法

- 1) 「仏教と人間」は、共通のシラバスに基づいて講義が行われ、その中に「坐禅」の実習を含めることで、禅の精神に触れる機会を設ける。
- 2) 演習・実習科目、及び新入生セミナーにおいては、アクティブ・ラーニングを取り入れた教育を行う。大人数になりやすい講義科目においても、可能な限りアクティブ・ラーニングを取り入れた授業を行う。
- 3) 演習科目（ゼミ）では、事前に募集説明会や担当教員による選抜を実施し、原則として少人数制の下、担当教員による手厚い指導を行う。
- 4) eラーニングシステム等のWebシステムを活用することで、学生が授業時間以外に主体的に学修する時間を増やし、担当教員と学生の密接なコミュニケーションを促し、学んだ知識の理解を深め、単位の実質化を図る。
- 5) 基礎的な必修科目や複数開講されている同一名称の科目（演習を除く）では、ルーブリックを用いて成績評価の観点と成績評価基準を明確にし、教員と学生との間で評価内容・評価方法の認識を共有し、科目の成績評価基準の標準化を行うことで、成績評価の公平性、客観性、厳格性を高める。
- 6) 学生調査・アンケートや学修成果を測定するアセスメント・テストの結果に基づく客観的な評価指標によって全学的な検証を行い、検証結果を教育内容や教育方法の改善へ積極的に活用し、学生へのフィードバックを行う。

3. 評価

駒澤大学では、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）の3つのポリシーに基づき、学生の入学時から卒業後までの成長を視野に入れ、機関レベル（大学）、教育課程レベル（学部・学科）、科目レベル（個々の科目）の3段階のレベルで学修成果の評価・測定を行う。

※2019年5月1日現在の内容。

なお、「3. 評価」の概要については、後述の点検・評価項目⑥において説明する。

◎:特に重点を置いている。○:重点を置いている。

	科目群等	履修 単位	配当 学年	DP1	DP2	DP3	DP4	DP5	各科目群のねらい
駒澤 人 育 全 成 基 礎 普 通 科 目 グ ラ ム	仏教と人間	4	1	◎					仏教の教えと禅の精神について理解を深め、宗教に対する正しい認識を身につける。
	新入生セミナー	2	1	○	○		◎		高校までの学びから大学での学びへの転換を図り、自立的で自主的な学習態度を身につける。
	キャリア教育	2	1~2			◎			社会的・職業的自立、社会・職業への円滑な移行に必要な力を身につける。
	実用英語教育	1	1~2				◎		課題がある「話すこと」「書くこと」に重点を置いた英語教育を行う。
	日本語リテラシー教育	2	1~4				◎		日本語の「読むこと」「書くこと」について社会人としての基礎的なレベルを身につける。
	ICT教育	2	1~4			◎			ICTスキルおよびICTリテラシーを身につける。
	人文・社会・自然・ライフデザイン分野	2~4	1~4		◎				多角的な知識と深い教養を体系的に身につける。
	外国語科目	1~2	1~2		◎		○		外国語について社会人に求められる十分なレベルを身につけ、異言語・異文化に対する多角的な理解と教養を深める。
	健康・スポーツ分野	1~2	1~4		◎		○		スポーツの実践能力や健康に関する理論を身につける。
専 門 教 育 科 目	導入教育科目	2~4	1					◎	専門分野で4年間学ぶために必要な基礎的な方法を身につける。
	講義科目	2~4	1~4					◎	専門分野の知識を体系的に身につける。
	実験科目	1~4	1~4			○	○	◎	実験装置や器具の使い方を身につけ、実際にそれらを使用した研究を行う。
	実習科目	1~4	1~4			○	○	◎	専門分野の講義で身につけた知識を基に、実地調査や体験学習等を行う。
	演習科目	2~4	1~4	○		○	○	◎	少人数クラスで指導教員との密なコミュニケーションを取り、議論や発表を行う。
	卒業論文・卒業研究	4~8	4	○		○	○	◎	4年間の学びの集大成として、自ら設定した研究テーマに関する論文を作成する。

図 4-2：学士課程大学全体の卒業認定・学位授与方針と教育課程の編成・実施のマトリクス表

2 学士課程のカリキュラム・ポリシーの事例

例えば、文学部歴史学科では、カリキュラム・ポリシーを以下のように定めている（根拠 4-6）。

1. 教育内容

- 1) 「仏教と人間」を必修科目とするとともに、「日本仏教史」および「仏教史」を専門科目として開講する。(DP1)
- 2) 「教養教育科目」と「外国語科目」の履修により幅広い教養の修得を目指す。また、異文化理解力を高めるために、英語以外の外国語も必修とする。1年次には専攻別の「新入生セミナー」と「基礎演習」を同一の教員が担当し、大学生としての基礎能力の育成から専門教育への導入までをシームレスに実施できるようにする。概説科目、史学概論を置いて専門教育への導入教育とし、各専攻に応じた歴史への興味を深めるような教育を行う。さらに専門教育への橋渡しとして、日本史学専攻では史学史、考古学専攻では考古学史を必修とする。(DP2)
- 3) 日本史学専攻では「史料講読」、「古文書研究」、「記録史料学」により、外国史学専攻では「研究法」と「文献史料講読」により、史資料を調査し、読解・分析する能力を

養う。考古学専攻では「考古学発掘実習」と「考古学実習」により、考古遺物や遺構、遺跡を調査・分析する能力を養う。(DP3)

- 4) 「時代史」、「各説」、「特講」などの講義科目により、歴史を広く深く研究していく専門的知識や歴史把握の方法を修得する。歴史に対する幅広い理解や知識を修得することを目的とし、これらの科目は専攻の枠を超えて受講できるように配慮する。(DP4)
- 5) 3年次の「演習Ⅰ」、4年次の「演習Ⅱ」により、史資料の読解方法を学ぶとともに、広い視野から洞察できる歴史的感覚、思考力、応用力を養い、自身の問題設定にもとづいて卒業論文を執筆する準備を行う。演習での個人発表により、自己の考えを的確に表現する能力、討論からは異なる意見を理解し、真の歴史像を構築していく能力を養う。最終段階の「卒業論文」では、自ら設定した問題の解答を導き出し、それを的確に表現する能力を身につける。なお、考古学専攻では「考古学発掘実習」において、協働性を発揮して報告書を作成する能力を養う。(DP5)

2. 教育方法

- 1) 入学年度の4月に新入生研修旅行を実施し、教員・学生間の親睦を深めるとともに、実際に史資料に触れることを通じて、歴史学科での学びへの円滑な導入を図る。
- 2) 「新入生セミナー」、「基礎演習」、「研究法」、「演習」は、原則として少人数制のもとで、アクティブ・ラーニングを取り入れた教育を行う。
- 3) 外国史学専攻と考古学専攻においては、1年次から4年次まで専任教員が担当するクラス制の授業や実習を設け、学生に対する手厚い指導や学修状況の経常的な把握を行う。
- 4) 卒業時に卒業年次生よりアンケートを実施し、その内容を教育課程や教育方法の改善に活用する。

3. 評価

歴史学科では、卒業認定・学位授業の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）に基づき、学生の入学時から卒業後の成長を見据えた教育を行うために、全学的に取り組む機関レベルの評価・測定（全学の該当部分を参照）と同時に、歴史学科三専攻の教育課程レベルと科目レベルでも学習成果の評価・測定を行う。

	入学生	在学生	卒業生
歴史学科レベル (三専攻共通)	<ul style="list-style-type: none"> ・入試結果 ・アセスメント・テスト ・英語能力テスト ・入学前教育取組状況 (対象者) 	<ul style="list-style-type: none"> ・GPA・成績状況 ・修得単位数 ・学生による授業アンケート ・英語能力テスト ・進級率(年次) 	<ul style="list-style-type: none"> ・卒業時調査アンケート ・卒業論文提出率 ・卒業論文発表会
科目レベル (個々の科目)		<ul style="list-style-type: none"> ・GPA・成績分布状況 ・学生による授業アンケート ・課題への取り組み状況 (リアクション・ペーパー含む) 	

※2019年5月1日現在の内容。

3 修士課程・博士後期課程のカリキュラム・ポリシーの事例

例えば、人文科学研究科歴史学専攻では、修士課程及び博士後期課程のカリキュラム・ポリシーを以下のように定めている（根拠 4-7、4-8）。

【教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）】

歴史学専攻修士課程では、「修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」に掲げた 3 つの能力を養成するために、歴史学専攻 4 コースの学問分野・領域の特性に応じた 2 年間の教育課程を提供する。その課程には、単位互換協定校（歴史学分野 10 大学、考古学分野 2 大学）との単位互換制度も設けている。教育課程は、歴史学分野・学問領域における学術研究の最新の成果を踏まえながら、常に自己点検・評価を行い、不断の改善に努める。そして、課程を通じた学習成果として提出される、学位論文の審査基準をコース毎に明確にし、そこから得られた評価結果を基に、コース毎にコースワーク・リサーチワークの改善を図る。

さらに、情報化社会の無限に溢れる情報から論文盗用等が行われないう、カリキュラムの全ての要素の中で研究倫理に関する意識の醸成を図る。

教育内容、教育方法、評価については下記に定める内容に従う。

1. 教育内容

1) 講義科目は、広い領域にわたる学術研究の基礎を培い、社会の基本的要請、たとえば教育機関あるいは研究機関への要請に応え得るよう高度の能力を養うために開講する。

2) 演習科目は、本専攻の伝統的実証史学の追究を指導し、広い視野に立ちながら多様な史資料を駆使した修士論文作成のための研究能力養成の指導を行う。

3) その他、課外授業（実習）として日本史学コースでは古文書調査・整理、考古学コースでは国内外で発掘調査を行い、より実践的な技能・能力の修得を目指す。

4) 1～3 の集大成として提出される修士論文を完成させ、それについて、審査および最終試験を実施する。

2. 教育方法

1) 講義科目では、史料批判・解釈・操作等の基礎的な研究手法や研究能力を体得し、少人数での個別・グループ形式で授業を行う。

2) 演習科目を中心とする、修士論文の作成においては、学界の研究動向を考慮しながら、教員と学生の間で「学位授与の方針」および「学位論文審査基準」を共有し、密接なコミュニケーションを取りながら指導する。

3) 課外授業（実習）においては、調査・実践の計画の立案、報告書の作成、事後の検証について、指導を行う。

4) それぞれの授業科目を、組織的に履修することにより、専門性を追求しながらも狭量な思考に偏らないよう、指導教員を中心に指導を行う。

5) 修士論文の審査にあたっては、主査 1 名と副査 2 名以上で構成される審査委員により、「学位論文審査基準」に則り厳格な審査がなされる。最終試験においては、「学位授与の方針」に基づき、学位授与に必要とされる専門的な学識、技能、研究能力を身につけていることを詳細に確認する。

6) 研究倫理教育は、専攻に拠らない一般的な内容については、e ラーニングなどの方法を用いて広く提供し、歴史学分野特有の研究倫理については、研究指導を通じて指導することにより補完する。

7) 学生調査・アンケート等の結果に基づく客観的な評価指標によって全学的な検証を行い、検証結果を教育内容や教育方法の改善へ積極的に活用し、学生へのフィードバックを行う。

3. 評価

修士課程では、修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）の3つのポリシーに基づき、学生の入学時から修了後までの成長を視野に入れ、歴史学専攻4コースにおいて、教育課程レベル・科目レベルで修士論文を考慮しながら学修成果の評価・測定を行う。

4. 修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）と教育課程の編成・実施のマトリクス表

◎:特に重点を置いている ○:重点を置いている

授業科目等	履修単位	配当学年	DP1	DP2	DP3	各科目等のねらい
講義科目	4	1-2	◎	○	○	専門分野の知識および史資料の収集・解釈・分析などの研究活動上必要な知識や手段について体系的に身につける。
演習科目	4	1-2	○	◎	◎	個別の研究テーマに基づき、指導教員との密接なコミュニケーションを取り、発表や議論を繰り返し、修士論文作成に役立てる。
実習科目	該当科目なし					
修士論文	—	—	○	◎	◎	2年間の学修の集大成として、自ら設定した研究テーマに関する論文を作成する。
研究倫理教育	—	1	○	○	◎	研究者として求められる基本的な研究倫理を身につけ、意識して史資料調査や研究活動を行う。

【教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）】

歴史学専攻博士後期課程では、「修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」に掲げた3つの能力を養成するために、日本史学・東洋史学・西洋史学・考古学の学問分野・領域の特性に応じた3年の教育課程を提供する。そして、各「特殊研究」の科目や各教員の「研究指導」を通じて自らの研究計画を作り、博士論文執筆の構想を練っていく。研究発表や学術誌への投稿を行いながら研鑽を積み、高度で独創的な博士論文の完成を目指す。

また、課程を通じた研究の成果として提出される、博士論文の審査基準を明確にし、博士論文の評価結果を基に、学位を授与された者がさらなる研究の向上・進展を図ることができるように指導を行う。同時に、歴史学専攻博士後期課程のリサーチワークのあり方や社会的責任について改善を図る。

さらに、情報化社会の無限に溢れる情報から論文盗用等が行われないよう、カリキュラムの全ての要素の中

で研究倫理に関する意識の醸成を図る。

教育内容、教育方法、評価については下記に定める内容に従う。

1. 教育内容

1) 講義科目は、豊かな専門知識と研究能力のさらなる向上を目的として、文献講読、研究史の整理、先行研究の批判的検討、史資料の収集・解釈・分析、論文作成等に関わる教授と指導を行う。

2) 研究指導科目は、専門領域・研究課題に応じて、博士論文作成上必要とされる指導や議論を繰り返すことにより、緻密な研究指導を行う。

2. 教育方法

1) 講義科目では、豊かな専門知識と発展的な研究能力を深化させ、少人数での個別・グループ形式で授業を行う。

2) 研究指導では、課題設定の独創性、研究計画の妥当性や実現性について客観的に評価・助言し、学術論文作成や学会発表の指導を行い、博士論文作成に向けての研究業績を積み上げる。

3) 研究指導を中心とする博士論文の作成指導においては、教員と学生の間で「提出要件」、「学位授与の方針」および「学位論文審査基準」を共有し、密接なコミュニケーションを取りながら実施する。

4) 講義科目と研究指導科目は単独のものではなく、有機的な関連をもって各学生の研究活動を支える。

5) 博士論文の提出については、指導教員が進捗状況だけでなく、歴史学専攻で定める「提出要件」を満たしていることを確認する。提出された博士論文の審査にあっては、主査1名と副査2名以上で構成される審査委員により「学位論文審査基準」に則り厳格な審査がなされる。最終試験においては、「学位授与の方針」に基づき、学位授与に必要とされる専門的な学識、技能、研究能力、語学力を身につけていることを詳細に確認する。

6) 研究倫理教育は、研究科・専攻に拠らない一般的な内容については e ラーニングなどの方法を用いて広く提供し、歴史学分野特有の研究倫理については、研究者として自立して研究を遂行できるよう、研究指導を通じて補完する。

7) 学生調査・アンケート等の結果に基づく客観的な評価指標によって全学的な検証を行い、検証結果を教育内容や教育方法の改善へ積極的に活用し、学生へのフィードバックを行う。

3. 評価

博士後期課程では、修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）の3つのポリシーに基づき、学生の入学時から修了後までの成長を視野に入れ、研究計画書の内容、学会発表数、論文投稿数などを考慮しながら学修成果の評価・測定を行う。

4. 修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）と教育課程の編成・実施のマト

リクス表

◎:特に重点を置いている ○:重点を置いている

授業科目等	履修単位	配当学年	DP1	DP2	DP3	各科目等のねらい
講義科目	4	1~3	◎	○	○	専門分野の高度な知識および史資料の収集・解釈・分析などの研究活動上必要な研究手段・方法についてさらに深化させる。
研究指導	—	1~3	◎	◎	○	個別の研究テーマに基づき、指導教員との密接なコミュニケーションを取り、発表や議論を繰り返し、学術論文の作成および学会発表等を通じて、最終的に博士論文にまとめる。
博士論文	—	—	◎	◎	◎	研究の集大成として、自ら設定した研究テーマに基づき、完成度が高く独創的で、学界の研究水準に達した論文を作成する。
研究倫理教育	—	1	○	○	◎	研究者として求められる基本的な研究倫理を身につけ、意識して史資料調査や研究活動を行う。

※2019年5月1日現在の内容。

4 専門職大学院のカリキュラム・ポリシーの事例

法科大学院（法曹養成研究科）のカリキュラム・ポリシーは、以下のとおり定めている（根拠 4-9【ウェブ】）。

駒澤大学の建学の理念及び本研究科の教育の理念を具体化したものとして、本研究科の学位授与の方針に掲げる知識・能力、及び資質を涵養するために必要な科目を、法律基本科目群、法律実務基礎科目群、基礎法学科目・隣接科目群、及び展開・先端科目群の4つの科目群に分け、学年進行に合わせて、基礎的分野から応用・発展的分野へ、個別的分野から総合的・横断的分野へ、理論領域から実務領域へと段階的・体系的に配置した教育課程を編成し、実施する。

[1] 法律基本科目群

法律実務基礎科目及び展開・先端科目を履修する上でその理解と修得が必要な科目群であり、公法（憲法、行政法）、民事法（民法、民事訴訟法、商法）、刑事法（刑法、刑事訴訟法）の基本3分野7科目について、段階的ないし総合的・横断的に学修することを通じて、各分野の法理論に関する基礎的かつ汎用的な理解、及び法運用能力・実務への応用力を涵養し、駒澤法曹として必要な総合的な事案解決能力を涵養することを目的とする。

[2] 法律実務基礎科目

法律基本科目で学修した法理論の実務への展開として理論と実務の架橋を強く意識した科目及び実務教育の導入部分にあたる科目からなる科目群であり、実務家教員によって演習形式や実習形式を中心に展開される実践的・臨床的科目を配置し、法曹としての倫理観・責任感・使命感、法的分析・推論能力、及び法情報へのアクセス能力・プレゼンテーション能力、法律実務において必要とされる事実調査・分析・認定能力、表現力・説得力、コミュニケーション力など、駒澤法曹として必要なマインドとスキルを涵養することを目的とする。

[3] 基礎法学及び隣接科目

人・社会と法の関わり、社会と法制度の関わりと成り立ち、外国の法制度を学修することを通じて法に対する理解を深化するとともに、法に隣接する科目を学修することを通じて法に対する理解を学際的に広げ、駒澤法曹として必要な多元的・複眼的な視野の広がりに対する根本的な知見と理解とを獲得することを目的とする。

[4] 展開・先端科目

法律基本科目の応用となる展開科目、より高度で専門的な先端科目を学修することを通じて、駒澤法曹として必要な専門的法分野を確立するための基礎力を獲得すること、さらには大学院博士後期課程入学に必要な能力を獲得し、法科大学院研究者教員の養成や渉外事務所への就職など、多様な職域で活動するための基礎力を涵養し、高度専門職業人を養成することを目的とする。

※2019年5月1日現在の内容。

5 カリキュラム・ポリシーの公表について

前述のディプロマ・ポリシーと同様に、カリキュラム・ポリシーは大学ホームページに公表している。また、各学部の『履修要項』、大学院の『大学院要覧』、法科大学院の『法科大学院履修要項』に記載されており、教員や学生に周知されている（根拠 4-10～4-16、1-19、1-20）。受験生には、大学案内「KOMANABI2020」や大学ホームページによって周知している（根拠 1-9、2-18【ウェブ】）。新入生に対しては、入学後に各学部において個別の学部・学科オリエンテーションを実施し、カリキュラムや履修方法等について適切に指導している（根拠 4-17）。

点検・評価項目③：教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点1：各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

評価の視点2：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

1 学部等

【1】全学共通科目

本学における教育課程は、全学共通科目と専門教育科目とに大別される。このうち全学共通科目について、教養教育科目、外国語科目、保健体育科目は主に総合教育研究部教員が担当し、宗教教育科目については主に仏教学部教員及び総合教育研究部文化学部教員が担当している。教養教育科目では、2014年度よりライフデザイン分野を新設し、初年次教育やキャリア教育などの充実を図った。（根拠 4-18【ウェブ】、4-19）専門教育科目は、主に各学部・学科の教員が担当している。

全学共通科目の教育課程について、全学的な見地からカリキュラム編成がされるよう、教育・研究担当の副学長を委員長とし、教務部長、総合教育研究部各部門と各学部から選出された代表者の教員を構成員とする全学共通科目教育運営委員会を年数回開催しており、

各学部・学科等の専門教育科目との適切かつシームレスな接続がとられるよう、定期的な検証が行われている。具体的な成果としては、高大接続等の観点から、習熟度別クラス編成による「英語科目」、建学の理念を学ぶ「仏教と人間」、及び2014年度より開始された初年次教育科目「新入生セミナー」の共通シラバス化が挙げられる。「新入生セミナー」では、導入開始年度に担当者アンケートを取り、実施内容の検証を行った（根拠 4-20）。その結果に即してワーキンググループを結成し、シラバスの見直し等を図った（根拠 4-21）。

全学共通科目教育運営委員会での審議結果は、総合教育研究部にフィードバックされ、2018年度総合教育研究部教授会においては、総じて毎回「教養教育の充実と改善について」を議題とし、議論・意見交換が行われている（根拠 4-22）。また、総合教育研究部では、2021年度より、新しい時代に即した教養教育の実現のために、全学共通科目の新カリキュラムの開始を目指して準備を進めている。

以下、全学共通科目の概要について記述する。

ア 駒澤人育成基礎プログラム

全学共通科目には「駒澤人育成基礎プログラム」として位置づけられている科目が多く開設されている（根拠 1-9 (P.8)）。本プログラムは、2016年に3つの方針の見直しに併せて構築されたものであり、現代社会で求められる教養や課題解決能力を体系的に身につけるための基礎として、主に(1)初年次教育、(2)実用英語教育、(3)キャリア教育、(4)ICT教育、(5)日本語リテラシー教育と幅広い教養教育科目から成り、それぞれに対応する科目を開講し、原則として全学部生が履修できるようにカリキュラムの整備が進められている。

(1)初年次教育としては、「新入生セミナー」を開設し、1年次生の前期に全員が履修できる体制を取り、高校までの学びから大学での学びへの展開を図り、問題意識をもって世界に向き合う中でテーマや課題を自ら探し出し、必要な資料や文献等の調査を行い、レポートや発表によって自分の考えを他者に的確に伝え、他者の意見に真摯に耳を傾ける、「自立的」かつ「主体的」な学習態度を身につけることを目標としている。本科目ではディプロマ・ポリシー (DP4) で示されたコミュニケーション能力の養成が重視され、グループワークを行い、他者との交流を通じて自己を磨き、誇りある大学生としての自覚を養う機会を提供している（根拠 4-23）。

(2)実用英語教育としては、2017年度より、新入生全員に対し入学時と年度末に英語習熟度を測る英語能力テストとして「CASEC」を導入し、試験結果を踏まえて上級、中級、初級のレベル別にクラス編成を行って授業運営が行われている（根拠 4-24【ウェブ】、4-25【ウェブ】）。2018年度より、3号館（種月館）の供用を開始し、少人数教育に対応した教室数が増加したことに伴い、従来の1クラス45人編成から30人の少人数クラス編成に改善を図っている。また、一部の上級クラスではテレビ会議システムを用い、外国人話者との交流を行っており、英語学力の優秀な学生への意欲向上を図っている。1年次の年度末にも英語能力テストを実施し、テスト結果は2年次のレベル分けに活用している。英語クラス2系列のうち、発信力を養成するA系列では、英語による授業実践を推進し、ディプロマ・ポリシー (DP4) に定めるコミュニケーション能力の養成を図っている。このほか、継続的かつ実践的な学修を促進するため、2021年度より国際センター主催で駒澤大学の協定校にて実施されている短期語学セミナーを受講した学生に対して、外国語選択科目「英語（海外演習）」「ドイツ語（海外演習）」「フランス語（海外演習）」「中国語（海外演習）」

「スペイン語（海外演習）」「朝鮮語（海外演習）」として単位認定を行う準備を進めている（根拠 4-26）。これらの取り組みにより、本学のディプロマ・ポリシー（DP2）で示された多様性理解と尊重の能力の養成を図っている。

(3) キャリア教育としては、社会的・職業的自立・社会・職業への円滑な移行に必要な力を身につけることを目的とするキャリア教育科目群として、1年次後期に「キャリアデザインA」、2年次前期に「キャリアデザインB」、2年次後期に「キャリアデザインC」、そして3年次前期に「ライフデザイン考える」を開設し、順次性をもつ一貫したキャリア教育を行っている（根拠 4-27、4-28）。本学のディプロマ・ポリシー（DP3）で示された情報分析力と問題解決力の向上を重視している。

(4) ICT教育としては、在学中にレポート作成やプレゼンテーション等を行うとき、あるいは社会に出たときに最低限必要となるコンピュータスキルや情報リテラシー、情報倫理を身につけるなど、ICTの基礎レベルの修得を目的として、「コンピュータ基礎」「コンピュータ応用Ⅰ・Ⅱ」を開設している。文学部（社会学科・心理学科）、経済学部、経営学部、グローバル・メディア・スタディーズ学部では、専門教育科目においてICTの基礎科目を開設している。なお、医療健康科学部では教養教育科目の選択必修科目としてICTの基礎科目を開設している（根拠 4-29、4-30）。本学のディプロマ・ポリシー（DP3）で示された情報分析力と問題解決力の向上を重視している。

(5) 日本語リテラシー教育としては、社会人としての基礎的な読み書きのレベルを身につけることをねらいとしており、「日本語リテラシーA・B」を開設し、文章読解・作成能力を高めるための教育を行っている（根拠 4-31）。本学のディプロマ・ポリシー（DP4）で示されたコミュニケーション能力の向上を重視している。

イ 宗教教育科目

宗教教育科目では、全学部の必修科目として「仏教と人間」を開設し、仏教の教えと禅の精神に基づき、自分をより高める自己形成と学問研究を密接に関連して行うことができる本学の学生としてのアイデンティティを備えることを目的としている。このほか、選択科目として「坐禅」を開設し、駒沢キャンパス内に設置されている坐禅堂において仏教学部の教員による教育が行われている（根拠 1-28、1-30）。

ウ 外国語科目

外国語科目では、外国語について社会人に求められる十分なレベルを身につけ、異言語・異文化に対する多角的な理解と教養を深めることを目的とし、英語のほかに、ドイツ語、フランス語、中国語、スペイン語、ロシア語等を選択科目として配置している。

外国語科目の教育内容等については、点検・評価項目④において記述する。

エ 保健体育科目

保健体育科目は、スポーツの実技能力や健康に関する理論を身につけることを目的として設置され、ディプロマ・ポリシー（DP2）で示された多様性理解と尊重を重視している。「健康・スポーツ実習」や「生涯スポーツ実習」等の実技科目の大半は玉川キャンパスのスポーツ施設・設備を利用して行われているが、一部は駒沢キャンパスにおいて開講されている。このほか、学外での合宿授業が行われる「生涯スポーツ演習Ⅰ・Ⅱ」では、ゴルフ、スキー、スノーボードの実技教育が行われており、受講希望者には事前に行われるオリエンテーションへの出席を義務付け、より安全性に配慮した授業運営が行われている（根

拠 4-32【ウェブ】)。

オ 教養教育科目

人文分野、社会分野、自然分野、ライフデザイン分野を設け、社会の動きに対する正確な洞察力・判断力を醸成するための幅広い教養を身につけ、様々な問題に対して自分自身の考えを持ち、広い視野から公正かつ確かな分析と判断ができる人材の養成を目指している。また、自然科学、日本文化等において、教養特別履修制度を設け、高度な教養教育の機会を提供している（根拠 3-31）。

【2】専門教育科目

専門教育科目については、各学部の責任において設置・運営が行われている。特定の専門領域に留まることなく、関連分野を含めた幅広い講義・演習・実習科目を配置し、研究指導とのバランスに配慮した体系的なカリキュラム編成を行っている。

1 年次入学時に各学部・学科専攻の履修系統図を学生に公開し、卒業までの学修計画を視野に履修する科目を選択するよう指導を行っている（根拠 4-33【ウェブ】、4-34）。その効果については、履修系統図公開後の学生の卒業時アンケート等により検証が行えるよう整備を進めている（根拠 4-35）。

各学部・学科においては、専門分野や将来の進路等に考慮した、順次性をもった体系的な学修ができるよう整備されている。2018 年度には学部教育課程の編成変更之际、各学部・学科等で授業科目の学問分野領域と学修段階（レベル）を示す履修系統図モデルを変更し、2019 年度からは履修系統図にナンバリングを追記し、科目の分野と当該学科における科目の学修レベルを学生に開示した（根拠 4-36）。これにより、順次的かつ体系的な学修への導きやディプロマ・ポリシーで提示された「5 つの能力」と配当科目の関連性がわかるように工夫を施している。

各学部における授業科目の適切性を確保するため、学科・専攻・部門主任と教務部との間でカリキュラム相談会が毎年度実施され、適切な教室配置や時間割の設定について調整を図り、教育課程・編成の変更に対する適切な対応がとれるよう体制を整備している（根拠 4-37）。

【3】学部学科の教育課程の事例

各学部においては、教育課程の編成について、学修の順次性に配慮して科目を体系的に配置している。以下、一例を挙げる。

仏教学部では、高大接続、専門知識の基礎固めを念頭に、1 年次に「新入生セミナー」「仏教漢文入門」「仏教学セミナー」などを設け、3・4 年次の必修科目である「演習」との接続を考え、2 年次に「基礎演習」を導入している。さらに学生には 3 年次の「演習Ⅰ」で専門性を深め、4 年次の「演習Ⅱ」と「卒業論文」において学びの集大成を図られるように、切れ目のないよう授業科目の配置に工夫を重ねている。これらは『履修要項』に明記され、新入生オリエンテーションでも説明を行っている。

文学部歴史学科日本史学専攻では、1 年次に歴史学の基礎として「日本史学基礎演習」「日本史概説」「日本史学史」を必修科目として学び、2・3 年次には史料講読、古文書研究や各時代史（古代史・中世史・近世史・近現代史）の科目を通じて専門性を高めながら実証と解釈を学び、物事の本質を捉える目をじっくりと育てる教育を行っている。4 年次には

自らの歴史像を構築しながら卒業論文を執筆し、論理的な思考力を身につけられるようにしている。なお、選択科目として、歴史学科外国史学専攻及び考古学専攻が開設している一部の科目を履修することができ、専攻を横断した学びが可能となるよう配慮されている。

経済学部現代応用経済学科では基幹的科目を選択必修科目とし、ビジネス経済コースとコミュニティ経済コースの2つのコースに関連する科目を指定科目としてバランスよく配置している。必要な授業科目については、教授会での教員数の見通しや教員採用人事に関する審議を通じて適切に確保されている。また企業や税理士会による寄付講座を開設し、多様な人材による実社会に即した学習の機会を実現している。

因みに、2018年度にコース登録を行った学生数は全学で1,256人である。そのうち登録者数が多いのは経済学部489人、法学部96人、経営学部573人など、大人数授業の多い学部であり、新入生ガイダンスや『履修要項』、学生ポータルサイト「KONECO」、学部開設Webページ等での案内を通じて、体系的な学修を行える体制づくりができていていると考えられる。2014年度の全学でのコース登録者数は922人であり、年々増加傾向にある（根拠4-38）。

【4】単位の実質化に向けた取り組み

本学では、講義及び演習については、15時間又は30時間の授業をもって1単位、実験・実習及び実技については、30時間又は45時間の授業をもって1時間とすることを学則に定めている。また、これにかかわらず卒業論文は8単位とすることを定めている。

前回の認証評価結果において努力課題と指摘された「学士課程の年間履修制限単位数」について、以前は60単位を上限とする学科も存在していたが、2018年度までに医療健康科学部を除き50単位未満にまで調整し、単位制度の実質化を図っている（根拠4-10～4-16、基礎要件確認シート8）。医療健康科学部については50単位を超えているが、「診療放射線技師学校養成所指定規則」に則り適切に教育課程を設定している（医療健康科学部履修要項）。なお、仏教学部及び文学部の「卒業論文」、経済学部の「IT研究Ⅰ～Ⅴ」「ITインターンシップⅠ～Ⅳ」「会計研究A（1）～（8）」「会計研究B（1）～（6）」、グローバル・メディア・スタディーズ学部の「海外演習Ⅰ～Ⅹ」「海外演習実践講座Ⅰ～Ⅲ」は、年間履修制限単位数に含まれない科目と位置づけている。また、卒業に必要な単位数に含まれない教職課程科目、資格講座科目及び随意科目についても、年間履修制限単位数に含まれない科目と位置づけている。

1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含めて、年間35週にわたることを原則とすることを学則に定めている（根拠1-3（P.6））。これを踏まえ、授業回数については、対面授業は半期15回を原則としているが、授業回数を確保できない場合には、課題授業としてeラーニングシステムを活用した講義やレポート課題等を課すことによって授業回数を補完するよう教員に周知している（根拠4-39（P.16））。

シラバスには、学修に必要な分量を考慮すべく、事前・事後に学修しておくべき内容と学修時間数など、授業時間外でどのような学修を求めるのかについて「準備学習」欄に明記させており、2020年度には学習時間数を授業1回ごとに記述するよう準備を進めている（根拠4-4（P.8））。

また、講義科目は1授業あたりの学生数、受講環境を適切に保持するために、原則教室の収容定員内に履修登録者数を抑制する受講予約制度を導入している。また、9号館の取り壊しに伴い、2017年度をもって500人定員規模の大教室を廃止したため、1授業あたり

の最大の履修人数をおおよそ 400 人以下となるよう抑制している。

2 大学院

学部を基礎として高度な教育研究を行うための大学院では、各課程の段階に応じて効果的な教育を行うため、研究指導教員の指導のもと、修士課程では必要となる知識の修得も含めた講義科目と演習科目、すなわちコースワークとリサーチワークの両面から、博士後期課程では博士論文の完成を目指し、研究指導を通じたリサーチワークを中心に取り組んでいる。その授業科目の開設及び教育課程の編成については、各研究科の独自性を保持しながら行われている。

各研究科専攻とともに、カリキュラム・ポリシーを踏まえ、特定の専門領域に留まることなく、関連分野を含めた幅広い講義・演習・実習科目を配置し、研究指導とのバランスに配慮した体系的な編成を行っている。各研究科に共通して、修士課程に関しては講義科目を重視することで様々な知識を修得し、その上で指導教官を中心とした演習科目で修士論文を完成させるというカリキュラムが組まれている。また、博士後期課程については演習科目に重点を置き、高度な博士論文の完成を目指している。単位の実質化については、修士課程及び博士後期課程の科目を適切に配置しており、『大学院要覧』で上限単位数の確認や科目ごとの準備学修について明記されている（根拠 1-19）。

大学院は、駒澤大学大学院改革委員会の答申結果を受け、各研究科では 2016 年度から 2017 年度にかけて通年科目の半期化を推進し、また長期的に休講されており、開講の見通しの立たない科目を廃止するなどカリキュラムの精査を行った（根拠 3-35）。

法曹養成研究科の教育課程については、カリキュラム・ポリシーに定めた 4 つの科目群のうち、(1) 法律基本科目群では基本 3 分野 7 科目について段階的ないし総合的・横断的に学習することを通じて、法理論に関する基礎的・汎用的な理解と実務への応用力を涵養する。(2) 法律実務基礎科目群では、実務家教員による実践的・臨床的科目を配置し、法曹としての倫理観・責任感・使命感、法的分析・推論能力、表現力・説得力など、「駒澤法曹」として必要なマインドやスキルを涵養する。(3) 基礎法学及び隣接科目群では、外国の法制度を学習することを通じて法に対する理解を学際的に広げ、「駒澤法曹」として必要な多元的・複眼的な視野の広がりに対する根本的な知見と理解とを獲得する。(4) 展開・先端科目群では「駒澤法曹」として必要な専門法分野を確立するための基礎力を獲得すること、大学院博士後期課程入学に必要な能力を獲得し、研究者養成や渉外事務所への就職など、多様な領域で活動するための基礎力を涵養し、高度な専門職業人を養成することなどを目的とする（根拠 4-9）。このほか、前・後期のいずれかに履修が過度に集中しないよう、前期に履修できる単位数は年間履修制限数の 60% を上限としている。

点検・評価項目④：学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点1：各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置

1 学部等

【1】シラバスの内容

全ての授業科目の教育方法については、カリキュラム・ポリシーに基づいて展開されており、シラバスに記載された1年間の授業計画に沿って授業が実施されている。本学のシラバスは、受講生の学修指導書としての活用などの役割を持つものとして参照する資料と位置づけ、学士課程教育の質保証という観点から全学的なフォーマットに基づき作成している。各教員には、シラバス作成時に「駒澤大学シラバス作成ガイド」を配付し、ガイドラインや記入例を提示することで統一的な記述ができるよう、配慮している（根拠 4-4）。シラバス記載の必須項目として、「授業概要」については、当該科目の内容を簡潔に記載している。また、学生が検索しやすいようにキーワードを盛り込んでいる。「到達目標（ねらい）」については、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーとの関連性を踏まえつつ、当該科目において修得できる知識・技術等について記載している。「授業スケジュール」については、一部の演習科目や集中授業等を除いて回数形式で記述し、各回の授業テーマを記載している。「準備学習」では、事前・事後に学修しておくべき内容と学修時間数の目安を明記している。「履修上の注意点」では、体系的な学修を促進すべく、履修にあたり前提にしておくべき知識や関連科目等を記述している。「成績評価の方法」では、試験・レポート・小テスト・平常点等の評価項目に配点割合を記載し、合計 100%になるように記載している。「教科書／テキスト」では、授業で使用する教科書を記載し、書籍の場合は購入が必要な書籍名を記載している。「参考書」では、受講にあたり参考とすべき図書等について記載され、また図書館蔵書検索のリンクが併設されており、図書館利用を促す工夫がされている。「学生による授業アンケート結果等による授業内容・方法の改善について」欄では、前年度に実施した授業アンケート結果を踏まえた改善策が記載されている。このほか、「関連リンク」には授業と関連する Web サイトの記載、「実務経験がある教員による授業科目」には、当該科目に関連した実務経験を有する教員による授業であるかについて記載している。2020 年度より、「アクティブ・ラーニング型の授業科目」欄を新設し、アクティブ・ラーニングを実施する場合は、ディスカッションやグループワーク等の実施形態を明記する予定である。なお、作成したシラバスは、学生ポータルサイト「KONECO」において閲覧・検索ができる（根拠 4-40【ウェブ】）。

シラバスの記載内容のチェックは、各学部等の学科主任、専攻主任、部門主任が行い教員間のばらつきが出ないよう配慮している。「学生による授業アンケート」結果によると、講義科目において「授業にはおおむねシラバスの内容が反映されていましたか」という設問の平均値が、各学部等で5段階評価の4.0（4. そう思う）を例年超えており、授業内容・方法とシラバスの整合性が取られていると評価できる（根拠 4-41）。とりわけ、特に非常勤講師数の多い総合教育研究部外国語第一部門では、シラバス上の「準備学習」について必ず記載するよう、「2019年度非常勤講師用 Booklet」やカリキュラム説明会を通し非

常勤講師に対して注意を促した（根拠 4-42 (P.8)）。また、授業開始時にあたり、教員が授業の到達目標を周知するよう徹底を図っている。2018年度の必修科目、選択必修科目の単位修得率は、全学平均で82.43%に達し、毎年度80%台を維持していることから、シラバスに依拠した授業運営が反映されていると考えられる（根拠 4-43）。

【2】FD活動

本学では、学長を委員長とし、各副学長、各学部長等、及び各学部等からの選出委員を主たる構成員とする駒澤大学FD推進委員会が設置されている（根拠4-44）。FD活動として、FD研修会の開催、学生による授業アンケート、公開授業、学生が選ぶベスト・ティーチング賞など様々な取り組みを行っており、効果的な教育を行うための教員の相互研鑽が行われている。

FD活動に関する詳細な説明については、後述の「第6章 教員・教員組織」の点検・評価項目④において記述する。

【3】eラーニングシステムの活用

本学では、Web上の授業支援システムとして、「YeStudy（イエスタディ）」と「C-Learning（シーラーニング）」の二つのeラーニングシステムを授業の特性に応じて使い分けができるように環境整備をしている。

「YeStudy」は、総合情報センターが独自開発して2008年より運用しているシステムであり、授業スケジュールの提示、教材ファイルの共有や授業に関連するWebページのリンク提示などが容易であるほか、教員と受講者の間のフォーラム機能やループバック機能などを備え、授業の予復習や到達度の確認などが行える機能を有している（根拠 4-45）。学生、教員に対してはeコンシェルと呼ぶサポート体制を構築しており、「YeStudy」の運用にあたり、eコンシェル及び委託SEと毎月定例研究会を開催し、現状の把握と問題点について情報共有を行い、利用マニュアルの改訂などに役立てている。2014年度の「YeStudy」の利用教員数は261人であったが、2018年度には318人に増加している（根拠 4-46）。

一方の「C-Learning」は、2014年度に教務部が導入したクラウドサービスであり、従来紙で実施していた学生による授業アンケートを電子化することをきっかけに導入しており、大部分の教員が利用するシステムとなっている（根拠 4-47）。授業支援機能としては、出席のとりやすさ、連絡・相談機能などがあり、スマートフォンによる操作が可能であるため、迅速な学生対応が行いやすい点の特徴である。また、アンケート機能も充実しており、双方向的な授業運営が行いやすくなる特徴を持っており、在学期間中の継続的な運用が可能であり、学修ポートフォリオ的な利用も可能となっている。2014年度の「C-Learning」を授業で利用する教員数は51人であったが、2019年度には94人に増加した（根拠 4-48）。また、前述の学生による授業アンケートやベスト・ティーチング賞の投票にも本システムが利用されている。「YeStudy」と「C-Learning」の特徴・利用方法、それぞれのシステムの長所を活用したアクティブ・ラーニングでの実践例などを紹介するFD研修会を2018年度と2019年度に1回ずつ行った（根拠 4-49【ウェブ】）。

なお、グローバル・メディア・スタディーズ学部では、大学院グローバル・メディア研究科と合同で独自の授業支援システムを開発しており、本学の「YeStudy」が1授業1コース設定となるのに対し、「英語科目」「前期科目」「後期科目」「新入生セミナー」「演習・卒業研究」「大学院科目」「留学・海外演習実践講座関連」のコース設定が行われ、2年次以

降の必修科目のクラス分け、演習の募集、海外研修の単位認定科目「海外演習実践講座」の認定資料の配布や提出、TA・SA 募集など、助手を中心とした授業支援を行っている（根拠 4-50【ウェブ】）。

しかしながら、複数の e ラーニングシステムを異なる部署がそれぞれ管理運用している状態は利用者である学生に負担をかけている側面もあるため、e ラーニングシステムの集約に向けた検討が必要であると考えられる。

【4】アクティブ・ラーニングや自学自習を促進する取り組み

前述の e ラーニングシステムの活用に伴い、双方向的な授業運営が増加しつつある。アクティブ・ラーニングについては演習、新入生セミナーなどの少人数科目のほかにも、一部の授業科目でも取り入れられており、実施される場合はシラバスに明記されている。専任教員に対するアンケート調査結果によれば、教員の 99.1%がアクティブ・ラーニング形式の授業を実施していると回答している（根拠 4-51）。

初年次科目の「新入生セミナー」では、自己紹介やグループワークなどのアクティブ・ラーニング形式の授業が実施され、授業内の図書館ガイダンスでは、図書館グループ学修室等の施設を案内し、グループワークでの利用を促している。利用状況については、グループ学修室について 2017 年度に集計した結果、延べ 870 グループであった（根拠 4-52）。

【5】英語による教育・リメディアル教育・オフィスアワー等の取り組み

選択科目に英語による授業科目を増やし、英語力が高い学生や海外留学生に対して満足度が高いクラスを提供できるよう試みている。全て英語で行う授業のうち、外国語科目に現在開講している「英語で学ぶ教養」の一部を、2020 年度より教養教育科目に移行し、全学の学生や留学生が受講できる体制を整えた（根拠 4-53、4-54）。この全て英語で行う授業には、海外 30 ヶ国の人々と国際情勢や文化・社会について語り合うテレビ会議が導入されている。2019 年からは、一部の教員が実験的に導入する e ラーニングを取り入れた授業についての検討も開始された。

また、英会話力の向上に向けて、外国語科目で開設している英会話の授業のほかに、正課外講座として「毎日学べる英会話」を 2015 年度より開設し、経験豊富なネイティブスピーカー講師による 40 分のレッスンを年間 100 回受講できるようにしており、通学日に英語で話す機会を提供している。なお、2019 年度の受講者数は 234 人であり、授業時間外でも日常的に英語を話せる環境づくりを推進している。

英語以外の科目に関しては、総合教育研究部外国語第二部門が担当する外国語の授業において、専任教員がいない朝鮮語を除き、履修人数の上限を 45 人としていたが、2019 年度より 30 人とし、さらに少人数教育を行えるように改善を図った。

なお、リメディアル教育（補修教育）を実施している教員は、アンケート回答者の 25% であり、具体例としては高校の授業内容を授業内で復習・補修、理解不足の演習履修者への補習、成績不振者に対する補講の実施、意欲の高い学生を対象にした学習会の設定、課題の再提出、留学生向けの日本語表現の補習などを行っている（根拠 4-55）。

各学部等では各教員がオフィスアワーを実施しており、実施曜日時間帯一覧を学生ポータルサイト「KONECO」に公開しており、100%の教員がオフィスアワーに応じている（根拠 4-56）。

演習科目など、受講許可を必要とする科目では、学生の受講に関して担当教員による面

談等を通じた選抜を行っている。また、各科目の履修者数を原則として教室定員を上限とする受講予約制度を実施し、授業実施に適正な環境を確保している。

【6】キャリア教育等に関する取り組み

総合教育研究部では、日本文化部門において、全学共通科目ライフデザイン分野「キャリアを考えるⅠ・Ⅱ」「ライフデザイン入門」の担当者として、ビジネス実務の現場で活躍する非常勤講師を採用し、内容を充実させている。教職課程部門では、本学の建学の理念、及び教育職員免許法等との関連性を考慮し、「複雑化する現代社会の教育課題に対応できる力量を自ら培っていけるような資質をもった人材の育成」を教育目標としている。教職課程部門においては、本法人が設置する駒澤大学高等学校の指導教諭との教育懇談会を通じて、学生の学びの様子を把握し、以後の指導に生かしている。また、学生が自由に使用できる自主学習の場として資料室を整備し、過去の教育実習生の学習指導案、教科用図書や教員採用試験に関する各種情報を提供している。

このほか、各学部・学科において、各種資格取得に向けた教育が行われている。取得できる資格に関しては、第7章の点検・評価項目②において説明する。

【7】各学部学科による学修成果を高めるための取り組み事例

例えば、仏教学部では、少人数教育体制を生かした講義・演習科目が開講されており、必修科目の大半は履修者数が均等になるようにクラス指定されている。2014年度より2年次までは学科分けをせず、各地域の仏教史や、禅籍・仏典を講読する科目が開講され、多様な専門領域を学ぶ上での汎用的な基礎知識の習得に中心が置かれている。同学部ではクラス制を敷き、1年次生は「新入生セミナー」「仏教学セミナー」、2年次生は「基礎演習」、3・4年次生は「演習」の担当教員がクラス主任となり、学修相談に当たっている。また、毎月開催している仏教行事である祝祷音楽法要と文化講演会への参加を推奨し、仏教以外の経済や法律、文学や健康などに広く興味を持ってもらうよう促している。入学前教育として、指定校推薦、自己推薦、スポーツ推薦入試合格者に対しては、課題図書を指定し読書感想文を提出させている（根拠 4-57）。

法学部では、新入生歓迎行事として駒澤大学法学部の卒業生を講師として招き、講演会を行い、新入生の学修の動機づけとなるように配慮している。また、入学時にクラス分けを行い、専任教員が専門科目の履修について履修系統図等を用いて説明し、体系的な学修が可能になるように指導するとともに、1年間の相談相手となるようにしている。その際、法学研究所やジャーナリズム・政策研究所の紹介も行い、学修意欲の向上やキャリア形成の一助としている。また、政治学科では、演習同士が対抗する政治学科ディベート大会を開催し、専門知識を深め、ディベート能力を研鑽する場としており、2016年度からは、論文コンクールを実施して優秀者を表彰している（根拠 4-58）。

2 大学院

本学の各研究科・専攻では、各課程の段階に応じたコースワーク、リサーチワークが展開され、各研究科の項目で示すような教育・学修指導を行っている。各研究科の博士後期課程においては「駒澤大学大学院博士後期課程学生に関する規程」に定められた「研究計画書」の提出を義務付けており、研究指導教員は各大学院生の研究の進捗状況の把握に努めている（根拠 4-59）。なお、カリキュラム・ポリシーと実際の教育方法に一部不整合な

点があったため、2019年度に見直しを図り、カリキュラム・ポリシーの改正を行った。

オフィスアワーは学部準じて各研究科でも実施され、学生にとって学修に関する相談がしやすい環境が整備されている（根拠 4-60）。主体的な学修意欲の向上策として、各研究科では「大学院教育研究に関する院生アンケート」を実施し、その結果を踏まえ、大学院生にノートパソコン購入時の補助金制度や学会参加旅費の補助、執筆した論集の印刷料補助制度を設けた。また、大学院生に研究室を付与し、研究の促進を図っている（根拠 4-61）。

経済学研究科、商学研究科、グローバル・メディア研究科では、大学院生の研究指導における複数指導制を採用しており、教育研究上の目的や課程修了時に求める学修成果に応じた教育方法を実践している（根拠 1-19（P. 110、132、216））。また、経済学研究科、経営学研究科等では修士論文の中間報告会を行い、主査・副査以外の教員や院生からも質疑がなされ、多角的な視野に基づく論文作成を行うための指導体制をとっている（根拠 4-62、4-63）。

経済学研究科では、他系統学部出身者に対し、学修の前提として学部の授業の受講が必要かどうかを指導教員が判断し、必要な場合には特別履修（学部授業の聴講）を課している（根拠 1-19（P. 110））。

商学研究科では、留学生入学者の増加に伴う態勢づくりとして、2016年度より、留学生の日本語教育を含めた指導体制を充実させるため、修士課程の論文作成の副指導は1年次から履修できるようにしたほか、論文技術指導等の科目開設を行った（根拠 1-19（P. 132、P. 134））。

医療健康科学研究科では、修士論文が体系的に作成できるよう、各年次で「特別研究Ⅰ・Ⅱ」を開設し、論文審査会では主査1人、副査2人をおいて客観性、厳格性を確保するための指導体制がとられている（根拠 1-19（P. 198））。また、医学物理士試験対策として医学物理士コースの学生は、医学物理士学会認定の医学物理士資格試験を受験するにあたって、医学物理士試験講習会に積極的に参加させており、2018年度には3人が受験し2人が合格している。

法曹養成研究科では、推奨履修モデルに即した履修計画を、在校生・新入生オリエンテーションで説明している。専任教員が大学院生を受け持つ「クラス担任制」により、履修確定前に必ず履修相談を行うよう、強く勧めている。また、本法科大学院出身法曹によるアドバイザー弁護士制度も履修計画に活用されている。なお、全ての科目において中間テスト又は中間レポートが実施され、情報調査能力、問題分析能力、検討能力、事実認定能力、解決能力、表現・説得能力を涵養している。法曹養成研究科では、TKC教育システムを導入しており、各教員は随時、電子シラバスを更新し、必要なレジュメの掲示や、事前課題や事後の課題の掲示等を行っている。電子シラバスは最新の判例に伴う授業内容の変更など、事前に『法科大学院履修要項』で提示された内容からの変更にも逐次対応を行っている。

大学院全体では、駒澤大学大学院FD推進委員会を設置し、授業及び研究指導の内容並びに方法の改善を図るための、組織的な研修と研究を実施している（根拠 4-64）。具体的な取り組みとして、「大学院教育研究に関する院生アンケート調査」を実施し、集計結果を各研究科にフィードバックしている。その結果を踏まえ、各研究科においては、研究科委員会等を通じ、教育課程や教育内容・方法の改善に取り組んでいる。なお、大学院で授業ア

アンケートを実施する際は、個人が特定される恐れもあるため、授業を含め大学院の教育研究全般に関する内容も網羅していることが、本アンケートの特徴といえる。

大学院生の学修状況の測定手法として、これまで図書館書庫への大学院生入庫者数を検証しているが、2015年度には延べ417件（修士345件、博士後期72件）であったものが、2018年度には398件（修士241件、博士後期156件）に減少している。修士課程院生の入庫者数は減少傾向にあるが、その要因としては、人文科学系大学院生の比率の減少と、社会科学・自然科学系論文や雑誌のオンライン化の進行等が考えられる（根拠4-65）。

点検・評価項目⑤：成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点1：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

評価の視点2：学位授与を適切に行うための措置

1 学部等

【1】成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

各科目の成績評価については、シラバスに成績評価の割合を表記する「成績評価の方法」欄を設置し、必須入力項目としており、合計100%となるように表記させている（根拠4-4（P.8））。授業科目の評価は大学で定めた「GPA制度の成績評価基準ガイドライン」に即して適切に行われている（根拠4-66）。

本学のGPA制度は、S（100点～90点）、A（89点～80点）、B（79点～70点）、C（69点～60点）・F（59点未満）の評価に対し、それぞれ4.0・3.0・2.0・1.0・0点のグレードポイントを与え、これに各科目の単位数を掛け合わせ、その総計数を総修得単位数で割った値をGPAの数値としている（根拠4-67【ウェブ】）。なお、不合格（F）・履修放棄（空欄）の科目を、翌年度以降に再履修し合格点を取得した場合には、先の0ポイントは削除され合格点のポイントが加算される運用を行っている。また、単位修得放棄をした目は、GPAの算出に加算されない運用を行っている。

授業科目の評価は基本的に絶対評価で行われるが、少人数科目や科目の性質上不適合とみなされるGPA評価ガイドライン対象外科目を除いて、S評価は全履修者の5%程度、A評価はS評価と合わせて30%程度を目安としており、教員による採点入力時に「GPA評価ガイドライン」に沿った成績入力がなされているか、Web入力画面上で確認できるようにしている。

成績に関する調査については、各学部の『履修要項』に明示し、学生ポータルサイト「KONECO」で成績が通知される際に申込期間が周知される。2016年度より、従来の窓口申請から学生ポータルサイト「KONECO」のページ上での申請が可能となり、窓口申請時の2015年度の申請件数は474件であったが、Webページの申請が開始された2016年度は1,372件にまで増加した。なお、2018年度の申請件数は1,423件であった（根拠4-68）。

編入学生、転部・転科学生等の既修得単位の上限単位数は、学則に基づき各学部・学科ともに60単位までとし、その認定については申請書や成績証明書、シラバス、外部試験等の証明書を提出させ、教務部による精査を経て各学部教授会にて審議されている（根拠1-3（P.10）、4-69、4-70）。

医療健康科学部では、臨床実習に直接関わる「臨床医療人間学Ⅰ」や実質的な卒業試験

となる「放射線学総合演習」等の単位認定について、学科委員会において専任教員全員が参加して評価を行い、客観性、厳格性を保持している（根拠 4-71）。

【2】 学位授与を適切に行うための措置

本学においては、駒澤大学学則第 22 条に「卒業及び学位の授与」を明示し、学位の授与に必要となる卒業要件は各学部の『履修要項』に明示している（根拠 1-3、根拠 4-10～16）。また、各学部の卒業（成績）判定については駒澤大学学則及び駒澤大学学位規程に基づき、年 2 回の（9 月・3 月）学部教授会において卒業（成績）判定会議が行われ、学位の授与が行われる（根拠 4-72）。

卒業要件は各学部の『履修要項』に明示し大学ホームページに公開のうえ、入学時のオリエンテーションで『履修要項』の説明を行うことで、事前に確認・理解ができるよう学生に周知している。また、KONECO を利用した Web 履修登録システムでは、学生の所属学部・学科・専攻の卒業要件やこれまでの単位修得状況に応じて、年間履修制限単位数や卒業不足単位数等の計算処理が自動的に行われるため、学生が誤った履修登録をしないように配慮されている。2018 年度における卒業判定の全学平均合格率は 82.07%、2017 年度は 81.84%となっており、毎年度約 80%程度で推移している（根拠 4-73）。2018 年度における学部別合格率は、仏教学部 73.66%、文学部 87.4%、経済学部 84.61%、法学部 74.91%、経営学部 83.31%、医療健康科学部 77.65%、グローバル・メディア・スタディーズ学部 82.46%であり、大きなばらつきは見られない。各学部における厳格な卒業判定を通じた、適切な学位授与が行われていると判断できる。

2 大学院

【1】 成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

各科目の成績評価方法については『大学院要覧』において明示している。成績発表後には、大学院生からの成績調査願を受け付け、成績評価に対する質問や異議申し立てに際し担当教員が回答に応じる体制がとられている。2018 年度の成績調査件数は 0 件であったため、大学院生にとって概ね納得のいく評価であったものと推測される。

既修得単位については、各研究科委員会の審議を経て適切に認定されており、法曹養成研究科以外の研究科では上限は 10 単位を超えない範囲としている（根拠 1-4）。

法曹養成研究科における成績評価は、授業における質問・発言（オーラル）評価（10%）、提出レポート等の評価（20%）、定期試験の成績（70%）とする総合評価とし、成績評価の区分、表示方法については学部準じている。法曹養成研究科既修者コース入学者については、憲法、民法、刑法につき、未修者コースが履修する科目（12 科目、24 単位）を修得したとみなすほか、行政法、商法、民法、刑事訴訟法について入学後に単位認定試験を実施し、合格（100 点満点中 70 点以上）した科目について、最大 5 科目、10 単位までを既修得科目として認定している（根拠 1-20）。認定しうる単位については、担当教員・関連分野教員等が授業内容等をシラバス等で確認し、教授会の審議を経て 30 単位を超えない範囲で許可されている（根拠 1-5（P.7））。

【2】学位授与を適切に行うための措置

大学院の学位授与に関しては、駒澤大学大学院学則第3章「試験・課程修了の認定・学位の授与」に、学位論文の審査等については「駒澤大学学位規程」に定められている（根拠 1-4、4-72）。大学院生は、『大学院要覧』や指導教員からの指導を通じ、その修了要件等を確認する。ただし、学部と大きく異なるのは、論文審査に際し審査委員会が設置される点にあり、主査1人副査2人以上を置き、透明性・客観性を確保している。学位論文の審査基準は『大学院要覧』に明示している（根拠 1-19）。

修士課程における2018年度の学位授与数については、全学で64人であった（根拠 4-74）。博士号の授与については、大学院委員会で審議事項とされ、各研究科長の責任で博士論文の内容が紹介された後、大学院委員会での承認が行われている。2018年度における博士学位請求論文の審査は8件あり、いずれも適切に学位授与が行われた（根拠 4-75）。

点検・評価項目⑥：学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点1：各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定

評価の視点2：学習成果を把握及び評価するための方法の開発

1 学部等

【1】各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定

学士課程では、「学士課程教育の方針（3つのポリシー）」の「3. 評価」において、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーに基づき、学生の入学から卒業までの成長を視野に入れ、機関レベル（大学）、教育課程レベル（学部・学科）、科目レベル（個々の科目）の3段階のレベルで学習成果の評価・測定を行うことをアセスメント・ポリシー（評価の方針）として定めている（図 4-3 参照）（根拠 4-3）。入学時には入試結果、アセスメントテスト、英語能力テスト等による調査を行い、各学年では成績（GPA）や進級状況等を把握し、卒業時には卒業時調査アンケート、就職率、卒業率等の調査を行い、4年間の学生の成長を経年推移による測定ができる仕組みを整備している。

	入学生	在学生	卒業生
機関レベル (大学)	・入試結果 ・入学時調査アンケート	・学修行動調査 ・休学率 ・留年率 ・退学・除籍率 ・海外留学状況 ・インターンシップ参加状況 ・転部転科状況	・卒業率 ・就職率 ・進学率(大学院進学) ・卒業時調査アンケート(満足度等) ・卒業生アンケート調査(大学での学びの役立ち) ・企業アンケート(卒業生への満足度等)
教育課程レベル (学部・学科)	・入試結果 ・アセスメントテスト ・英語能力テスト ・入学前教育取組状況(対象者のみ)	・GPA・成績分布状況 ・修得単位数 ・学生による授業アンケート ・学修行動調査(学修時間等) ・アセスメントテスト ・英語能力テスト ・進級率(年次)	・卒業時調査アンケート ・卒業生アンケート調査 ・資格試験合格率 ・卒業論文提出率
科目レベル (個々の科目)		・GPA・成績分布状況 ・学修ポートフォリオ ・学生による授業アンケート	

図 4-3：学士課程教育の方針（3つのポリシー）におけるアセスメント・ポリシー

【2】学士課程における評価指標の事例

例えば、経営学部経営学科では、下図のとおり、学修成果の評価・測定を行っている（図 4-4 参照）。基本的には学士課程全体のものをベースとしているが、経営学科では、卒業時に「コース修了状況調査」を行っており、専門教育科目に設置している3つのコース（企業経営コース、企業会計コース、経済分析コース）の修了状況を調査しており、教育課程の検証に活用している。

	入学生	在学生	卒業生
教育課程レベル (経営学部・両学科共通)	・入試結果 ・アセスメント・テスト ・英語能力テスト ・入学前教育の成果の点検(対象者のみ)	・GPA・成績分布状況 ・修得単位数 ・学生による授業アンケート ・学修行動調査(学修時間等) ・アセスメント・テスト ・英語能力テスト ・進級率(年次)	・卒業時調査アンケート ・卒業生アンケート調査 ・コース修了状況調査
科目レベル (個々の科目)		・GPA・成績分布状況 ・学生による授業アンケート	

図 4-4：経営学部のアセスメント・ポリシー

【3】学習成果を把握及び評価するための方法の開発

2017年度より、アセスメントテストとして、全1年次生対象に英語能力と思考力等を測定する「学修効果測定テスト」を実施し、入学時と後期末に1回ずつ受検することで到達度を可視化できるようにしており、英語能力の測定結果に基づき、習熟度クラス編成に利用している（根拠 4-25【ウェブ】）。

「英語能力テスト」は「CASEC」を利用して実施し、受検率は2017年度（入学時96.7%、後期82.8%）、2018年度（入学時94.9%、後期80.3%）、2019年年度（入学時98.6%）であった（根拠 4-26 (P.6)）。2018年度後期より、2年次も受検できるようにし、1年ごとに測定結果を確認できるようにしたが、受検率は41.0%となり大幅に下がった。思考力等を測定するテストは、2017年度・2018年度は「大学生基礎力レポートⅠ（前期）・Ⅱ（後期）」

を利用して実施し、受検率は、2017年度（前期 96.9%、後期 71.8%）、2018年度（前期 96.5%、後期 61.6%）であった。2019年度からは思考力等の測定を強化した「GPS-Academic」にアセスメントテストの種類を変更し、前期の受検率は 91.4%であった。いずれの効果測定についても、入学時の受検率は高いが、学年が進むに連れて次第に低下する傾向があり、継続的に学修成果を測定することの意義を学生に伝える必要があると考えられる。

なお、テストの実施結果については、学生自身にフィードバックされるほか、学長室による学内報告会が教員を対象に開催されている（根拠 4-76）。学部長等、学科主任、教育九役（教務部長、学生部長、図書館長、禅文化歴史博物館長、総合情報センター所長、保健管理センター所長、入学センター所長、国際センター所長、コミュニティ・ケアセンター所長）の中で学内報告会の欠席者がいる場合は、報告会資料を配付して活用を促している。

ただし、学修成果の測定にあたり、各評価指標の数値目標までは設定されていないため、数値目標に基づく教育課程の評価の実現には至っていない。専任教員対象のアンケート調査結果によれば、各教員におけるアセスメントテストの活用状況は 4%と低く、授業の難易度の調整や英語科目の習熟度別のクラス編成に活用に留まっている（根拠 4-55）。また、学生に対する学修効果測定の全体報告会を 2019年度に開催したが、出席者が 10人と少なかったため、受検時の告知や、1年次配当の科目で告知するなど周知方法を検討する必要があると考えられる。

大学の学びへの転換を図る準備としては入学前教育を実施しており、附属高校推薦入試の合格者全員と推薦入試合格者の一部を対象に、高校で学んできた教科についてビデオ教材を視聴したうえで課題を提出する入学前プログラムを導入しており、各学部・学科専攻が指定したプログラムを学習するよう課している。また、既述（点検・評価項目④）のとおりに、一部の学部・学科では指定図書や新聞等を読んだうえでレポートや感想文の提出を課している（根拠 4-77）。

在学生に対しては、学修時間等を把握するための学修行動調査や、大学での学びや学生生活の総合満足度についての卒業時調査アンケートを実施し、調査結果はデータカタログにより学内で情報共有している。卒業時調査アンケートでは、ディプロマ・ポリシーに定める 5つの能力について、学生自身が 4年間で身についたと実感しているか確認を行うことにより、ディプロマ・ポリシーに掲げる人材育成がどの程度実現できているのか検証できるようにしている。調査結果からは、授業時間外学修の多い学生ほど、GPA 値が高いことが示された（根拠 4-78）。さらに、在学生の多くが専門分野に関する知識や一般的な教養については、成長実感が得られているのに対し、科学的数量的思考に関する能力、プレゼンテーション力等には否定的な回答をしている（根拠 4-79）。

また、卒業生に対しては、2015年度卒業生を対象として、卒業生調査を 2017年度に実施した。このアンケート結果によれば、「あなたは駒澤大学が今後どのような活動に力を入れるべきだと思いますか。」との問いに対し、「とても必要」という回答が最も多かったのは「実用英語教育に力を入れる」（53%）であり、「とても必要」と「ある程度必要」を合計して最も多かった回答は「専門教育に力を入れる」（90%）であった（根拠 4-80）。

しかしながら、いずれのアンケート調査においても回答率が 10%程度に留まっており、実施時期や回収方法の改善が必要である。また、アンケート結果を反映した教育課程の編

成のあり方、単位の実質化に向けた取り組み等について、本学の内部質保証推進機関である駒澤大学教学運営会議を中心に検討する必要があると考えられる。

【4】学習成果を把握するための学部等による独自の取り組み

医療健康科学部では、入学時に数学・物理学・化学についての学力試験を実施し、リメディアル教育である「数学序論」「物理学序論」「化学序論」の履修、指導に活用している。また、4年次の臨床実習を履修するために単位修得が必要な3年次前期の「臨床人間学Ⅰ」では、学修到達度が外部医療施設での実習を行うのに十分であるかを評価している。また、診療放射線技師国家試験の結果は、学修到達度を検証する重要な指標となっている。

グローバル・メディア・スタディーズ学部では、1年次より外国人教員による少人数制授業を英語で行い、2年次には海外留学や海外インターンシップが実施されるため、学生にTOEIC®を定期的に受験させて効果測定を行っている。測定結果は、習熟度に大きく左右される英語科目における内容の変更に反映させ、学生の実力に即した授業が行われるように配慮している。

総合教育研究部では、2019年度駒澤大学特別研究助成を受けている共同研究「反復可能な授業のための多様性に富んだ授業運営手法の確立をめざして」の試みの一つとして、専任・非常勤教員計5名が英語の担当授業で実験的にeラーニング教材を活用し、履修者の主体的な学修とその効果について検証を進めている。その成果は、ブックレットとしてまとめられ、ルーブリックにも反映される予定である（根拠 4-81）。

総合教育研究部教職課程部門では、教職課程履修学生に対し、「教職課程履修カルテ」を配付し、学生自身が科目の履修や成績を記録して、学びのプロセスを確認した後、教員に提出している（根拠 4-82）。教員は提出された履修カルテにコメントを付して、学生に返却している。同部門では、各教員が毎年度、教育実習ノート、介護等体験日誌、各種レポート、教育実習校が記載する教育実習生評価表、4年次後期の「教員採用試験並びに教育実習に関する調査」を数量的・質的な面から、学修成果を把握するための指標を設定している（根拠 4-83～4-85）。各専任教員は、それらの結果を個別指導等の教育活動の改善に役立てている。

【5】ルーブリック及び学修ポートフォリオについて

ルーブリックについては全学的な導入は行われていないが、2018年度に学内eラーニングシステム「YeStudy」などを活用した研修会を2回実施した（大学HP「FD活動報告書（平成30年度FD活動報告書）」）。専任教員に実施したアンケート結果によれば、ルーブリックを個別に設定し活用している教員は11%であり、平常点・レポート・プレゼンテーションの評価基準を明示し、成績評価や到達度の確認等に活用されている。

また、学修ポートフォリオについても全学的・組織的な取り組みは行われていないが、個別に作成して活用している教員は6%にすぎない。学生個々人の学修履歴の統一的な提供方法を検討する必要があると考えられる（根拠 4-55）。

なお、アセスメント・ポリシーでは学修ポートフォリオを指標の1つとして定めていることから、全学的な導入に向けた検討を進める必要がある。

2 大学院

大学院各研究科修士課程では、研究計画書に基づく修士論文の作成にあたり、中間報告会や論文作成準備のための研究指導科目において中途の学修成果の確認を図りつつ、提出された修士論文について審査基準に基づき、総合的な測定が行われている。各研究科が定める学位論文の審査基準については『大学院要覧』に明記されており、2019年度には、中間発表・公聴会、論文文字数、提出要件、審査員、論文評価の基準についてより詳細な内容の見直しに向けた検討が行われ、2020年度大学院要覧において改訂が行われる。

経済学研究科では、多様な教育研究ニーズに対応できるようキャリアアップコースを設置し、必修・選択の履修単位数を増加する代わりに、修士論文に代わる課題研究提出で修了可能とする方法を導入している（根拠 1-19 (P.109)）。

商学研究科においても、「課題研究」を選択した者については、履修単位数を増加する代わりに、修士論文に代わる課題研究提出で修了可能としている（大学院要覧 (P.131)）。

医療健康科学研究科では、系列ごとに到達目標を掲げ、学修成果を評価している。十分な学修成果が上がっていない大学院生に対しては、基礎的な科目を理解したうえで応用的な科目を履修するように配慮している。学修成果測定の検証については医療健康科学研究科委員会において審議され、必要に応じて見直しを行っている。

法曹養成研究科では、教員及び大学院生に対し、到達目標に関する到達度分析用ルーブリックを公表し、教員が学生の理解度を測る指標にするとともに、学生が自学自習について自己分析できるようにしている（根拠 4-86）。

大学院各研究科博士後期課程においては、毎年度研究計画書を提出させ、指導教員が研究指導科目においてその到達度を確認している。

大学院全体での学修成果を測定する調査については、各年度の課程修了者数及び未修了者数が大学院委員会で報告される程度であり、課程修了後にどのような進路に進んだかについても各研究科では把握しているが、大学院全体を通じてその結果をPDCAサイクルの中での活用は行われていない。

また、大学院においては、以前は学士課程のような全学共通の学修成果を測定するための評価指標の策定は行われていなかったが、その後検討を進め、2019年度に「駒澤大学大学院教育の方針（3つのポリシー）」を策定し、大学院全体の学修成果を測定するための評価指標を策定・公表した（点検・評価項目②参照）。今後は、評価指標に関する調査・分析を行い、大学院のディプロマ・ポリシーに掲げる人材育成の状況の検証に役立てていく。

点検・評価項目⑦：教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

1 適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

既述（点検・評価項目⑥）のとおり、学士課程においては、カリキュラム・ポリシーに学修成果の評価・測定の基準となるアセスメント・ポリシーを策定し、評価指標を定めている。さらに、学士課程全体のアセスメント・ポリシーに基づき、学部・学科別のアセス

メント・ポリシーを策定し、公表している（駒澤大学学士課程教育の方針（3つのポリシー））。アセスメント・ポリシーに掲げる各指標のデータについては、データカタログに学部別の集計データを掲載し、全ての専任教職員が閲覧できるように整備している。総合教育研究部外国語第一部門では、「英語能力テスト」の結果を受けて、英語科目4技能のバランス良い指導を徹底する必要があると考え、シラバスに記載する成績評価方法について記述の見直しを行った。例えば、A系列（発話力と聴解力養成中心）の授業で、「発話力を測るテスト」「聴解力を測るテスト」の成績に占める割合を別個に提示するよう各担当教員に要請し、偏らず両方の技能を育てる授業になるようにした（根拠4-87）。

また、既述（第2章 点検・評価項目③）のとおり、毎年度実施している全学自己点検・評価において、大学基準に沿った点検・評価が行われており、教育課程・教育内容・教育方法等の適切性について、各学部等・研究科・大学事務における現状説明を「自己点検・評価チェックシート」に取りまとめ、現状説明を裏付ける根拠資料についても併記している。「自己点検・評価チェックシート」のピアレビューを相互に実施することで、チェックシートの記載内容に対する客観性を高める工夫をしている。全学自己点検・評価委員会では、各組織の自己点検・評価結果に基づき「全学自己点検・評価結果報告書」を作成し、当該年度の教育課程・教育内容・教育方法等の点検・評価結果を取りまとめ、学内グループウェアに掲載することで、全学的に情報共有を行っている。「全学自己点検・評価結果報告書」は、内部質保証推進組織である駒澤大学教学運営会議に報告され、各大学基準における問題点が報告され、優先検討課題や各学部等・研究科の自己点検・評価結果により明らかとなった諸課題について改善方策が検討・実行に移されることで、PDCAサイクルの実質化を図る体制を整備している（根拠2-1【ウェブ】）。

さらに、2015年度からは毎年10月頃に各学部等教授会においてディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの適切性について検証を行い、その結果に応じて、翌々年度の教育目標、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを見直す検証サイクルを確立している。学部等及び大学院各研究科のカリキュラムについては、それぞれの教授会及び研究科委員会で検証を行っており、検証の結果、カリキュラム変更を申し出る際には、「教育課程変更計画書」においてディプロマ・ポリシーとの関連性を必ず記述するようにしており、大学として当該学部等が適切なカリキュラム変更を行っているか把握できるようにしている（根拠4-88）。また、既述（点検・評価項目①）のとおり、2016年度には教育改革検討委員会を4回開催し、大学全体の学士課程教育のあり方について検討し、全学的な教育課程の再検証がなされた（根拠4-89）。

駒澤大学FD推進委員会の取り組みの詳細は第6章において記述するが、同委員会では年度末に『FD活動報告書』を作成し、「総評」頁において次年度への引き継ぎ事項を掲載し、教育方法等の改善・向上のPDCAサイクルがまわるよう配慮している（根拠4-41【ウェブ】）。例えば、『平成30年度FD活動報告書』には、アクティブ・ラーニングを取り入れた授業の拡大、ループリックの策定、学修ポートフォリオの導入と活用等について検討課題として記載されており、令和元年度第1回FD研修会において、授業支援システムのデモンストレーションを行い、その中でループリックの利用方法について取り扱われた（根拠4-90【ウェブ】）。

法曹養成研究科については、「駒澤大学 FD 推進委員会規程」第 7 条に基づいて制定された「駒澤大学法科大学院 FD 推進委員会規程」に則り、同規程第 6 条によって設置された「法科大学院 FD 小委員会」、その下部組織として同規程第 7 条により設置された「法科大学院分野別 FD 部会」（公法系 FD 部会、民事法系 FD 部会、刑事法系 FD 部会）により、カリキュラムの適切性について定期的に検証しており、日弁連法務研究財団による分野別認証評価において「FD の体制は整っており、FD 小委員会及び分野別小委員会の下で企画運営される各種の取り組みはいずれも、ほとんどの教員が参加し、機能している」と評価されている（根拠 4-91（P. 58））。

医療健康科学部では、診療放射線技師学校養成所指定規則の見直しがあるため、学修成果の測定結果と合わせて、学科委員会やカリキュラム委員会などで審議し、検証結果に基づき、教育課程・編成の見直し、改善を継続的に行っている。

このほか、総合教育研究部教職課程部門では、教育課程の編成について教育職員免許法に準拠し、法改正に伴って実施される文部科学省の教職課程再課程認定において点検がなされ、外部評価を受けながら、改善・向上が行われている（根拠 4-92）。

2 点検・評価結果に基づく改善・向上

本学では、当該年度の自己点検・評価の基本方針を確認したうえで、全学自己点検・評価委員会の活動を行い、教育研究諸活動の改善と向上を図っている（根拠 4-93）。

2013 年度の大学評価受審結果において、大学基準協会より努力課題として「全研究科において、学位授与方針と教育課程の編成・実施方針を明確に定めていないので、早急に策定し、公表することが望まれる。」という指摘を受けた。そこで、2013 年 11 月 25 日開催の第 7 回大学院委員会において、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを、各研究科において早急に策定することが確認された。これを受け、各研究科委員会で具体的な審議・検討を行い、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを策定した。その後、2014 年 2 月 24 日開催の第 9 回大学院委員会において、各研究科のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーが報告された。新たに策定されたディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーは、『2014 年度大学院要覧』の別冊に統一した用語で記載され、学生、教職員及び社会一般に向けて公開された。また、現在、大学ホームページ上では、トップページに「3 つのポリシー」のリンクを設け、見つけやすいように掲載している（根拠 2-34）。

次に、本学の教育課程において、全学共通科目教育運営委員会における検証プロセスが明らかでないという指摘に対しては、「駒澤人育成基礎プログラム」の確立、とりわけ「新入生セミナー」の科目設置や実施初年度のアンケート結果の検証による科目内容の見直しにみられように、全学共通科目教育運営委員会における検証プロセスの有効性が示されたと考えられる（根拠 4-20）。

また、本学の教育方法に関して、e-ラーニングシステム「YeStudy」の検証プロセス及び検証結果について不明確であるとの指摘を受けたが、その検証結果からは「Moodle」システムをベースとする長所を活用した FD 研修会の開催、短所を補足するために「C-Learning」を導入したこと等が挙げられる。

また、学修成果に対して、大学院の学位論文審査基準が周知されていないという指摘に

対して、自己点検・評価活動の結果、大学院委員会にて直ちに対応が図られ、2014年2月までに全ての研究科で学位論文の審査基準を策定し、現在は『大学院要覧』に掲載されている（根拠 1-19）。

3 外部評価委員会からの指摘への対応

自己点検・評価活動について、本学では駒澤大学自己点検・評価に関する外部評価委員会を設置しており、基準4（教育課程・学習成果）の内容については、2018年度に外部評価を依頼した。外部評価委員会では2017年度の『駒澤大学自己点検・評価報告書』に基づき、学部長等に対するヒアリングを実施し、各学部等の取り組み状況を確認したうえで『外部評価報告書』が作成され、学長に提出している（根拠 2-37）。評価結果からは、「(1)履修系統図の見直しを図ることによりどのような発展・成果があるのか、その理由が記載されていない。(2)教養教育科目ライフデザイン分野の諸科目を設けたことにより、どのような効果があったかを具体的に記載すべきである。(3)アンケート等の実施にあたっては、実施することが目的化してしまい、その後の検証・分析が疎かになってしまうことがあるので、アンケート実施後の検証にも力を入れてほしい。(4)学生FDスタッフ数は、第1期生（2016年度）13名、第2期生（2017年度）11名、第3期生（2018年度）14名で構成され活動している。学生のFD活動への参加前後におけるその検証がなされていないことは、今後の課題であろう。」との指摘があった。

以上の指摘事項のうち、(1)については、ナンバリングを行って履修系統図へ追記することで、科目の分野と当該学科における科目の学修レベルを学生に開示できる点で改善が図られた。(2)については、前述のとおり、入学時からの順次性を意識した教育課程をとりつつディプロマ・ポリシーとの関連性を示すことで、学生が次第にキャリア意識を高められるような編成となっている。(3)については、駒澤大学FD推進委員会が実施する「学生による授業アンケート」の結果に対し、教員が次年度シラバスにフィードバックを行うなどそのつど検証を行い、改善に役立てている。(4)については、学生FDスタッフは単年度の活動に終わることなく、継続的な活動ができるよう2018年度に「学生FDスタッフ制度に関する内規」の改正を行い、継続する学生FDスタッフが新規スタッフの指導を行い、学生に対し本学の教育活動に関心を高めてもらう主導的な役割をもつことが期待される（根拠 4-94）。

点検・評価項目⑧：教育課程連携協議会を設置し、適切に機能させているか。

評価の視点1：メンバー構成の適切性（【学専】【院専】）

評価の視点2：教育課程の編成及びその改善における意見の活用（【学専】【院専】）

2017年9月21日付で文部科学省より通知された「専門職大学及び専門職短期大学の制度化等に係る学校教育法の一部を改正する法律等の公布について（通知）」において、専門職大学院設置基準の改正が行われ、教育課程連携協議会を設置することが規定された。本学の法科大学院では、研究科教授会において教育課程連携協議会の設置について検討が行われているが、まだ教育課程連携協議会の設置が完了していないため、速やかに設置に向けて体制整備を進める必要があると考えられる（根拠 4-95）。

(2) 長所・特色

【1】ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの関連性の可視化

点検・評価項目①に既述したとおり、本学の教育課程の特長としては、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーのマトリクス表を作成し、履修科目と身につく能力との関連性が学生にわかりやすく示されることで学修計画を立てやすくしている点に特長がある。とりわけ、全学共通科目の科目群がわかりやすく体系化され、社会で活躍していける教養と、本学で学ぶことのアイデンティティを持った人材を育成する「駒澤人育成基礎プログラム」を提示することで、どの学部の学生であっても、駒澤大学の学生として誇りを持ち、学びの基礎力を身につけることで共通の思考基盤を持つことができる点において、4年間ワンキャンパスで学べる本学の強みを生かした能力形成が可能であると考えられる。各学部・学科のディプロマ・ポリシーは、大学全体のディプロマ・ポリシーを踏まえて作成されており、大学全体の方針と学部・学科の方針との連携が図られている。

【2】学生の主体的な学修を促すための環境整備

点検・評価項目④に既述したとおり、自学自習を促進するため、アクティブ・ラーニングのためのグループワーク用のスペースを図書館、教務部、総合情報センターの各エリアに配置し、これらの設備の利用率が上昇傾向にあることから、学生の主体的な学びの環境は充実しており、単位の実質化に向けた本学の取り組みは順調に進捗しているものと考えられる。加えて、高度な目標を持つ学部生・大学院生に向けて、各学部と各研究所等が連携して学びの活性化を行うしくみが用意され、そこから将来の進路を意識した資格講座の充実などが図られている。学生のキャリア形成への対応や学問の新たな動向に即した科目の設置に関しては、教養教育科目ライフデザイン分野の設置をはじめとして、各学部等での教育課程の編成・実施体制に関する検証サイクルが構築され、学生各自が歩もうとする進路に向けた適切な支援体制がとられている。

(3) 問題点

【1】学修成果測定のための評価指標（数値目標）の策定

点検・評価項目⑥に既述したとおり、本学では、学修成果の評価・測定の基準となるアセスメント・ポリシー（評価の方針）を学士課程全体及び学部・学科別に公表しており、入学から卒業までの学生の成長を測定するための評価指標が設けられている点は評価できるものと考えているが、各評価指標における数値目標が定められていないため、ディプロマ・ポリシーに定める5つの能力を学生に身に着けさせることがどれだけ達成できたのか、客観的に提示することができていないことは問題であると考えられる。

2018年度全学自己点検・評価結果報告書の優先検討課題において、DPに明示された学修成果測定のための評価指標を作成することを挙げており、今後は教学運営会議において改善に向けた検討が進められる予定である。

【2】学修ポートフォリオの導入

点検・評価項目⑥に既述したとおり、前述のアセスメント・ポリシーには、学修ポートフォリオによる学修成果測定が想定されているが、現状は全学的な学修ポートフォリオの導入は整備が遅れている。学修ポートフォリオによる学生の学修記録の蓄積をしていかなければ、学生一人ひとりの学修成果に応じた適切な指導体制の構築が困難になると考えら

れる。オフィスアワーの利用学生のうち、演習科目の履修者など実情を把握している学生に対しては適切な指導が行えたとしても、それ以外の学生に対しては実情を踏まえたうえで丁寧な指導を行うことは困難な状況である。また、学修到達度テストの受検状況をみても入学前の受検率に比べて、1年次後期以降の受検率が低下しており、測定した学修成果を踏まえて学生が自身の学生生活のPDCAサイクルをまわすことの重要性を十分に理解させられていない点も問題である。

今後の対応策としては、問題点【3】に記述したeラーニングシステムの集約の検討と併せて、授業支援システムを活用した学修ポートフォリオの運用方法について検討することなどが考えられる。

【3】eラーニングシステムの集約

点検・評価項目④に既述したとおり、本学のeラーニングシステムは、総合情報センターが所管するYeStudyと、教務部が所管するC-Learningの2種類のシステムが運用されており、現状ではそれぞれのシステムの特徴に基づき各教員の判断により両方利用されている状態である。しかし、学生など利用者にとっては履修科目によって2種類のシステムを使い分けなければならない状況は負担であり、大学事務対応としてもシステムの種類によって相談に訪れた学生を2部署に行き来させることは非効率であり問題である。また、財政的にも二重投資となっている点も問題である。何よりeラーニングシステムを活用して学生の主体的な学修を促すことが重要であるため、今後システムの一本化を検討するなど、早急な見直しが必要であると考えられる。

【4】内部質保証推進組織による支援

点検・評価項目③・④・⑥に既述したとおり、本学では2019年1月に内部質保証推進組織である駒澤大学教学運営会議が設置されたばかりであるため、本章に関連する学修成果の可視化に向けた取り組みはこれから徐々に本格化していくものと考えられる。本章内で挙げられた問題点等について、駒澤大学教学運営会議の構成員である各学部長等や大学事務組織の長による精査が行われ、各組織に対し適切な支援が行われるよう取り組むことが必要であると考えられる。

【5】教育課程連携協議会の設置（法曹養成研究科）

点検・評価項目⑧に既述したとおり、2017年9月21日付で文部科学省より通知された「専門職大学及び専門職短期大学の制度化等に係る学校教育法の一部を改正する法律等の公布について（通知）」において、専門職大学院設置基準の改正が行われ、教育課程連携協議会の設置することが規定された。本学の法科大学院では、まだ教育課程連携協議会の設置が完了していないため、速やかに設置に向けて体制整備を進める必要がある。

（4）全体のまとめ

本学では、大学全体と各学部・学科、各研究科のディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーとの連携を図りつつ、学生や受験生、一般社会に対し広く公表している。また、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーによって編成された各科目群とのマトリクス表で学生にわかりやすく示すことで学修計画を立てやすくしている点に特長がある。

ディプロマ・ポリシーでは、身につけるべき5つの能力を示し、カリキュラム・ポリシーでは、順次性・体系性をもつよう配慮している。大学教育の学びの基礎となる「駒澤人

育成基礎プログラム」を含む全学共通科目においては、全学共通科目教育運営委員会、あるいは総合教育研究部教授会による審議・検証によって適切に運営されている。専門教育科目は主に各学部教授会において検証され、適切に実施されている。修士課程及び博士後期課程については、各研究科委員会等による審議・検証によって順次性や体系性について適切に考慮している。

教育方法については、学生の主体的な参加意欲を高めるために e ラーニングシステムの活用やアクティブ・ラーニングを推進するための環境を整備し、各学部・研究科、大学事務（教務部、図書館、総合情報センター等）及び附属研究所が連携して取り組んでいる。キャリア教育・資格教育やより高度な教育を実践するために総合教育研究部の教職課程部門、附属研究所及びキャリアセンター等との連携が図られ、全学的なサポート体制を構築している。ただし、2つの e ラーニングシステムを運用している実態があり、システムの集約に向けた検討が必要である。

成績評価、卒業判定、学位授与に関しては、シラバスにおける評価基準の明示、進級基準、GPA 制度、成績調査制度、学位論文審査基準の明示等の取り組みによって、厳格かつ適切に実施されている。

学修成果の評価や把握については、マトリクス表を用いた分かりやすい方針を示すことで、高校との連続性をもたせて学修意欲を向上させている。入学時より、継続的に英語能力テスト、アセスメントテストを受検させ、入学時調査アンケート、卒業時調査アンケート等の各種調査を実施して学修成果の検証を行うなど、新たな取り組みにも着手している。ただし、評価指標の数値目標を策定する必要性がある点や、学修ポートフォリオの導入が遅れている点は問題である。

教育課程及びその教育内容・教育方法については、全学自己点検・評価委員会を中心とする取り組みによって、各学部・研究科等において毎年度定期的に点検・評価を行う体制が確立されている。また、中期事業計画に基づく教学関連の事業の具体化が進められている。今後は内部質保証推進組織である駒澤大学教学運営会議による教育課程・学修成果の取り組みにおける問題点への支援が行われ、改善に向けた検証サイクルをより充実させていくことが求められている。

このほか、法科大学院では、2017年の専門職大学院設置基準の改正に伴い、教職課程連携協議会の設置が規定されていることから、設置に向けて速やかに取り組む必要がある。

以上の点からみて、本学の「教育課程・学修成果」については大学基準を満たしているといえる。

第5章 学生の受け入れ

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表

評価の視点2：下記の内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定

- ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
- ・入学希望者に求める水準等の判定方法

1. 入学者の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）の設定と公表

本学では、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえ、大学全体の入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を、以下のとおり定めている（根拠 4-3）。

入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）

駒澤大学は、これまでの学習経験や関心のある分野について知識・能力を深めていくこと、自らの将来の目標に向けて知識能力を高めていくことなど、駒澤大学に入学して何を学びたいか何をやるかなどの目標や意欲を持った入学者を求めている。また、入学希望者に対しては、幅広い教養と専門分野の体系的な知識、それらを応用する技能、主体的かつ協調的なコミュニケーション能力、多様性を理解し他者と協働する力、情報分析力と問題解決力を身につける「丁寧な教育」「厚みのある教育」を行い、絶えざる自己形成と社会の発展に寄与する人材の育成を行うとする、駒澤大学の教育の理念を理解した上で出願することが望まれる。本学では、こうした理解を持った受験生を適正かつ公正に選抜するために、多面的・総合的な視点による多様な入学者選抜を行う。

※2019年5月1日現在の内容。

アドミッション・ポリシーは、大学ホームページ、駒澤大学学部学科案内「KOMANABI」、大学ポートレート（私学版）等において、受験生に対し広く公開している（根拠 2-18【ウェブ】、1-9、2-45【ウェブ】、基礎要件確認シート12）。

2. 求める学生像の明示

上記の大学全体のアドミッション・ポリシーを踏まえ、「駒澤大学の求める学生像」を、以下のとおり定めている（根拠 4-3）。

駒澤大学の求める学生像

(AP1) 高等学校の教育課程を幅広く修得し、大学での学修に必要な基礎学力を有している。

[知識、理解、技能]

(AP2) 本学は仏教の教えと禅の精神を建学の理念とする大学であることを理解し、入学を希望する学部・学科で学んだ知識や技能を社会で実践する意欲と目的意識を持つ。

〔意欲、関心、態度〕

(AP3) 地域社会、国際社会、産業界の出来事について問題意識を持ち、様々な情報に基づき考察を行い、その結果を他者にわかりやすく説明することができる。

〔思考力、判断力、表現力〕

(AP4) 国内外の多様な文化・価値観の違いを認識し、他者を尊重し、主体的に協働する意欲を持つ。

〔主体性、多様性、協働性〕

求める学生像に掲げる能力は、ディプロマ・ポリシーに定めた学位授与にあたって求める5つの能力と関連付けており、それらはカリキュラム・ポリシーに定めた教育方法によって能力の向上を図ることとなっていることから、アドミッション・ポリシーがディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーと整合していることが分かる。また、各学部・学科でも、大学全体のアドミッション・ポリシーや各学部・学科の特徴・特色を踏まえ、入学希望者に求める学習歴、学力水準・能力等の求める学生像を明示している。

例えば、経営学部では、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえ、アドミッション・ポリシーを、以下のとおり定めている（根拠 5-1）。

入学者受け入れの方針（経営学部）

経営学部では、企業経営や社会、経済に対する幅広い関心と知的好奇心をもち、高等学校の教育課程を幅広く修得し、大学での学修に必要な基礎学力を身につけた入学者を求めている。また、駒澤大学の教育理念では、主体的かつ協調的なコミュニケーション能力、多様性を理解し他者と協働する力、情報分析力と問題解決力を身につける「丁寧な教育」・「厚みのある教育」を行い、絶えざる自己形成と社会の発展に寄与する人材の育成を行うとしている。入学希望者に対しては、この教育理念を理解した上で出願することが望まれる。本学部では、こうした理解をもった受験生から入学者を適正かつ公正に選抜するために、多面的・総合的な視点による入学者選抜を行う。

経営学部の求める学生像

(AP1) 高等学校の教育課程を幅広く修得し、大学での学修に必要な基礎学力を有している。

〔知識、理解、技能〕

(AP2) 本学が仏教の教えと禅の精神を建学の理念とする大学であることを理解している。また、企業経営や社会、経済に対する幅広い関心と知的好奇心を有し、本学部で学んだ知識や技能を社会で実践する意欲と目的意識を持つ。〔意欲、関心、態度〕

(AP3) 地域社会、国際社会、産業界の出来事について問題意識をもち、様々な情報に基づき考察を行い、その結果を他者にわかりやすく説明することができる。〔思考力、判断力、表現力〕

(AP4) 国内外の多様な文化・価値観の違いを認識し、他者を尊重し、主体的に協働する意欲を持つ。〔主体性、多様性、協働性〕

※2019年5月1日現在の内容。

アドミッション・ポリシーで明示した求める学生像を選抜するため、どのような入学試験を実施し、各入学試験において「求める学生像」のどのような知識・能力を重視しているかを分かりやすく表記するため、「求める学生像と入学者選抜方法のマトリクス表」を大

学全体及び学部・学科ごとに策定・公表し、受験生が理解しやすいよう工夫している（根拠 2-18【ウェブ】）。

大学院においても、各研究科専攻の特徴や特色を踏まえ、アドミッション・ポリシーを策定し、大学ホームページ、大学院案内、入学試験要項、大学ポートレート（私学版）において公表を行っている（根拠 2-18【ウェブ】、1-10、1-11、2-45【ウェブ】）。なお、アドミッション・ポリシーが、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーと整合しているか確認するため、「大学院各研究科・専攻の3つのポリシー策定チェックリスト」を作成し、整合性の確認を行っている（根拠 5-2）。

例えば、医療健康科学研究科では、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえ、アドミッション・ポリシーを、以下のとおり定めている（根拠 5-3、5-4）。

入学者受け入れ方針（医療健康科学研究科）

（修士課程）

【入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）】

高度に発展する医療に対応するためには、最新の知識と技術のみならず、医療環境を取り巻く社会的状況に対する知識と高い人間性を備える必要がある。本修士課程は、このような状況に対応でき得るように診療放射線技師の資質をより発展させると共に、保健衛生、医療等の分野、理工学分野の出身者で放射線技術科学分野の学修に強い関心と意欲をもつ者に対し、この分野の専門性を付与することを目的としている。そのため、医療技術および自然科学領域についての十分な基礎学力を有し、医療技術科学への貢献・寄与に強い熱意をもち、日本国内にとどまらず海外も含めたこの分野の先進的な研究に対しての学修意欲及び研究意欲の高い学生を適正かつ公正に選抜するため、多面的、総合的な視点による入学者選抜を行う。

1. 求める学生像

（AP1）放射線技術分野に関わる知識や技能を幅広く修得し、大学院での学修に必要な基礎学力を有している。〔知識、理解、技能〕

（AP2）入学を希望する本研究科または専攻で継続する研究の成果を専門的知識や技能を社会に還元し、貢献しようとする強い意欲と目的意識を持つ。〔意欲、関心、態度〕

（AP3）地域社会、国際社会、産業界の事象について主体的に課題を設定し、様々な情報に基づき考察を行い、その結果を他者にわかりやすく根拠をもって独創的な論理を展開することができる。〔思考力、判断力、表現力〕

（AP4）多様な他者の考えや価値観を尊重して協働しつつ、自らの研究業績を適切なツールを用いて発信する意欲を持つ。〔主体性、多様性、協働性〕

2. 求める学生像と入学者選抜方法のマトリクス表

◎:特に重点を置いている ○:重点を置いている

入学試験制度	選抜方法	AP1	AP2	AP3	AP4	各入学試験制度のねらい
一般入学試験 (学内推薦入学試験を含む)	出願書類	○	◎	◎		学士課程レベルの基礎的な専門知識があると認められる者に対し、研究に必要な専門知識や語学力を重視した選抜を行う。筆記試験は記述式で行い、専門科目試験、外国語試験が実施される。面接試験では、専門知識と研究意欲の確認等を行う。
	筆記試験	◎		○	○	
	面接試験	◎	◎		○	
社会人特別入学試験	実施していない					
外国人留学生入学試験	実施していない					

(博士後期課程)

【入学者受け入れの方針 (アドミッション・ポリシー)】

医療健康科学研究科博士後期課程では、単なる技術や知識の教授に終わらず、医療環境を取り巻く社会的状況に対応できる高度な知識と高い人間性に裏打ちされた秀でた研究能力を有する自立した研究者の育成を目指している。そのため、医療技術及びその基礎となる自然科学領域における十分な研究能力と基礎学力を有し、医療技術科学への貢献・寄与に強い熱意をもち、日本国内にとどまらず海外も含めたこの分野の先進的な研究に対しての学修意欲及び向上意欲の高い学生を適正かつ公正に選抜するため、多面的、総合的な視点による入学者選抜を行う。

1. 求める学生像

(AP1) 専門分野に関わる知識や技能を幅広く修得し、大学院での学修に必要な基礎学力を有している。〔知識、理解、技能〕

(AP2) 入学を希望する研究科・専攻で継続する研究の成果を専門的知識や技能を社会に還元し、貢献しようとする強い意欲と目的意識を持つ。〔意欲、関心、態度〕

(AP3) 地域社会、国際社会、産業界の事象について主体的に課題を設定し、様々な情報に基づき考察を行い、その結果を他者にわかりやすく根拠をもって独創的な論理を展開することができる。〔思考力、判断力、表現力〕

(AP4) 多様な他者の考えや価値観を尊重して協働しつつ、自らの研究業績を適切なツールを用いて発信する意欲を持つ。〔主体性、多様性、協働性〕

2. 求める学生像と入学者選抜方法のマトリクス表

◎:特に重点を置いている ○:重点を置いている

入学試験制度	選抜方法	AP1	AP2	AP3	AP4	各入学試験制度のねらい
一般入学試験	出願書類	○	◎	◎		修士課程レベルの基礎的な専門知識があると認められる者に対し、研究に必要な専門知識や語学力を重視した選抜を行う。筆記試験は記述式で行い、専門科目試験と外国語試験が実施される。面接試験では、専門知識と研究意欲の確認等を行う。
	筆記試験	◎		○	○	
	面接試験	◎	◎		○	
社会人特別入学試験	実施していない					
外国人留学生入学試験	実施していない					

※2020年3月現在の内容。

なお、大学院全体及び各研究科・専攻のアドミッション・ポリシーは、2019年度に大学院委員会及び各研究科委員会において見直しを進め、改定したポリシーを大学ホームページにおいて公表している（根拠 5-5、2-18【ウェブ】）。今回の見直しでは、求める学生像がより明確になるよう改善し、また、各研究科専攻における求める学生像及び入学者選抜方法のマトリクス表を作成することにより、各入学試験がどのような「求める学生像」に重点をおいているのか分かりやすく明示している。

点検・評価項目②：学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点1：学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定
評価の視点2：入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備
評価の視点3：公正な入学者選抜の実施
評価の視点4：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

1. 入学者の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）に基づく学生募集及び入学者選抜制度の設定

【1】学部

アドミッション・ポリシーに基づき、様々な能力を有する多様な学生を受け入れるため、学生募集及び入学試験を適切に実施している。

現在、学部の入学試験としては、一般入学試験（全学部統一日程入試・一般入試 T 方式・一般入試 S 方式）、大学入試センター試験利用入学試験（前期日程・中期日程・後期日程）、自己推薦入学試験（総合評価型・特性評価型）、スポーツ推薦入学試験、外国人留学生入学試験、帰国生特別入学試験、社会人特別入学試験、フレックス B 社会人入学試験、フレックス B 勤労学生・有職者特別入学試験、指定校推薦入学試験、全国商業高等学校長協会特別推薦入学試験、附属高等学校推薦入学試験を実施している（根拠 5-6～5-13）。各入学試験の出願資格、試験内容等については、入学試験要項及び大学ホームページにおいて適切に公表している（根拠 5-14【ウェブ】）。

また、アドミッション・ポリシーに基づく多様な学生を確保するため、年間を通し様々な広報活動を展開している（根拠 5-15【ウェブ】）。

特に、夏と春に開催するオープンキャンパスには、例年2万人以上の受験生が参加し、様々なプログラムへの参加を通して、大学全体及び各学部・学科の教育理念、求める学生像、入学試験方法について理解を深める機会となっており、広報活動の中でも重要な位置づけとしているイベントのひとつである。オープンキャンパスは、これまで予約不要とされていたが、2018年度より予約制を導入した。予約制の導入によって来場者数が大幅に減少することもなく、また、来場者情報やニーズの分析が可能となったことから、広報活動や

各種イベントの企画立案や内容見直しに活用している。

【2】大学院

大学院の修士課程及び博士後期課程では、アドミッション・ポリシーに基づいた学生募集及び入学試験を適切に実施している。大学院学則第 35 条第 3 項第 1 号において、大学院の学生の入学に関する事項は大学院委員会で審議すると定め、同第 43 条第 2 項において、入学試験の実施方法は研究科ごとに定めるものと規定している（根拠 1-4）。法科大学院（法曹養成研究科）においても、法科大学院学則第 20 条に入学試験について定めている（根拠 1-5）。

大学院修士課程及び博士後期課程の入学者選抜方法としては、一般入学試験（一般、学内推薦、飛び入学、早期卒業）、社会人特別入学試験、外国人留学生入学試験に区分され、研究科専攻ごとに、それぞれが求める学生を判定するための入学試験方法を採用している（根拠 5-16、5-17【ウェブ】）。入学試験は、9 月及び 2 月に実施している。

法科大学院（法曹養成研究科）の入学者選抜方法は、第 1 期から第 4 期の入学試験試験を未修者コース及び既修者コースのそれぞれで実施している（根拠 5-18、5-19【ウェブ】）。

大学院においても、アドミッション・ポリシーを踏まえた多様な学生を獲得するため、大学院進学説明会の開催や同系統学部を持つ大学に対する大学院案内の送付、ネット広告の導入など、幅広い学生募集活動を展開している。

2. 入学者選抜実施のための運営体制

【1】学部

駒澤大学学則第 25 条に基づき、本学における入学者選抜を公正かつ円滑に運営するために、駒澤大学入学者選抜規程を定め、適切に運営している（根拠 5-20）。駒澤大学入学者選抜規程では、入学試験の円滑な実施を図るため、学長のもとに「入学試験本部」を置くこと、また、入学試験に関する事項を審議するため「駒澤大学入学試験委員会」を置くことを明確に定め、入学者選抜のための適切な体制を構築している。入学試験に関する各般の事項は、学長を委員長とする駒澤大学入学試験委員会において審議され、各学部・学科及び学生の受け入れに関する実務的な事項を取り扱う入学センターと連携を図りながら、審議・調整を行っている（根拠 5-21、5-22）。また、駒澤大学入学試験委員会規程第 6 条において、入学試験に関する諸問題を検討するために駒澤大学入学試験委員会に入学センター所長の諮問機関として「入学センター委員会」の設置を定めており、相互に連携しながら両委員会の運営が行われている（根拠 5-23）。

入学試験を実施する際は、駒澤大学入学試験本部規程に基づき、学長を本部長とする入試本部を設置し、入学試験の円滑な実施及び入学試験における緊急かつ重大な案件についての審議を行っている（根拠 5-24）。

入学試験の合否判定は、各教授会における審議を経た後に、合格者を決定している。また、一般入学試験においては、各学部に対する合否判定に関する説明会を実施し、合否判定に係る確認事項や注意点を確認している。

【2】大学院

駒澤大学大学院学則第 43 条に基づき、大学院における学生募集及び入学者選抜等に関す

る事項は、学長を委員長とする大学院委員会及び大学院に関する実務を取り扱う教務部教務2係が、各研究科専攻と連携を図りながら、適切な運営体制を構築している(根拠5-25)。

入学試験の実施に関しては、「大学院入学試験実施要領」に則り、入試本部を設置し、本部長に学長、構成員に副学長、研究科委員長(専攻主任)、教務部長を置き、入学試験を公正かつ円滑に実施している(根拠5-26)。

入学試験の可否判定は、各研究科委員会の審議を経て、合格者を決定している。

3. 公正な入学者選抜の実施

【1】一般入学試験(学部)

過年度の各入学試験における志願者数、受験者数、合格者数、合格最低点・科目ごとの平均点などの基本的なデータは大学ホームページや入試データブックにおいて公開し、一般入学試験の過去問題、解答・解説は、株式会社旺文社の運営する「パスナビ」において公開している(根拠5-27【ウェブ】、5-28、5-29【ウェブ】)。

公正かつ公平な入学試験の実施のため、監督業務に係る基本的な業務内容や地震等の不測の事態への対応方法について「一般入学試験監督要領」を作成し、試験当日にも監督者説明会を行うなど、周知・理解を徹底している(根拠5-30)。

障がいを持つ受験生や試験当日の電車の遅延に対応するため、特定試験室及び予備試験室を設置している(根拠5-30、5-31)。障がいのある受験生に対しては、各入学試験要項において特別措置に関する周知を行い、事前に病名、症状、希望する措置内容等、受験生より提出された診断書に基づき、試験問題・解答用紙の拡大や試験時間の延長、車イス専用機の設置、症状別に受験室を準備するなどの対応を行い、すべての受験生が公正・公平に受験できるよう配慮している。

可否判定方法に関する情報は、一般入学試験要項に掲載している。2020年度一般入学試験要項からは、一般入学試験(全学部統一日程入試、T方式、S方式)における合計得点の同点内判定方法についても記載し、合計得点が同点の場合に各学部・学科で可否判定に用いる試験科目名を明示している(根拠5-6(P.9))。

合格発表及び入学手続きに関しては、合格発表日及び発表方法、入学手続きに関するスケジュールをあらかじめ入学試験要項に明記している。2020年度一般入学試験要項からは、「令和2(2020)年度一般入学試験における補欠合格発表とその手続き日程について」として、第1次から第3次補欠合格発表日及び入学手続き日程に関する情報も明記し、受験生が事前に補欠合格に関する情報を理解したうえで、円滑に入学手続きが進められるよう配慮している(根拠5-6(P.28))。

【2】特別入学試験(学部)

特別入学試験の志願者数・受験者数・合格者数に関する情報は、大学ホームページ及び入試データブックにおいて公開している(根拠5-27【ウェブ】、5-28)。過去問題は、自己推薦入学試験については株式会社旺文社の運営する「パスナビ」、その他の特別入試については、入学試験要項に前年度の過去問題を同封し送付している(根拠5-29【ウェブ】、5-32)。また、自己推薦入学試験は、合格者アンケートを大学ホームページにおいて公表し、受験生の入学試験対策にも配慮している(根拠5-33【ウェブ】、5-34【ウェブ】)。

可否判定方法については、各入学試験要項に掲載している。例えば、自己推薦入学試験

(総合評価型) 法学部政治学科においては、出願書類(書類審査) 50点、小論文 100点、面接口試(グループ討論) 100点といったように、配点区分を記載し、合否判定の透明性を確保している。

特別入学試験の実施にあたっては、「実施要領」及び「面接口試実施要領」を入学試験ごとに作成し、監督業務に係る基本的な業務内容及び不測の事態への対応を周知するため、事前説明会を行っている(根拠 5-35)。

なお、障がいを持つ受験生に対しては、一般入学試験と同様に、症状に応じた適切な措置を行い、各入学試験要項において事前に入学センターへ連絡をするように周知している。

また、特別入学試験において実施する小論文等の解答用紙は、受験生の名前が特定できない措置がとられている。面接口試を実施する学部・学科においては、受験生に対し教員複数名の面接官もしくはグループ面接を実施することにより、公平性・客観性を担保している。

【3】大学院入試

過年度の入学試験に関する様々なデータは、大学ホームページ及び大学院案内に公開し、入学センターにおいて過去問題を配付するなど、入学試験の透明性・信頼性の確保に努めている(根拠 5-17【ウェブ】、1-10)。

入学試験の実施においては、「筆記試験監督要領」「面接試験呼出要領」を作成し、事前に監督者業務に関する説明会を開催し、円滑な入学試験の運営に努めている(根拠 5-36)。

このほか、公正な入学試験実施の観点から、筆記試験(専門・外国語)の採点の際には、指導(予定)教員による意図的な採点を避けるため、受験者の氏名が特定されないよう、解答用紙には任意の番号が付され、受験番号からであっても個人名を推測できないように工夫されている。また、学部同様、面接試験を実施する入学試験においては、複数の教員を当てることで公平性を維持している。このような取り組みにより、大学院入学試験の実施における透明性・公平性を保持している。

4. 受験生に対する学費及び奨学金等の経済的支援に関する情報提供

授業料等の学費及び奨学金に関する情報は、大学ホームページをはじめ、学部学科案内「KOMANABI」、大学院案内、各入学試験要項において公表を行っている(根拠 5-37【ウェブ】)。また、学部の受験生を対象とした駒澤大学受験生サイト「think!」においても、学費及び奨学金制度のページを設けることにより利便性に配慮している(根拠 5-38【ウェブ】、5-39【ウェブ】)。なお、オープンキャンパスでは、保護者向け企画として「駒澤の就職力!と奨学金」を開催し、本学の奨学金制度について情報提供し、理解を深める機会を設けている(根拠 5-40)。

大学院では、2019年度から大学院(法曹養成研究科を除く)受験者のうち、本学卒業(飛び入学する者を含む)又は本学大学院修了者の中から、特に優秀な学生に対し、授業料減免の措置を講じることにより勉学を奨励し、各研究科専攻の目的や特性に即した人材の育成を図ることを目的に授業料減免を行っている(根拠 5-41)。授業料減免に関する情報提供は、大学ホームページ及び学内の掲示により周知している。(大根拠 5-42【ウェブ】)。

点検・評価項目③：適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を

収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点1：入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

< 学士課程 >

- ・ 入学定員に対する入学者数比率
- ・ 編入学定員に対する編入学生数比率
- ・ 収容定員に対する在籍学生数比率
- ・ 収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

< 修士課程、博士課程、専門職学位課程 >

- ・ 収容定員に対する在籍学生数比率

入学定員及び収容定員については、駒澤大学学則、駒澤大学大学院学則及び駒澤大学大学院法曹養成研究科（法科大学院）学則に明確に定め、適切に定員を管理している（根拠 1-3、1-4、1-5）。学生数、入学定員充足率、収容定員充足率に関する情報は、大学ホームページにおいて公表している（根拠 5-43【ウェブ】）。

各学部・学科・専攻における入学定員及び収容定員は、駒澤大学学則第3条に定めている。学部の入学者選抜に関しては、駒澤大学入学試験委員会の決定に基づき、「当該学部教授会の議を経て学長が決定する」と駒澤大学入学者選抜規程第4条に規定されていることから、同規程に基づき、各学部教授会では、過去の合格者の歩留まり率や入学辞退者数の傾向等を勘案し、慎重な審議を経て、合格者を決定している（根拠 5-20）。

2019年5月1日現在の入学定員に対する入学者数比率は、0.99であり、過去5年間（2015年度～2019年度）の入学者数比率の平均は、1.10である（大学基礎データ 表2（学部））。

入学定員の適正な管理は、学部・学科の定員が極めて少ないところもあり、さらに、年度や学部・学科によって画一的な傾向がないことから、適正数を維持することは極めて難しい。

特に、2016年度より入学定員超過による私立大学経常費補助金の不交付基準や学部等設置認可申請不認可基準が厳格化されたため、本要件も加味しながら合格者数を決定しなければならない。2019年度の一般入学試験、センター試験利用入学試験の合否判定に際しては、平成30年度第3回入学試験委員会において、各入試の合格者数の上限を設定したが（根拠 5-44）、入学定員を充足しない学部・学科も一部見込まれたことから第3次補欠合格を実施して入学者の確保に努めた。

なお、2015年度～2019年度における各学部・学科の入学定員比率の状況は、大学基礎データ表2のとおりである（大学基礎データ（表2））。

編入学試験に関しては、学部・学科や年度によるばらつきは見られるが、経営学部、医療健康科学部（4年編入）、グローバル・メディア・スタディーズ学部における充足率は高く、文学部の各学科においては、総じて充足率の低い状態が続いている（大学基礎データ表2（編入学））。編入学定員の未充足については、第2期認証評価においても努力課題として指摘を受けたことから、全学的な課題と位置づけ、改善に向け様々な取り組みを実施しているが、学生の安定した確保には至っていない（根拠 2-34）。

しかしながら、編入学定員の充足に向けては、駒澤大学入学試験委員会及び各学部教授

会において定期的に検討が行われ、2018年10月には学長から各学部長に対し、「編入学定員の充足率改善について」として文書も提示され、編入学定員充足率改善に向け、各学部に対し改めて協力依頼がなされた（根拠 5-45）。また、2018年10月16日開催の第2回入学試験委員会においては、「「高大接続プラン」に伴う駒澤大学の入試制度改革について」として編入学試験に関する改善の方向性が示され、編入学指定校の校数増加や2020年度編入学試験より一部の学部・学科において2年次編入学試験を導入するなど、様々な改善策を講じている（根拠 5-8、5-46）。今後も引き続き様々な改善策を検討・実施しながら、編入学者の確保に努めていく。

大学院の各研究科専攻の入学定員及び収容定員は、駒澤大学大学院学則第7条、駒澤大学大学院法曹養成研究科（法科大学院）学則第4条に定めている（根拠 1-4、1-5）。

研究科専攻によって状況は異なるが、入学定員及び収容定員が充足できない状況が続いており、定員充足比率も非常に低い。（大学基礎データ 表2）。

2019年5月1日現在の修士課程、博士課程、専門職大学院（法曹養成研究科）における入学者数比率、収容定員比率、は、以下のとおりである（大学基礎データ・表2（学部））。

	入学定員比率 (2019年5月1日)	入学定員平均比率 (2015～2019)	収容定員充足率 (2019年5月1日)
修士課程	0.60	0.54	0.68
博士後期課程	0.30	0.24	0.34
法曹養成研究科	0.31	0.35	0.31

入学定員及び収容定員の充足状況は、大学院委員会において充足状況に関する報告を行い、各研究科委員会においてその課題について定期的に検討を行っている（根拠 5-47）。

入学定員及び収容定員は未充足の状況は続いているものの、各研究科においては適切な入学試験を実施し、入学者の質を担保しながら、充実した研究環境のもと、学生に対しきめ細かな指導体制を整備している。

点検・評価項目④：学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

1. 入学者の受け入れに関する適切性の検証

入学者の受け入れに関する適切性については、毎年度の入試結果、入学者の追跡調査及び他大学の入試動向等を踏まえながら、駒澤大学入学試験委員会を中心に全学的な検証を実施している。入学センター及び学長室大学 IR 係において前年度入試結果を踏まえた入試動向の分析・検証を行い、入学試験委員会において報告することにより情報共有を図っている（根拠 5-48）。特に、学長室大学 IR 係では、入学者追跡調査による選抜方法の妥当性

の検証を行い、入学から卒業までの追跡調査として、各種データ（初年次 GPA、初年次修得単位数など）を入試区分別に集計し、入学選抜方法の妥当性について検証している（根拠 5-49）。

また、毎年、各学部教授会や学部内に独自に設置した入試に関する委員会等が、各種分析資料や自己点検・評価結果等を活用し、定期的に入学者の受け入れに関する検討・審議を行っており、審議結果は必要に応じて駒澤大学入学試験委員会に報告されている。

さらに、大手予備校による入試動向に関する調査・分析報告会を毎年開催し、入学試験の社会的動向や各学部・学科の志願状況、競合大学との競争分析、受験者層を比較分析した結果等について報告を受けている（根拠 5-50）。

このように、学内外による調査分析結果を複合的に活用しながら、入学者選抜の妥当性及び適切性の検証を適切に行っている。

2. 点検・評価結果に基づく改善・向上

点検・評価結果等を踏まえ、各学部・研究科そして大学全体の改善・向上に繋がる取り組みを行っている。

改善・向上の取り組みの事例として、学部において実施する外国人留学生の合否判定の明確化が挙げられる。外国人留学生入学試験では、出願書類（書類審査）を合否判定資料として取り扱っているが、出願書類のうちどの書類を判定資料として使用しているのか受験生に明確に示しておらず、また、出願書類に含まれる「日本留学試験」の結果についても、その結果をどのように取り扱うのか基準を設けていなかった。そのため、出願書類が合否判定においてどの程度の比重を占めるのか、受験生にとって不明瞭な状況であったことから、駒澤大学入学試験委員会では出願書類における合否判定の在り方について検討を進め、2020 年度の外国人留学生入学試験より、出願書類に志望理由書を加え書類審査の対象とするとともに、「日本留学生試験」の結果については、出願書類と項目を別に設定することとした。これにより、合否判定の透明性がより確保され、入学試験要項において受験生に対する正確な情報の提供が可能となり、改善が図られた（根拠 5-51、5-10）。

また、大学院の商学研究科では、点検・評価結果に基づき、商学研究科委員会で留学生の受入拡大に向けた議論を進め、研究科内に改革作業チームを設置するなど、外国人留学生の受け入れ拡大に向けた様々な取り組みを実施している。具体的な取組事例として、研究科独自のリーフレットを作成し日本語学校等へ配付を行い、また、外国人留学生入試における試験科目の一部を外部試験によるものにするなど、研究適性の評価を多様化し、外国人留学生が受験しやすい入学試験制度・環境を整えている（根拠 5-16、5-52、5-53）。

各学部や研究科・専攻においては、各種分析資料や点検・評価結果を踏まえた、入学者の受け入れの改善・向上に向けた取り組みが行われているが、点検・評価結果が大学及び大学院全体の課題の改善に向け、十分に活用出来ていないとは言えない。各組織の自己点検・評価結果を集約しながら、大学全体の諸活動を見渡しつつ、最優先に取り組むべき課題を抽出し、課題に応じて各組織を支援するなど、駒澤大学入学試験委員会及び教学運営会議が連携しながら学生の受け入れに関する取り組みを進めていくことが重要になってくるだろう。

(2) 長所・特色

【1】受験生情報の分析・検証

点検・評価項目②に既述したとおり、本学ではオープンキャンパスをはじめ、入学センターが開催する受験生を対象とする各種イベントにおいて予約制を導入している。特に、夏と春に開催するオープンキャンパスは例年2万人以上が来場する非常に大きなイベントであるが、2018年度より予約制を導入した(根拠5-54)。導入のメリットとして、予約により来場者情報の確実な取得が可能となったことが挙げられる。導入以前は、来場者アンケートから受験生に関する情報を取得し分析・検証を行っていたが、アンケートの提出が任意であったことから、来場者情報の取得が十分ではなかった。予約制の導入により、来場者情報を確実に取得することが可能となり、来場者の属性に応じたイベントの開催や企画内容の見直しが可能となった。例えば、2018年度のオープンキャンパスの来場者情報をもとに、2019年度のオープンキャンパスでは、保護者向けプログラム数を増加するなど企画の見直しを行っている。(根拠5-55)。

【2】入学者選抜における責任体制の明確化と柔軟性

点検・評価項目②に既述したとおり、本学の入学者選抜に係る様々な事項は、駒澤大学入学者選抜規程に定め、入学試験の公正かつ円滑な運営が行われている。入学試験に関する様々な事項は、「駒澤大学入学試験委員会」において審議し、決定している。駒澤大学入学試験委員会の決定に基づきながらも、入学者選抜に関しては、駒澤大学入学者選抜規程第4条において「入学者選抜については、当該学部教授会の議を経て学長が決定する」と定めており、各学部教授会の自治に委ねられている。これにより、各学部の現状に合わせ柔軟に対応できる体制が構築されるため、各学部のアドミッション・ポリシーを踏まえた学生の確保を可能としている。

【3】入学試験における公正性及び透明性の確保

点検・評価項目②に既述したとおり、本学では各種入学試験の入試結果や過去問題の公表、一般入試対策講座や自己推薦入試対策講座を実施するなど、入学試験に関する情報を積極的に公表している。入試データブックには、一般入学試験の学部別・入試方式別の合格最低点とともに、受験者及び合格者の科目別の平均点も公開し、透明性を確保している。2020年度一般入学試験要項においては、一般入学試験における補欠合格の発表方法と手続き日程について明示し、補欠合格に関する情報を公開し、受験生の入学手続きに関する情報取得に配慮している。

また、多様な受験生の獲得と利便性の向上を目的として、一般入学試験(全学部統一日程入試)は全国12会場で開催しているが、駒沢キャンパスを除く11会場の各試験室における主任監督は、各学部等から選出された教員が務め、事務部署から選出した職員も現地に帯同し、仮受験票の発行や答案整理等の業務に当たるなど、公正性・公平性を確保している。

(3) 問題点

点検・評価項目③に既述したとおり、学部においては編入学定員の充足、大学院の各研究科専攻においては入学定員及び収容定員の未充足が課題として認識している。

編入学定員については、第2期認証評価において努力課題として指摘されたことを受け、

「駒澤大学教学に関する施策体系（2014年度～2017年度）」において、編入学試験の在り方について検討することを盛り込み、全学的な課題として検討を続け、2016年度から新たな編入学定員で編入学試験を実施するなど対応を行ってきたが、未だ充足には至っていない。現在も、編入学定員の充足に向けては、駒澤大学入学試験委員会と各学部が連携し検討を続けており、2020年度編入学試験より一部の学部学科において新たに2年次編入を導入している。また、指定校編入学に関しても、毎年見直しを行い、指定校数を増やしている。今後も編入学試験に関する様々な改善策を検討しつつ、その検証を進めていきたい。

研究科専攻に関しては、入学定員及び収容定員ともに未充足の状況が続いているが、各研究科委員会では定期的に検証を行い、検証結果により、入試制度改革や学生募集活動の強化を図っている。

（４）全体のまとめ

本学は、アドミッション・ポリシーを大学全体、各学部・学科、大学院全体、研究科専攻ごとに明確に定め、大学ホームページや学部・学科案内、各種入学試験要項等において公表している。アドミッション・ポリシーは、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえて策定されており、定期的に各学部教授会や研究科委員会において確認を行い、適宜、見直しを行っている。

入学者選抜を公正かつ円滑に実施するために、「駒澤大学入学者選抜規程」を定めている。入学試験に関する様々な事項は、学長を委員長とした駒澤大学入学試験委員会において審議し、同委員会と各学部教授会、入学センターが相互に連携しながら、適切な運営がなされている。大学院では、入学者選抜に関する事項は、学長を委員長とする大学院委員会において審議が行われている。大学院の入学試験は、9月と2月それぞれ、一般入学試験（一般、学内推薦、飛び入学、早期卒業）、社会人特別入学試験、外国人留学生入学試験に区分し、研究科専攻ごとに、それぞれが求める学生像を判定できる入学試験方式を採用している。公正・公平な入学試験の実施に向け、各入学試験要項や過去問題において、受験に関する様々な情報を積極的に公表している。入学試験の実施の際は、入学試験本部を設置し、監督者要領に基づき各試験室が同一の環境・内容により試験が運営されている。障がいのある受験生に対しても、症状に応じ適切な措置を講じるなど、学部及び大学院ともに公平・公正な試験を実施している。

入学定員及び収容定員に係る在籍学生数の適切な管理に向けて、各学部・学科及び入学センターの連携により、大学全体として入学定員の大幅な超過・未充足はなく、適切に定員管理が行われていると判断できるが、入学定員の管理は年々難しさを増していることから、引き続き注視していく必要がある。大学院の各研究科専攻における入学定員及び収容定員に関しては、その充足率が依然として厳しい状況にあるため、今後も学生募集活動及び入学試験に関する継続的な検討が必要である。

入学者の受け入れに関する自己点検・評価は、各学部・学科、大学院、事務組織において毎年行われている。点検・評価結果は、入学者選抜に係る様々な事項の改善・向上に活用されているが、今後は、各組織における個々の結果を集約しながら、大学全体として、入学者の受け入れに関する全学的な方針の決定に活用していく必要がある。特に、2018年度に設置した駒澤大学教学運営会議において、自己点検・評価の結果を踏まえ、全学的な

取組計画を策定していく役割を果たしていくことも重要となってくる。

以上のことから、「第5章 学生の受け入れ」については、大学基準を満たしているといえる。

第6章 教員・教員組織

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学として求める教員像の設定

評価の視点2：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

1. 大学として求める教員像及び教員組織の編制に関する方針の設定

本学は「仏教」の教えと「禅」の精神を建学の理念、つまり教育・研究の基本とする大学である。この建学の理念は、駒澤大学学則第1条、駒澤大学大学院学則第1条及び「駒澤大学学士課程教育の方針(3つのポリシー)」において明示している(根拠1-2【ウェブ】、1-3、1-4)。これらの理念・目的を理解し、教育研究活動が実践できる教員を求めるため、2017年度に「大学の求める教員像及び教員組織の編制方針」を制定した(根拠6-1【ウェブ】)。本方針は、各学部等教授会及び研究科委員会の意見を踏まえながら検討を進め、教員人事委員会及び全学教授会での審議を経て策定し、大学ホームページで公開することにより、教職員間で内容を共有している(根拠6-2、6-3)。

本学の求める教員像及び教員組織の編制方針は、以下の通りである。

大学の求める教員像

本学の求める教員像は、本学の建学の理念を理解しその現代的展開を踏まえつつ、教員としての職務と責任を真摯に自覚し実践する教員である。具体的には、以下に掲げる項目についての能力及び資質を有すると同時に、日々これらの能力向上のための改善努力を惜しまないことが求められる。

1. 大学及び各学部等並びに各研究科の教育の理念と3つのポリシー(ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー)に基づき、学生の能力向上を目的とし、学生のために真摯で慈悲に満ちた取組みを考え実践すること。
2. 学問の自由を享受しその保持に努める研究者として、専攻ないし研究する分野における研究活動を真摯にかつ継続的に実践し、その研究成果を学界の内外に公表するとどまらず、学生に教授しまた広く一般にも発信することによって、社会に積極的に貢献すること。
3. 大学の構成員として、大学並びに所属組織の状況を客観的に理解し、大学並びに所属組織における自らの役割及び職務を正しく認識し、自ら率先しさらには他の教職員と協力して、本学の目的を達成するために尽力し、かつ円滑な大学運営に寄与すること。

教員組織の編制方針

本学の建学の理念の具現化を目指し、以下の点に留意して教員組織を編制する。

1. 教員数

大学設置基準における必要数を踏まえ、各学部等の教育の理念を実現するために、適切な数の教員を配置する。

2. 構成

教育研究水準の維持向上及び活性化を目的に、教員組織の多様性（ダイバーシティ）と包括（インクルージョン）に留意して、国籍、性別、信条等による差別を行わない。ただし、組織としての教員構成であるために、年齢や性別に著しい偏りがないように積極的に配慮する。

3. 科目担当

教育上主要と認められる科目については、専任教員が担当するように配置する。

4. 人事

法令、学内規程並びに理事会決定等の範囲内において、各学部等・研究科が自律的かつ公正に定める基準に則り、適切な手続きに従い透明性を担保すると同時に説明責任を果たせる適切な人事を行う。

5. 教員の資質の向上

各教員は、自らの教育の質の保証を行うため、PDCA サイクルに従い、自律的に授業評価及び不断の改善を行う責任を持つ。また、各学部等・研究科は大学の機関としての立場から、自らの機関としての自己点検・評価並びに改善を積極的に行う。

※2019年5月1日現在の内容。

上記のとおり、大学の求める教員像及び教員組織の編制方針は、大学ホームページにおいて公表しているものの、より一層の周知・理解を深めるため、今後は大学ホームページ以外の媒体への明示、客員教授や非常勤講師への周知方法についてさらなる検討が必要である。

2. 各学部・各研究科等の教員組織の編制に関する方針

2017年度に制定した「大学の求める教員像及び教員組織の編制方針」を踏まえ、2018年度には「各学部等・研究科の求める教員像及び教員組織の編制方針」を制定した（根拠6-4）。本方針は、建学の理念の具現化を目指し、「大学の求める教員像及び教員組織の編制方針」を踏まえ、各学部等・研究科が求める教員像並びに教員組織の編成方針として、教員数、構成、科目担当、人事、教員の資質の向上に留意した教員組織の編制について明示している（根拠6-5、6-6、6-7、6-8）。

例えば、法学部における求める教員像及び教員組織の編制方針は、以下のとおり、定めている。

求める教員像（法学部）

法学部の求める教員像は、大学の求める教員像を前提として、本学の建学の理念を理解しその現代的展開を踏まえつつ、教員としての職務と責任を真摯に自覚し実践する教員である。

教員組織の編制方針（法学部）

法学部は、大学の教員組織の編制方針を前提として、大学の建学の理念の具現化を目指し、以下の点に留意して教員組織を編制する。

1. 教員数

大学設置基準における必要教員数を踏まえ、法学部の教育の理念を実現するために、適切な数の専任教員を配置する。

2. 構成

教育研究水準の維持向上及び活性化を目的に、教員組織の多様性（ダイバーシティ）と包括（インクルージョン）に留意して、国籍、性別、信条等による差別を行わない。ただし、組織としての教員構成であるために、年齢や性別に著しい偏りがないよう積極的に配慮する。

3. 科目担当

教育上主要と認められる科目については、専任教員が担当するよう配置する。

4. 人事

法令、学内規程並びに理事会決定等の範囲内において、法学部が自律的かつ公正に定める基準に則り、適切な手続きに従い透明性を担保すると同時に説明責任を果たせる適切な人事を行う。

5. 教員の資質の向上

法学部の各教員は、自らの教育の質の保証を行うため、PDCA サイクルに従い、自律的に授業評価及び不断の改善を行う責任を持つ。また、法学部は大学の機関としての立場から、自らの機関としての自己点検・評価並びに改善を積極的に行う。

※2019年5月1日現在の内容。

「大学の求める教員像や教員組織の編制方針」と同様に、「各学部等・研究科の求める教員像及び教員組織の編制方針」は、大学ホームページにおいて公表している（根拠 6-9【ウェブ】）。

教員組織の連携体制としては、駒澤大学学則第 53 条において各学部等に教授会を、第 53 条の 2 において全学教授会を設置することを定めている（根拠 1-3）。全学教授会の運営については、全学教授会規程に定め、全学にわたる教育研究に関する重要な事項及び学長がつかさどる全学にわたる教育及び研究に関する基本的事項並びに各学部等間の連絡調整について審議を行い、学長の求めに応じて各学部等が意見を述べることになっている（根拠 2-2）。

大学院においては、駒澤大学大学院学則第 35 条において各研究科に研究科委員会を設置し、第 34 条において大学院委員会を設置することを定め、大学院委員会は学長の求めに応じ、意見を述べることになっている（根拠 1-4、5-25）。

点検・評価項目②：教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編成しているか。

評価の視点1：大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数

評価の視点2：適切な教員組織編制のための措置

評価の視点3：学士課程における教養教育の運営体制

1. 大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数

本学の専任教育職員（以下「専任教員」という。）は、教授、准教授、講師、助教と定められている（根拠 6-10）。さらに、駒澤大学学則第 49 条に基づき「専任助手に関する規程」を定め、実験・実習又は実技を伴う学部・学科においては、専任助手（以下「助手」という。）を任用することができるように定めている（根拠 1-3（P.12）、根拠 6-11）。

2019 年 5 月 1 日時点における学士課程に関わる専任教員数は 315 人、助手 3 人であり、大学設置基準上必要な専任教員数（200 人）を満たしている。職位による内訳は、教授 218 人、准教授 66 人、講師 29 人、助教 2 人であり、全ての学部において大学設置基準上必要な専任教員数を満たしている（大学基礎データ 表 1）。なお、医療健康科学部においては、大学設置基準のみならず、診療放射線技師学校養成所指定規則も踏まえ必要な教員数を配置している。

大学院課程に関わる専任教員数は、修士課程、博士後期課程を合わせて 383 人であり、すべての研究科において大学院設置基準上必要な専任教員数（102 人）を満たしている（大学基礎データ 表 1）。また、専門職学位課程（法曹養成研究科）に関わる教員は 15 人であり、法科大学院設置基準上必要な専任教員数（12 人）を満たしている（大学基礎データ 表 1）。

なお、専門職大学院設置基準に依拠した分野別認証評価基準に従った日弁連法務研究財団の法科大学院認証評価において、「専任教員の必要数及び適格性」につき「法科大学院の教育に必要な能力を有する専任教員が必要数配置されている」と評価されている（大学基礎データ表 1、根拠 4-91）。

以上のように、すべての学部・研究科において、大学設置基準等で定められた専任教員数を満たしている。

2. 適切な教員組織編制のための措置

本学における専任教員の就業に関する様々な事項は、「駒澤大学教員就業規則」に定め、本規則の第 27 条において、専任教員の担当授業時間は、1 時限 90 分を基準とし 1 週 4 時限以上と定めている（根拠 6-12）。非常勤講師の就業についても「駒澤大学非常勤講師就業規則」において定めている（根拠 6-13）。

大学設置基準によれば、教育上主要と認める授業科目については、原則として専任教員に担当させるものとしている。本学では、具体的な授業科目担当者の選任は、各教授会及び研究科委員会で担当科目を審議し、各学部・学科の教育課程に沿った専任教員を揃え担当している。それぞれの分野・科目で高い専門性を有する教員が科目を担当することで、教育の質を担保している。学士課程における主要授業科目の担当状況は、大学基礎データ

表4（主要授業科目の担当状況（学士課程））の通りである。学部における専門教育における専任担当率は、50.3%（文学部心理学科）～75.7%（経営学部市場戦略学科）となっており、大学設置基準及び本学の教員組織の編制方針も踏まえた、適切な組織編制がなされていると判断できる（大学基礎データ 表4）。

本学の大学院担当教員は、学部等に所属する専任教員の多くが大学院も担当し、「大学院担当教員の委嘱に関する規程」、「法科大学院担当教員の委嘱に関する規程」並びに各研究科において定める選考基準の内規に基づき、資格審査を適切に行っている（根拠 6-14、6-15）。

教員組織における年齢構成は、大学基礎データ表5（専任教員年齢構成）に記載のとおりである（大学基礎データ 表5）。一部の学部の年齢構成に若干の偏りもみられるが、概ねバランスの良い構成となっている。年齢構成は、退職者等の補充として行われる新規教員採用により、徐々に改善している。例えば、医療健康科学部においては、教員採用人事においては若手研究者の積極的採用に配慮し、採用条件等を学部教授会で審議している。

教員組織の多様性に関しては、教員の男女比の改善がある。従来は男性教員比率が高かったが、近年は女性教員比率が高くなっており、女性専任教員比率をみると、2019年度は19%であり、2013年度の16%よりも上昇している（根拠 6-16）。大学教員というプロフェッショナルの採用においては、その自由度には制約があるが、そのなかにおいても女性教員比率が年々増加していることは特長である。なお、学部別では、4%（仏教学部）～30%（総合教育研究部）となっている。

民間企業等出身者及び外国人教員の受け入れは、学問分野やその特殊性によって異なっている。民間企業等出身者の専任教員としての任用は、2019年度の全学の比率では16%となっており、多くの学部で研究業績を中心とする採用方法をとっているために、特に積極的な採用がなされているわけではない（根拠 6-17）。ただし、経済学部現代応用経済学科33%、グローバル・メディア・スタディーズ学部では52%であり、一部の学部・学科ではその教育研究上の特性を踏まえた高い比率となっている。

本学の2019年度の外国籍の専任教員比率は5%であり、外国語教育科目のほか、専門教育科目にも配置している。特に、実践的な英語教育に力を入れているグローバル・メディア・スタディーズ学部では、外国籍専任教員比率が26%となっており、教育研究上の特性を踏まえた高い比率となっている（根拠 6-18）。

3. 学士課程における教養教育の運営体制

学士課程における教養教育科目及び教職課程に関する科目の授業は主に、総合教育研究部が担っている。総合教育研究部は、文化学部門7人（うち哲学系3人、宗教学・人類学系4人）、自然科学部門6人、日本文化部門6人、スポーツ・健康科学部門11人、外国語第一部門12人、外国語第二部門15人（うちドイツ語3人、フランス語4人、スペイン語3人、中国語4人、ロシア語1人）、教職課程部門7人から構成されている。総合教育研究部に所属する教員の組織的な連携体制の仕組みとして、駒澤大学学則第53条に基づいた総合教育研究部教授会を設置し、総合教育研究部長及び各部門の主任を総合教育研究部教授会規程により明確に定め、連携した運営が行われている（根拠 6-19）。

点検・評価項目③：教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点1：教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備

評価の視点2：規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

専任教員の任用・昇任に関しては、「専任教育職員の選考基準に関する規程」に基づき、各学部等教授会及び教員人事委員会の審議を踏まえて、適切に行われている（根拠 6-10、6-20）。専任教員の選考は、教授、准教授、講師、助教の職位に応じて選考条件を定め、人格・学歴・職歴及び教育研究上の業績等に基づいて行う。その場合の選考基準は、原則として、大学設置基準第4章「教員の資格」の規程を準用している。

大学院の担当教員は、基本的に学部等教員の委嘱となる場合が多く、大学院担当教員の委嘱に関する規程に基づき、各研究科委員会に設置した審査委員会において、能力及び資格の審査を行う。審査結果に基づき、各研究科委員会及び大学院人事委員会の議を経て、学長が委嘱している（根拠 6-14、6-21、6-22）。大学院の担当教員の委嘱においては、大学院科目を担当可能な高度な教育研究指導能力があると認められる教員の採用を重視し、委嘱を行っている。

法曹養成研究科では、法科大学院教員の特性に応じた教員の新規採用及び昇任を判断する際の指針となる基準として「専任教員（研究者教員）の採用及び昇格に関する内規」及び「専任教員（実務家教員）の採用及び昇格に関する内規」を定めている（根拠 6-23、6-24）。特任教員については「駒澤大学法科大学院特任教員に関する規程」により定めている（根拠 6-25）。

非常勤講師については、「駒澤大学非常勤講師就業規則」の第4条及び第5条に任用及び解雇、任用の基準について定め、規程に基づき適切な任用等が行われている（根拠 6-13）。

専任教員の募集においては、募集科目、募集人数、職名、採用予定日、応募資格、応募期限、提出書類、選考日程、審査結果の通知等の要領を記載したいわゆる一般公募を実施し、紙媒体及び大学ホームページのみならず、JREC-IN Portal へ登録することにより広く告知し、国籍、性別、年齢を問わず公平・公正な募集が行われている。

なお、大学ホームページの教職員の公募ページには、「大学の求める教員像や教員組織の編制に関する方針」及び「各学部・研究科求める教員像や教員組織の編制に関する方針」を併せて掲載し、応募者に対し、本学の求める教員像及び編制方針に対する理解を求めている（根拠 6-26）。応募者に対しては、各学部を設置した業績評価委員会等で選考を行い、研究と教育の両面において書類審査とともに面接等を行い、最終的に各学部等教授会での審議により採用予定者を確定している。そして、採用予定者は、教員人事委員会での審議を経て、学長より委嘱される（根拠 6-20）。

点検・評価項目④：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点1：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施
評価の視点2：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

1. FD 活動の組織的な実施

本学では、教員の授業内容や授業方法の改善、質向上を目指し、全学的かつ組織的なファカルティ・ディベロップメント（FD）を推進している。

大学全体の活動として、学長を委員長とする「駒澤大学FD推進委員会」を設置し、「駒澤大学FD憲章」に基づいて、授業評価や授業方法の改善、研修会等について定期的に審議している（根拠 4-44、6-27【ウェブ】、6-28）。また、「駒澤大学FD推進委員会」の下部組織として、各学部等の代表委員から組織する「FD推進委員会小委員会」（2018年度：7回開催）、さらにテーマごとに課題に取り組む複数の「ワーキンググループ」（2018年度：7回開催）を設置している。

各学部等単位によるFD活動については、駒澤大学FD推進委員会規程第7条において学部長等を部会長とした「FD推進部会」を設置することを定められ、大学全体の活動と並行し学部等による組織的なFD活動も実施している。

なお、2016年からは教員によるFD活動をさらに発展させ、学生の目線を直接取り入れることを目的に、「学生FDスタッフ」が編成され、FD推進委員会と協力して授業等の改善に取り組んでいる（根拠 6-29【ウェブ】）。

大学院のFD活動については、「駒澤大学大学院FD推進委員会」を設置し、学長を委員長、副学長を副委員長として、大学院各研究科委員長、大学院各専攻から選出された者、教務部長を委員構成員としている（根拠 4-64、6-30）。審議内容として、①大学院全体のFD実施に係る基本的事項に関すること、②教員の教授方法等の改善のための支援に関すること、③授業評価の実施に係る企画・運営に関すること、④各研究科が行うFDの支援に関すること、⑤その他FDの推進に必要な事項に関することについて、定期的に審議が行われている。大学院FD推進委員会を通じて「大学院研究教育に関する院生アンケート調査」を実施し、調査結果について大学院FD推進委員会において検証・改善に向けた取り組みを行っている（根拠 4-61）。

法曹養成研究科においては、「法科大学院FD推進委員会」を設置している（根拠 6-31）。教員の教育に必要な能力を維持・向上するための取り組みとして、FD活動の一環として①授業アンケート、②教員の授業参観を実施している。①②の結果は、自ら反省して授業内容・方法等の改善に努め、また相互に授業を評価し意見を述べるため、法科大学院FD小委員会で審議している（根拠 6-32）。また、法科大学院協会等が主催する法科大学院教育に関連する各種研修やシンポジウムに教員を派遣し、派遣された教員は、教授会においてその概要を報告し、その報告に基づいて教員間の意見交換を行っている。

以上のとおり、全学的かつ組織的なFD活動を推進しているが、主なFD活動として以下の活動が挙げられる（根拠 6-33【ウェブ】）。

【1】FD 研修会

近年の高等教育施策の中心に挙げられる「教育の質保証」に焦点を当て、その必要性を教職員間で広く共有するとともに、本学における今後の方向性を探るFD研修会を開催して

いる（根拠 6-34【ウェブ】）。2018 年度の FD 研修会は 5 回開催し、参加人数は 152 人であった。FD 研修会では毎回テーマが設定されており、2019 年度第 1 回は授業支援システム（C-Learning・YeStudy）の活用促進をテーマに、第 2 回は「FD 活動の意義と現状」をテーマに外部講師による講演やパネルディスカッション、後援である世田谷プラットフォーム加盟校の教員も参加し、教職員共に今後に期待する FD 活動の在り方や教職協働について考え、本学が取り組むべき大学の質保証に関して意見交換を行い有意義な研修会となった。

【2】公開授業

例年 11 月～12 月にかけて、全学部において公開授業を行っている。公開授業は、授業改善のための教員による相互研鑽を目的に、工夫に富んだ授業に接し、その体験による発見を通して、今後の授業改善のためのヒントを得ることを目的に実施している。公開授業の実施後には「公開授業実施結果の報告」として公開授業の報告書が取りまとめられ、教員間で共有を図っている（根拠 4-41（P.13））。また、一部の学部・学科では、公開授業の振り返り会を独自に実施し、公開授業の実施結果を通じて、授業方法の改善にフィードバックしている。

【3】学生による授業アンケート

例年、6 月と 11 月の 2 回、各教員の授業改善を目的として、「学生による授業アンケート」を実施している。アンケートの集計結果は、各教員にフィードバックされ、以後の授業改善に活用している。また、各教員はアンケート結果を踏まえ、担当する授業の次年度シラバスに今後の授業内容・方法の改善点を明記することにより、アンケート結果に対する学生に向けたフィードバックを行っている（根拠 4-4（P.9））。

【4】学生 FD スタッフ

本学では、全教員による様々な FD 活動をさらに発展させ、学生の目線を直接取り入れるため、学生 FD スタッフを 2016 年から毎年募集している。2019 年度は 14 人のスタッフにより活動が行われている（根拠 6-29【ウェブ】）。

学生 FD スタッフの主な活動として、「学生が選ぶベスト・ティーチング賞」が挙げられる。本取り組みは、学生から見て効果的な教育方法を実践する教員を表彰し、その教育方法を全学的に共有することで、駒澤大学全体の教育の質を向上させることを目的として、2016 年度より開始した。学生 FD スタッフによる運営により、全学生による投票を基に当該の受賞科目を決定し、受賞教員が実践している取り組みの内容を、授賞式のほか FD 研修会等で共有を図っている（根拠 6-35【ウェブ】）。

また、2018、2019 年度には、学生 FD スタッフと学長との意見交換会を開催し、カリキュラムやキャリアイベント、学生食堂、施設・設備に関することなど、様々な意見交換を行っている（根拠 6-36【ウェブ】）。

以上の FD 活動における取り組み内容は『FD NEWSLETTER』を年 4 回、『FD 活動報告書』を年度末に発行し、学内で共有するとともに、大学ホームページにおいて社会に対する公表も行っている（根拠 6-37【ウェブ】、根拠 6-38【ウェブ】）。このように、本学の FD 活動は全学的かつ組織的に実施され、さらには、各組織においても様々な活動が行われていると言える。しかしながら、このような FD 活動が教員及び全学的な教育の質向上にどの程度繋がっているかについては、十分な検証ができていないという実態があるため、今後は FD 活動により得られた成果・質向上の事例等を確認・検証できる体制を構築していく必要が

あると考えられる。

2. 教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

教員の教育活動の評価とその結果の活用に関しては、既述のとおり、学生 FD スタッフを中心に実施している「学生が選ぶベスト・ティーチング賞」を通じて、各教員の教育活動の評価を行っている（根拠 6-35【ウェブ】）。「学生が選ぶベスト・ティーチング賞」は、学生から見て効果的な教育方法を実践する教員を表彰し、その教育方法を全学的に共有することにより、大学全体の教育の質向上を目的として実施している。全学生による投票を基に受賞科目を決定し、2019 年度の受賞教員数は 8 人であった。受賞者の取り組みの内容は、授賞式のほか FD 研修会（毎年 2 月に実施）などで発表する機会を設け、共有を図っている。

教員の研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用に関しては、教員業績管理システム及び researchmap（教員業績管理システムと自動連携）に、各教員が業績を入力し、大学ホームページにおいて公表しているが、その業績の評価までは行っていない（根拠 2-40【ウェブ】）。研究論文等の教員の研究成果を発表する場として、学内の論集や研究紀要があり、これらは大学ホームページでも公開している（根拠 6-39【ウェブ】）。なお、これら教育研究活動における業績は、昇任の際の評価対象にもなっている。

大学院では、大学院 FD 推進委員会を通じて「大学院研究教育に関する院生アンケート調査」を実施し優良授業に関する紹介はなされているものの、教育活動、研究活動、社会活動等に関する評価とその結果の活用までには至っていない。

このほか、曹洞宗の教学及び本学の学術の振興をはかることを目的に、「駒澤大学学術褒賞」を設け、教員の研究活動について評価している（根拠 6-40）。学術褒賞は、駒澤大学学術褒賞規程に基づき、「曹洞宗特別奨励賞」及び「駒澤大学学術文化賞」が設けられ、専門分野において学術上顕著な業績を発表した者に対して褒賞を行っている。曹洞宗特別奨励賞は、「仏教学・禅学・宗学」及び「教化学」の 2 部門から各 1 件に対し、賞状及び賞金を授与するもので、仏教学・禅学・宗学・教化学の分野で顕著な業績を有する者とし、対象者は学内・学外を問わない。駒澤大学学術文化賞は、1 件又は 2 件とし、それぞれに賞状及び賞金を授与するもので、学校法人駒澤大学の設置する大学に所属する専任教員を対象としている。2019 年度まで継続的に応募者・受賞者が出ている。

点検・評価項目⑤：教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

1. 教員組織の適切性の定期的な点検・評価

大学の理念・目的に基づき、本学の教育活動の質的充実と向上及び社会貢献を持続的に推進することを目的とし、学長を中心とした大学全体の教学運営による、恒常的検証・改善サイクルの仕組みを構築している。本学では、この恒常的検証・改善サイクルの仕組み

を「内部質保証」と定義し、大学全体の内部質保証を推進している(根拠 2-1【ウェブ】)。内部質保証推進体制として、自己点検・評価による内部質保証の検証、内部質保証の検証結果を踏まえた改善取組計画等の策定及び実施を踏まえた、点検・評価を実施している。

教員組織の適切性については、「全学自己点検・評価に関する規程」及び「全学自己点検・評価に関する規程施行細則」に基づき、全学自己点検・評価委員会を中心に毎年度の点検・評価において実施している(根拠 2-9、2-10)。各学部等・研究科に設置された個別機関自己点検・評価作業部会(以下「作業部会」という。)において、教授会・研究科委員会における審議・確認を踏まえた点検・評価を行っている。作業部会による点検・評価結果は、学部等自己点検・評価運営委員会及び大学院自己点検・評価運営委員会が実施するピアレビューにより、教員組織の適切性について相互チェックを行い、最終的に、作業部会の点検・評価結果を踏まえ、全学自己点検・評価委員会が全学的観点から点検・評価を行っている(根拠 2-31)。

さらに、点検・評価結果は学長を議長とする駒澤大学教学運営会議に報告が行われ、点検・評価結果に対する適切な対応を行うこととなっている。

2. 点検・評価結果に基づく改善・向上

教員組織の適切性についての定期的な点検・評価結果を踏まえた改善・向上については、各学部等教授会及び各研究科委員会において新規採用科目や補充人事の検討やカリキュラムの見直しに有益なものとなっている。例えば、各学部等・研究科ではカリキュラム関連の委員会等において定期的な検証を行い、各教員の担当科目との適合性をチェックし、教員の担当科目数の平準化を検討する際に点検・評価結果を活用している。

各学部等・研究科の点検・評価結果をそれぞれの組織が改善・向上に活用する体制・プロセスは構築されているが、全学的な点検・評価結果を改善・向上に活用しているとは言い難い状態であることから、今後は、点検・評価結果に基づく全学的な課題の改善・向上に向け、本学の内部質保証を推進する教学運営会議による改善・向上に向けた取り組み計画の立案や各学部等・研究科に対する適切な運営・支援が必要であると考えられる。

(2) 長所・特色

点検・評価項目④に既述したとおり、特に、FD 活動において特色をみることができる。組織的かつ多面的な FD 活動を推進するために、学長を委員長とする「駒澤大学 FD 推進委員会」を設置し、FD 憲章に基づいて、授業評価や授業方法の改善、研修会を実施するなど年間を通じた活動を行っている。年間の FD 活動の内容を全学的に周知するため、『FD NEWSLETTER』を年 4 回、『FD 活動報告書』を年度末に発行し、教職員間で共有を図り大学ホームページにて公表も行っている。

2016 年度には「学生 FD スタッフ」を組織化し、2019 年度は 14 人の学生が参画し、FD 推進委員会と協力して教育の質向上・改善に取り組んでいる。特に、学生 FD スタッフを中心に実施している「学生が選ぶベスト・ティーチング賞」では、大学全体の教育の質の向上に資する取り組みになっているとともに、各教員の教育活動の評価にも繋がっている。2019 年度は 8 人の教員が受賞し、FD 研究会において受賞教員による実践事例紹介を実施し、教育方法等について他の教員との情報共有を図り、教育の質向上に努めている。

(3) 問題点

【1】求める教員像及び教員組織の編制方針の周知

点検・評価項目①に既述したとおり、本学の理念・目的に基づき、「大学の求める教員像及び教員組織の編制方針」及び「各学部等・研究科の求める教員像及び教員組織の編制に関する方針」を制定し、大学ホームページにおいて公表している。方針の制定に際しては、各教授会等及び研究科委員会における審議を経て制定したが、今後は、より一層の周知・理解を深めるため、大学ホームページ以外の媒体への明示や客員教授や非常勤講師への周知方法について検討していく必要があると考えられる。例えば、毎年4月初旬に実施している新規採用教員オリエンテーションにおいて、上記方針について説明を行うこと等が必要であると考えられる。

【2】FD活動への教員の積極的な参加と検証体制の構築

点検・評価項目④に既述したとおり、FD活動を組織的かつ多面的に実施しているが、教員の参加状況にばらつきがあること、また、FD活動による取り組みが、実質的な教員の資質向上・改善にどの程度繋がっているか検証できていないという問題点がある。

FD活動に関する様々な取り組み等への教員の参加は必須ではなく任意となっており、全ての教員がFD活動に積極的に参加している状況とは言えない。このため、教員が参加しやすい環境や時間帯、取り組みのテーマを設定し、教員の積極的な参加を促していくための工夫が必要であると考えられる。

また、FD活動における様々な取り組みが、教員の資質向上、授業方法の開発・改善にどのくらい寄与しているのか客観的に把握できていないことから、今後は、FD推進委員会において検証を行い、検証結果を今後のFD活動における取り組みに反映していく必要がある。なお、検証結果については、全学自己点検・評価委員会においても注視し、点検・評価結果に基づく改善・向上に役立てていく必要があると考えられる。

(4) 全体のまとめ

本学の理念・目的を理解し、教育研究活動が実践できる教員を求めるために、「大学の求める教員像及び教員組織の編制方針」及び「各学部等・研究科の求める教員像及び教員組織の編制方針」を策定し、大学ホームページで公開している。

学士課程及び大学院課程に関わる専任教員数は設置基準数を満たし、教育研究上必要な規模の教員組織を編制している。科目担当については、各教授会及び研究科委員会で審議し、各学部・学科及び大学院研究科の教育課程に沿った専任教員を揃え、それぞれの分野・科目で高い専門性を有する教員が科目を担当することにより、教育の質を担保している。教員の年齢構成については、一部偏りが見られる学部もあるが、定年退職者の補充として行われる新規教員募集により徐々に若手研究者を採用し、改善を図っている。教員組織の多様性については、女性の専任教員比率が年々上昇している。

教員の任用・昇任に関しては、「専任教育職員の選考基準に関する規程」に基づき、各学部等教授会及び教員人事委員会の審議を踏まえて、適切に行われている。専任教員の選考は、人格・学歴・職歴及び教育研究上の業績等に基づいて行う。専任教員の募集においては、募集科目、募集人数、職名、採用予定日、応募資格、応募期限、提出書類、選考日程、審査結果の通知等の要領を記載したいわゆる一般公募を実施し、紙媒体のみならず

JREC-IN Portal への登録や大学ホームページに掲載することによって広く告知し、国籍、性別、年齢を問わず公平な募集が行われている。

FD 活動については、学長を委員長とする FD 推進委員会を設置し、主導的な役割を担っている。さらに、FD 推進委員会小委員会で活動報告書『FD NEWSLETTER』『FD 活動報告書』の作成を行い、ワーキンググループではさまざまな課題について検討し、教員による教育活動・研究活動等の資質向上を図る取り組みを行っている。「教育の質保証」に焦点を当て、教員のスキル・能力向上のために FD 研修会も定期的を開催し、また、PDCA サイクルに基づく授業改善として、学生による授業アンケート、公開授業、公開授業に関する振り返り会を実施している。また、FD 活動には学生も参加し、学生スタッフが学生の立場からの提言や「学生が選ぶベスト・ティーチング賞」を実施している。その受賞者は大学から表彰され、受賞者が FD 研修会で自身の授業法などを講演し、情報共有を図っている。

教員組織の適切性については、各学部等・研究科における自己点検・評価活動を通して定期的に検証し、検証結果を新規採用科目や補充人事、カリキュラム編成等に活用しているが、全学的な点検・評価結果を改善・向上に十分活用しているとは言えないため、2018 年度に設置した本学の内部質保証を推進する教学運営会議による全学的な課題の改善に向けた計画の策定及び各学部等・研究科に対する支援が必要であると考えられる。以上のことから、「第 6 章 教員・教員組織」については、大学基準を満たしているといえる。

第7章 学生支援

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

1 大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

2019年度に「駒澤大学学生支援に関する基本方針」を制定し、大学ホームページに公表している（根拠 7-1【ウェブ】）。「駒澤大学学生支援に関する基本方針」は、2018年度第4回全学自己点検・評価委員会において、学生支援に関する方針が明示されていないことが課題として提起されたことに伴い、2019年5月開催の駒澤大学教学運営会議において「各種方針策定のためのワーキンググループの設置案」が学長より提案され、「駒澤大学学生支援に関する基本方針策定ワーキンググループ」を設置する運びとなった。ワーキンググループには、大学事務からは教務部、学生部、キャリアセンター、保健管理センターの職員、学部等からは仏教学部、グローバル・メディア・スタディーズ学部の教員がメンバーとして委嘱され、教職協働による検討が行われた。ワーキンググループでは、貴協会が定める大学基準7「学生支援」の内容を踏まえつつ、修学支援の方針、生活支援の方針、進路支援の方針、正課外活動に関する方針の4つの観点に沿って方針の策定が行われた（根拠 2-48）。4つの観点に沿った学生支援の取り組みについては、以下の点検・評価項目②において記述する。

点検・評価項目②：学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点1：学生支援体制の適切な整備

評価の視点2：学生の修学に関する適切な支援の実施

評価の視点3：学生の生活に関する適切な支援の実施

評価の視点4：学生の進路に関する適切な支援の実施

評価の視点5：学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施

評価の視点6：その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

1 学生支援体制の適切な整備

学生支援体制は、以下のとおり適切に整備している（根拠 7-2、1-32）。

【1】修学支援

修学支援については、教務部、学生部、図書館及び総合情報センターが主たる役割を担っている。

教務部では、履修、定期試験及び追試験、卒業論文、成績管理、学籍管理、証明書発行、教職課程・資格講座、編入学・転部転科、科目等履修生、聴講生、他大学との単位互換、

休講や教室変更等の掲示連絡、補習・補充教育などに関する学生支援業務、授業アンケート機能等も含めた学修支援システム（C-Learning）の運用管理が行われている。学生部では、障がい学生支援、授業料の減免、奨学金対応などに関する業務を行っている。図書館では、図書館学修支援員（ライブラリー・アドバイザー）、「新入生セミナー」における図書館利用ガイダンス、レポート対策ガイダンスなどに関する業務が行われている。総合情報センターでは、学内ネットワーク（KOMAnet（コマネット））の運用管理、PC教室・情報グループ学習室、情報自習室の管理、PC利用に関わる技術的サポート窓口の運営、eラーニングシステム（YeStudy（イエスタデイ））の運用管理などに関する業務が行われている。

【2】生活支援

生活支援については、学生部、国際センター及び保健管理センターが主たる役割を担っている。学生部では、新入生オリエンテーションの企画と実施、学生生活の手引き発信（根拠 7-3 【ウェブ】）、障がい学生支援、カウンセラーの配置と弁護士による法律相談、厚生施設の申込受付、学生教育災害傷害保険（学研災）、学研災付帯賠償責任保険（付帯賠償）、奨学金制度の運用、学生アルバイト紹介などに関する業務が行われている。国際センターでは、交換留学の派遣・受入、認定校留学の派遣、短期語学セミナーの派遣、課外語学講座の開講、来日プログラム（オーストラリアのクィーンズランド大学との国際交流）の運営、トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラムへの対応、グローバルサロンの運営及びランチ de 英会話（交換留学生との交流や外国語での会話の場）の運営、海外危機管理、海外旅行保険、大学案内（英語版）の発行などに関する業務を行っている。保健管理センターでは、健康診断、応急手当（AED）講習会、環境衛生及びインフルエンザや麻疹等の感染症対応、栄養管理講習会などに関する業務が行われている。

【3】進路支援

進路支援については、キャリアセンターが主たる役割を担い、就職活動の支援・指導、就職相談、就職支援システム「キャリアナビ」の運用、求職登録、求人票管理、『キャリアガイドブック』の発行、キャリア支援プログラム（就職ガイダンス、合同企業説明会、業界研究講座、キャリア講座等）、インターンシップ紹介、キャリアサポート制度（卒業生による在学生支援）、内定者による学生支援（クルーセイル）などに関する業務が行われている。なお、駒澤大学大学院及び駒澤大学法科大学院への進学相談は、教務部において対応している。

【4】正課外活動支援

正課外活動支援については、学生部が主たる役割を担い、体育会やサークル等の学生団体の運営支援などに関する業務が行われている。各学生団体の活躍、学生の成長の場として地域貢献事業も展開している。

2 学生の修学に関する適切な支援の実施

【1】学生の能力に応じた補習教育・補充教育

ア 補習教育

補習教育は、学部の新入生に対して入学前教育を実施している。入学前教育は、一般入試以外の合格者を対象に実施されており、実施内容については各学部の教授会において検討され、学科別・入試区分別に実施方法が細かく決められている（根拠 7-4）。全ての学部

において、外部業者による通信教育教材やオンライン講座を利用し、学科の特性に応じて国語、小論文、数学等が指定され基礎的な学習が行われており、2018年度は全学部で705人の受講者となった（根拠 7-5）。また、一部の学科・入試区分では、課題図書 の提出や英会話教育への参加が指定されている。

学生からの学業に関する相談に対応する体制として、学生相談室に各学部から専任教員を1人ずつアドバイザーとして配置している（根拠 7-6【ウェブ】）。医療健康科学部では、全学共通科目において数学、物理学、化学の基礎科目を開設し、より高度な専門教育科目の受講に必要な基礎知識の習得が図られるようカリキュラムを整備している。法科大学院では、本学を修了した弁護士によるアドバイザー弁護士制度による学修相談・指導が受けられる（根拠 7-7）。また、司法研究所において、研究会や特別授業等の各種プログラムを開講しており、法科大学院生も受講することができる（根拠 7-8【ウェブ】）。

イ 補充教育

補充教育は、図書館では、独自の学修支援制度であるライブラリー・アドバイザー（略称「LA」）を設け、大学院博士課程の学生、本学名誉教授及び退職した専任教職員等による学生の学修支援を行っている（根拠 7-9）。LAの主な活動として、図書館資料を利用した学修活動支援、卒業論文、修士論文を作成する学生の研究支援、図書館行事の企画等における教職員との連携などを行っている。このほか、図書館では、初年次教育科目「新入生セミナー」において、科目担当教員からの希望に応じ、図書館の活用方法に関するガイダンスを実施している（根拠 7-10）。

総合情報センターでは、2018年度より供用を開始した3号館（種月館）に、従来4号館にあった総合情報センター事務室を移転したことに伴い、新たに情報グループ学習室「PAO（パオ）」を設置した（根拠 7-11）。PAOとは、Project Area for Active Organizationを略した造語であり、ICT機器を活用したグループ学習やプレゼンテーションが行える環境として整備され、学生の主体的・協働的な学びの場となることを目指して運用されている。PAOでは、「PAOPAL（パオパル）」と呼ばれる学生サポーターを組織し、2019年度は21人の学生によるピアサポート活動が行われている（根拠 7-12）。2019年度にはPAOPALが企画した「学生が教えるスキルアップセミナー」が開催され、合計52人の参加者が集まった（根拠 7-13）。このほか、総合情報センターでは、「Microsoft Office セミナー基礎・応用」「Adobe Photoshop セミナー」「ミニ講習会（Gsuiteの使い方）」「夏休み集中セミナー 2日でわかるExcel統計」などのイベントを開催している（根拠 7-14）。

これらのセミナーに対する学生の満足度調査において、「大変満足（とても参考になった）」「やや満足（まあまあ参考になった）」と回答した合計は、「Microsoft Office セミナー基礎（98.9%）・応用（100%）」「Adobe Photoshop セミナー（92%）」「ミニ講習会（Gsuiteの使い方）（91.7%）」「夏休み集中セミナー 2日でわかるExcel統計（※教職員参加者2人含む）（100%）」であった（根拠 7-15）。また、PAOに関する満足度調査では、「満足」と回答した学生は2018年度42.7%、2019年度47.2%となり、運用開始初年度からの向上が見られる（根拠 7-16）。

教務部では、2020年度より、大学院生、本学名誉教授及び本学を退職した専任教職員による「学修支援員（ラーニングサポーター、略称「LS」）」を配置する。LSは、主に学部生への支援を対象としており、学生が主体的・自律的な学修を継続的に進められるような環

境を提供することで、社会人として必要な資質を育成する学修支援を行う活動を予定している（根拠 7-17）。

【2】資格取得及び学生の自主的な学習を促進するための支援・取り組み

資格取得のための支援・取り組みとして、教務部に教職課程及び資格講座の専門窓口を設置している。これに加え、教職課程については、総合教育研究部教職課程部門及び各学部等と連携し、教員免許状（中学校1種免許状、高等学校第1種免許状）の取得に向けた支援を行っている。教職課程以外では、学校図書館司書教諭講座、博物館学講座、社会教育主事講座、社会福祉主事講座の資格取得に向けた支援を行っている。学科・専攻別では、文学部地理学科では、測量士補、GIS 学術士（日本地理学会）の資格取得支援を行っている。文学部社会学科社会学専攻では社会調査士、文学部社会学科社会福祉学専攻では社会福祉士、精神保健福祉士の資格取得支援を行っている。文学部社会学科及び文学部心理学科では、児童指導員の資格取得支援を行っている。文学部心理学科では、公認心理師、認定心理士の資格取得支援を行っている。医療健康科学部では、診療放射線技師の資格取得支援を行っている。大学院の人文科学研究科心理学専攻臨床心理学コースでは、専用実習施設であるコミュニティ・ケアセンターを有し、公認心理師及び臨床心理士の養成を行っている（根拠 7-18【ウェブ】）。

学生の自主的な学習を促進するための支援・取り組みとしては、法学研究所では、研究者や実務者を講師として招き、司法書士・行政書士などの資格試験や法科大学院への進学を目指す学生に向けて各種講座や講演会を開催している（根拠 7-19【ウェブ】）。経理研究所では、日本商工会議所が行う日商簿記検定の試験対策講座や専門学校と提携した会計士・税理士入門コースを開講している（根拠 7-20【ウェブ】）。ジャーナリズム・政策研究所では、マスコミ業界への就職を希望する学生に向けて、研究者や実務者によるマスメディアに関する総合的研究を行い、『駒大スポーツ新聞（通称「コマスポ」）』の発行、ディベート大会やプレゼンテーション活動などの各種取り組みを行っている（根拠 7-21【ウェブ】）。

【3】新入生に対する修学支援・サポート

新入生に対する修学支援として、1年次生の前期に初年次教育科目「新入生セミナー」を全ての学部において開設し、全学共通科目の卒業必要単位として認定している（根拠 4-23）。「新入生セミナー」は、原則として1クラス60人以下の少人数教育により行われ、専任教員が担当し、シラバスの統一を図っている。授業の方針として、①駒澤大学において誇りある大学生としての自覚を養う、②学びの態度を「学習」から「学問」へと深化させる、③他者との交流を通じて自己を磨く、④たえず流動する社会のなかで自己を方向づけ位置づけることを掲げている。また、グループディスカッション等によるアクティブ・ラーニングを取り入れている。

このほか、新入生に学修効果測定（アセスメントテスト）を実施し、「英語能力」及び「思考力、姿勢・態度、経験」を測定し、客観的な評価指標によって学修成果を可視化して学生一人ひとりに受検結果のフィードバックを行うと共に、全学的な受検結果の検証を行い、教育内容や教育方法等の改善に活用している。

英語能力測定テストは「CASEC」を導入し（グローバル・メディア・スタディーズ学部は「TOEIC® IP(Listening & Reading)」）、入学時にインターネットによる受検を行い、テス

トスコアに応じて入学後の英語科目のクラス編成を行うことにより、学生の能力に合わせた授業を実施している。また、1年次と2年次の終了時にも受検し、英語能力の伸長を測定している。2019年度新生によるCASECの受検者数は3,237人、受検率は98.6%となった。(根拠 7-22)。

【4】障がいのある学生に対する支援・サポート体制

障がい学生支援については、2016年に「駒澤大学障がい学生支援方針」を定め、その方針に従って障がい学生支援コーディネーターを配置した学生部学生支援相談課が事務局となり、「障がい学生支援委員会」で支援に関する事項を決定し、学生支援に携わる関連部署及び各学部等との情報共有を行い、適切な支援の実施に努めている(根拠 7-23【ウェブ】)。2018年度は、申請のあった学生20人全員に対し合理的配慮に基づく支援を実施した。その内、聴覚障がいのある学生においては、支援を希望する科目すべてにピアサポート学生によるPCテイクの支援を行った。2019年度はピアサポートへの協力を登録した学生が37人おり、増加傾向にある(根拠 7-24、7-25【ウェブ】)。

【5】留年者、成績不審者、退学希望者の情報把握と対応

学部では、「駒澤大学進級規程」を定め、進級基準単位を設定している(根拠 7-26)。2年次終了までに、卒業に必要な単位のうち40単位以上修得した場合は、3年次に進級することができる。また、「駒澤大学進級規程」に定める修学指導の対象となる条件に応じ、各学部の教員との個別面談による修学指導を行うとともに、保証人に対して文書で当該学生が学業に奨励するよう促している。修学指導は、毎年度3月から4月上旬にかけて学業不振者に対し実施している(根拠 7-27)。例えば、経営学部では修得単位数に応じて3つのレベルに区分し、グループAは調査書の提出と今後の対策についてのガイダンス、グループBは調査書の提出と5分程度の面談、グループCは調査書の提出と10分以上の面談を実施した。対象者にはセルフ・チェックシートを記入させ、個別にきめ細かな対応を取るようにした(2019年4月経営学部教授会議事録)。学業不振者の多くは、生活面での乱れからスクーリングが疎かになる傾向が見受けられるので、履修登録前の指導によって、進級基準の到達と修業年限での卒業を奨励している。なお、2018年度に修学指導を行った全学部・全学年の学生数は合計581人である(根拠 7-28)。

退学勧告については、進級規程の第4条に定め、学生が在学可能期間4年未満となった次の学年始めに、3年次への進級ができない場合、教授会の議を経て行われる。留年者、成績不振者、退学希望者等に関する情報は、教務部から各学部教授会に情報提供され、共有している。

このほか、法曹養成研究科においても「法科大学院進級基準」を定め、これに従い適切に修学指導を行っている(根拠 7-29)。また、学生一人ひとりに担当教員が付き、学修方法や生活について相談に応じるサポート体制を取っている(根拠 1-20)。

【6】留学生に対する支援・サポート

外国人留学生の受入れに関する必要な事項は「外国人留学生に関する規程」に定めている(根拠 7-30)。

私費留学生については、教務部に担当窓口を設け、年度初めには留学生オリエンテーションを実施し、学生生活や履修に関する説明や、警視庁担当者による犯罪抑止のガイダンスも実施している。このほか、教務部前のロビーにメッセージボックスを設置し、授業期

間中の2ヶ月に1回程度『留学生通信』を作成・投函し、学生生活に役立つ情報提供を行っている(根拠7-31)。

交換留学生については、学習資金(奨学金)の支給、指導教授推薦の学生チューターによる学習支援の実施、留学生寮(国際交流館、国際交流館アネックス)の提供と生活指導を行っている(根拠7-32、7-33、7-34)。また、2018年度より学研災インバウンド付帯学総への加入を義務付け(本人負担)、日本滞在中の疾病・傷害・賠償への対応に備えている。また、外部ボランティア団体である「三井ボランティアネットワーク事業団」による支援を受けて、日本文化体験等の取り組みによる文化交流を行い、2018年度には約15回イベントが開催され、各回につき10人程度の留学生が参加した(根拠7-35)。

【7】授業料減免、奨学金等の経済的支援制度

ア 授業料減免

在学生の家計支持者である保証人が、大規模自然災害(地震・台風・豪雨・噴火等)により被災した場合に、修学にかかる負担の軽減を図るため、被害状況に応じて授業料減免、経済的支援の措置を講じている。授業料減免の可否及び減免額については理事会において決定している。「大規模自然災害被災学生の授業料減免に関する規程」の対象とならない場合は「大規模自然災害被災者の取扱いに関する内規」に基づき経済的支援を講じている(根拠7-36、7-37)。災害発生後直ちに大学ホームページ並びに学内掲示等を通して公示し、保証人へ文書による案内を送付している。大規模自然災害被災学生の2018年度授業料減免については、6名に対し半額減免とした。なお、経済的支援の申請者はいなかった。

大学院生への授業料減免は、「駒澤大学大学院授業料減免に関する規程」に基づき、駒澤大学卒業又は本学大学院修了者の中から、特に優秀な学生に対し、授業料減免の措置を講じることにより勉学を奨励し、各研究科・専攻の目的や特性に即した人材の育成を図っている(根拠5-41)。卒業時のGPAや前年度の成績に応じて減免率が規定されている。

私費外国人留学生への授業料減免は、「私費外国人留学生の授業料減免に関する規程」に基づき、経済的理由により修学が困難な外国人留学生の負担を軽減し、勉学を奨励するため、私費外国人留学生の授業料減免を行っている(根拠7-38)。学部・大学院の違いやGPAの値に応じて減免率が規定されている。

イ 奨学金による経済的支援

学部生への経済的支援を行う奨学金は、「日本学生支援機構」の奨学金制度を基本とし、学部生約4,600人が受給している(根拠1-9(P.84))。さらに大学独自の奨学金制度として「駒澤大学百周年記念奨学金」(経済的理由により修学が困難ながら成業する向上心をもつ者に月額2万円(年額24万円)を給付)、「駒澤大学教育後援会奨学金(家計)」(人物・学業ともに優れ、経済的理由により修学が困難な学生に年額20万円を給付)、「駒澤大学同窓会教育研究活動奨学金」(人物・学業ともに優れ、経済的困窮度の高い者を支援し、有用な人材を育成することを目的に、年額10万円を給付)を運用しており、約230人の採用枠により奨学生を決定している。2018年度の学部生及び大学院生に対する大学独自の給付奨学金給付額合計は、284,958千円となった(根拠7-39)。

なお、日本学生支援機構給付奨学金が給付されている学部生に対して「奨給思(しょうきゅうし)」と称した、1人15分程度の個別面談を実施している。日本学生支援機構の給付奨学金は、「学業不振等の場合や学修意欲に欠ける場合には、給付奨学金の支給を廃止(打

ち切り)又は一定期間停止とするほか、支給済みの給付奨学金の返還を求めることがあるなど、『適格認定』は貸与奨学金より厳しい基準により行われている。このため、給付奨学生との面談を通じて学習意欲の維持・向上を図り、健全な大学生活を送ることで、4年間給付奨学金を受給し最短修業年数で卒業することを目的として実施している。

大学院生への経済的支援を行う奨学金は、「日本学生支援機構」の奨学金制度を基本とし、大学院生約50人が受給している(根拠1-9(P.84))。さらに大学独自の奨学金制度として「駒澤大学百周年記念奨学金」、「駒澤大学教育後援会奨学金」、「駒澤大学同窓会教育研究活動奨学金」を運用しており、20人の採用枠により奨学生を決定している。また、法科大学院生は、「駒澤大学法科大学院奨学金」(特に学業成績優秀な学生を対象に、授業料及び施設設備資金全額相当額又は半額相当額を給付)、「駒澤大学法科大学院新入生奨学金」(特に優秀な成績で合格し、入学した学生に授業料及び施設設備資金全額相当額又は半額相当額を給付)、「駒澤大学法科大学院特別奨学金」(大学の早期卒業制度又は大学院への入学制度を利用して入学した学生及び本学卒業・修了して法科大学院に入学した学生を対象に、授業料及び施設設備資金全額相当額又は半額相当額並びに月額8万円を給付)を運用しており、8人が受給している(根拠7-40【ウェブ】)。

学生への周知は、冊子体として「奨学金案内2019」を配布しているほか、大学ホームページや学生ポータルサイトにより、広く情報を提供している(根拠7-41【ウェブ】)。

ウ 奨学金以外による経済的支援

奨学金以外の支援制度として、「家計急変学生に対する一時給付金制度」の中で、主たる家計支持者の死亡等により、修学が困難になった学部生に対して、一時金30万円を給付している(根拠7-42)。

このほか、2019年度より、「学生納付特例の申請に関する事務取扱規程」を新たに制定し、国民年金保険料を納める経済的余裕がない学生が、保険料の納付を猶予することができるようにするため、本学が「学生納付特例事務法人」の指定を受けることで、学生納付特例の申請を大学で行えるように整備した(根拠7-43)。

3 学生の生活に関する適切な支援の実施

【1】学生の相談に応じる体制・環境の整備

学生からの悩み事やトラブルなど様々な相談に応じるため、学生部学生支援相談課に学生相談室を設置し、受付を担当するインテーカー3人、主に心理的な問題を担当するカウンセラー(臨床心理士)7人、主に学業に関する相談に応じるアドバイザー(各学部の専任教員)8人、法律問題を担当する法律相談員(弁護士)2人による相談体制を整備している(根拠7-6【ウェブ】)。このほか、学生相談室の中に「学生サロン」を設け、学生が一人で静かに落ち着けるスペースを提供している。2018年度の学生相談室の面談件数は、2,170人であり、2013年度の1,731人と比較して増加傾向にある(根拠7-44)。

【2】学生の心身の健康や保健衛生等に係る指導

学生の保健衛生等に係る指導については、保健管理センターにより行われている。学生の定期健康診断を毎年4月に実施し、保健指導を実施している。健康診断の受診率は、例年80%台で推移しており、2018年度の受診率は83.1%であった(根拠7-45)。健康診断結果は、学生ポータルサイトに掲載して学生自身がWEB上から確認できるようにしている。

このほか、アルコールパッチテスト、応急手当（AED）講習会、栄養管理講習会を定例行事として実施している。感染症予防については、感染症発生状況の把握に努め、ホームページ・掲示等により学生への注意喚起を行うとともに、学生寮への保健指導を行い、環境衛生面に重点を置いた感染症の蔓延防止対策に努めている（根拠 7-46【ウェブ】）。

【3】ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制整備

ハラスメント防止のための体制として、「キャンパス・ハラスメント防止・対策に関する規程」を定め、セクシャル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメントの防止を目的として、キャンパス・ハラスメント防止委員会（以下「防止委員会」という。）を設置している（根拠 7-47）。キャンパス・ハラスメント相談員（以下「相談員」という。）からの報告に基づき、事実関係の調査、問題解決のための措置及び対処方法の提案を行うためにキャンパス・ハラスメント対策委員会（以下「対策委員会」という。）を設置し、対策委員会が詳細な調査の必要を認めたときは、対策委員会のもとにキャンパス・ハラスメント調査委員会（以下「調査委員会」という。）を組織する体制が構築されている。また、対策委員会からの答申に基づき、教職員の懲戒に関する事項を審議するため、キャンパス・ハラスメント懲戒委員会（以下「調査委員会」という。）を設置することとしている。

相談員は、学部等より 8 人、法曹養成研究科より 1 人、事務組織から 9 人の計 18 人が防止委員会から相談員として指名され、学長より委嘱されている。

キャンパス・ハラスメントに関する相談は、学生相談室が窓口となり、学生からの連絡（来室・受付専用電話・メール・FAX）を受付けている（根拠 7-48【ウェブ】、7-49）。

しかしながら、キャンパス・ハラスメント防止に向けた規程や委員会等は整備されているが、その運用体制が複雑化していることから、今後は相談者の立場に立った運用体制への見直しが必要である。

【4】留学を希望する学生への支援・サポート

留学を希望する学生への支援・サポートとして、国際センターを深沢キャンパスに設置している（根拠 7-50【ウェブ】）。国際センターでは、語学学習や留学に関する情報収集が可能な自習室や、外部英語検定試験、留学情報誌、協定校の大学案内・シラバス、留学経験者のアンケート結果などの資料提供を行っている。しかしながら、国際センターは深沢キャンパスに設置されていることから、学生の利便性を向上させるため 2018 年度から供用を開始した駒沢キャンパスの 3 号館（種月館）の 5 階ラウンジに留学相談室を新設した。留学相談室では、海外留学経験のあるスタッフによる留学相談や英語学習方法等について相談に応じることの出来る環境を整備し、2018 年度には 467 人の相談者数があった（根拠 7-51【ウェブ】、7-52）。

また、国際センターでは、交換留学、認定校留学、短期語学セミナーへの派遣に関わる事務手続き及び危機管理等のオリエンテーションを実施している（根拠 7-53）。2019 年度からは、通年休学に関する費用（在籍料）を従来よりも約 8 割減額した 105,000 円（教育後援会費前期分 5,000 円含む）に改定し、留学を希望する学生の経済的負担の大幅な軽減を図った（根拠 7-54、7-55【ウェブ】）。さらに、渡航前・渡航後の効果・成果を可視化できる SRSA（留学適応力）テストも導入した。

このほか、外部英語検定試験の対策講座を開設し、留学を目指す学生の学習を支援し、

2018年度には84人の受講者が集まった。「トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム」の応募者向けイベントを開催し、学生が選出されるよう支援を行い、2019年度には2人の最終合格者を輩出することができた（根拠 7-56【ウェブ】）。

国際交流協定校数は、2013年度は10校であったが、2019年度は21校にまで増加し、学生の派遣・受け入れ環境の整備が進展している（根拠 7-57【ウェブ】）。

4 学生の進路に関する適切な支援の実施

【1】学生のキャリア支援を行うための体制の整備

ア キャリアセンターの組織体制

学生のキャリア支援を行うことを目的としてキャリアセンターを設置している（根拠 7-58【ウェブ】）。キャリアセンターは、「駒澤大学就職業務規程」に職業安定法第33条の2に基づいて本学卒業生及び卒業年次生の就職業務を行うことを定めている。キャリアセンターには13人の職員を配置し、学生からの相談に応じている（2018年度進路相談件数8,730件）。職員のうち5人は、キャリアコンサルタントの有資格者である（2019年10月現在）。また、毎週水曜日と木曜日にハローワークより就職活動に関する知識や経験が豊富なジョブ・サポーター1人が来校し、大学内で就職支援に当たっている（根拠 7-59）。キャリアセンターでは毎週部内連絡会を開催し、職員間でキャリア支援に対するミーティングを行っている。なお、学生との個別相談を実施するうえで、学生部学生支援相談課学生相談室のカウンセラー（臨床心理士）と連携し、様々な悩みを抱えた学生からの相談にも対処できるようにしている。キャリアセンターでは、「就職委員会」を隔月1回開催し、学生支援担当の副学長を委員長とし、各学部等の教員及び財務部、教務部、学生部、キャリアセンターの部長が委員となり、就職指導に関する基本方針、就職講座、求人開拓、学内選考などについて審議・決定している（根拠 7-60）。

イ キャリアセンターの環境

キャリアセンターには、求人票や企業説明会等のポスターが掲示されているほか、就職活動に関連する専門書籍や情報誌を配架している。また、学生の就職活動を支援するため、就職システム「キャリアナビ」を運用し、求人情報の検索、OB・OGの就職活動体験報告の閲覧、求職登録、就職支援行事の予約、志望企業やスケジュール管理に関するサービスを提供している（根拠 7-61【ウェブ】）。こうしたシステムを利用しやすいよう、キャリアセンター内にはPCを約20台常設している（根拠 7-62【ウェブ】）。

このほか、キャリアセンターでは、就職活動を行う学生のためのスケジュール帳としての機能を併せ持つ「キャリアハンドブック」を毎年作成しており、就職活動が活発になる学部3年次生の就職ガイダンスで配布している。就職活動を終えた4年次生から内容について意見を聴き、改善を行っている。

ウ 全国の各自治体とのUIJターン就職促進に関する協定締結

学生の各自治体の企業へのUIJターン就職活動支援について、相互に連携・協力をして取り組むことを目的として、就職促進に関する協定を締結している。この協定締結により、学内において各自治体の就職イベントなどの事業周知やUIJターン就職相談会や保護者向け就職説明会を開催するなど様々な連携が行われている。2019年9月現在、北海道（札幌市）・岩手県・宮城県・山形県・福島県・新潟県・福井市・静岡県・長野県・山梨県・茨

城県・栃木県・群馬県・福岡県の計 14 自治体と就職支援に関する協定を結んでいる（根拠 7-63【ウェブ】）。

エ キャリアサポート制度

在学生のキャリア・就職支援の更なる充実を図るためにキャリアサポート制度を設けている（根拠 7-64【ウェブ】）。現在、様々な分野で活躍されている卒業生がキャリアサポーターとなり、自身の就職活動の経験や社会人としての心得について、これから就職活動を迎える在学生のために直接アドバイスして頂く取り組みである。2018 年度は 499 人の登録者がおり、79 人の学生が制度を利用した（根拠 7-65）。

オ 内定者による就職活動支援

内定を得た学部 4 年次生による就職活動支援団体「クルーセイル」を編成し、学部 3 年次生へ向けた支援イベント（内定者相談会）の実施を支援し、学生同士によるピアサポートを行っている（根拠 7-66）。2018 年度は、43 人の 4 年次生がクルーセイルの活動に協力した。

【2】学生の社会的及び職業的自立に向けたキャリア教育

キャリアセンターでは、学生一人ひとりの希望する進路に応じた就職支援を実現するため、学年や業界・業種別の様々な課外プログラムを提供している（根拠 7-67【ウェブ】）。初年次生向けには、キャリアガイダンス（4 月）、キャリア講座を開講し、大学 4 年間のキャリア形成に役立つ情報を提供し、指導を行っている。上級学年向けには、就職ガイダンス、就活集中セミナー、インターンシップ、合同企業説明会・業界研究講座等を開講し、就職活動に向けた準備や実践的な指導を行っている。このほか、論作文個人指導、公務員試験対策講座、教員採用試験対策講座、マスコミ・エアライン講座、外国人留学生就職ガイダンス等を開講し、学生個々の進路に応じた就職支援を行っている（KOMANABI2020(P. 76)）。

以上の体制により学生の就職支援を行った結果、学生就職相談件数は 8,730 件（2018 年度実績）、本学への求人件数 16,178 件（2018 年度実績）、求人倍率 5.38 倍（2018 年度実績）、学部における就職決定率（就職決定報告者／就職希望者）は、2016 年度（97.90%）、2017 年度（98.40%）、2018 年度（98.46%）と 3 年連続で向上し、高い水準を維持している（根拠 7-68【ウェブ】）。

5 学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施

【1】学生団体

本学における課外活動は、大学の直接的な指導を待たず、共通の目標を持った学生が自発的に行う文化・学術・スポーツ等のグループ活動を中心に展開されている。この自主的な活動を「構成員一人ひとりが社会性を培う場」として、また「個人の資質や能力を発展させる場」として位置付けている（根拠 7-1）。各々の独自性を尊重するとともに、専任教職員による技術指導等のために部長・顧問制度を設け、安全に配慮している（根拠 7-69）。

サークルは、体育会が 40 団体、文化部が 23 団体、任意団体が 100 団体、その他の団体が 3 団体活動している（根拠 7-70【ウェブ】）。学生部では、毎年 3 月中旬に全公認団体に対して代表者説明会を行い、「サークルマニュアル」等を配付し、新入生勧誘活動や学生団体活動継続の手続き、施設の使用、助成金・祝賀金、学研災などに関する説明・指導を行っている（根拠 7-71【ウェブ】、7-72）。

学生の正課外活動（部活動等）に関することは、学生部長の諮問機関である「学生部委員会」において審議決定しているが、体育会に関する全般事項（スポーツ推薦入学試験の対象競技種目や駒澤大学スポーツ奨学金給付に関すること等）については、学長の諮問機関である「体育審議会」において審議・決定されている（根拠 7-73、7-74）。「体育審議会」の委員は学長が任命しており、各学部等から推薦された者各 1 人、体育会部長の互選による者 4 人、体育指導者の互選による者 2 人、学生部長、教務部長及び入学センター所長の 17 人で構成され、学生部が幹事となり運営されている（根拠 7-75）。

【2】学生の表彰

体育会のスポーツ推薦入試対象サークルに所属する学生で、スポーツに秀れた才能を有するものに奨学金を給付することにより、学業とスポーツの調和のとれた活動の奨励をしている（根拠 7-76、7-77）。なお、奨学金の給付は、学費の減免をもってこれに充てており、1 学年次当たり 42 人を採用している。

このほか、駒澤大学学則第 56 条に基づき、学長により学生の表彰を行っている（根拠 7-78）。表彰は、人物及び学業又は研究業績とも優秀な者、特に善行があつて他の模範となる者又は学生団体、研究・文化・体育活動等の分野で目覚ましい活躍をし、大学の名誉高揚に著しく貢献した者または学生団体に該当する者に対して行われ、賞状及び賞品又は賞金の授与が行われている。

【3】大学スポーツ協会（UNIVAS）への加盟

スポーツ庁が 2019 年 3 月 1 日に設立した大学スポーツ協会（UNIVAS）に、正会員として 2018 年度に加盟した。UNIVAS に加盟することで、学生のキャリア設計や学修環境、競技環境が向上し、学生にとって安心して競技に専念できる環境が提供され、大学スポーツを通じた応援文化や愛校心の醸成に繋げることを目指している。さらに、大学のブランディングや地域活性化、外部資金の獲得、指導者の質向上、教育効果の向上などに波及していくことを目指している。

6 その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

修学支援に関して、教務部では、履修相談に訪れた学生に「相談受付票」を記入・提出してもらい、相談内容をデータベース化して窓口対応方法や履修要項の改善の参考としている（根拠 7-79）。国際センターでは、短期語学セミナーに参加した学生にアンケート調査を行い、今後のセミナー実施方法を改善するための参考としている。また、国際センターが駒沢キャンパスに設置している留学相談室の活動には、学生の意見を取り入れて「英語勉強法セミナー」「留学とキャリアを考えるゼミ」「トビタテ！留学 JAPAN ワークショップ」などの運営を行っている。さらに、2019 年度からは留学相談室を平日は毎日開室するように見直し、学生の要望に応じている。

生活支援に関して、保健管理センターでは、栄養管理講習会に参加した学生にアンケート調査を行い、次年度のテーマに反映させ、食生活に対する学生の意識向上に努めている。

進路支援に関して、キャリアセンターでは、就職ガイダンス及びキャリア講座等において学生にアンケート調査を行い、改善点を把握し、次回以降のイベントの改善に反映させている（根拠 7-80、7-81）。

正課外活動支援に関して、学生部では、体育会による体育会総会において学生から「体

育会行事意見要望書」を提出してもらい、大学に対する要望を聞いている（根拠 7-82）。

点検・評価項目③：学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

1 適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

既述（点検・評価項目②-6）のとおり、修学支援、生活支援、進路支援、課外活動支援に応じた様々な調査結果を収集しており、関係部署や委員会等においてこれらの調査結果を活用し、点検・評価を行っている。

2 点検・評価結果に基づく改善・向上

事務組織は、学校法人駒澤大学施策体系「中期事業計画（2018年度～2021年度）」に掲げられた各行動計画を具体化することを目指して毎年度の事業計画書を作成している。また、毎年度実施している自己点検・評価結果を踏まえて、毎年度の事業計画書を作成している（根拠 7-83）。

修学支援について、教務部では、教務部長の諮問機関である教務部委員会を年8回程度開催している。教務部委員会では、全学部で履修系統図（カリキュラムマップ）及びナンバリングの策定、「駒澤大学進級規程」の見直し、成績調査手続のWEB化、全学部の専任教員のオフィスアワーの公表、1年次から3年次までの終了時点の修得単位数及びGPAの結果により修学指導を行うようにするなど、改善が図られている。

生活支援について、学生部では、学生部委員会を年9回程度開催している。学生部委員会では、円滑な奨学生の選考及び奨学金制度の運用を図るため、「駒澤大学の奨学金に関する規程」並びに「奨学生選考委員会規程」を新たに制定し、2020年度より施行する。また、大学院においても、法曹養成研究科を除く大学院独自の奨学金制度を確立するため、「駒澤大学大学院の奨学金に関する規程」及び「大学院奨学生選考委員会」を2020年度に新たに設置し、大学院生への経済的支援を目的として1人あたり年額50万円を給付する「大学院給付奨学金規程」も制定するなど、学部生及び大学院生に対する奨学金の運用体制の見直しを図っている。。

進路支援について、キャリアセンターでは、就職委員会を年6回程度開催している。ここでは、2018年度より海外インターンシップやWEB資格講座の導入について検討を行っている。

課外活動支援について、既述（点検・評価項目②-6）のとおり、体育会総会において「体育会行事意見要望書」などを通じて、大学に対する要望を聞き、改善を図っている。

このように、本学では各組織において多様な学生支援の取り組みが行われているが、これらの活動を統括する事務組織又は委員会組織等が存在しないため、責任の主体や手続き等が明確になっていないため、統括的組織の設置が必要であると考えられる。こうした問題について、2019年度に「駒澤大学学生支援に関する基本方針」の策定の際にも問題提起がなされ、令和元年11月開催の教学運営会議において、学修・学生支援センター（仮称）

設置準備ワーキンググループを設置することが審議・承認され、センター設置に向けた検討が進められている。

(2) 長所・特色

点検・評価項目②に既述したとおり、国際交流協定校数は、2013年度は10校であったが、2019年度は21校にまで増加し、学生の派遣・受け入れ環境の整備が進展している。これは、「駒澤大学教学に関する施策体系中期事業計画(2018年度～2021年度)」において、「国際交流協定校の新規拡大(30校)」を具体的な行動計画として掲げており、この目標を達成するために「国際センター委員会」において協定校の増加に向けた検討が行われてきた成果によるものである(根拠7-84)。2019年度現在では、オセアニア地域1校、北米地域4校、ヨーロッパ地域6校、アジア地域9校であり、特にアジア地域の協定校数の増加を試みている。アジア地域は、中国、台湾、韓国の大学と協定を締結しているが、今後はさらにタイ、カンボジアなどの東南アジア諸国の大学との協定に向けた検討を進めており、2019年度に新たに3大学(カンボジア:王立プノンペン大学、タイ:マヒドン大学、ランシット大学)との協定締結を行うことが理事会承認された(根拠7-85)。東南アジア地域は北米やヨーロッパ地域と比べて比較的安価に留学に行くことができるため、今後の学生の受け入れ・派遣数の増加に繋げていく見込みである。

また、通年休学に関する費用(在籍料)について、従来は半期分の授業料を納める必要があったが、2019年度からは約8割減額となる105,000円(教育後援会費前期分5,000円含む)に改定し、留学を希望する学生の経済的負担の大幅な軽減を図ることができた。なお、この取り組みは中期事業計画の具体的な行動計画「休学時の学費見直し」として予め掲げられていたものであり、その事業計画の達成により実現した成果である。

(3) 問題点

【1】国際センター事務室について

点検・評価項目②の現状説明「【4】留学を希望する学生への支援・サポート」に既述したとおり、国際センター事務室は、駒沢キャンパスから徒歩5分程度の距離にある深沢キャンパスに設置されているが、学生の留学支援などをさらに充実させるためには、メインキャンパスである駒沢キャンパスに移設する必要があると考えられる。今後のキャンパス再開発について検討する委員会等において、事務室移転について検討を行うことが必要であると考えられる。

【2】「キャンパス・ハラスメント防止・対策に関する規程」について

点検・評価項目②の現状説明「【3】ハラスメント(アカデミック、セクシュアル、モラル等)防止のための体制整備」に既述したとおり、「キャンパス・ハラスメント防止・対策に関する規程」は制定されているものの、関連委員会が複数ある点や、その委員会に応じて所管部署が異なっていることにより、複雑な運用ルールとなっている点が問題であると考えられる。相談窓口の所管部署は学生部(学生相談室)、親委員会にあたる「防止委員会」を開催する所管部署は総務部、その下部に属する「対策委員会」及び「調査委員会」の所管部署は人事部であり、手続きや審議の内容によって担当する部署が異なっている。さらに、相談員が連絡調整及び対応協議等を行うための「相談員連絡会」が別に設けられてお

り、その座長は相談員の中から互選で選ばれる仕組みであり、恒常的な管理体制にはなっていない。相談員は、「防止委員会」が指名し、学長が委嘱し、学部等より8人、法曹養成研究科より1人、事務組織から9人の計18人が相談員として委嘱され、任務の遂行上必要な研修を受けなければならないことが規定されている。しかし、任期は2年であるため、相談員の専門性が継続的に向上するとは考えにくい。このほか、各委員会の委員や相談員は、守秘義務として申立者及び被申立者のプライバシー保護に十分配慮し、他に漏らしてはいけなことが規定されているが、委嘱時に誓約書にサインをするわけではなく、違反した場合の処分に関する規定は特に定められていないため、相談体制の整備が不十分であると考えられる。このほか、キャンパス・ハラスメントとして定義している種類が、セクハラ・アカハラ・パワハラの3種類に限定されており、厚生労働省がホームページ上で公表しているハラスメントの種類や事業者が講ずべき措置からすると、不十分であると考えられる。

以上の点から、相談者の立場に立った運用体制へと見直し、より合理性・実効性のある体制となるよう、規程の改正等の改善を図る必要があると考えられる。

(4) 全体のまとめ

学生支援について、「駒澤大学学生支援に関する基本方針」において、修学支援、生活支援、進路支援、正課外活動支援の4つの観点から定められ、事務組織を中心とした支援体制が整備されている。現状説明において詳しく述べたとおり、学生の能力に応じた補習教育・補充教育、資格取得及び学生の自主的な学習を促進するための支援・取り組み、留学を希望する学生への支援・サポート、新入生に対する修学支援・サポート、障がいのある学生に対する支援・サポート体制、留年者・成績不審者・退学希望者の情報把握と対応、留学生に対する支援・サポート、授業料減免、奨学金等の経済的支援制度、学生の相談に応じる体制・環境の整備、学生の心身の健康や保健衛生等に係る指導、キャンパス・ハラスメント防止のための体制整備、学生のキャリア支援を行うための体制の整備、学生の社会的及び職業的自立に向けたキャリア教育、学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施などに対して、関連規程が適切に整備され、関連部署による支援が行われている。また、中期事業計画に沿った毎年度の事業計画が着実に具体化されることで、学生支援の取り組みの改善が図られている。

ただし、国際センター事務室の立地、キャンパス・ハラスメントに関する規程の見直し等の問題点もあるため、今後改善に向けた取り組みを進めていく必要がある。

以上のことから、「第7章 学生支援」については、大学基準を満たしているといえる。

第8章 教育研究等環境

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

「学校法人駒澤大学行動規範」の「1. 建学の理念に基づく人材の育成」において、教育及び学習環境を整備することについて定めている。これに加え、2019年度には、「駒澤大学教育研究等環境の整備に関する基本方針」を制定し、大学ホームページにおいて公表している（根拠8-1【ウェブ】）。

また、2019年3月開催の理事会において、「駒澤大学キャンパスマスタープラン（以下「マスタープラン」という。）」の一部が承認され、その理事会議決は専任教職員間において共有されている（根拠8-2、8-3）。マスタープランの検討は、理事会の小委員会として設置されている学校法人駒澤大学法人政策検討委員会の作業部会である施設整備部会において、専門委員として設計会社を交えて検討が進められた。施設整備部会では、本学が抱える施設整備上の課題解決、キャンパスの高度化並びに学生ファーストの姿勢を根底に据えた学生スペース充実等を目的として、建学の理念や長期ビジョン「駒澤2030」を重ね合わせながら、玉川キャンパス及び深沢キャンパス等の活用可能性も含めたマスタープランを検討し、その第一段階として駒沢キャンパスの施設整備中長期計画案の方向性を確認した。理事会決定されている施設整備計画は、第二段階のステップ2までとなっている。ステップ1では、2019年に築52年となる老朽化した大学会館を解体し、その解体跡地に「駒澤大学新図書館棟（仮称）」（以下「新図書館」という。）を建設し、正門側に「新教場棟(1)（仮称）」を建設して現図書館及び8号館を解体する。ステップ1の完了後、「新教場棟(2)（仮称）」及び「新研究棟（仮称）」を建設し4号館・7号館・第3研究館を解体するステップ2を開始し、その後、ステップ3以降で耕雲館（禅文化歴史博物館）及び3号館（種月館）を除く、駒沢キャンパスにある全ての建物を更新していく計画を検討している。大学に求められている教育上の取り組みや財政上の変化を考慮しながら、各施設を建設する際にそれぞれの建設委員会を設置し、施設の規模・内容等の詳細については学内の教職員で構成するワーキンググループ等を設置し、教職協働による全学的な体制のもとで検討することを予定している。

点検・評価項目②：教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点1：施設、設備等の整備及び管理

- ・ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備
- ・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保

- ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備
- ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備

評価の視点2：教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

1 施設、設備等の整備及び管理

本学の主な校地は、全て東京都世田谷区に所在しており、世田谷区駒沢一丁目にある「駒沢キャンパス」、同区深沢六丁目にある「深沢キャンパス」、同区宇奈根一丁目にある「玉川キャンパス」から成る（根拠 8-4【ウェブ】）。なお、駒沢キャンパスには、「法科大学院棟（大学院法曹養成研究科専用棟）」、「コミュニティ・ケアセンター（大学院人文科学研究科心理学専攻実習施設）」を併設している。学生・教職員の多様性を尊重しながら、必要かつ十分な教室、実験・実習施設及び研究施設を整備している。大学設置基準上必要な校地面積は基準面積 129,840 m² に対し 163,600 m²、校舎面積は基準面積 53,708 m² に対し 118,976 m² を有し、大学設置基準を充足している（大学基礎データ（表 1）、基礎要件確認シート（表 16））。

【1】ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備

「駒澤大学教育研究等環境の整備に関する基本方針」では、アクティブ・ラーニングや ICT を活用した教育など新しい教育手法に対応するほか、幅広い学修支援を行い、学修効果を高めるより良い教育・学修環境を追求し、整備することを定めている。これに基づいて「駒澤大学総合情報センター運営委員会」及び「駒澤大学情報システム委員会」において検討のうえ、5 年度ごとにネットワーク環境や PC 教室などの ICT 機器の整備を行っている（根拠 8-5、8-6、8-7、8-8）。

教務事務システムについても同様に定期的な機器更新等を行っているが、全学部等の教育課程に対応するために複雑化したシステム構築と、情報セキュリティや大規模自然災害に対応したサーバの管理方法、更新に係る高額な経費が課題となり、機器更新の度に関連委員会等において検討が行われている（根拠 8-8（P.8））。

ネットワーク環境について、本学は国立情報学研究所（NII）が構築・提供している学術情報ネットワーク SINET5 に参加しており、安定性の高い高速回線が利用できる環境を整備している。無線 LAN は、各キャンパスにアクセスポイントを配備しており、教室内外において無線 LAN が利用できるように整備されている。また、本学は国際学術無線 LAN ローミング基盤「eduroam（エデュローム）」に参加しており、他の eduroam 参加機関の所属者も本学の各キャンパスにおいて無線 LAN の利用ができるように整備されている（根拠 8-9、8-10、8-11）。

PC 教室は、駒沢キャンパス 1 号館に 8 部屋、3 号館に 8 部屋の計 16 部屋を配置しており、30 席から 194 席まで幅広い規模の PC 教室を整備している。毎年、学部等に利用ソフト調査を実施し、各 PC 教室で利用できるソフトを精査したうえで、選定している（根拠 8-12）。

授業・学修支援のための LMS（Learning Management System）として、YeStudy（イエスタディ）と C-Learning（シーラーニング）を運用している。YeStudy は、総合情報センターが独自開発を行い、2008 年度より運用している（根拠 8-13【ウェブ】）。C-Learning は、教務部が導入しているクラウドサービスであり、2014 年度より運用している。どちらの LMS

も、授業資料の掲載、課題レポートの授受、教員と学生間の質疑応答、小テスト、アンケート機能など、授業を支援するための機能が満遍なく備わっている（根拠 8-14）。

学生の履修登録、休講情報・教室変更情報・大学からの掲示連絡情報等の配信、教員の採点・シラバス入力等を行うためのシステムとして、KONECO（Komazawa Network Communication System）を教務部が中心となり開発し、運用している（根拠 8-15）。

【2】施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保

中長期的な施設整備計画を策定し、安全で衛生的かつ利便性の高い快適な教育研究環境を提供することを「駒澤大学教育研究等環境の整備に関する基本方針」に定めており、これに準拠した維持・管理となるよう検討・実施している（根拠 8-1【ウェブ】）。管財部では、駒澤大学消防計画に基づき、毎年度各部署より火元責任者の選出を行っている（根拠 8-16）。また、各種法令に基づき、3年に一度の特定建築物等定期調査及び毎年の建築設備定期検査を実施しており、定例的な保守点検としては、空気環境測定の法定点検、非常用放送設備保守点検、構内各建物消防設備点検、エアコン保守点検、エレベーター・エスカレーター保守点検等を定期的に行っている（根拠 8-17、8-18）。

医療健康科学部等が利用する放射線関係施設の安全及び衛生の確保については、学校法人駒澤大学放射線障害予防規程に基づき「放射線障害防止委員会」を設置し、安全の管理・維持に努めている（根拠 8-19、8-20）。

その他の施設、設備についても、駒澤大学施設管理規程に基づき、適切に維持・管理を行っている。

【3】バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備

キャンパスのバリアフリー化については、総務部が管財部・学生部・教務部等と連携しながら、利用者のニーズを調査しつつ対応・整備を行っている。これまでに、正門付近の専用駐車スペースの確保、車椅子兼用エレベーターの設置、点字ブロックの設置、ドアの引き戸化、多目的トイレの増設などを行い、利用者に配慮した環境整備を進めている。

【4】学生の自主的な学習を促進するための環境整備

学生が ICT 機器を自由に利用できる施設として、2018 年に供用を開始した 3 号館（種月館）に情報自習室と情報グループ学習室「PAO（Project Area for Active Organization）」を整備している。情報自習室には、Windows の PC が配備された 72 席とプリンター 2 台が設置されており、PC 教室にインストールされているソフトが自習室の一部の PC においても利用できるように整備されている。PAO には、利用人数に応じて移動可能な可動式のテーブルと椅子に加え、大型（55 型）液晶ディスプレイ、ホワイトボード、プリンター及びコピー機が設置され、グループワークやミーティングなど多目的に利用できるよう設備が整備されている。さらに、天吊プロジェクターを配備したプレゼンテーションエリアが設けられており、学生の主体的・協働的な学びの場となるよう整備されている。PAO の受付カウンターでは、ノート PC の貸出も行っている（根拠 7-11）。

また、教務部前のロビーには、アクティブ・ラーニングスペースとして可動式の机・椅子が設置されており、ノート PC・液晶ディスプレイ・ホワイトボード・マーカー等の貸出のほか、プリンターも設置されており、ゼミやサークル等の自由な活動場所として提供されている。3 号館（種月館）の供用開始により、小規模（40 席）の教室が増設され、アク

ティブ・ラーニングに利用しやすい環境を提供することができた（根拠 8-21【ウェブ】）。このほか、後述（本章点検・評価項目③）の図書館にもグループ学修室が設置されており、校内各所に学生の自主的な学習を促進するための環境が整備されている。

2 教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

2010年に「駒澤大学情報セキュリティ基本規程」を制定し、情報システムの運用管理体制上の責任を明確化し、規程に沿った運用を行っている（根拠 8-22）。さらに、2011年に基本規程に沿った対策を適正に実施するため、「情報格付け及び取扱制限に関する規程」を制定している（根拠 8-23）。また、「駒澤大学教職員研修制度推進委員会」が所管する教職員研修制度の一環として、情報セキュリティ研修をeラーニング形式で実施している（根拠 8-24）。新入生（学部生・大学院生）に対しては、入学時オリエンテーションにおいて情報セキュリティに関する講習を実施している。大学ホームページにも掲載し注意喚起に努めている（根拠 8-25【ウェブ】）。

点検・評価項目③：図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。
また、それらは適切に機能しているか。

評価の視点1：図書資料の整備と図書利用環境の整備

- ・図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備
- ・国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備
- ・学術情報へのアクセスに関する対応
- ・学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

評価の視点2：図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

1 図書資料の整備と図書利用環境の整備

「駒澤大学教育研究等環境の整備に関する基本方針」において目的を定め、「図書館収書規程」に基づき、本学の学部構成に沿って情報資源の収集・保存を行い、運用は「駒澤大学図書館利用規程」に基づき行っている（根拠 8-1【ウェブ】、8-26、8-27）。

2019年に築46年となる本学図書館は、老朽化が進み、2011年に発生した東日本大震災の影響を受けて耐震工事を行ったものの、壁面のひび割れや床面の起伏発生などの影響は依然として残っている。また、図書館には主に業務スタッフが利用するエレベーターは設置されているが、利用者用のエレベーターは設置されておらず、バリアフリー化が遅れている点や、トイレや空調等に対する設備面への改善要望が図書館利用者アンケート結果に挙げられている（根拠 8-28）。図書館内には約91万冊を収蔵しているが、収蔵可能数は既に限界であり、収蔵しきれない分は外部保管庫を借用して対応している状態である。こうした書庫狭隘化を改善するため、閲覧スペースを開架書架に変更して18万7千冊を配置したが、開架率は約15%にとどまっている。また、閲覧席の大部分は対面式のグループ席を中心に配置しており、個人席はごく僅かである。このほか、建築基準法による日影規制へ

の対応も求められている。

こうした問題を解決するため、2016年12月開催の理事会において、「駒澤大学新図書館棟（仮称）建設準備委員会」、2017年5月開催の理事会において「駒澤大学新図書館棟（仮称）建設委員会」を設置することが承認され、その後「新図書館の基本設計」が承認され、2022年10月の供用開始を目指し、「駒澤大学図書館棟（2019年6月名称決定）」の建設準備が進められている（根拠 8-29）。新図書館では、旧来の書庫型図書館から、学生の主体性・協働性を高めるオープンスペース型図書館への転換を図り、収蔵力と開架率の向上を両立し、図書館滞在時間や貸出冊数を増加させ、学生の授業外学修時間の増大を図ることを目指している。

【1】 図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備

2019年3月末時点の本学蔵書数は、図書102万862冊、和雑誌10万9,506冊（5,945種類）、洋雑誌12万259冊（3,895種類）、データベース契約件数58件、電子ジャーナル1万9,514タイトル、マイクロフィルム43万7,307点、DVD2,201点、電子ブック1,188タイトルとなっている（根拠 8-30）。また、本学が作成したコンテンツは、紀要・論文集を中心に生成し約1万3,800件、貴重図書は2,775点の画像情報を「駒澤大学電子貴重書庫」として大学ホームページ上で発信している（根拠 8-31【ウェブ】）。なお、学生の図書館利用の増加を図るため、毎年度シラバスに掲載された参考書等について収集を行っている（根拠 8-32）。このほか、授業に関連する図書館所蔵資料を図書館メインカウンターに取り置き、多くの学生が利用できるように禁帯出（館内に限定した閲覧）にする取り組みを行っている（根拠 8-33）。加えて、講義の課題・レポートに必須となる図書や受講学生必読の図書について、図書館2階指定図書コーナーに複数冊所蔵し、学生が広く利用できる取り組みを行っている（根拠 8-34）。

【2】 国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備

本学が所蔵する図書、雑誌等の情報資源を本学のオンライン蔵書目録であるKompas（コンパス：駒澤大学図書館蔵書検索）として構築し、国立情報学研究所（NII）と共同してリポジトリを形成して、教育研究支援を担い、学術情報基盤として整備している（根拠 8-35【ウェブ】）。電子ジャーナルにおいては、大学コンソーシアム連合（JUSTICE）に加盟して他大学との情報共有を行うことで、利便性の向上を図っている。また、電子資料の効果的な検索を共有するため、ディスカバリーサービスの導入を行っている。相互利用の面においては、OCLC（Online Computer Library Center, Inc.）への参加により世界56か国との相互利用による資料が容易に取得できる。地域においては世田谷6大学コンソーシアム横断検索を設定し、相互利用を行っている。

【3】 学術情報へのアクセスに関する対応

利用者の利便性については、学術情報へのアクセスとして、学内ネットワークからはもちろん、VPN接続により自宅・外出先からでもKompasに接続し、上記のネットワークシステムで検索することが可能となっている。

【4】 学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

座席数は、1階は新聞・雑誌エリア・PCコーナーに130席、2階は閲覧エリアとPCコーナーに273席、教員・院生閲覧室に48席、3階は閲覧エリアとPCコーナーに313席、ガイダンスルームに54席、AVブース室・マイクロリーダー室に26席、4階は閲覧エリア・

PCコーナーに354席、グループ学修室と多目的読書室に151席、合計1,349席となっている(根拠8-30(P.31))。なお、2・3・4階の閲覧エリアには、窓際にカウンター席を配置している。

貸出冊数は、2017年度の12万1,221冊から2018年度は13万2,002冊に増加している(根拠8-30(P.20))。

開館日数は、利用者の便宜を図り毎年少しずつ開館日を増加させており、2018年度は297日開館した。この内、31日は休日に開館し、前年度よりも5日間増加した(根拠8-30(P.19))。

開館時間は、平日は午前9時から午後8時、土曜日は午前9時から午後6時まで開館している。このほか、授業実施日と定期試験実施日は、午前8時30分から1階フロアの開館を行い、学生への利便性向上を図っている(根拠8-36【ウェブ】)。

入館者数は、2018年度は合計37万6,892人であったが、2014年度から2017年度は41万人以上の入館者数であった(根拠8-30(P.19))。2018年度の来館者数が減少した要因としては、同年に3号館(種月館)の供用が開始され、ラウンジや自習室が増加したことで、学生の自学自習環境が増えたことが考えられる。

2 図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

国家資格である図書館司書の資格を有する委託職員によるカウンター業務のほか、図書館の各種ガイダンスによる情報リテラシー教育を担うレファレンス担当職員を配置し、利用者サービスの向上に努めている。また、専門的な知識を有した大学院生(博士課程)、本学名誉教授及び本学を退職した専任教職員から成る図書館学習支援員「ライブラリー・アドバイザー(LA)」を設け、レポート作成、論文作成のための相談やガイダンスを開催している(根拠8-37)。LAは、図書館資料を利用した学生の学修支援や卒業論文・修士論文に関する支援に加え、図書館案内や展示などの図書館の企画・運営にも参画している。LAの利用状況は、2016年度は95人、2017年度は128人、2018年度は142人と増加傾向にある。利用内容は、卒業論文の作成やレポートの書き方に関する相談が多い(根拠8-30(P.26))。

点検・評価項目④：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点1：研究活動を促進させるための条件の整備

- ・大学としての研究に対する基本的な考えの明示
- ・研究費の適切な支給
- ・外部資金獲得のための支援
- ・研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等
- ・ティーチング・アシスタント(TA)、リサーチ・アシスタント(RA)等の教育研究活動を支援する体制

1 研究活動を促進させるための条件の整備

【1】大学としての研究に対する基本的な考えの明示

本学は、建学の理念に基づき、本学で実施する多種多様な研究活動の維持・向上及び活性化を図り、本学の知的財産の創出及びその研究成果の公表などによって社会に貢献する

ため、研究活動の基本となる事項を定め、研究活動を推進していくことを「駒澤大学研究活動の基本方針」に掲げ、大学ホームページに公表している（根拠 8-38【ウェブ】）。また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日 文部科学大臣決定、平成 26 年 2 月 18 日改正）及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日 文部科学大臣決定）を踏まえ、本学においても諸規程の制定・改正を行い、研究活動における不正を防止するための適正な管理・運営及び研究倫理の啓発を行うなど、適切な研究活動が推進されるよう取り組んでいる。

さらに、「学校法人駒澤大学憲章」及び「学校法人駒澤大学行動規範」に基づき、学問の自由と主体的な判断に基づく学術研究活動が社会からの信頼と負託を前提として成立するという認識の下、社会の信頼に応える高い倫理観をもって研究活動を推進すべく、本学において研究活動を行うすべての者及び研究活動に関わる者が遵守すべき行動規範を「駒澤大学研究活動における行動規範」として定め、大学ホームページに公表している（根拠 8-39【ウェブ】）。

【2】研究費の適切な支給

教員の教育・研究に対して、本学の研究水準の向上、教育の質の向上に資することを目的として、「教員教育研究費」を支給している（根拠 8-40、8-41）。また、WEB 予算管理システム「Dr. Budget」を導入し、教員自身がリアルタイムで残高確認することを可能とし、利便性を向上させた（根拠 8-42）。また、研究費利用の透明性を確保するために、各研究館に物品の検収を行うためのサポート窓口を設置している。

さらに、教員が専門分野において学問の進歩発展に寄与する高度な学術研究を行うにあたり、研究及び出版の助成をすることを目的に、「駒澤大学特別研究助成」及び「駒澤大学特別研究出版助成」の制度を運用している（根拠 8-43、8-44、8-45）。

【3】外部資金獲得のための支援

科学研究費助成事業（科研費）の申請支援として、教務部に研究推進課（研究推進係）を設置し、課長を含む 6 人の職員（委託職員 2 人含む）が対応にあたっている。さらに、ロバスト・ジャパン株式会社による「KAKEN.org システム」を利用した科研費申請書添削支援体制を整備している（根拠 8-46）。

科研費の獲得状況は、2018 年度においては学部・大学院を合計した申請件数 54 件のうち、新規採択件数 13 件（採択率 24.07%）であった。2016 年度の採択率は 26.09%、2017 年度の採択率は 20.00%であり、過去 3 年間は 20%台で推移している（根拠 8-47）。外部資金による研究への奨励として、応募者及び研究代表者・研究分担者の教員教育研究費に対して割り増しを行う運用を行っている（根拠 8-41）。また、受託研究、学外共同研究、奨学研究寄付金に関する制度を整備し、学外との協同研究を推進し、研究活動のための旅費・滞在費・研究費を支援している（根拠 8-48、8-49、8-50）。

【4】研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等

各教員の研究室と、資料室・会議室等を配した建物である「研究館」は、文学部、医療健康科学部、グローバル・メディア・スタディーズ学部の個人研究室を配した第 1 研究館と、仏教学部、経済学部、法学部、経営学部の個人研究室を配した第 2 研究館から成る。主に教養教育を担う総合教育研究部の教員の多くは第 1 研究館（スポーツ・健康科学部門

は第2研究館)に個人研究室が与えられており、全教員への個人研究室の配置状況は100%である(根拠8-51、大学基礎データ(表1))。

専任教員の研究時間を確保するために、在外研究(国内・国外/長期・短期)、自費留学(国外)、特別短期国外出張のための制度・基準を整備している(根拠8-52、8-53、8-54、8-55、8-56))。2019年度は、国外長期4人、国内長期4人、国内長期延長1人、自費長期1人、特別短期国外出張6人の教員が申請している(根拠8-57)。

【5】ティーチング・アシスタント(TA)、リサーチ・アシスタント(RA)等の教育研究活動を支援する体制

教育支援体制として、ティーチング・アシスタント(TA)及び学部等授業科目補助制度を運用している。TAは、大学院に在学する学生が各授業科目担当教員の教育責任の下で、大学院及び学部の授業内での実験・実習・演習等の教育補助業務や、講義担当教員の講義用教材の調査や作成等の補助業務を行っている。一方、学部等授業科目補助業務は、TAに関する規程適用外となる総合教育研究部が担当する授業科目の教育補助業務を本学学生が行っている。主に教養教育科目の「コンピュータ基礎」、初習外国語、アクティブ・ラーニング型授業の授業支援等を行い、教育活動を支援している(根拠8-58、8-59)。

点検・評価項目⑤:研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点1:研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

- ・ 規程の整備
- ・ コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施
- ・ 研究倫理に関する学内審査機関の整備

【1】規程の整備

本学では、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文部科学大臣決定、平成26年2月18日改正)及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日文部科学大臣決定)に基づき、研究活動における不正行為への対応等に関する規程として「駒澤大学研究活動における不正行為への対応等に関する規程」を制定している(根拠8-60)。研究活動における公正性を厳正に確保することを目的に、研究活動における不正行為防止及び不正行為発生後の対応として調査委員会の設置、調査結果の公表などに関して必要な事項を「駒澤大学公的研究費調査委員会規程」に定めている(根拠8-61、8-62、8-63【ウェブ】)。また、公的研究費の管理・運営に関する必要な事項は公的研究費の適正な管理・運営に関して「駒澤大学公的研究費委員会規程」及び「駒澤大学公的研究費の適正な管理・運営に関する規程」に定め、不正を防止し、適正な管理を行うことにより、本学における研究を推進している(根拠8-64、8-65、8-66)。公的外部資金により専任教員が行う当該研究に関しては、「駒澤大学利益相反委員会規程」を定め、適切な管理を行っている(根拠8-67【ウェブ】)。

人を対象とする研究を計画し、実施する際に遵守すべき事項を「駒澤大学『人を対象とする研究』に関する倫理指針」及び「駒澤大学『人を対象とする研究』に関する倫理委員会規程」において定め、科学的にはもとより、研究対象者の人権等を擁護するとともに、

適正かつ円滑な研究の推進を図っている（根拠 8-68【ウェブ】、8-69）。

また、本学において動物実験を計画し、実施する際に遵守すべき事項を「駒澤大学動物実験に関する指針」及び「駒澤大学動物実験委員会規程」に定め、科学的にはもとより動物福祉及び環境保全の観点からも適正な動物実験等の実施を図っている（根拠 8-70【ウェブ】、8-71）。

【2】コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施

コンプライアンス教育等に係る研修会を、「公的研究費の適正な管理・運営に関する規程」に規定し、公的研究費採択者を対象とし、コンプライアンス推進責任者である教務部長が毎年実施している。2019年度は3回実施し、研修会欠席者はeラーニングにより実施した（根拠 8-72）。大学院生に対しては、日本学術振興会が提供するeラーニングコースを受講するよう指導しており、2019年度は4月に実施した。ただし、一部の研究科・専攻では受講率が低いため、受講率を高める必要があると考えられる（根拠 8-73、8-74）。

また、全教員を対象に、「駒澤大学研究活動における不正行為への対応等に関する規程」に規定する研究倫理教育は、研究倫理教育の責任者である学長が2015年度に実施しており、次回は2020年度に実施する予定である。

【3】研究倫理に関する学内審査機関の整備

既述のとおり、公的研究費の適正な執行に関しては「駒澤大学公的研究費委員会」を設置し、公的研究費の不正の調査に関しては「駒澤大学公的研究費調査委員会」を設置し、規程に基づき適切に運用している（根拠 8-64、8-61、8-62）。

点検・評価項目⑥：教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。

また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

1 適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

教育研究等の環境整備については、財務担当執行理事が部会長を務め、管財部が幹事となって開催されている施設整備部会において検討が行われている。施設整備部会では、10年間の施設・設備整備のシミュレーションを作成し、これに基づく施設・設備整備が行われている。今後の施設整備計画については、既述のとおり（本章点検・評価項目①）、マスタープランに基づき、新図書館の建設等が進められている（根拠 8-2）。

施設・設備等の維持及び管理については、既述のとおり（本章点検・評価項目②）、管財部において各種法令等で必要とされる定期点検を実施している。この定期点検の結果を、修理や事業計画の優先順位に反映している。また、施設・設備等の安全管理についても管財部において整理点検を実施し、大学全体の危機管理については、総務部が所管する「危機管理委員会」において実施している。医療健康科学部に関する安全管理については、「放射線障害防止委員会」を設置し、毎年度、年間を通じた活動報告と次年度の活動計画の確認を行い、研究実験環境の適切性について点検し、教育研究等環境の安全・整備に努めている（根拠 8-20）。

ネットワーク・ICT 環境・教務事務システムについては、既述のとおり（本章点検・評

備項目②)、5年ごとの機器更新に合わせ問題点と需要の把握を行い「駒澤大学総合情報センター運営委員会」や「駒澤大学情報システム委員会」において、次期更新にかかる設備・機器等の整備方針や概要を提示し、審議・合意のうえ、学内手続きを進めている。3号館（種月館）に移設された情報自習室及び新設したPAOについても満足度調査を実施し、改善点を確認している。PC教室で使用する教材ソフトの導入については、利用教員に対して毎年度利用実態調査を実施し効率的な運用を図っている。

図書館及び禅文化歴史博物館については、それぞれの所管する委員会を定期的に開催し、利用者サービス、資料の選定、催し物の開催等について検討・検証を行っている。図書館では、毎年度の年次報告書を作成し、大学ホームページに公表している。禅文化歴史博物館では、禅ブランディング事業の進捗状況及び自己点検・評価結果を作成し、大学ホームページに公表している（根拠 8-30、1-17【ウェブ】）。

大学院生（法科大学院生含む）については、年に1回ヒアリングを行い、院生室の環境整備をはじめとする教育研究環境等の改善を行っている（根拠 8-75、8-76）。

2 点検・評価結果に基づく改善・向上

既述のとおり、ネットワーク環境の整備やPC教場のICT環境は、機器更新時において教員学生などの利用者に向けたアンケートを実施し、総合情報センター運営委員会で検討している。また、2018年度に駒澤大学情報システム委員会において、2023年度までの情報教育環境整備に関する中期事業計画を策定し、実施に向け学内手続きを進めている（根拠 8-77）。

図書館では、図書館委員会で図書館利用状況を審議し、図書館利用率向上に向けた改善策に取り組んでいる。資料の選定については、図書選定委員会において審議し、教育研究に必要な図書・資料の収集を行っている（根拠 8-30、8-78）。

教員の研究活動に資するため、教員教育研究費の運用について教員・職員の間でワーキンググループを設置し、検討を行った。その結果、「教員教育研究費取扱基準」及び「教員教育研究費取扱要領」を改正し、よりの確な表現で分かりやすい基準・要領に改正することができた（根拠 8-40、8-41）。

(2) 長所・特色

点検・評価項目②に既述したとおり、2018年4月から、3号館（種月館）の供用を開始したことにより、学修環境と学生生活環境が大きく改善した。

学修環境としては、小規模の演習教室が増加し、授業外で学生がゼミ活動を行うための教室を確保することができた。また、40人・80人・150人規模の教室を中心に設置し、移動可能な机・椅子を配置したことで、少人数教育が可能な教室やアクティブ・ラーニングを行いやすい教室が増加し、学生の主体的・協働的な学修環境を整備することができた。また、80人規模以上の教室全てには、プロジェクターをはじめとするAV機器を設置し、ICT対応の教育環境を整備することができた。

学生生活環境としては、3号館の各所にラウンジを設け、キャンパス内に授業時間外に滞在するための居場所を増やすことができた。また、ラウンジは、従来からある教務部前ロビーのアクティブ・ラーニングスペースに加え、学修スペースとしても利用可能な環境

となっている。さらに、ICTを重視したアクティブ・ラーニングのための学修空間としては、「PAO」を開室し、学生がICT設備をより利用しやすい環境に整備されている。

(3) 問題点

点検・評価項目③に既述したとおり、図書館及び8号館の建替えを行い、教育研究環境等の改善を進めることが喫緊の課題となっている。2019年に築46年となる本学図書館は、老朽化が進み壁面のひび割れ等があり、収蔵スペースも限界を迎えており、閲覧スペースは画一的なグループ席が中心となっているなどの問題がある。8号館も築52年と老朽化が進み、図書館と同様に日影規制に適合していない箇所があり、早急に改善にあたる必要がある。これらの課題を改善するため、マスタープランに基づき、2022年10月の供用開始を目指して新図書館の建設準備が進められている。

また、教務事務システムは、定期的に機器を更新しているが、機器更新毎にかかる経費が高額となっていることから、システム更新の際にかかる経費について検討が必要であると考えられる。

(4) 全体のまとめ

本学における教育研究等環境の整備については、本学の理念・目的を踏まえた「駒澤大学教育研究等環境の整備に関する基本方針」を定め、これに基づき施設・設備等を整備・管理している。図書館の建替えについても、進捗状況を学内で共有しつつ検討を進め、よりよい教育研究等環境の改善が図られることが期待されている。教育研究等環境の適切性については、各委員会や、学生アンケートの結果を踏まえながら定期的に点検・評価を行うとともに、改善・向上に取り組んでいる。

2018年度より3号館（種月館）の供用を開始したことにより、学生のアクティブ・ラーニングスペースは徐々に整備されつつあり、授業外のゼミ活動等の学修環境についても大幅に改善されている。小規模の教室を中心に整備したため、アクティブ・ラーニング型授業の実施環境も改善され、より充実した教育研究等環境を提供できるようになった。

研究倫理、研究活動の不正防止に関しては、各種規程に基づく全学的な運用を行うことで不正防止に努めている。また、教育研究活動を支援する環境等の整備を行い、教育研究活動の促進を図っている。

以上のことから、「第8章 教育研究等環境」については、大学基準を満たしているといえる。

第9章 社会連携・社会貢献

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

社会連携・社会貢献に対する本学の姿勢は、建学の理念のもと、「学校法人駒澤大学憲章」、「学校法人駒澤大学行動規範」、「駒澤大学産学官連携ポリシー」の中において触れられ、大学ホームページ等で社会一般に示してきた（根拠 3-15、3-16、9-1【ウェブ】）。

この方針は、『駒澤大学（以下、本学）では、建学の理念のもと、自分の道を見つけ出すための“よりどころ”として、こころ（自分と向き合い、学びと繋がりを通して心を育む）・まなび（多面的・学際的な学びによる多様な知と、専門性の追求による最先端の知）・つながり（様々な価値観や広い社会につながる、豊かで温かな人的ネットワーク）をコンセプトに、教育・研究等の諸活動を展開しています。このコンセプトを実現するための社会連携・社会貢献に関する基本方針を以下のとおり定めます。』と目的を掲げたうえで、以下の5項目の沿った方針を示している。なお、「社会連携・社会貢献に関する基本方針」は、大学ホームページにおいて公表している（根拠 9-2【ウェブ】）。

1. 研究成果の社会への還元と教育・研究活動に対する理解の促進
2. 卒業生等との連携
3. 社会人向け教育プログラムの推進
4. 地域等との連携
5. 適切な社会連携・社会貢献を実現するための組織構築

点検・評価項目②：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点1：学外組織との適切な連携体制

評価の視点2：社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

評価の視点3：地域交流、国際交流事業への参加

1 学外組織との適切な連携体制

現在、社会連携・社会貢献に関する取り組みは、各学部等、研究科、研究所、大学事務等の組織単位で推進されているが、事業によって関連する組織間が連携・協同して実施している事例もある。

社会連携・社会貢献に関する学外組織との取り組み事例について、以下に記述する。

【1】世田谷プラットフォーム（担当組織：学長室）

世田谷プラットフォームは、「地域における高等教育の活性化並びに区内産業界、更には

世田谷区全体の発展に寄与することを目的」として、産官学連携の形式で発足した（根拠 9-3【ウェブ】）。区内産業界等（東急株式会社）、自治体（世田谷区）、世田谷区内に所在する 6 大学（国士舘大学、昭和女子大学、成城大学、東京農業大学、東京都市大学、駒澤大学）が参画し、2017 年 10 月 20 日に「世田谷プラットフォーム形成事業に係る連携・協力に関する包括協定書」を締結している（根拠 9-4）。

世田谷プラットフォームでは、2019 年 2 月 28 日現在、公開講座 31 件、区内小中学校への教育活動支援 10 校、地域振興・交流イベントの開催・協力件数 48 件など、大学の教育研究活動の成果を社会に還元する取り組みを多く展開している（根拠 9-5【ウェブ】）。

【2】世田谷区社会福祉協議会（担当組織：学生部）

2018 年 7 月、世田谷区社会福祉協議会と本学は、「地域福祉の推進に関する包括協定」を締結した（根拠 9-6）。互いに協力し、世田谷区の住民が個人として尊ばれながら、住み慣れた地域で安心して生活するために、さまざまな場面で地域福祉の向上に努めること、地域福祉の向上に駒澤大学の学生が貢献することで、学生の自己形成が進むことを目的としている。この包括協定の締結により、日常的に情報交換を行い、協働により地域の福祉に貢献している。一例としては、3 月に本学で開催している「みんなの発表会」では、大学と地域社会との交流および地域貢献を通じた課外活動による学生の自己形成促進、並びに近隣住民の方々に教育活動の機会を提供することを目的として、本学サークルと地域サークルがステージ演奏や作品展示を行っている。上馬及び深沢まちづくりセンターとともに同協議会が協力団体として参画しており、地域の方々とともに実施している（根拠 9-7【ウェブ】）。

【3】世田谷 6 大学コンソーシアム（担当組織：図書館、教務部、学長室）

世田谷区内に所在する 6 大学（国士舘大学・昭和女子大学・成城大学・東京都市大学・東京農業大学・駒澤大学）が 2001 年 12 月に締結している相互協力協定で、世田谷区に所在する利点を活かし、教育・研究の交流による相互啓発と地域社会へ貢献することを目的としている。2003 年度からは図書館の相互利用を、2015 年度からは協定大学間で相互に教員を派遣し、授業を担当する連携授業事業を実施している（根拠 9-8【ウェブ】）。本学では医療健康科学部を除く全学部において、全学共通科目教養教育科目のライフデザイン分野に「世田谷 6 大学連携総合講座 I～V」を開設している（根拠 9-9）。

【4】防災拠点としての取り組み（担当組織：総務部）

世田谷区と本学は、2006 年 3 月に「災害時における協力体制に関する協定書」を締結している（根拠 9-10）。これは、世田谷区内に災害が発生した場合に、区民、在学在勤者等の安全確保、生活復興等の応急対策を迅速に推進するものである。2007 年 3 月には、新たに「災害時における協力体制に関する協定実施細目」を締結し、駒沢・深沢・玉川キャンパス及び祖師谷グラウンドが、地域住民の一時避難施設として提供対象となっている（根拠 9-11）。2019 年 10 月に発生した台風 19 号接近の際は、世田谷区からの要請を受け一時避難施設として玉川キャンパスを提供し、約 1,200 人の地域住民が避難所として利用した。

【5】南房総市との連携（担当組織：総務部）

本学の富浦セミナーハウスの所在地である千葉県南房総市とは、2011 年 9 月に「津波警報発令時における一時避難施設（場所）としての使用許諾書」を交わしており、地域住民の津波警報発生時の避難場所として提供することとしている（根拠 9-12【ウェブ】）。

2 社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

本学は全てのキャンパスが世田谷区内に所在しており、また全学部ワンキャンパスという立地を活かし、本学教員等が講師を務める多様な学びの機会の提供や産官学連携による取り組みを通じ、教育研究活動の成果を社会に還元することで、知の拠点としての役割を果たしている。社会連携・社会貢献の取り組みは、学部等の教育研究組織のみならず、複数の事務組織においても実施されている。

社会連携・社会貢献に関する教育研究活動の取り組み事例について、以下に記述する。

【1】せたがやeカレッジ（担当組織：総務部）

eラーニングによる生涯学習サイト「せたがやeカレッジ」は、世田谷区教育委員会及び世田谷区に所在する6大学（国士舘大学・昭和女子大学・成城大学・東京都市大学・東京農業大学・駒澤大学）が共同で運営している。インターネットを通じて区民や全国に向けて世田谷区の豊かな知識財を発信し、文化創造型の新しい学習サービスを無料で提供している（根拠 9-13【ウェブ】）。

【2】現代応用経済学科ラボラトリ（担当組織：経済学部）

持続可能な地域経済社会の実現のために、地域社会に開かれた研究拠点として、2018年4月に現代応用経済学科ラボラトリを設立した（根拠 3-29【ウェブ】）。本ラボラトリでは、アントレプレナーシップ（起業活動）を軸に置き、地域に根差した「産官学金」のオープンな連携のもとで、研究・教育・地域貢献を融合させる地域プラットフォームのエンジンとなることを目指して活動している。本ラボラトリが開催する各種シンポジウムやアントレプレナー交流会等の活動は、経済産業省中小企業庁「創業機運醸成事業」に採択されており、起業家育成に向けた様々な事業を展開している（根拠 9-14【ウェブ】）。

【3】放射線治療人材教育センター（担当組織：医療健康科学部）

2016年11月に、株式会社バリアンメディカルシステムズとの産学連携事業として「放射線治療人材教育センター」を設立した（根拠 3-26）。これは、癌治療の3つの柱の一つである放射線治療の専門技術者の人材育成のため、共同で人材教育センターを設立し、癌治療のための高度な放射線治療の実施を支援する医療従事者と学生のための教育コースを提供することを目的としている。さらに、地域高校生に対する模擬授業体験の実施、地域社会に対する「がん教育の講習会」の貢献活動を実施している（根拠 9-15）。

【4】グローバル・メディア・スタディーズ・ラボラトリ（担当組織：グローバル・メディア・スタディーズ学部）

グローバル・メディア・スタディーズ・ラボラトリは、学内外の共同研究の活性化・研究成果の発信・社会的貢献を目的として、2010年度に設置した（根拠 3-28【ウェブ】）。メディアやITに関する研究は学際的かつ産学連携の研究活動の基盤として活動し、研究成果を外部に公開している（根拠 9-16【ウェブ】）。また、本学のジャーナリズム・政策研究所と共催して「社会人ゼミ」を開催している。2019年1月には、「社会とメディア」プロジェクト公開研究会「映像で学ぶ、映像を学ぶ」を開催した（根拠 9-17）。

【5】無料法律相談、市民ロースクール（担当組織：法科大学院）

法科大学院では、東京第一弁護士会とともに、地域住民を対象に無料法律相談会を年2回（春・秋）開催している。春季は本学法科大学院、秋季は渋谷シビック法律事務所において無料法律相談を開催している。2004年10月に開催して以来、毎年開催を継続してい

る（根拠 9-18【ウェブ】）。さらに、2012年11月からは、身近な法律の問題に関する情報や知識を広く一般の方へ提供することを目的に「市民ロースクール」を開講し、2019年11月現在、累計15回実施している（根拠 9-19【ウェブ】）。なお、市民ロースクールは、講演修了後はせたがや e カレッジのコンテンツとして Web 配信されており、社会貢献の一端を担っている。

【6】駒澤大学日曜講座（担当組織：深沢校舎事務室、禅研究所）

1962年から開講している「駒澤大学日曜講座」は、駒沢キャンパスの坐禅堂において坐禅の実践と仏教学の講座を年間30回ほど開催している（根拠 9-20【ウェブ】）。50年にわたる歴史と、建学の理念に直結したその内容から、本学における公開講座の礎であり、今もなお、申込者数が増加傾向にある社会的ニーズの高い講座となっている。

【7】駒澤大学公開講座（担当組織：深沢校舎事務室）

1984年から開講している「駒澤大学公開講座」は、例年、「仏教や禅をテーマとする講座」及び「人文科学・社会科学・医療分野など多様なテーマとする講座」の2講座（各8回）を深沢キャンパス120周年アカデミーホールにおいて開講している（根拠 9-21【ウェブ】）。また、利用者の要望から「フラワー講座」や「英会話教室」も新設している。「健康づくり教室」は、玉川キャンパスにおいて、ジョギング・成人体操・ジュニア体操の3コースを設定し、3期に分けて実施している。

【8】コミュニティ・ケアセンター（担当組織：コミュニティ・ケアセンター事務室）

コミュニティ・ケアセンターは、地域の方々に対する臨床心理学的援助活動を行っており、臨床心理学研究の成果を地域社会の福祉向上に活かせる心理相談機関であるとともに、本学臨床心理学専攻の大学院生の研修機関として公認心理師・臨床心理士の指導のもと、研修相談員（本学臨床心理学専攻の大学院生）が相談に陪席又は担当して相談業務を行っている（根拠 9-22【ウェブ】）。さらに、無料の公開講座、発達検査・知能検査等を実施している。このほか、講習会として、定期的に自律訓練法講習会、ソーシャルスキルトレーニング（SST）を行っている。

【9】学術機関リポジトリ、電子貴重書庫（担当組織：図書館）

図書館では、本学の教育研究活動の成果を公開している。本学において生成された学術論文は、「駒澤大学学術機関リポジトリ」として Web 上に公開され、検索可能な状態に整備されている（根拠 6-39【ウェブ】）。本学の学術情報資源は、研究資料として発信するとともに、長年かけて収集・保存してきた貴重図書2,775点の画像情報を「駒澤大学電子貴重書庫」として、書誌事項の詳細と解題、翻刻を掲載し、研究資料として広く利用に供している（根拠 8-31【ウェブ】）。また、仏教図書館協会による研修会や世田谷6大学コンソーシアムによる相互利用の専門委員会、講演会の開催を行い、相互の情報共有を行い図書館運営の連携を図っている（根拠 9-23【ウェブ】）。さらに、一般の方にも図書館を開館しており、館内閲覧や書籍等の貸出（2週間・5冊まで）を行っている（根拠 9-24【ウェブ】）。

【10】禅文化歴史博物館（担当組織：禅文化歴史博物館事務室）

禅文化歴史博物館は、元々は1928年に図書館として建設・利用されていた建物であり、現在の図書館が完成後「耕雲館」の名称変更し、仏教行事等を行う施設として利用されていた。1999年に「東京都歴史的建造物」に選定されたことを契機に博物館としてリニューアルする計画が進められ、2002年に開校120周年記念事業の一環として「禅文化歴史博物館」

の名称として開館した（根拠 9-25【ウェブ】、根拠 9-26【ウェブ】）。年間を通じて開館しており、常設展示室、企画展示室、大学史展示室において、大学の所蔵品を地域社会に公開している。

その他、各学部・研究科、附置研究所においても公開講演会等を実施し、広く一般にも門戸を開いている。また、研究者情報データベースを Web 検索できるなど、教員の研究に関する情報を公開しており、世田谷シニアスクールなど世田谷区内で活動する団体に本学教員が講演等で協力するなど、学術資源の提供を多方面で展開している（根拠 2-40【ウェブ】）。

3 地域交流、国際交流事業への参加

【1】大学学長と区長との懇談会（担当組織：学長室）

2014年7月より開催されている「大学学長と区長との懇談会」は、世田谷区内に所在する大学（国士舘大学、産業能率大学、昭和女子大学、成城大学、多摩美術大学、テンプル大学ジャパンキャンパス、東京医療保健大学、東京都市大学、東京農業大学、日本女子体育大学、日本体育大学、日本大学、明治大学、駒澤大学）の学長と世田谷区長との定期的な懇談を通じて、区と区内大学（学部）とによる連携の取り組みの推進について共通理解を深めることにより、知のネットワーク「大学が輝くまち せたがや」の着実な進展が図られることを目指して開催されている（根拠 9-27【ウェブ】）。「第6回大学学長と区長との懇談会」は、駒沢キャンパスの種月ホールを会場として開催され、各連携プロジェクトの進捗状況報告、世田谷プラットフォーム等に関する報告及び協議、大学と自治体との連携等について意見交換が行われた。

【2】地域における国際交流事業（担当組織：国際センター事務室）

ア 地域グローバル化推進講座

国際交流事業について、2016年より地域住民を対象に「地域グローバル化推進講座」を開講している。語学講座のみならず、イギリス、スペイン、ドイツといった外国文化に関する講座を本学教員が講師となり開講してきた（根拠 9-28）。

イ 来日プログラム「KOMSTUDY」

毎年、オーストラリアのクィーンズランド大学からの短期留学生を受け入れている KOMSTUDY（コムスタディ）では、地域の方々にホストファミリーとして運営に協力していただいている。KOMSTUDY で来日した短期留学生は、11月下旬から12月中旬の間、本学に留学し、日本語学習や様々な日本文化を体験している。本学学生が短期留学生の生活をサポートするボランティアとなることで、学生にとっても異文化交流や英語によるコミュニケーションを実践する機会になっている（根拠 9-29【ウェブ】）。

ウ 世田谷区「国際化プロジェクト」への参画

世田谷区との大学連携プロジェクトの1つである「国際化プロジェクト」のリーダー校として、世田谷区の魅力発信プロジェクト「Pick-up SETAGAYA」を担当し、学生・留学生と協働し、Facebookによる情報発信を行っている（根拠 9-30【ウェブ】）。また、同プロジェクトの「せたがや国際交流ラウンジ」は、本学の交換留学生がナビゲーターとして参加し、各テーマに対する母国と日本との比較をプレゼンテーションし、「せたがや」の現状と可能性をグループごとに語り合い、参加者間でシェアする取り組みを年4回にわたり実施

している。(根拠 9-31)。

【3】スポーツ等の課外活動やゼミ活動、ボランティアによる地域連携・地域交流事業(担当組織：学生部、各学部等)

課外活動の一環として地域に貢献することによる学生の自己形成達成を目的として「こども大学」、「スポーツフェスティバル」、「みんなの発表会」を開催している。中でも「スポーツフェスティバル」「みんなの発表会」は実行委員会形式を採用し、行政、地域自治会、児童館及び小学校等の意見も汲み取り、高齢者や障がい者向けのプログラムも実施している。

ア こども大学

2018年より、大学と地域社会との交流及び地域貢献を通じた課外活動による学生の自己形成促進、並びに近隣住民の方々に教育活動の機会を提供することを目的として、本学文化系サークルが小学生の夏休み自由研究の支援を行っている(根拠 9-32【ウェブ】)。2019年は7月に開催し、1,358人の来場があった。

イ スポーツフェスティバル

2016年より、「地域は家族」を大きなテーマとし、「教育活動の機会提供」と「地域における共生社会の実現」を目的として、スポーツ教室・体験会、運動会企画などを開催している。スポーツ教室・体験会は、体育会に所属する現役学生アスリートがそれぞれの部のスポーツについて地域の子どもたちに優しく楽しく実演・指導を行っている(根拠 9-33【ウェブ】)。本取り組みは、世田谷プラットフォームに後援をいただくとともに、世田谷区、玉川キャンパス近隣のまちづくりセンター、小学校、児童館、社会福祉法人、地域のサークル並びに企業等の協力により開催されている。2019年は11月に開催し、1,123人の来場があった。

ウ みんなの発表会

2019年より、大学と地域社会との交流及び課外活動を通じた地域貢献による学生の自己形成促進、並びに近隣住民の方々に教育活動の機会を提供することを目的として、本学サークルと地域サークルがステージ演奏や作品展示を行っている(根拠 9-7【ウェブ】)。本取り組みは、世田谷プラットフォームに後援をいただくとともに、世田谷区、世田谷区社会福祉協議会、近隣のまちづくりセンター、小学校、自治会の協力により開催されている。2019年は3月に開催し、1,450人の来場があった。

エ オリンピック・パラリンピック教育への協力

2017年度より、世田谷区内の小中学校で実施されているオリンピック・パラリンピック教育においては、体育会に所属する学生及び総合教育研究部スポーツ・健康科学部門の教員及び課外活動指導者(本学職員)が、近隣小学校の体育の授業に協力している(根拠 9-34【ウェブ】)。これまで、空手道部、サッカー部、ボクシング部、陸上競技部、体操競技部による協力が行われており、本学施設のみならず、近隣の小中学校に出向いて行われている。また、小学校のサマースクールには、経営学部のゼミがワークショップを行うことで企画運営に参画し、地域交流事業を展開している(根拠 9-35【ウェブ】)。このほか、児童館主催の地域交流イベントには、体育会学生が運営に協力している(根拠 9-36【ウェブ】)。

【4】地域の清掃活動(担当組織：総務部)

上馬まちづくりセンターを拠点に年3回行われている「上馬クリーンキャンペーン」に

学生・教職員が参加し、上馬地域の自治会の方々とともに駒沢大学駅周辺の清掃及び放置自転車対策の活動を行っている（根拠 9-37【ウェブ】）。さらに、大学として年 2 回（2 週間ずつ）、月 1 回の「地域環境クリーン活動」を実施し、学生の通学経路である駒沢大学駅～駒澤大学エリアや、深沢キャンパス周辺、駒沢公園等、地域の美化活動に取り組んでいる（根拠 9-38【ウェブ】）。

【5】庭園開放（担当組織：深沢校舎事務室）

2007 年より、深沢校舎建設時に住民への説明会で提示された使用管理体制に基づき、深沢キャンパスの日本庭園を春（桜の時期）・秋（紅葉の時期）の 2 回、それぞれ 2 週間程度（日・祝日含む）、地域の方々に開放している（根拠 9-39【ウェブ】）。

【6】地域との融合を目指す取り組み（担当組織：総務部、教育振興部、同窓会等）

自治会等での催しなど、地域コミュニティへ積極的に参加している他、施設使用については、自治会からの要望に可能な限り応えている。また、2002 年より開催している本学同窓会東京都支部主催の「駒沢ふれあい夏まつり」は、駒沢キャンパスを会場に行われており、地域住民には駒沢エリアの夏の風物詩として認知されている。さらに、近隣住民との意見交換会を実施している（根拠 9-40【ウェブ】）。

点検・評価項目③：社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料・情報）に基づく点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

社会連携・社会貢献の適切性に関する点検・評価は、活動内容を踏まえ学部等、研究科、附置研究所、大学事務等において行われ、各組織の点検・評価結果に基づき、全学的な点検・評価を全学自己点検・評価委員会において検証し、その内容を「全学自己点検・評価結果報告書」に取りまとめている。

また、各組織がそれぞれの取り組みに関するアンケート調査等を実施し、アンケート結果を踏まえ、次回以降の取り組みの改善・向上に繋げている。例えば、公開講座については、受講者アンケートの結果を公開講座運営委員会において委員間で共有し、受講生の意見を参考にしながら、公開講座の運営改善に努めている。改善事例としては、例年、公開講座は土曜日に開講してきたが、受講者の要望等をもとに検討し、2019 年度から、英会話講座、フラワー講座等の講座を新たに平日にも設定した（根拠 9-21【ウェブ】）。また、「こども大学」、「スポーツフェスティバル」、「みんなの発表会」等、学生部主管の取り組みについては、年 8 回開催する学生部委員会において、各種実施計画及び実施結果の総括を報告・審議するとともに、必要な改善点、次年度の取り組みにつなげている（根拠 9-41）。

しかしながら、本章点検・評価項目②において既述したとおり、本学では各組織において多様な社会連携・社会貢献活動が行われているが、それらの活動を統括する事務組織又は委員会組織等が存在しないため、責任の主体や手続き等が明確になっていない点は課題であり、「2019 年度全学自己点検・評価結果報告書」においても統括組織の検討が優先検討課題として示されている。

本課題については、2019年度に策定した「駒澤大学社会連携・社会貢献に関する基本方針」において、「5.適切な社会連携・社会貢献を実現するための組織構築」を掲げており、その具体化を図るため、令和元年度11月開催の教学運営会議において、「社会連携センター（仮称）設置準備ワーキンググループ」を設置することが審議・承認され、センター設置に向けた検討が進められている。

（2）長所・特色

2019年11月に策定した「駒澤大学社会連携・社会貢献に関する基本方針」や、「学校法人駒澤大学憲章」「学校法人駒澤大学行動規範」「駒澤大学産学官連携ポリシー」に示されている「社会連携・社会貢献」に関わる事項とともに、学校法人駒澤大学長期ビジョン「駒澤2030」においても「産業界、官庁（地方公共団体）、地域社会といった社会からの要請に応じ本学の教育・研究活動の成果を社会に還元するとともに、社会からは本学の教育研究の発展に資する資源の提供を受け、双方が発展していくための“繋がり”（連携体制）を強化し、社会課題の解決に直接貢献します。」と将来を見据え、明示している。

本学の社会連携・社会貢献についての特色は、上述のとおり、現在、社会連携・社会貢献に関する大学としての取り組みは、活動内容に即した学部等、研究科、附置研究所、大学事務等を中心に推進しており、事業によっては、関連する大学事務組織等が協同で実施している。

産学官連携の推進や自治体との地域連携活動および、社会一般に向けての貢献活動として、多様なジャンルに取り組んでいることである。

【1】学外組織との連携

点検・評価項目②に既述したとおり、世田谷プラットフォームは、世田谷区、区内産業界及び本学を含む世田谷区内に所在する6大学が、各大学の特色化と資源集中を促し、世田谷区民、同区に通う学生・生徒、所在企業、訪問者、同区と交流する地方自治体等に、各大学の得意分野を活かした高等教育や実務教育、地域の課題解決のための調査・研究協力等を実施することを目指し発足した。それをもとに、2018年度私立大学等改革総合支援事業タイプ5「プラットフォーム事業【発展Ⅱ型】」に申請し、採択された（根拠9-42【ウェブ】）。なお、2019年度も「令和元年度私立大学等改革総合支援事業タイプ3「地域社会への貢献」」に申請し、採択されている。事業としての実績は、協同で保護者向けの大学説明会の実施、教育支援活動、合同企業説明会の実施等がある。さらに、「世田谷プラットフォーム報告会」を開催している。本学で既に実施している公開講座、せたがやeカレッジの講座、区内小中学校への教育支援・学生ボランティア活動、障がい者支援活動、地域進行・交流イベント、防災教育、区内産業界のインターンシップへの学生参加促進、社会人向け教育プログラムの提供、創業機運醸成のためのイベント開催、国際化推進イベント参画・協力、6大学の協同FD・SD研修会の開催、6大学の単位互換科目の開設、施設の共同利用、6大学の共同学生募集活動、学生ボランティア派遣活動等の取り組みを、世田谷プラットフォームの取り組みとして提供し、また参画している。

せたがやeカレッジについては、各大学が持つ学術分野の特長を活かし、コンテンツを作成しており、多くの人が、端末の種類にとらわれず、また、通勤時等にも利用できるよう、YouTubeで配信している。

【2】学術資源を活用した地域連携・社会連携事業

点検・評価項目②に既述したとおり、現代応用経済学科ラボラトリの各種シンポジウム、アントレプレナー交流会などの活動については、経済産業省中小企業庁「創業機運醸成事業」に採択されており、大学内外で同事業に関わるイベント等を開催している。

2018年度に設立した「放射線治療人材教育センター」については、放射線治療を中心とした産学連携研究や企業の技術者の技能向上の為の交流事業や地域高校生に対する模擬授業の実施、地域社会に対する「がん教育の講習会」の貢献活動が、特色として挙げられる。

【3】国際交流事業

点検・評価項目②に既述したとおり、世田谷区の大学連携国際化プロジェクトのリーダー校として、「Pick-up SETAGAYA」のウェブサイトを在学生・留学生の協力により情報発信し、同プロジェクトの「せたがや国際交流ラウンジ」では、本学の交換留学生がナビゲーターとして地域との交流を進めている。

【4】スポーツ等の課外活動やゼミ活動、ボランティアによる地域連携・地域交流事業

点検・評価項目②に既述したとおり、「スポーツフェスティバル」、「みんなの発表会」は実行委員会形式を採用し、行政、地域自治会、児童館及び小中学校等の意見も取り入れて開催され、本学の学生が運営に携わり、活躍している点も特長である。来場者数は1,000人を超えており、地域の方の関心も高く、評価に値する取り組みといえよう。

(3) 問題点

点検・評価項目①に既述したとおり、「駒澤大学社会連携・社会貢献に関する基本方針」は、2019年11月に制定されたばかりであり、本方針を具体化するための事業計画が大学各組織において現状では策定されているわけではないため、今後は本方針を踏まえ、各組織における社会貢献・社会連携のあり方について検証し、事業計画を策定することが求められる。また、点検・評価項目②及び③に既述したとおり、本学では各組織において多様な社会連携・社会貢献活動が行われている一方で、それらの活動を統括する事務組織または委員会組織等が存在しないため、責任の主体や手続き等が明確になっていない点は課題であり、統括的組織の設置が必要であると考えられる。特に、産官学連携を行うための大学としての窓口にあたる組織が存在しないため、今後、より活発に産官学連携を推進していくために、産官学連携を統括・推進するための新たな組織の新設あるいは事務組織改編が必要であると考えられる。

現在、駒澤大学教学運営会議において、社会連携センター（仮称）設置準備ワーキンググループを設置し、社会連携センター（仮称）設置準備ワーキンググループメンバーが各組織から選出され、センター設置に向けた検討が進められている。

(4) 全体のまとめ

社会連携・社会貢献については、建学の理念のもと、「学校法人駒澤大学憲章」、「学校法人駒澤大学行動規範」、「駒澤大学産学官連携ポリシー」に明文化している。これらに加え、明確な方針として、2019年11月に「駒澤大学社会連携・社会貢献に関する基本方針」を新たに策定・公表している。これらの方針に基づき、教育・研究の成果を社会に還元する

ために学部等・研究科、研究所、大学事務等の各組織において社会貢献等の活動を推進するとともに、学外組織と連携し、地域における国際交流事業、スポーツ等の課外活動やゼミ活動、ボランティアによる地域連携・地域交流事業、自治体等との連携事業に取り組むなど、その活動範囲は多岐にわたっている。

具体的な取り組みでは、教員の研究の還元のみならず、学生からの多大な協力を得ながら進められている取り組み事例も多く、また老若男女問わず様々な世代を対象とした取り組みも多い。

今後は、社会連携・社会貢献の窓口となり、地域社会や産官学等との連絡調整を行い、学内の様々な部署等への橋渡し、社会連携の体制を構築する役割を担う組織の設置あるいは組織改編を行うことにより、自治体・自治会、産業界等からの要望にも対応できる体制構築を進め、社会連携・社会貢献に関する取り組みを一層充実させることが可能になると考える。

以上のことから、「第9章 社会連携・社会貢献」については、大学基準を満たしているといえる。

第10章第1節 大学運営

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示

評価の視点2：学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

1 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示

本学では、2019年度に「駒澤大学大学運営・財務に関する基本方針」の制定・公表している（根拠 10-1-1【ウェブ】）。

本学では、既述のとおり（第3章）、従来は「学校法人駒澤大学憲章」及び「学校法人駒澤大学行動規範」を掲げ、これらを大学運営に関する方針と位置づけ、大学運営を行ってきた。また、2017年度には「学校法人駒澤大学長期ビジョン『駒澤2030』」を定め、これに基づく「学校法人駒澤大学施策体系」及び「学校法人駒澤大学中期事業計画」を策定し、これを具体化する単年度の事業計画を策定し、大学運営を行っている。

2 学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

「駒澤大学大学運営・財務に関する基本方針」は、2019年10月開催の教学運営会議において審議・承認された後、全学教授会（11月開催）及び事務部長会への報告が行われた（根拠 10-1-2）。また、大学ホームページ上に公表しており、広く社会に周知し、高等教育機関としての説明責任を果たしている。

点検・評価項目②：方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点1：適切な大学運営のための組織の整備

- ・学長の選任方法と権限の明示
- ・役職者の選任方法と権限の明示
- ・学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備
- ・教授会の役割の明確化
- ・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化
- ・教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化
- ・学生、教職員からの意見への対応

評価の視点2：適切な危機管理対策の実施

1 適切な大学運営のための組織の整備

【1】学長の選任方法与権限の明示

学長の選任は、「駒澤大学学長選考に関する規程」に基づき、駒澤大学の教授のうち、告示日に本学において5年以上の教授歴を有する者の中から選考し、理事会の議を経て理事長が任命する（根拠 10-1-3）。学長の任期は4年であり、再任する場合は2回の任期を超えて在任することはできない。選任に際しては、学長選挙管理委員会を開催し、選挙は投票用紙による投票が行われ、選挙人は本学に勤務する勤続1年以上の専任教職員が対象となる。また、学長の解任請求は、「駒澤大学学長解任請求に関する規程」に基づき行うことができる（根拠 10-1-4）。解任投票申請には、申請代表者1名及び選挙人の3分の1以上の自筆による署名及び捺印を必要とし、学長選挙管理委員会に申請を行う。解任投票申請が受理された場合は学長解任請求投票を行い、選挙人の過半数の賛成をもって解任請求が成立する。

学長の職制については、「駒澤大学学則」「駒澤大学大学院学則」「駒澤大学大学院法曹養成研究科（法科大学院）学則」において、「駒澤大学学長が校務をつかさどり、所属教職員を統督する。」と規定されている（根拠 1-3（P.11）、1-4（P.7）、1-5（P.2））。また、「学校法人駒澤大学寄附行為」第9条及び第25条において、学長は本法人の理事となり理事長を補佐し学校法人の業務を掌理すること、学長は評議員に選任されることが規定されている（根拠 1-1）。

【2】役職者の選任方法与権限の明示

本学の役員は、「学校法人駒澤大学寄附行為」において、理事13人、監事3人を設けることが規定されている。理事の内訳は、寄附行為第9条第1項第1号に定める理事2人（総長及び駒澤大学学長）、同第2号に定める理事1人（駒澤大学高等学校長及び駒澤大学附属苫小牧高等学校長のうちから理事会において選任した者1人）、同第3号に定める理事4人（曹洞宗責任役員会の推薦した者）、同第4号に定める理事2人（評議員のうちから評議員会において選任した者）、同第5号に定める理事4人（理事長の推薦する者2人、この法人の教職員のうちから駒澤大学長の推薦する者2人）である。監事は、この法人の理事、教職員又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任することが規定されている。また、「学校法人駒澤大学寄附行為施行細則」において、理事会において選出する監事候補者のうち1人を常勤監事とすることが規定されている（根拠 10-1-5）。

ア 総長

総長は、「学校法人駒澤大学寄附行為」に基づき、理事会において選定し、理事長が任命する。任期は4年とし、再任を妨げない。ただし、8年を超えて在任することはできない。総長の権限については「仏教の教義並びに曹洞宗立宗の精神の具現につとめ、この法人が設置する諸学校の建学の理念にかかる教学を総括する。」と規定されている。

イ 理事長

理事長は、「学校法人駒澤大学寄附行為」に基づき、曹洞宗責任役員会の推薦した者（4人）の中から1人を、同第9条第1項第5号で定める理事を除く理事総数の過半数の議決により選任する。任期は4年とし、再任を妨げないが、8年を超えて在任することはできない。理事長の職務は、「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。」と規定さ

れている。

ウ 執行理事

執行理事は、「学校法人駒澤大学寄附行為」に基づき、理事のうちから理事会の議を経て選任する。任期は、理事長の在任期間中とする。「学校法人駒澤大学理事会規程」に基づき、担当執行理事（駒澤大学教育・研究担当、駒澤大学学生支援担当、総務・人事担当、財務担当、法人諸学校担当）を任命している（根拠 10-1-6）。なお、法人諸学校担当は、総務・人事担当執行理事が兼務している。執行理事の職務は、「理事長を補佐し、この法人の業務を分掌する。」と規定されている。また、「学校法人駒澤大学寄附行為施行細則」に基づき、理事長が執行理事会議を設け、「執行理事会議規程」に基づく業務執行の確認を行っている（根拠 10-1-7）。

エ 副学長

副学長は、職制については「駒澤大学学則」「駒澤大学大学院学則」「駒澤大学法曹養成研究科（法科大学院）学則」において「副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。」と規定されている。職位については「学校法人駒澤大学事務組織規程」において「担当副学長は、それぞれの業務を担当する執行理事及び本学の学長の命を受け、当該担当事務群の事務全般を所掌し、事務の円滑な運営に努め、担当部署における事務の相互の連携・調整をはかる。」と規定されている（根拠 7-2）。

なお、駒澤大学教育・研究担当執行理事が教育・研究担当副学長を、駒澤大学学生支援担当執行理事が学生支援担当副学長を兼務している。また、副学長の職務権限を明確化するために、現在、教学運営会議において規程の制定に向けた審議が進められている。

オ 学部長・研究科委員長・研究科長

学部長・研究科委員長・研究科長は、「駒澤大学学則」「駒澤大学大学院学則」「駒澤大学大学院法曹養成研究科（法科大学院）学則」に基づき、学部長・研究科委員長・研究科長を置き、学長を補佐して学部・大学院・法科大学院に関する校務をつかさどることが規定されている。学部長の選任は「学部長の選任に関する規程」に基づき、当該学部に所属する教授の中から学長がこれを委嘱する（根拠 10-1-8）。任期は2年とし、再任を妨げないが、引き続き4年以上在任することはできない。研究科委員長の選任は「駒澤大学大学院学則」に基づき、当該研究科委員会において推薦し、学長がこれを委嘱する。任期は2年として、再任を妨げない。研究科長の選任は「駒澤大学法科大学院法曹養成研究科（法科大学院）規程」に基づき、研究科教授会において互選し、学長がその意見を聴き、これを委嘱する。任期は2年とし、再任を妨げない。

なお、総合教育研究部については、「駒澤大学学則」及び「総合教育研究部教授会規程」に基づき、学部長に準ずる職制として総合教育研究部長を置き、学長を補佐して総合教育研究部に関する校務をつかさどることが定められている（根拠 1-3 (P. 12)、6-19)。

【3】学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備

「学校教育法施行規則及び国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令」が2015年4月1日から施行されたことに伴い、学長の権限と責任について明確にするよう学内諸規程の総点検・見直しを行った（根拠 10-1-9）。例えば、「学部教授会規程」第3条審議事項において、「学部教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり審議し、意見を述べるものとする。」と改正され、学部教授会による審議を受けて最終的な意思決定を行

うのは学長であることが明確にされた（根拠 10-1-10）。

【4】教授会の役割の明確化／学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化

本学の教授会機能として、各学部及び総合教育研究部には教授会、大学院には研究科委員会、法科大学院には研究科教授会が置かれている。教授会は、学長が決定を行うに当たり審議事項（学生の入学・卒業、学位の授与、教育研究の基本方針、教育課程及び教育組織の編成、教育研究予算計画、学業成績の認定、教育内容・教育方法等の検証及び改善、教員の任用・休職・退職等身分に関する事項、兼任教員等の委嘱等）について、意見を述べるとしている。このほか、学長・副学長・学部長等がつかさどる教育研究に関する事項（講義分担等授業、休学・復学・退学・除籍・転学等学生の身分、試験及び卒業論文等、学生の指導及び賞罰並びに奨学生等の推薦、学部長候補者の推薦、全学教授会委員及び各種委員の選出、全学教授会に提案あるいは付託すべき事項等）について審議し、学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。各学部には、それぞれ「学科委員会」を置き、学部教授会に提案すべき事項等について審議が行われている（根拠 10-1-11）。

大学院には「駒澤大学大学院学則」に基づき「大学院委員会」を置き、学長が決定を行うに当たり、大学院の学位の授与、大学院全体にわたる教育研究に関する重要な事項について審議し、学長に意見を述べることができる。なお、大学院の人文科学研究科には「大学院人文科学研究科専攻委員会」を置き、研究科委員会に提案・付託すべき事項等について審議が行われている（根拠 6-21）。

また、本学では「駒澤大学学則」に基づき「全学教授会」を置き、学長が決定を行うに当たり、全学にわたる教育研究に関する重要な事項、全学にわたる教育研究に関する基本的事項並びに各学部等間の連絡調整について審議し、学長に意見を述べることができる（根拠 2-2）。「全学教授会」には、学長、各副学長、大学院各研究科委員長及び法科大学院研究科長、各学部長等、図書館長、教務部長、学生部長及び入学センター所長、各学部等から選出し学長の委嘱を受けた3人（医療健康科学部及びグローバル・メディア・スタディーズ学部を除く）、医療健康科学部及び法科大学院から選出し学長の委嘱を受けた1人、グローバル・メディア・スタディーズ学部から選出し学長の委嘱を受けた2人の計46人により構成されている。

【5】教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化

理事会の小委員会として「学校法人駒澤大学法人政策検討委員会」を設置することが2017年4月開催の理事会で議決された（根拠 10-1-12）。「学校法人駒澤大学法人政策検討委員会」では、理事長が委員長となり、本法人の経営計画に資する総合的な法人全体の政策（施策体系）を策定し、理事会への提言を行う機能を担っている。年度内に2～3回程度開催され、理事会に提案する事項について確認を行っている。

委員は、理事長、学長、総長、執行理事4人、法人諸学校の校長のうち1人、曹洞宗責任役員会の推薦した者のうち2人、学部長理事1人、駒澤大学学部長等及び駒澤大学法曹養成研究科長のうちから駒澤大学学長が推薦し理事会の議を経て理事長が任命する者2人の計13人で構成されている。また、「学校法人駒澤大学法人政策検討委員会」の下には、各法人の政策を検討するための作業部会として、「事業計画策定部会」「財務計画策定部会」「施設整備部会」「人材職場環境整備部会」「法人諸学校管理運営部会」の5つの部会が設置され、それぞれの部会に関連する執行理事、局長及び事務組織の部長が構成員として出

席している。

【6】 学生、教職員からの意見への対応

学生からの意見は、学生生活実態調査に該当する取り組みとしてアセスメントテストを毎年実施し、学修時間数や学修行動調査の把握と共に行っている（根拠 4-79、10-1-13）。このほか、新入生オリエンテーション時のアンケート調査、卒業時調査アンケート、英語能力テストの取り組みを毎年実施し、入学時から卒業時までの学生に成長等に関する情報の収集・分析も行っている。調査結果の一部は、学生や教職員に公開している。また、学生FDスタッフからは、学長との意見交換会の場が設けられている（根拠 6-36【ウェブ】）。

教員からの意見は、各学部教授会等から出された意見を「全学教授会」に提案し、学長に意見を述べている。職員からの意見は、毎週開催されている「執行理事会議」に各事務組織からの提案が出されており、理事長、学長、各執行理事が確認を行い、理事会に提案すべき事項を調整している。

2 適切な危機管理対策の実施

本学では、震災その他あらゆる危機に適切に対処し、人命を守り、財産を保護するとともに、大学の秩序と平穏を維持することを目的として「駒澤大学危機管理に関する規程」を2003年に制定した（根拠 10-1-14）。同規程に基づき、学長が委員長となり教職協働体制による「危機管理委員会」を開催し、危機管理についての意思決定等について審議を行っている。このほか、危機管理問題について検討するため「危機管理問題検討委員会」を設置し、突発的災害に対するマニュアルの作成等を行っている（根拠 10-1-15）。

また、各キャンパス及び飛び地にある施設に関して、防火管理について必要事項を定め、火災を予防するとともに、火災、地震その他の災害等による人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的として、消防計画を定めた規程を制定している（根拠 10-1-16）。「駒澤大学消防計画」に基づき、職員による「自衛消防隊」を結成し、毎年玉川消防署主催の「自衛消防活動技術大会」に参加し、訓練の成果を披露している（根拠 10-1-17）。このほか、学生・教職員が参加可能な消防訓練を年1回開催している。さらに、「応急手当講習会」を開催し、体育会団体所属学生を中心にAED（自動体外式除細動器）等の操作方法を学ぶ訓練を実施している（根拠 10-1-18【ウェブ】）。

このほか、情報資産を守るための情報セキュリティ対策を「駒澤大学情報セキュリティ基本規程」に定めている。2017年3月からは、インシデント発生時の対応手順を「情報セキュリティ事故対応マニュアル」として学内グループウェア上に公開している（根拠 10-1-19）。また、「駒澤大学ソーシャルメディアガイドライン」を策定し、大学ホームページ等へ公表し、インターネットを通じた情報発信のルールについて教職員及び学生に周知している（根拠 10-1-20【ウェブ】、根拠 10-1-21【ウェブ】）。なお、2019年11月8日に開催された「文部科学省関係機関 CISO マネジメント研修」には、本学の総合情報センターを担当する教育・研究担当の副学長が出席し、最高情報セキュリティ責任者（CISO）が備えるべき情報セキュリティに関する知識等について研修を受けている。

点検・評価項目③：予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

評価の視点1：予算執行プロセスの明確性及び透明性

- ・内部統制等
- ・予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

1 予算執行プロセスの明確性及び透明性

予算は、「学校法人駒澤大学予算会議規程」に基づき、理事長が議長となる「予算会議」において次年度の予算編成方針等について審議し、その編成方針に基づき各事務組織は次年度「事業・業務計画書」を作成している（根拠 10-1-22）。「事業・業務計画書」に記載された各事務組織の次年度予算は、「学校法人駒澤大学法人政策検討委員会」の作業部会である「事業計画策定部会」や財務部及び法人企画部が全ての事務組織に対して行う予算ヒアリング等の場を通じて確認・検証が行われ、予算の透明性・客観性・妥当性の確保に努めている。また、予算執行時には稟議決裁を行うとともに、必要に応じて「契約審査会」で審査を行い、支払稟議により支出内容を精査している（根拠 10-1-23、10-1-24、10-1-25）。

予算執行に伴う効果を分析・検証する取り組みとしては、契約予定価額が500万円以上及び重要な物件等の調達について、事業の起案部署に「契約事項伺書」の作成を指示し、財務担当執行理事が委員長となる「契約審査会」を原則月1回開催し、契約（調達）の透明性と合理的かつ経済的な発注・契約であるかを審査している。金額が高額ではない（500万円未満）契約については「契約事項企画書」の作成を指示し、稟議書に添付して稟議を行っている。また、各部から各月の予算執行状況を記載した「月別予算執行管理表」を提出させ、予算執行状況を把握するとともに、「予算会議」においてその状況を報告している。

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

評価の視点1：大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

- ・職員採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況
- ・業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備
- ・教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）
- ・人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

1 大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

大学の事務組織については、「学校法人駒澤大学事務組織規程」に基づき、法人本部（総務局及び財務局で構成）、駒澤大学（学長室、教育・研究事務群及び学生支援事務群で構成）、内部監査室の3部門で構成されている（根拠 7-2、10-1-26【ウェブ】）。なお、総務局と財務局に置かれた事務組織は、法人本部と駒澤大学の両方の事務組織を兼ねている。

職員の採用については、「職員採用に関する規程」に基づき、「職員人事委員会」の議を経て理事長が決定している（根拠 10-1-27）。職員の昇格は、「駒澤大学職員の資格に関する規程」に基づき、資格基準表に定める必要滞留年数を満たしている者を職員人事委員会

の議を経たうえで、一段階上位の資格に昇格させている（根拠 10-1-28）。また、参事（部長相当）、参事補（課長相当）、主事（係長相当）の資格昇格については、前述の資格基準に加え、その者の勤務成績が特に良好であることが明らかでなければならないことを昇格の条件として定めている。

専門的な知識及び技能を有する職員の育成については、資格取得支援制度を設け、業務に関する資格を取得するための支援を行っている（根拠 10-1-29）。

人事配置については、専門職として採用した職員及び常勤嘱託については専門分野を考慮した配置を行っている（カウンセラー、看護師、SE、学芸員）。事務職として採用した者については、専門職制度を設けていないため、今後、必要に応じて別の給与体系を視野に入れた専門職制度を検討する。

教職協働による大学運営・教学運営については、「駒澤大学教学運営会議」「駒澤大学新図書館棟（仮称）建設委員会」「禅（ZEN）ブランドプロジェクトチーム」など、教員と職員が構成員となっている会議・委員会・プロジェクトチーム等において連携して取り組んでいる。例えば、「駒澤大学教学運営会議」は、学長、副学長、学部長等、法曹養成研究科長、局長、部長により構成されており、これ以外にも学長が必要と判断した者を参加させることができる（駒澤大学教学運営会議規程）。

人事考課については、2017年度より「駒澤大学職員人事評価制度」の運用を開始し、「駒澤大学職員人事評価制度マニュアル」に基づき、適切に行っている（根拠 10-1-30）。具体的には、目標達成度評価と能力行動評価の2項目の合算による総合評価を行い、目標達成度評価は5段階、能力行動評価は4段階で評価している。目標達成度評価は、各部ごとの業務目標及び個々の職務分掌に基づき、職員一人ひとりの仕事を挑戦度や目標の達成度の視点から評価している。評価は、上司と面談のうえで決定し、期末に1年間の取り組みに対する評価を付けている。能力行動評価は、該当する資格等級等に求められる職能要件基準と照らし合わせた仕事の経過や行動から評価している。一般的な部署の場合、1次評価は自己評価を基に主に課長と面談を行い、2次評価者は主に部長による評価の客観性の確認を行い、最終評価をつけている。また、評価に不服のある被評価者が異議申し立てを行う制度も2018年度より設けている。なお、2019年度からの評価については、3年間で2回以上、70点以上の評価を得ることで任用の候補者となることとした。処遇改善については、各人や各部の状況を把握しながら、可能な限り対応している。当該年度の職員人事評価終了後には、全職員にアンケート調査を実施し、職員人事評価制度に対する意見を聴取し、制度の改善及び定着を図っている。

点検・評価項目⑤：大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点1：大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施

1 大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施

スタッフ・ディベロップメント（SD）については、「駒澤大学教職員研修制度推進委員会」が毎年度作成している「教職員研修会実施要項」において、実施方針及び実施計画を明示している（根拠 10-1-31）。2019年度の実施方針は「本学の事業目的を達成するうえで、高

度化・複雑化する諸課題に対応するために人材の育成が求められている。その解決方策として本学の教職員が、業務に必要な知識及び技能等を計画的に付与され、習得することにより、各自の能力を開発、啓発することができる機会を設ける。なお、SD の機会については、学内で企画して実施する研修のほか、関連団体等が実施する研修に積極的に教職員が参加することを促すこととする。」としている。

学内で行う研修制度は、全体研修、階層別研修、その他の研修の3つで構成されている。全体研修の具体的な事例としては、「meet up! Presentation&Pitch」として、職員によるプレゼンテーション会を開催し、発表者のプレゼンテーションスキルの向上を図るとともに、参加者(教職員)と知識・課題等について情報等を共有している(根拠 10-1-32 (P. 1))。階層別研修の具体的な事例としては、「昇任時研修」として、管理職(部長・課長)及び監督職(係長)としての心構え等について学ぶ研修会と通信教育(課長昇任者対象)を行い、役職者として資質向上を図っている(根拠 10-1-32 (P. 5))。

点検・評価項目⑥：大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価

評価の視点2：監査プロセスの適切性

評価の視点3：点検・評価結果に基づく改善・向上

1 大学運営の適切性の定期的な点検・評価

大学運営の適切性の点検・評価について、次年度の事業計画作成を行う際は、理事会・評議員会、理事会の小委員会である「学校法人駒澤大学法人政策検討委員会」及び本委員会の一部会である「事業計画策定部会」において次年度の事業計画策定方針について調整・確認を経たうえで、最終的に理事会において承認されている。これに加え、次年度の事業計画策定に関する実施方針の検討は、法人企画部、人事部、財務部の3部署が連携して行っている。具体的なプロセスとしては、9月以降に「事業計画策定部会」を開催し、次年度事業計画策定の方針について確認した後、「法人・駒澤大学組織運営に関する施策体系「中期事業計画書」(2018年度～2021年度)」の「No.4 中期事業計画・単年度事業計画の進捗管理体制を構築する」に基づき、「2019(平成31)年度事業計画の進捗状況」及び「2020(令和2)年度新規事業の計画概要調査」の確認を実施した(根拠 10-1-33)。その後、11月に次年度事業計画作成依頼を大学各事務部署・法人諸学校に行っている。事業計画は、部署単位の事業計画書(様式A・法人企画部所管)、様式Aの事業計画を課・係単位の業務計画に細分化したもの(様式B・人事部所管)、各事業計画に係る新規事業又は計画変更事業に特化した所要経費内訳(様式C・財務部所管)の3つの様式を作成している。作成された「事業・業務計画書」に基づき、1月に財務部と法人企画部による全部署に対する予算ヒアリングを実施し、予算申請内容の妥当性・適切性等について各部署の担当者と確認・調整を図り、予算と事業計画の精査を行っている。作成された「事業・業務計画書」は、各事務部署の担当執行理事の承認を経たうえで、法人企画部により要点を抜粋・編集した次年度『事業計画書(案)』が作成され、「学校法人駒澤大学法人政策検討委員会」において確認が行われた後、理事会・評議員会へ諮り、審議・承認されている。承認された次年

度『事業計画書』は、4月中に大学ホームページ上で公表している（根拠 2-42【ウェブ】）。

財政に係る運営の適切性の点検・評価について、明確な責任主体・組織・手続きのもと、定期的に検証を実施している。予算編成は「学校法人駒澤大学経理規程」に基づき、「予算会議」において審議するとともに、理事会・評議員会においても審議している（根拠 10-1-23）。執行後の検証としては、公認会計士による会計監査を実施し、予算執行状況については「予算会議」において月ごとの予算執行の状況について報告を行っている。さらに事業実施後には『事業報告書』に財務の情報を掲載するとともに、理事会・評議員会で審議・承認がされている。また、内部統制の監査という観点から、公認会計士による業務手順等に関する監査が強化されており、定期的に検証が行われている（根拠 10-1-34）。

2 監査プロセスの適切性

監査は、監事、公認会計士、内部監査室によってそれぞれ行われている。監事は、「学校法人駒澤大学監事監査規程」に基づき監査を行っており、毎月行われる理事会に出席し、理事会の審議状況及び評議員会への諮問状況を監査するほか、常勤監事1人は、毎週開催される「執行理事会議」に出席しており、稟議決裁を確認するなど理事の日常的な執行状況を監査している（根拠 10-1-35）。さらに、監事会を開催し、常勤監事の監査状況や内部監査の状況等の報告を受け、監事相互の情報共有を図っている。公認会計士による会計監査は、「私立学校振興助成法」第14条に基づき行うことを「学校法人駒澤大学経理規程」に定めて適正に行っている（根拠 10-1-23）。

内部監査室による監査は、「学校法人駒澤大学内部監査規程」及び「学校法人駒澤大学内部監査実施細則」に基づき監査計画を作成し、毎年一定数の部署の定期監査を実施するほか、フォローアップ監査を実施して実効性を高めている（根拠 10-1-36、10-1-37）。このほか、「駒澤大学公的研究費の適正な管理・運営に関する規程」第18条に基づき、公的研究費監査を行い、公的研究費が適正かつ効率的に使用されているか精査・検証を行い、指摘提言を行っている（根拠 8-65）。監査結果は『監査報告書』を作成し、常勤監事及び理事長に報告を行っている。また、内部監査室では「公益通報者保護法」に基づく「学校法人駒澤大学公益通報保護規程」により「公益通報窓口」を設置し、学外の担当弁護士と連携して公益通報者の保護と法令遵守の向上を図っている（根拠 10-1-38）。

以上の三様監査により、それぞれに情報交換する場を設け、個々の監査の合理性、有効性を高め合っている。

3 点検・評価結果に基づく改善・向上

当該年度の事業が完了する3月以降に、法人企画部より大学及び法人諸学校の各組織へ「事業・業務報告書」の作成依頼を行っている（根拠 10-1-39）。今年度の「事業・業務計画書」の計画内容に対して、どのような結果になったのか「達成度（%）」「自己評価」「今後の取り組み」等について点検・評価結果の報告を求めている。各組織が提出した「事業・業務報告書」の内容を一覧形式に編集した資料を執行理事会議に提供し、執行理事会議において確認を行っている。併せて、理事会・評議員会提出用に「事業・業務報告書」から要点を抜粋・編集した『事業報告書（案）』を作成し、法人の概要（建学の理念、沿革、設置する学校、所在地一覧、学生・生徒数、事務組織図、役員等の概要、教職員数、施設等

の概要)、主な事業の概要、財務の概要について掲載している。最終的に理事会で承認された『事業報告書』は、大学ホームページ上で公表されている。

作成された「事業・業務報告書」とこれを一覧形式に編集した資料は、翌年度の「事業・業務計画書」の作成の際に参考資料として各組織に公開し、達成率の低かった事業計画の結果の改善を意識しながら次年度事業計画を作成することで、PDCA サイクルがまわるように工夫している。また、当該事業が計画通りに進展するように、「事業計画策定部会」や担当執行理事間において情報共有を行い、各組織へ適切な指示が行われるようにしている。加えて、2019 年度からは全学自己点検・評価において作成した「自己点検・評価チェックシート」において自己評価を「B または C」の評価としたチェック項目の改善方策が進展するように、全学自己点検・評価の結果と次年度事業計画の作成を連動させた作成要領へと見直しを図った（根拠 7-83）。

（2）長所・特色

点検・評価項目⑤に既述したとおり、学内で行っている全学的な研修制度の 1 つとして「meet up! Presentation&Pitch」の取り組みが挙げられる。この取り組みは、2017 年度から開始されたものであり、以前は「業務研修成果発表会」という名称で行われていた研修制度が基になっている。「業務研修成果発表会」の頃は、学外研修会に参加した職員を中心に 1 日 2 組の応募を受け付け、応募が予定人数に満たない場合には人事部から声かけをして発表者を募っていた。前期と後期の各 1 回、17 時以降に 2 時間程度の学内報告会を開催する取り組みであったが、参加し難い等の理由により近年の参加者数は 80 人程度にまで減少していた（根拠 10-1-40）。このため、2017 年度の駒澤大学教職員研究制度推進委員会において、制度の見直しを提案した。その結果、20 分から 30 分という短いプレゼンテーションを通し、限られた時間内に簡潔にまとめて話す技術を身に付け、さらにはその内容を教職員に必要な知識、情報として学内で共有し活用していくことを目的に開催する研修会へと見直されることとなった（根拠 10-1-41）。なお、meetup は「出会う」というイメージであり、部署間の壁を越え、お互いが顔を合わせる教職協働の機会にする目的も持ち、各プレゼンテーションを通じ、得た知識や情報、新たな課題などを参加者全員と共有し、日々の業務への活用や意識改革へと繋げることを目指している。発表時間は 1 人 (1 グループ) あたり 30 分以内に短縮し、1 日につき 3 人 (3 グループ) の発表を行えるように見直し、複数のテーマを短時間で発表することで、教職員が参加しやすい環境が構築された。発表テーマも、過去に参加した研修会の内容に拘らず、若手職員にも関心を持ってもらえるような自由なテーマによる応募を受け付けるように見直した。例えば、2019 年度前期には「データで変わる？大学におけるデータ活用の可能性を考える」、「令和を越えろ！怒涛の業務効率化 ICT ツール 5 連続」、「私立大学等経常費補助金とは」と題した発表が行われ 72 人の参加者が集まった。こうした取り組みにより、2014 年度は 88 人にまで落ち込んだ参加者数は、2018 年度には 216 人 (2014 年度比 245%) まで増加した。研修会後は、大学が契約しているクラウドサービスである G Suite を活用し、研修会のスライド資料等を専任教職員間で共有できるように学内公開することで、業務の参考にできるように整備されている。なお、研修会終了後には、アンケートを実施し、教職員の関心のあるテーマ等について意見を収集し、次回以降の改善に役立てている。

(3) 問題点

点検・評価項目②に既述したとおり、危機管理委員会は、「駒澤大学危機管理に関する規程」では「定例会」を年間2回開催することが規定されているが、現状は委員長(学長)が必要とするときのみ開催する「臨時会」のみが開催されており、規程に従った運用が行われていない。規程に従い「定例会」を年間2回開催し、危機管理計画の確認や、危機管理に関する情報共有等を図る必要があると考えられる。

このほか、消防計画は各キャンパス及び飛び地にある建物ごとに規程が制定されているが、千葉県南房総市に設置されている富浦セミナーハウスについては、消防計画が制定されていなかった。2019年9月9日に千葉県に上陸した台風15号の際は、富浦セミナーハウスも大規模停電等の被害を受けているため、消防計画を制定する必要があると考えられる。

(4) 全体のまとめ

本学では、大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針として、「学校法人駒澤大学長期ビジョン『駒澤2030』」を策定し、これに基づく「学校法人駒澤大学施策体系(2018年度～2021年度)」及び「学校法人駒澤大学中期事業計画(2018年度～2021年度)」を策定し、さらにこれらに基づく単年度の「事業・業務計画」を各組織において作成し、大学運営が行われている。学内構成員に対して、「学校法人駒澤大学中期事業計画(2018年度～2021年度)」は学内グループウェアを通じて専任教職員に公開し、「大学運営・財務に関する基本方針」は大学ホームページ上で公開されている。

学長や役職者は、関連規程に基づき適切に選任されている。学部等・研究科には教授会が設けられ、学長は教授会等の意見を聞いて、適切に意思決定が行われている。教学組織と法人組織における事業に関する検討は、理事会の小委員会である「学校法人駒澤大学法人政策検討委員会」において検討されている。危機管理に対する体制は、関連規程に基づき適切に整備されているが、規程に従い年2回の危機管理委員会が開催されていないことから、適切に委員会を開催して危機管理対策を講じることが今後の課題である。

予算編成・予算執行については、理事長が議長となる「予算会議」において次年度の予算編成方針等について審議し、その編成方針に基づき各事務組織は次年度「事業・業務計画書」を作成している。予算執行は、「契約審査会」において契約(調達)の透明性と合理的かつ経済的な発注・契約であるかを審査し、適切に行われている。

職員採用及び昇格については、関連規程に基づき「職員人事委員会」を開催し、理事長が決定している。業務内容の多様化・専門化に対応する職員体制の整備については、資格取得支援制度を設け、業務に必要な資格を取得するための支援を行っている。専門職として採用した職員及び常勤嘱託については、専門分野を考慮した配置を行っている。教職協働による大学運営は、各種委員会のほか、プロジェクトチームやワーキンググループにおいて教員と職員が連携した取り組みが行われている。職員の適正な業務評価及び処遇改善については、「駒澤大学職員人事評価制度」に基づき、目標達成度評価と能力行動評価の総合評価により、人事考課が行われている。

大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント(SD)の組織的な実施については、「駒

澤大学教職員研修制度推進委員会」が毎年度作成している「教職員研修会実施要項」に基づき適切に行われている。

大学運営の適切性の定期的な点検・評価については、各組織が前年度作成した「事業・業務計画書」の進捗状況を確認し、年度末に作成する「事業・業務報告書」の作成を通じて点検・評価を行っている。監査プロセスの適切性については、監事、公認会計士、内部監査室による三様監査が行われている。点検・評価結果に基づく改善・向上については、当年度事業の終了後に作成する「事業・業務報告書」に加え、毎年度実施している全学自己点検・評価において課題・問題点を確認したうえで、次年度の「事業・業務計画書」では改善方策を踏まえて作成することで、PDCA サイクルが回る仕組みを構築している。

以上のことから、「第10章第1節 大学運営」については、大学基準を満たしているといえる。

第10章第2節 財務

(1) 現状説明

点検・評価項目①：教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

評価の視点1：大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定

評価の視点2：財務関係比率に関する指標又は目標の設定

1. 中・長期の財政計画の策定

本学では、長期的に安定して教育研究活動を遂行することが可能かどうか検証するために、10年間の財務計画を作成し毎年更新している（根拠 10-2-1）。2008年度に発生した財政状況等の変化に対応するため、日本私立学校振興・共済事業団からの借入金を完済する2014年度までを「財政再建期」と定め、安定的な財政基盤を確保しながら2014年に借入金の完済を達成した。次の段階として、2015年度からは「財政健全化期」と定め、安定した財政的基盤を確立するため、引き続き経費削減、人件費抑制、施設設備整備計画の見直し等を総合的に組み込んだ以下の取り組みを実施し、改善状況を検証している。

- ① 教育改革、教育研究環境の充実等により学生数を確保し、安定した学納金収入を得る。
- ② 人件費を含めた経費削減による事業活動収支差額の増額。
- ③ 駒沢キャンパス再開発のために自己資金を充実させ、自己資金構成比率を上げる。

10年間の財務計画作成に際しては、収入の約8割を占めている授業料等の学納金や、支出の約5割を占めている人件費、さらには多額の支出を伴う建設費について詳細かつ慎重に積算している。特に今後5年間をかけて新図書館の建設や施設設備の大規模修繕等を予定しており、教育研究を充実しつつ、建設に向けて資金計画を立てているところである。本計画は、理事会の小委員会として設置されている「学校法人駒澤大学法人政策検討委員会」の作業部会である「財務計画策定部会」において、財務担当執行理事を中心に検討を重ねている（根拠 10-2-2）。

2. 財務関係比率に関する指標または目標の設定

財務関係比率の指標については、同規模、同系列の他大学や日本私立学校振興・共済事業団発行の『今日の私学財政』を参考に比較検討している。2018年度の大学部門における経常収支差額比率は13.7%、人件費比率は49.1%であった（大学基礎データ 表10）。経常収支差額比率については、施設整備を含めた将来への教育投資の充実を図るためにも重要視し、2019年度の予算編成方針では8%程度を目標とした。また、固定費として減少させることが難しい人件費についても注視し、予算編成方針では駒澤大学の人件費比率50%以内を目標として設定するとともに、統計データとの比較を常に行っている。

点検・評価項目②：教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）

評価の視点2：教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み

評価の視点3：外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄付金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等

1. 財務基盤の確立

「駒澤大学大学運営・財務に関する基本方針」の「7.財務」にも示すとおり、教育研究水準の維持や将来を見据えた計画等を実現するため、計画的に特定資産の積み立てを行っている。具体的には、将来の校舎建設等の施設設備を維持するために、第2号基本金引当特定資産を33億円、減価償却引当特定資産を54億340万円等の特定資産の積み立てを行っている。また、安定的に教育研究水準を維持するために、毎年度の経常収支差額を注視し、2018年度決算では20億8,434万円の収入超過となり、一定水準の財政基盤を確立している（根拠10-2-3）。

なお、2018年度の大学部門における主な財務比率については、以下のとおりである。

事業活動収支計算書関係比率における教育研究環境を表す「教育研究経費比率」は32.9%、教育研究環境を維持、充実するための財政的基盤である「事業活動収支差額比率」は14.0%、貸借対照表関係比率における自己財源の充実度を表す「純資産構成比率」は78.7%、総資産に対する他人資本の比重を表す「総負債比率」は21.3%であった（大学基礎データ表11）。

2. 教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み

毎年度の予算編成については、中・長期財政計画の中の短期計画として捉え、理事会で承認された事業計画及び予算に基づき、適切な予算編成・執行を行うこととしている。予算編成は「学校法人駒澤大学経理規程」及び「学校法人駒澤大学予算会議規程」に基づき、予算会議及び理事会において審議決定している（根拠10-1-22、10-1-23）。

予算編成過程では、「学校法人駒澤大学法人政策検討委員会」の作業部会である「事業計画策定部会」において事業計画を精査するとともに、理事長が発信する予算編成方針に従い予算が適切に編成されているか確認するため、財務部が主管となり、予算単位ごとにヒアリングを実施する仕組みとなっている（根拠10-2-4）。予算執行は、常に予算と実績との比較検討を行い、「駒澤大学予算統制等に関する細則」に基づき適正な執行に努めている（根拠10-1-24）。

また、予算執行に伴う効果を分析・検証する取り組みとして、財務担当執行理事を委員長とする「契約審査会」を原則月1回開催し、本学の重要案件としている1契約500万円以上の調達案件を対象に調達の透明性と合理的かつ経済的な発注・契約について審議している（根拠10-1-25、10-2-5）。

3. 外部資金の獲得状況、資産運用など

収入の約8割を占めている授業料等の学納金以外の外部資金を獲得するために、以下の取り組みを行っている。

寄付金については、学校法人駒澤大学施策体系「中期事業計画」(2018年度～2021年度)「(No.41) 学生生徒納付金以外の収入源の強化」に基づき、寄付金収入の増収を目指している(根拠1-13)。2012年度から2017年度の間、開校130周年事業として「駒澤大学開校130周年記念棟建設基金」の募金活動を行い、約15億円の寄付金額となった。

2018年度(2018年9月)より新たな寄付制度として「教育研究振興募金」、「学生ファーストプロジェクト募金」、「古本募金」、「遺贈・相続財産の寄付」を開始した。「教育研究振興募金」は、教育支援、学生支援、キャリア・就職支援、キャンパス施設環境整備への寄付を主な使途と定めて募金活動を行い、2018年度の実績は、寄付件数371件、約980万円の寄付金額となった。「学生ファーストプロジェクト募金」は、学長が推進するプロジェクトとして、海外連携研修支援、自主的なスキルアップ支援、OB・OGとの交流支援、社会連携・貢献活動への参画支援を主な使途と定めて募金活動を開始し、2019年4月から9月末までの間に、約60万円の寄付金額となった。

2020年3月より、新たに「駒澤大学新図書館建設事業募金」を開始し、目標額3億円を目指して募金活動を開始している(根拠10-2-6)。

また、学校法人駒澤大学が100%出資して設立された事業会社である株式会社KUサポート並びに企業等から、受配者指定寄付金の制度を利用した「教育研究に要する経常的経費寄付金」として寄付され、2018年度は総額1億400万円の寄付金額となった。

募金活動は、学生保証人や同窓生、企業等への趣意書送付のほか、大学ホームページに広く一般へ向けて募金制度の周知が行われている(根拠10-2-7【ウェブ】)。2018年度からは、新たにWEB寄付受付システムの運用を開始し、オンライン上で寄付(クレジットカード決済)が可能となった。

このほか、2019年度に教員の研究費調達のためのクラウドファンディングが行われ、第一段階の目標金額である250万円を達成することができた。引き続き、第二段階の目標金額として500万円を設定して募金活動を継続し、第二段階の目標額も達成し、最終的に総額525万8,000円の寄付金を集めることができた(根拠10-2-8【ウェブ】)。

また、外部資金のうち文部科学省科学研究費補助金、受託研究費、共同研究費等の獲得については、本学の研究活動を推進するとともに、公的研究費(科研費)採択件数増を目指し、かつ、大型研究プロジェクトにも対応できるような体制とするため、2015年度に教務部研究推進課を設置し、外部資金による研究活動支援体制を強化している(根拠1-32)。

例えば、文部科学省科学研究費補助金の採択推進のため、2017年度より、ロバスト・ジャパン株式会社による「KAKEN.orgシステム」を利用した申請書添削サービスを導入した(根拠8-46)。その結果、2018年度採択において採択率33.0%(52件中17件)となり、全国平均の採択率24.9%を上回った(根拠8-47)。

2019年度における科学研究費補助金以外の獲得については、受託研究費2件、奨学研究寄付金2件、その他が1件(厚生労働省科研費・研究分担者)であった。

資金運用については、「学校法人駒澤大学資金運用規程」に則り、安全性を第一とする運用の原則に従い、適切に資金運用を行っている(根拠10-2-9)。資金運用に際しては、理

事会で定めた資金運用方針に基づき資金運用を行うこととし、外部専門家を委員に含めた資金運用委員会で運用商品の選定を行っている（根拠 10-2-10）。また、理事会において半期に一度、運用状況の報告を行うこととしている（根拠 10-2-11）。

（２）長所・特色

点検評価項目①・②に既述したとおり、教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組みに関して、本法人では、2017年に理事会の小委員会として「学校法人駒澤大学法人政策検討委員会」（以下「同委員会」という。）を設置した。同委員会は、経営 IR を強化し、収入増加、恒常的な支出抑制、重点配分事業の決定、新旧事業の見直し、正確な財務計画などを行うことで、事業と予算を連動させた政策立案機能、経営機能の強化を図り、法人全体の政策案を理事会に提案している。

同委員会の作業部会として、法人の事業計画案を策定する「事業計画策定部会」において、毎年度の予算編成過程で各予算単位から提出される新規事業を含めた事業計画を策定している。また、法人の財務計画案を策定する「財務計画策定部会」において、10年間の財務計画に基づく長期の資金計画が策定されている。事業計画策定部会と財務計画策定部会は連携し、毎年度1月に各組織より提出された次年度事業・業務計画書及び予算について予算ヒアリングを実施し、理事長の発信する予算編成方針に則した予算編成が行われるよう調整を図っている。

（３）問題点

点検・評価項目②に既述したとおり、本学では様々な寄付金や外部資金を獲得している。2018年度の募金実績としては、教育研究振興募金が886万7,000円（328件）、古本募金が約1万3,000円（9件）、教育研究に要する経常的経費寄付金が1億400万円（2件）、開校130周年記念棟建設基金が1,000万円（1件）であり、総額が約1億2,288万円であった（根拠 10-2-12）。また、2018年度の外部資金獲得実績としては、科学研究費の直接経費が約3,952万円（新規採択13件・継続採択35件）であった（根拠 10-2-13）。

しかしながら、教育研究に要する経常的経費寄付金は、主に本学の事業会社からの寄付であること、周年事業の新校舎建設基金1,000万円を除くと、教育研究振興募金と古本募金を合計した約888万円が経常的な募金活動による獲得金額であり、大学の予算規模からすると経常的な寄付金収入は少ないといえる。こうした状況を踏まえ、2019年度に新たに「学生ファーストプロジェクト募金」、「遺贈・相続財産の寄付」を開始し、またクラウドファンディングを活用した研究費の獲得を行っており、今後も寄付金等外部資金の獲得を増やすため、制度等の見直しを進めていく必要があると考えられる。

（４）全体のまとめ

本学は、2014年度までを「財政再建期」、2015年度からの期間を「財政健全化期」と定め、安定的で持続可能な大学運営を実現してきた。10年間の財務計画を策定し、新図書館建設をはじめとする施設設備整備計画及び教育研究活動を遂行している。

第2号基本基金等の特定資産の積み立てを計画的に行い財政基盤の確立を図っている。毎年度、事業計画と予算の精査を予算ヒアリングの場を通じて行い、予算執行の際は契約審

査会を開催し、調達の透明性と合理的かつ経済的な発注・契約について審議している。学納金以外の外部資金として、寄付金及び科学研究費等の各種補助金の獲得に努めている。また、関連規程に基づく資金運用によって外部資金の増収を図っている。

以上のことから、「第10章第2節 財務」については、大学基準を満たしているといえる。

終章

終章では、本章の各章において記述した現状説明、長所・特色、問題点の内容を踏まえ、要点をまとめた総括を行ったうえで、今後の展望について述べる。

1. 本章を踏まえた全体の総括

【第1章】理念・目的

本学は、建学の理念に「仏教の教義並びに曹洞宗立宗の精神に則り、学校教育を行うことを目的とする」ことを定め、学内外に広く公表し、また全学共通科目に「仏教と人間」の授業を開設しているなど、建学の理念を踏まえた教育活動を展開している。学則には、各学部等・研究科の目的が建学の理念を踏まえて定めていること明記している。2016年度文部科学省の「私立大学研究ブランディング事業 タイプB（世界展開型）」において、『『禅と心』研究の学際的国際的拠点づくりとブランド化事業』が採択され、当該研究活動の成果を特設ページ等により国内外に向けて発信し本学のブランド化へ繋げている。

将来を見据えた長・中期の計画体系としては、「学校法人駒澤大学長期ビジョン『駒澤2030』」、この長期ビジョンを達成目標とした「学校法人駒澤大学施策体系（2018年度～2021年度）」、これを具体的に計画化した「学校法人駒澤大学中期事業計画（2018年度～2021年度）」を策定し、さらに中期事業計画を踏まえた実施計画「単年度事業計画」を事務部署が中心となり策定し、その具体化に向けて取り組んでいる。

【第2章】内部質保証

「駒澤大学内部質保証の方針」を定め、大学の理念・目的に基づき、本学の教学諸活動の質的充実と向上及び社会貢献を持続的に推進することを目的（mission, vision, raison d'être）とし、学長を中心とした教学運営上の恒常的検証・改善サイクル（PDCA）を構築することを明示している。この方針に基づき、内部質保証の推進に責任を負う組織として2019年1月に「駒澤大学教学運営会議」が設置され、教学運営上の重点方針の策定や、全学自己点検・評価委員会による大学全体の観点からの評価結果に基づく改善取組計画等の策定に取り組み、教育活動のPDCAサイクル構築とその推進及び加速に向けた取り組みを進める体制が整備された。

また、本学の「強み」や「特色」を全学的規模で実質的に確認する実践作業を通して、将来に向けた本学のあるべき姿の根幹を確認し、2019年度に「駒澤大学ブランドコンセプト」を策定した。このブランドコンセプトを踏まえ「教学運営基本指針」を策定し、今後はこの基本指針との整合性に留意しつつ、各学部等・研究科レベルでの将来計画（中期及び単年度の事業計画）をより具体的に確認・策定し、その実現に向けた取り組みを推進する。

【第3章】教育研究組織

2019年5月1日現在、7学部17学科、8研究科、9研究所、2ラボラトリを設置している。また、本学の教養教育科目及び教職課程科目を主に担当する総合教育研究部を設置している。2020年4月には新たに「仏教学研究科仏教学専攻」が開設され、基盤となる仏教

学部との教育の一貫性が高めることが可能となった。

【第4章】教育課程・学習成果

本学の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー（DP））は、学士課程全体、学部別、学科・専攻別の3階層で構成されており、それぞれが連関するように策定している。ディプロマ・ポリシーと学習成果の観点はマトリクス表により対応関係が可視化されている。教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー（CP））も、DPと同様に学士課程全体、学部別、学科・専攻別の3階層で構成され、またDPとCPの対応関係もマトリクス表によって可視化されており、DPで定める能力がどのような教育内容により育成されるのか示されている。DPとCPを踏まえて、各学部・学科・専攻のカリキュラムは体系性を持って開設されており、履修系統図に明示されている。なお、DP・CP共に大学ホームページ上で公表している。

また、学生の学習を活性化させる取り組みとして、シラバスの見直し、FD活動、eラーニングシステムの活用、アクティブ・ラーニングや自学自習の促進、英語による教育、リメディアル教育、キャリア教育等が行われている。成績評価は「GPA評価ガイドライン」に基づき行われ、成績評価に対する疑義がある場合、学生は成績調査の制度を利用して担当教員に採点内容の確認を求めることができる。進級基準は明確に設けられており、基準に満たない場合は原級に留め置かれる。学則及び『履修要項』に定める卒業要件を満たした学生は、各学部教授会において卒業（成績）判定会議が行われ、厳格かつ適切に学位授与が行われている。

そして、学習成果の測定は、CPの中にアセスメント・ポリシー（評価の方針）を定めており、入学から卒業までの学生の成長を経年推移により測定するための調査を実施している。なお、ルーブリックや学修ポートフォリオの活用は十分に意識しているが、組織的な実践企画には至っておらず、今後の課題である。

【第5章】学生の受け入れ

学士課程全体の学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー（AP））は、DP・CPと連動した内容となるよう策定している。APで明示した入学者を選抜するため、求める学生像と入学者選抜方法との対応関係をマトリクス表に示し、受験生に分かりやすいように工夫し公表している。

入学者選抜実施のための運営体制は、関連規程に基づき整備・運営されている。公正な入学者選抜を実施するため、過年度の入試結果データを大学ホームページ等で公表し、また合否判定方法に関する情報は入学試験要項に掲載し、合否判定の透明性を高めている。

学部全体における2019年5月1日現在の入学定員に対する入学者数比率は、0.99であり、過去5年間（2015年度～2019年度）の入学者数比率の平均は、1.10であった。2019年度の収容定員充足率は1.12であった。2019年度の編入学定員の充足状況は、学部単位では文学部全体の編入学定員50人に対し、入学者数14人となっており、過去5年間充足率の低い状況が続いている。また、大学院においても、多くの研究科・専攻において入学定員・収容定員共に未充足の状況が続いている。

【第6章】教員・教員組織

「大学の求める教員像及び教員組織の編成方針」及び「各学部等・研究科の求める教員像及び教員組織の編成方針」を制定し、大学ホームページで公表している。

すべての学部・研究科において、大学設置基準、大学院設置基準及び法科大学院設置基準上必要な専任教員数は満たしている。一部の学部の年齢構成に若干の偏りもみられるが、概ねバランスの良い構成となっている。2019年度の女性専任教員比率は19%であり、2016年度の16%と比較して改善が進んでいる。民間企業等出身者の専任教員の割合は、全学では16%であるが、多くの学部では研究業績を中心とする採用方法をとっているため、特に積極的な採用がされているわけではない。外国籍専任教員比率は、全学では5%であるが、実践的な英語教育を取り入れているグローバル・メディア・スタディーズ学部では26%である。学士課程における教養教育は、総合教育研究部が中心となり運営が行われている。

FD活動は、従来から定例的に行われてきた学生による授業アンケートや公開授業等の取り組みに加え、2016年度から新たに学生FDスタッフが編成され、学生目線を取り入れたFD活動が行われている。

【第7章】学生支援

「駒澤大学学生支援に関する基本方針」を制定し、大学ホームページに公表している。本方針は、修学支援・生活支援・進路支援・正課外活動支援の4つの観点により構成されており、この方針に基づき関連する事務部署による多種多様な学生支援が行われている。障がい学生の支援については、「駒澤大学障がい学生支援方針」に基づき、専門の委員会を整備して対応している。就職支援については、キャリアセンターが中心となりキャリアガイダンス、企業説明会、各種課外講座等を企画・運営しており、学生の希望に十分に対応する体制を採っている。

【第8章】教育研究等環境

「駒澤大学教育研究等環境の整備に関する基本方針」を制定し、大学ホームページに公表している。また、「駒澤大学キャンパスマスタープラン」を策定し、駒沢キャンパスの施設整備計画が進められている。ネットワーク環境やICT機器等の整備は、駒澤大学情報システム委員会において検討され、整備が行われている。学生の自主的な学習を促進するため、アクティブ・ラーニングスペースやICT機器を自由に利用できる施設環境を整備している。教職員に対する情報セキュリティ研修を実施し、情報倫理の確立に努めている。図書館は、老朽化のため新図書館の建設準備が進められており、新図書館では収蔵力と開架率の向上、学生の授業外学習時間増加を目指している。

「駒澤大学研究活動の基本方針」を策定し、研究活動に関する基本となる事項を定め、研究活動の推進を図っている。科学研究費の申請支援体制を整備し、外部資金獲得による研究活動支援に努めている。また、公的研究費を適正に管理・運営するための各種規程の整備や、研究倫理に関する規程を定め、コンプライアンス教育が行われている。

【第9章】社会連携・社会貢献

「駒澤大学社会連携・社会貢献に関する基本方針」を制定し、大学ホームページに公表

している。本方針を踏まえつつ、世田谷区や同区内の大学等と連携した様々な事業に参画し、社会連携に資する取り組みを行っている。eラーニングや公開講座等の提供により、教育研究活動の成果を社会に還元している。地域の国際交流事業として、世田谷区「国際化プロジェクト」に参画し、交換留学生の協力による地域情報発信やイベントへの参加が行われている。地域交流に関する取り組みとして、オリンピック・パラリンピック教育の一環として、近隣小学校の体育授業運営に本学の学生や教職員が協力している。このほか、課外活動の一環として、地域の小学生に対する支援やスポーツ教室、地域住民の方々への学習の機会提供ないし教育実践などに取り組んでいる。

【第10章】大学運営・財務

大学運営・財務に関しては、「駒澤大学大学運営・財務に関する基本方針」を制定し、大学ホームページに公表している。適切な大学運営のための組織整備は、関連規程に基づき、学長や役職者の選任、権限の明示、教授会の役割等について適切かつ明確に定めている。予算会議を開催し、次年度の事業計画に基づく予算の申請内容を確認・検証し、予算の透明性・客観性・妥当性の確保に努めている。予算執行の際は、契約審査会を開催し、合理的・経済的な発注・契約となっているか審査している。

危機管理体制については、「駒澤大学危機管理に関する規程」を定め、大規模自然災害等の突発的な問題が発生した際は、危機管理委員会を開催し対応に当たっている。迅速な対応が必要なときには、臨時対策本部を立ち上げることになる。

職員の人事考課については、「駒澤大学職員人事評価制度」を運用し、「駒澤大学職員人事評価制度マニュアル」に基づき、適切に行っている。また、スタッフ・ディベロップメント(SD)については、「駒澤大学教職員研修制度推進委員会」が作成している「教職員研修会実施要項」に基づき、毎年度の研修実施方針や実施計画を定め、全体研修、階層別研修、その他の研修に取り組むことで、人材育成に努めている。

財務に関しては、中・長期の財政計画を毎年更新し、安定した教育研究活動を遂行することが可能となるよう検証している。財務関係比率の指標については、同系列の他大学等の情報を参考に比較検討している。特に、予算編成方針では大学の人件費比率を50%以内となるよう目標設定している。財務基盤の確立のため、計画的に特定資産を積み立て、将来の校舎建設等の施設整備に備えている。募金活動の見直しを行い、2018年度から新たな寄付制度を開始し、寄付金収入の増加に努めている。このほか、「学校法人駒澤大学資金運用規程」に則り、資金運用委員会を開催し、客観的で公正な資料・情報に基づき、リスクの最小化に努めた厳格な資産運用体制を整備している。

2. 今後の展望

この度、2019年度自己点検・評価を実施し、大学基準に定められている各基準に沿って、「現状説明」、「長所・特色」、「問題点」を取りまとめた。各章に挙げた問題点については、内部質保証推進組織である「駒澤大学教学運営会議」を中心として、大学全体の改善方向との方策を具体化し改善取組計画等を策定していく。そのために、自己点検・評価が重要であることとの認識を全学的に共有し、継続的に、各学部等・研究科・附置研究所・大学事務の各部門における実情分析と自己評価に基づき、また大学当局と当該部門との協力・

連携のうえで、全学的な共通認識と理解に基づく改善に向けた取り組みを推進していくこととなる。

この度受審する大学評価（認証評価）の結果は、第三者による客観的評価ないし指摘であると認識し、次期中期事業計画における重点課題として取り上げ、また、関連する組織の単年度の事業計画に反映し、改善方策の具体化を図っていく予定である。さらに、重点課題の改善状況については、毎年実施している自己点検・評価において検証・評価を行い、その結果を駒澤大学教学運営会議に報告・共有し、学長のリーダーシップのもと、改善に向けた具体的な取り組み指示が出され、着実に推進していくことで、内部質保証システムのさらなる機能向上を目指すことにしたい。

また、2019年に新たに策定した「駒澤大学ブランドコンセプト」は、本学の強み・特色を明確化した人材育成像の構築を行うことを目的とし、このコンセプトに基づき策定された「教学運営基本指針」では、学部等のPDCAサイクルの実質化を図り、学修成果を重視した学部等の計画策定に向けた取り組みを進めていくことが予定されている。

終わりに、グローバル化や人口減少が進み、またビッグデータ、IoT、AIなどの進化と活用により作り上げられる予測不可能な時代（Society 5.0）の到来を見据え、本学の独自性として建学の理念に立ち返り、学修者本位（学生ファースト）の教育への転換を図っていくことが、より一層重要になると考えている。そのためには、学生一人ひとりを大切にすること（教育理念・教育実践）、そして学修を支援するために学生の学修状況を客観的かつ多面的に把握・分析し（エビデンス・IR）、教育課程や学生支援のあり方の全学的視野での検証に活用することが必要である（アセスメントポリシー・PDCAの実質化）。また、学生が大学4年間で何を学び、何を身につけたのか、学生が自らの学修の過程を振り返ることで、成長を実感し、学修意欲を高める仕組みを構築（成長実感・主観的評価）することも急がれる。

今後は、本学の教育に関する取り組みや成果を社会に向けて積極的に発信していくこと（教育情報や成果の可視化・公表）で、学生さらには社会から評価される大学としてあり続けられるよう、改善に努めていく。

2019（令和元）年度 全学自己点検・評価委員会委員名簿

委員長	副学長	日笠完治
副委員長	副学長	猿山義広
〃	総務局長	土合一夫
〃	財務局長	多良和己
委員	仏教学部	村松哲文
〃	文学部	中嶋真也
〃	経済学部	渡邊恵一
〃	法学部	三竹直哉
〃	経営学部	中川淳平
〃	医療健康科学部	奥山康男
〃	グローバル・メディア・スタディーズ学部	吉田尚史
〃	総合教育研究部	山縣毅
〃	経営学研究科	中村公一
〃	経済学研究科	溝手芳計
〃	禅研究所	石井清純
〃	司法研究所	小松良正
〃	学長室関係	橋本政景
〃	総務関係	藤野幹之
〃	財務関係	岩井貴生
〃	教育・研究事務関係	中野達哉
〃	学生支援事務関係	兼村栄哲
〃	特別問題自己点検・評価実施委員会	日笠完治
幹事	法人企画部長	山口永倫
〃	法人企画部法人企画課長	新井淳
〃	法人企画部係長	金原円応
〃	法人企画部係長	堀創一
書記	法人企画部主事補	長崎弘子
〃	法人企画部主事補	木村美子
〃	法人企画部書記	若林将也

2019年度全学自己点検・評価報告書

脚下照顧 Vol. 5

2020（令和2）年3月31日発行

編集 全学自己点検・評価委員会

発行 駒澤大学

〒154-8525 東京都世田谷区駒沢 1-23-1

事務局 駒澤大学法人企画部

TEL 03-3418-9043 FAX 03-3418-9037
